

倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画

（第8期：令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

倉 敷 市

は じ め に

全国的に少子高齢化が更に進展し、人口減少が進む中で、本市でも令和2年9月末現在高齢者人口は13.2万人、高齢化率は27.4%となり、高齢化が進むとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加しています。団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）には、医療や介護サービスを利用する可能性が高まる85歳以上の方が約2.7万人となり、今後もこの傾向が続くことが予測されます。



また、災害や新型コロナウイルス感染症といった、新たな課題に対する備えも求められており、平成30年7月豪雨を経験した本市においては、自助・公助・共助の力を合わせて、災害に強い地域づくりに取り組むこととしております。

このような状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画の中では、前計画に引き続き「温もりあふれる健康長寿のまち・倉敷」の実現を基本理念として掲げ、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを更に進めていくこととしております。

具体的には、健康寿命の延伸を図るため、介護予防・生活支援を強化することとし、リハビリテーション専門職等と連携した効果的なフレイル予防に取り組むとともに、ふれあいサロン等通いの場の充実を図ること等を通じた「高齢者が元気で活躍できる地域づくり」を更に強化し、高齢者の方がこれまで培った経験や知識等を活かして、地域で活躍していただけるようにしてまいります。また、「認知症施策推進大綱」を踏まえて、認知症の人やその御家族の居場所としての認知症カフェを地域に広げるとともに、認知症当事者の支援ニーズと認知症サポーター等の支援者をつなげる仕組みであるチームオレンジを整備し、「認知症の人と共に生きる地域づくり」を推進してまいります。

終わりにになりましたが、計画策定にあたり、アンケート調査等に御協力いただきました市民の皆様をはじめ、慎重な御審議等をいただきました倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会委員の皆様方、関係機関各位に心からお礼申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者福祉行政の推進に、御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年3月

倉 敷 市 長 伊 東 香 織

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ及び目的	2
3	計画の期間及び進行管理	3
4	計画の策定体制	4

第2章 高齢者や介護保険制度の現状等

1	高齢者や介護保険制度の概況	7
2	高齢者、要介護者等の現状	8
3	高齢者保健福祉サービスの現状	19
4	介護給付等対象サービスの現状	25
5	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等からみる高齢者の意識や実態	44
I	高齢者の意識等について	44
II	高齢者が有するリスクについて	55
III	社会参加の状況について	75

第3章 計画の基本理念と目標

1	計画の基本理念	87
2	計画の重点目標	87
3	計画の基本目標	88
4	計画の体系	90

第4章 温もりあふれる健康長寿のまち倉敷 (倉敷市版の地域包括ケアシステム) 実現に向けて

1	倉敷市の現状と2025・2040年の姿	91
2	倉敷市版の地域包括ケアシステム	98
3	重点目標と重点施策	130

第5章 課題と施策の展開方向

I 健やかに暮らせるまちづくり

- 1 安心して医療を受けるために 137
- 2 健康づくりを進めるために 139
- 3 要支援・要介護状態にならないために 144

II 生きがいをもてるまちづくり

- 1 さまざまな人々とふれあうために 149
- 2 いつまでも学び続けるために 151
- 3 知識や経験を生かして社会に役立つために 153

III 安心して暮らせるまちづくり

- 1 安全・安心な暮らしをおくるために 155
- 2 気軽に外出するために 161
- 3 暮らしやすい住まいのために 163

IV 支え合うまちづくり

- 1 地域で安心して暮らすために 165
- 2 介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために 173

第6章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性

- 1 日常生活圏域の設定 179
- 2 各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性 184

第7章 介護サービス等の量や介護人材の見込みと介護保険料

- 1 介護保険事業量の算定 237
- 2 介護保険事業費の算定 254
- 3 介護保険料と保険料段階 257

資料編

1	用語の説明	259
2	倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過	261
3	倉敷市社会福祉審議会条例（抄）	262
4	倉敷市社会福祉審議会運営要綱（抄）	263
5	倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 策定専門分科会委員名簿	266
6	倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会 及びワーキング部会設置要領（抄）	267
7	倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対する パブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）	269
8	各担当課等問い合わせ先一覧	270



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和2(2020)年9月現在、高齢者人口は131,947人、高齢化率は27.4%となっており、全国と同様に高齢化が着実に進展しています。

また、介護保険制度の施行状況について見ると、介護保険制度創設当初の平成12(2000)年4月と令和2(2020)年3月を比較しても、65歳以上被保険者数は約74,200人から約132,300人へと約1.8倍に増加し、サービス利用者は約7,000人から約23,900人へと約3.4倍に増加しています。高齢化が進む中で、多くの方に介護サービスを利用していただいております。今では、介護保険制度は無くってはならないものとなっています。一方で、介護保険料(基準額)は平成12(2000)年度から14(2002)年度までの第1期は3,366円でしたが、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの第7期は6,050円と、約1.8倍に上昇しています。

今後に関しては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には、本市でも高齢者が140,186人、高齢化率29.7%となるなど、高齢化が進展することが予想されており、更に、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、一般的に医療や介護サービスを利用する割合が高くなる85歳以上の高齢者が急速に増加することが予想されます(令和2(2020)年9月21,248人→令和22(2040)年40,203人(1.9倍))。また、認知症高齢者の増加や、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加も見込まれるところです。加えて、全国的には介護人材の不足も指摘されています。

本市ではこれまで、国の動向も踏まえつつ、令和7(2025)年に向け、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「医療」「介護」「予防」「住まい」そして「生活支援」が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めるとともに、保険者機能の強化としての自立支援・重度化防止に向けた取組や地域共生社会の実現に向けた取組等を推進し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めてきました。

国では、今般の介護保険制度の見直しに際し、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、令和22(2040)年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるように制度の整備や取組の強化を図り、その方策を示しています。また、近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、これらへの備えの重要性についても指摘しているところです。

本市においても、このような動きを踏まえながら、令和3(2021)年度からの新しい「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画」を策定することとしました。

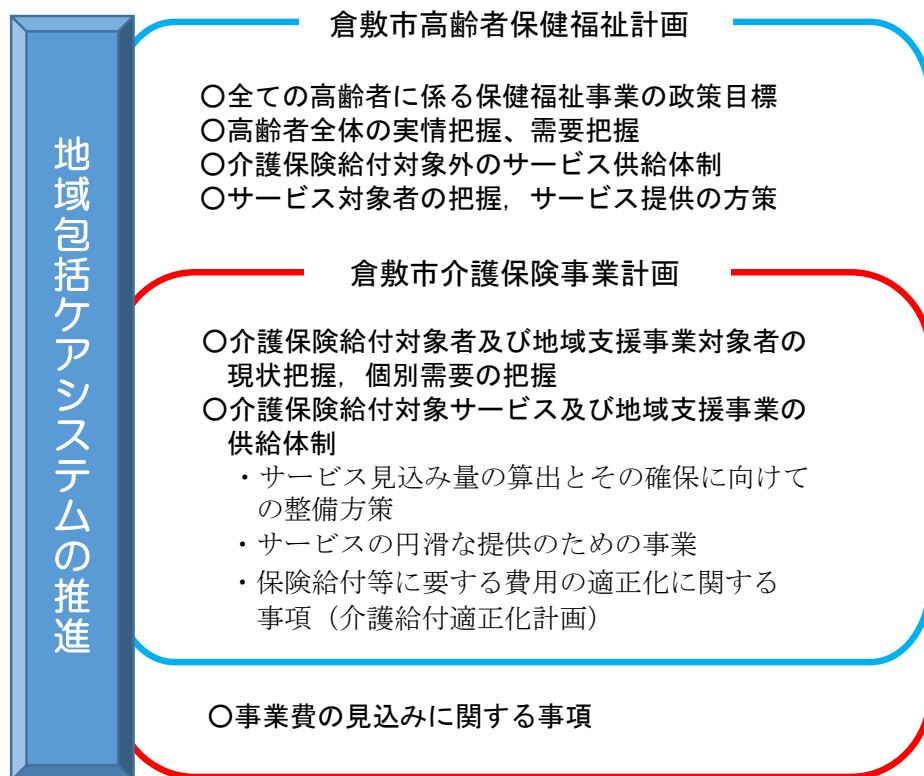
2 計画の位置づけ及び目的

倉敷市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画であり、その目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

また、倉敷市介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

また、今回の両計画の見直しに当たっては、国の定める策定指針を踏まえ、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「岡山県保健医療計画」との整合性を図るとともに、「倉敷市第七次総合計画」や「倉敷みらい創生戦略」「倉敷市地域福祉計画」「健康くらしき21・Ⅱ」「倉敷市障がい福祉計画」「倉敷市住生活基本計画」など、市の各種関連計画との整合性を図りました。

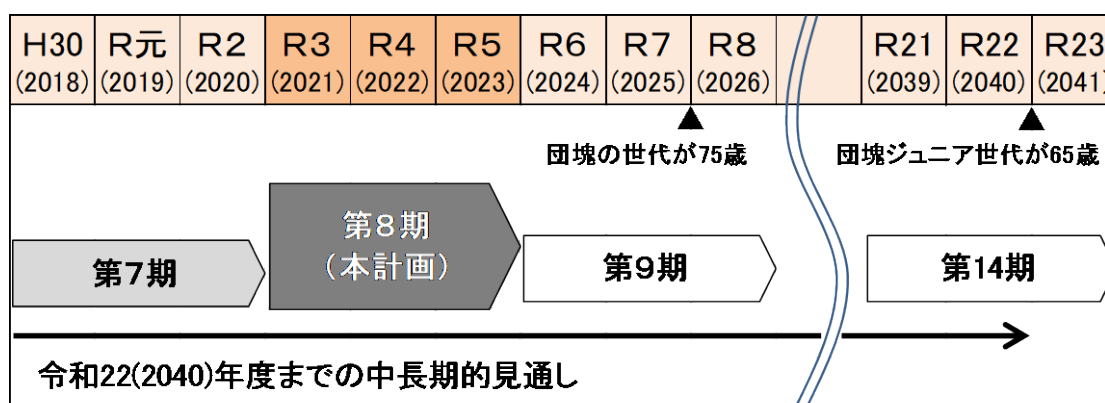


3 計画の期間及び進行管理

この計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、総人口・現役世代が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する令和22(2040)年を見据え、第7期から引き続き、「地域包括ケア」計画として、令和3(2021)年度を初年度として令和5(2023)年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行います。

特に、自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、①地域の実態把握・課題分析を行う、②目標を設定し、関係者で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する、③計画に基づき取組を推進する、④目標に対する実績評価を行い、その結果を公表し、計画について必要な見直しを行うといったPDCAサイクルをまわすことが、介護保険制度の保険者としても重要です。このため、このような保険者機能の強化が図られるように留意しながら、計画の進行管理を毎年度行います。



コラム〔保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金〕

国においては、平成30年度に、市町村や都道府県の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金として保険者機能強化推進交付金が創設され、また、令和2年度からはさらに、予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

市としては、交付金を活用して高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するとともに、取組の評価について、これらの交付金の指標の評価結果も活用しながら行います。

4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、倉敷市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用等を把握し、今後の高齢者保健福祉施策に生かすため、調査を行いました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の、高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元(2019)年12月にアンケート調査を実施しました。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要

調査対象	倉敷市内在住の65歳以上の高齢者(令和元(2019)年11月1日現在)のうち、要介護認定を受けていない市民及び要支援1・2の認定を受けている65歳以上の市民の中から無作為抽出した13,895人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元(2019)年12月10日(火)～12月27日(金)
回収結果	配布数：13,895件、有効回収数：8,595件（有効回収率：61.9%）

(2) 在宅介護実態調査

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた、介護サービスの在り方を検討するため、令和元(2019)年11月から令和2(2020)年2月にアンケート調査を実施しました。

●在宅介護実態調査の実施概要

調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、認定調査の対象となる人。
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和元(2019)年11月1日(金)～令和2(2020)年2月29日(土)
回収結果	637件

(3) 計画素案の公表，市民からの意見募集

令和2(2020)年12月に計画素案を公表し，市民からの意見募集を行いました。

(4) 審議会での審議

計画案を検討する場として，倉敷市社会福祉審議会に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会」を設置し，令和2(2020)年7月から令和3(2021)年1月まで計5回の審議を行いました。

この専門分科会には，保健・医療・福祉・介護の関係者のほか，老人クラブの代表者，学識経験者，公募による市民の代表にも参画いただき，22名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

(5) 幹事会及びワーキング部会の設置

庁内関係部局の代表者8名で構成する「倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会」及び局内関係部課等の代表者13名で構成する「ワーキング部会」を設置し，計画素案を作成しました。

ワーキング部会は，必要に応じて随時開催し，関係部課との連携を図りながら計画内容について活発な意見交換を行いました。



高齢者や介護保険制度の現状等

1 高齢者や介護保険制度の概況

(1) 介護保険制度の実施状況

介護保険制度の制度創設以来 20 年が経過し、本市では 65 歳以上被保険者数が約 1.77 倍に増加するなかで、サービス利用者数は約 3.37 倍に増加しています。

①65歳以上被保険者の増加

	平成12年4月末		令和2年4月末	
第1号被保険者数	7万4200人	⇒	13万1488人	1.8倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	平成12年4月末		令和2年4月末	
認定者数	9800人	⇒	2万8393人	2.9倍

③サービス利用者の増加

	平成12年4月末		令和2年4月末	
在宅サービス利用者数	4700人	⇒	1万6547人	3.5倍
施設サービス利用者数	2300人	⇒	3038人	1.3倍
地域密着型サービス利用者数	—		3980人	
計	7000人	⇒	2万3565人	3.4倍

※平成12年(2000)年4月末は、市町村合併前の倉敷市・船穂町・真備町を合計したもの。

(2) 保険給付費と保険料の推移

介護保険料は高齢化の進展により月額 6,050 円まで上昇しています（参考 全国 5,869 円、岡山県 6,064 円）。

事業運営期間	事業計画	保険給付費	保険料	全国平均 (参考)
平成12年度	第一期	129億円	3,366円	2,911円
平成13年度		161億円		
平成14年度		183億円		
平成15年度	第二期	198億円	3,920円	3,293円
平成16年度		210億円		
平成17年度		224億円		
平成18年度	第三期	227億円	4,760円	4,090円
平成19年度		240億円		
平成20年度		251億円		
平成21年度	第四期	268億円	4,700円	4,160円
平成22年度		281億円		
平成23年度		298億円		
平成24年度	第五期	312億円	5,430円	4,972円
平成25年度		327億円		
平成26年度		344億円		
平成27年度	第六期	355億円	5,850円	5,514円
平成28年度		356億円		
平成29年度		365億円		
平成30年度	第七期	379億円	6,050円	5,869円
令和元年度		392億円		
令和2年度		418億円		

※令和2(2020)年度の保険給付費は第7期介護保険事業計画における推計値。

※データの制約上平成12(2000)年度から平成17(2005)年度までは保険給付費、保険料については旧船穂町、真備町のものを含まない。

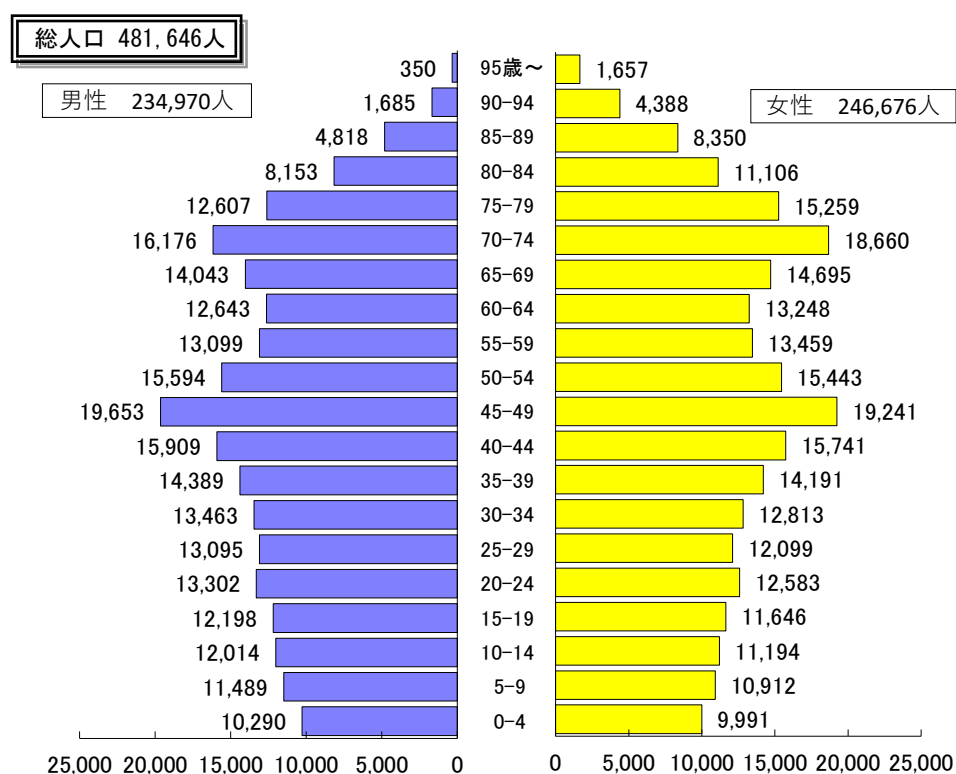
2 高齢者，要介護者等の現状

(1) 人口ピラミッド（令和2(2020)年9月末現在）

本市の人口は，令和2(2020)年9月末現在で，男性 234,970 人，女性 246,676 人，合計 481,646 人です。

年齢階層別にみると，第一次ベビーブーム世代の 70～74 歳と第二次ベビーブーム世代の 45～49 歳が多く，国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

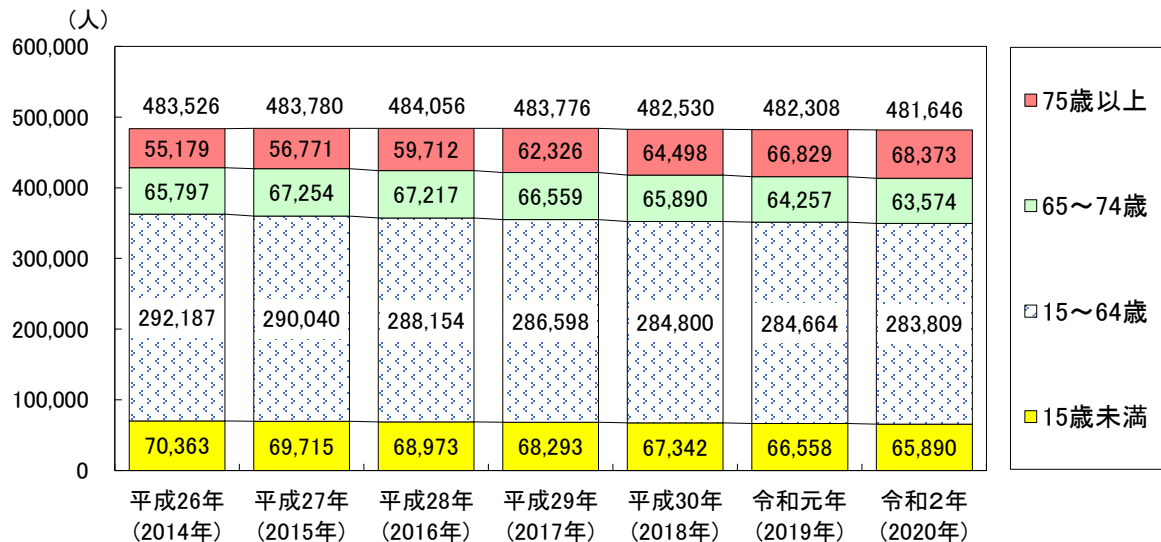
今後5年間で，70～74 歳の階層が順次後期高齢期に達することから，本計画期間中は後期高齢者（75 歳以上）の増加が見込まれます。



資料:住民基本台帳

(2) 年齢4区分別人口の推移

年齢4区分別人口の推移をみると、平成26(2014)年から令和2(2020)年にかけて、15～64歳の生産年齢人口は8,378人、2.9%、65～74歳の前期高齢者は2,223人、3.4%減少しているのに対して、75歳以上の後期高齢者は13,194人、23.9%増加しています。



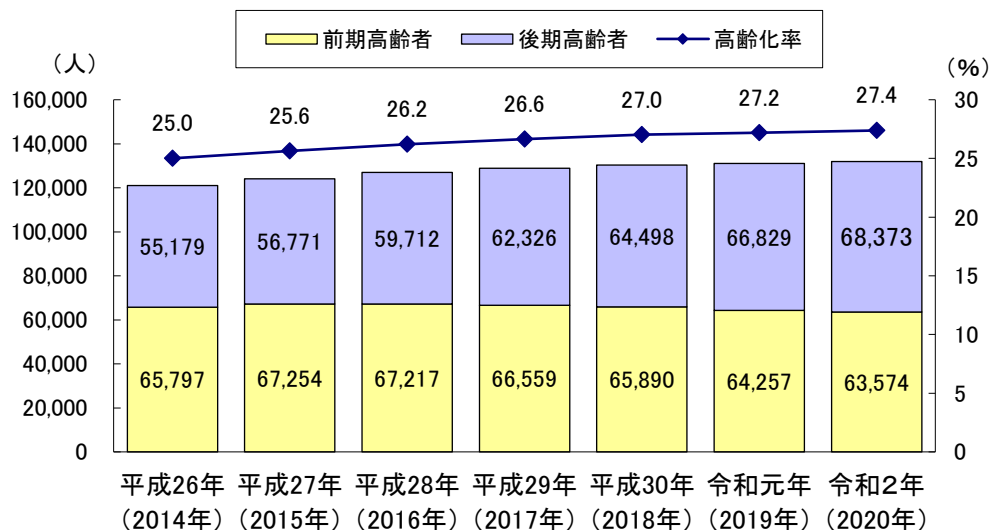
(各年9月末現在)

資料:住民基本台帳

(3) 高齢者人口の内訳と高齢化率の推移

前期高齢者人口と後期高齢者人口の平成26(2014)年から令和2(2020)年までの推移をみると、後期高齢者は一貫して増加傾向にあるのに対し、前期高齢者は平成27年をピークに減少に転じています。

高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は、平成26(2014)年の25.0%から令和2(2020)年には27.4%へと、6年間で2.4ポイント上昇しています。



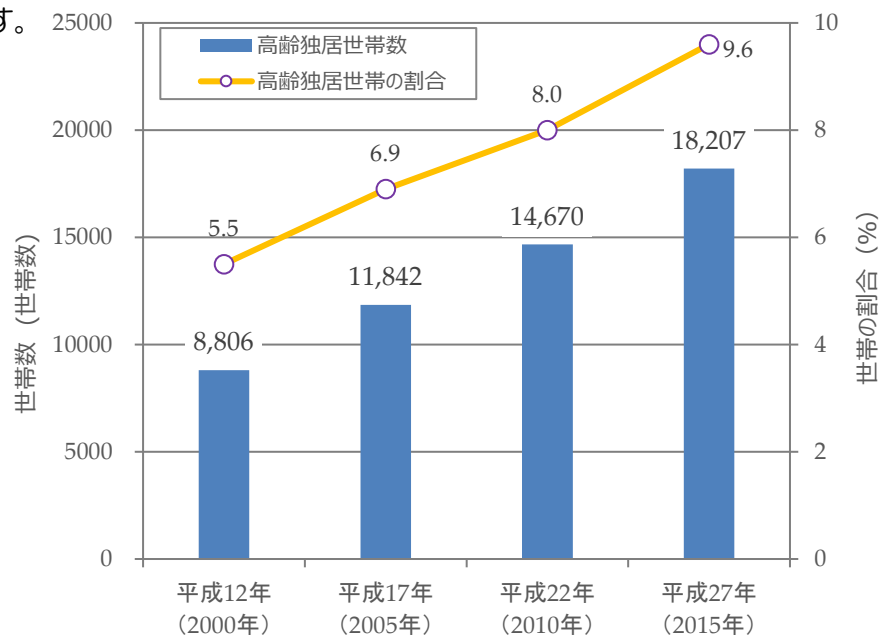
(各年9月末現在)

資料:住民基本台帳

(4) 高齢者がいる世帯の状況

(ア) 高齢独居世帯数・割合の推移

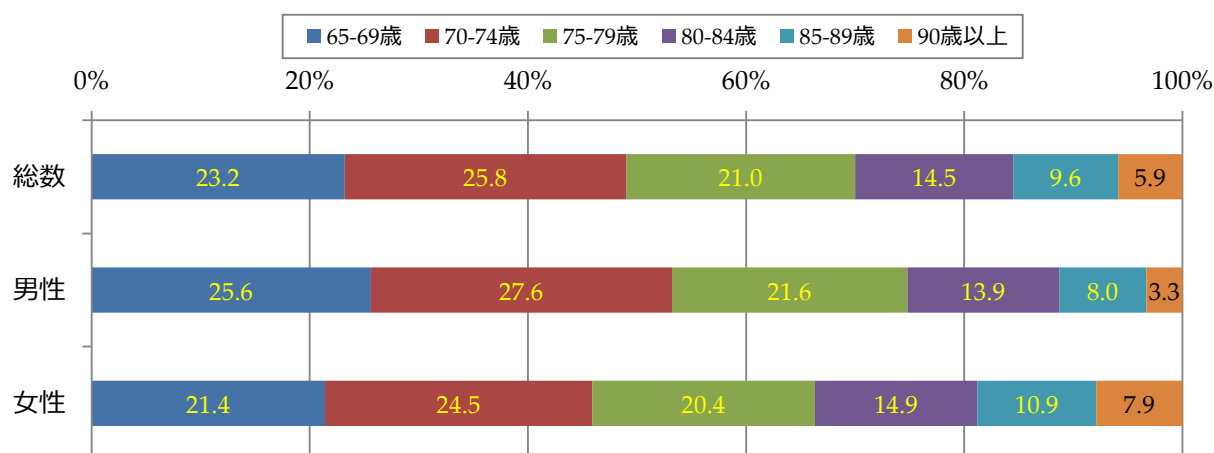
平成12(2000)年から平成27(2015)年までの15年間で、独居高齢者は8,806人から18,207人に増加(増加率106.8%)しており、一般世帯に占める高齢独居世帯割合は、平成12(2000)年の5.5%から平成27(2015)年時点で9.6%にまで増加しています。



資料:厚生労働省:地域包括ケア「見える化」システム

(イ) 性別年齢階層別にみた高齢者数の構成割合(令和元(2019)年9月時点)

高齢者に占める65~74歳の割合は、「男性」53.2%、「女性」45.9%、75~84歳の占める割合は、「男性」35.5%、「女性」35.3%、85歳以上の占める割合は、「男性」11.3%、「女性」18.8%となっています。

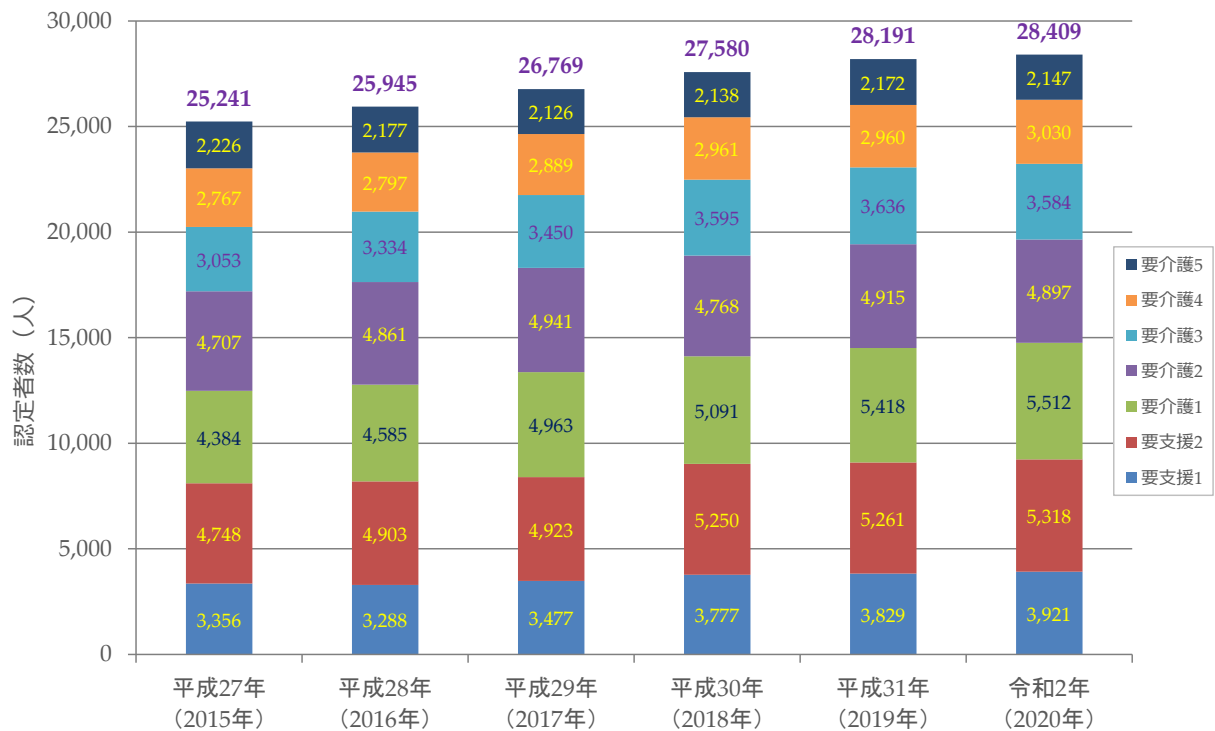


資料:住民基本台帳

(5) 要支援・要介護認定者数の状況

(ア) 要支援・要介護認定者数の推移

平成 27(2015)年から令和 2(2020)年までの 5 年間で、要支援・要介護認定者は 25,241 人から 28,409 人（1.13 倍）に増加しています。また、令和 2(2020)年 3 月末時点の要支援者は 9,239 人で、認定者の 32.5%を占めています。

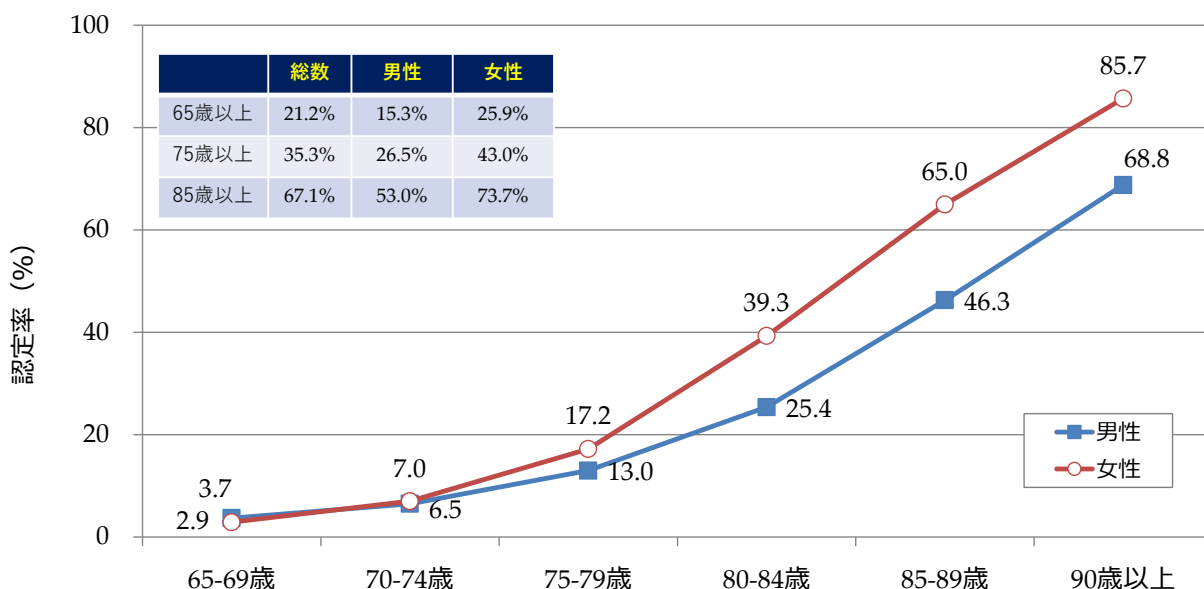


資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システムより作成。各年 3 月末。
認定者には第 2 号の認定者を含んでいる。

(イ) 性別年齢階層別にみた認定率

令和 2(2020)年 3 月末時点の 65 歳以上認定率は 21.2%で、性別では、「男性」15.3%、「女性」25.9%となっています。

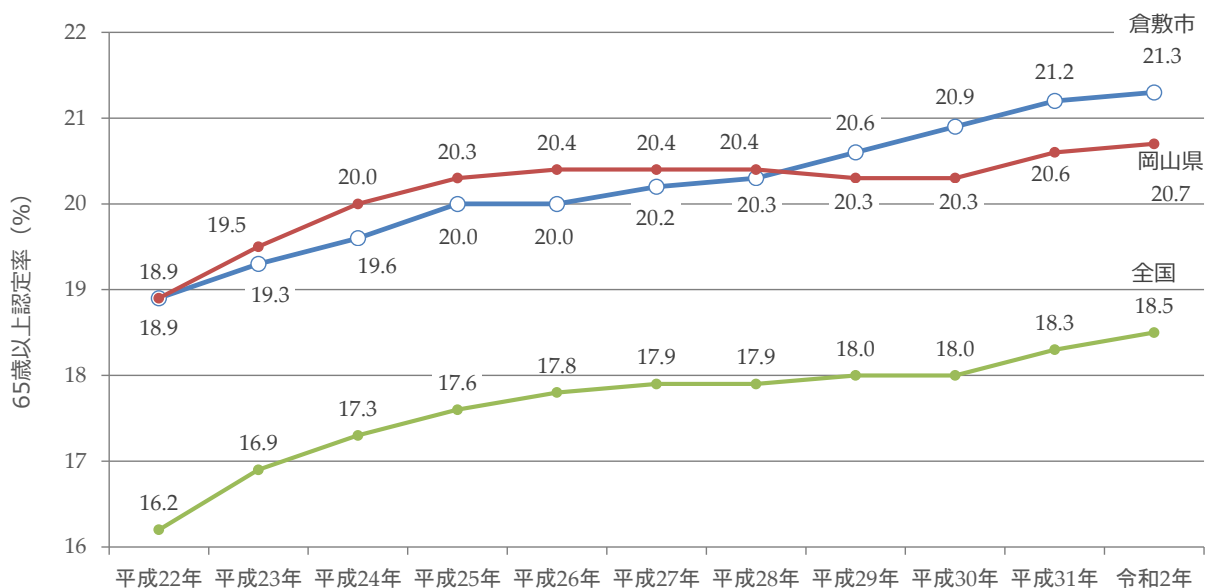
また、認定率は 75 歳を過ぎると急激に上昇し、65 歳から 69 歳の年齢階層を除き、女性の方が高くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和 2 年 3 月分、倉敷市人口データをもとに作成

(ウ) 高齢者の認定率の推移及び全国・県平均との比較（実績ベース）

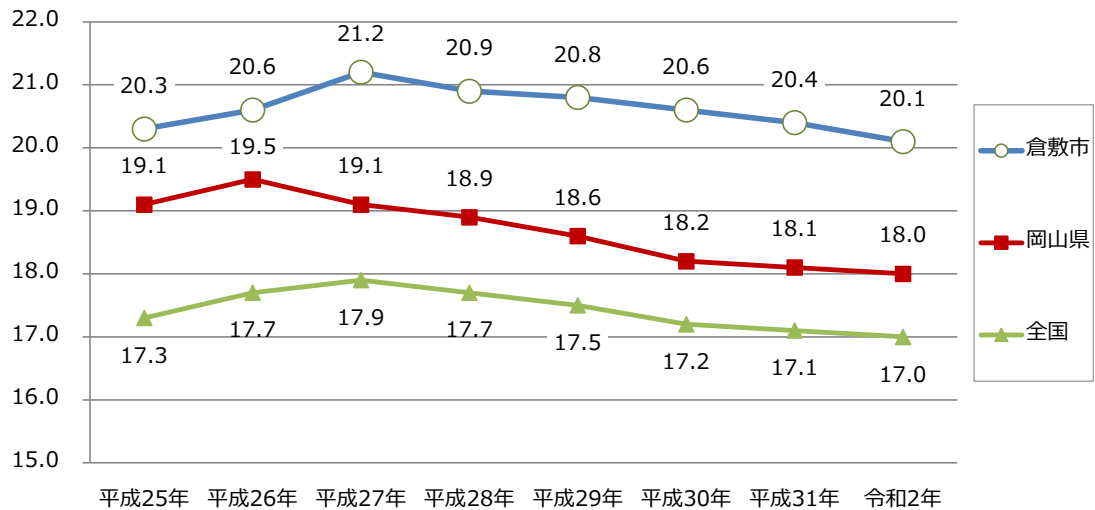
認定率（＝65 歳以上認定者数／第 1 号被保険者数）は全国平均を上回る水準で推移しており、平成 22(2010)年以降、上昇が続いており、令和 2(2020)年 3 月末時点で 21.3%となっています。



資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システムより作成。各年 3 月末。

(エ) 調整済み認定率の推移及び全国・県平均との比較

令和 2(2020)年 3 月末時点の実績ベースの認定率は、「全国」18.5%、「岡山県」20.7%、「倉敷市」21.3%と、倉敷市の認定率は全国を 2.8 ポイント、岡山県を 0.6 ポイント上回る水準となっています。ここで、年齢構成を調整すると、倉敷市の認定率は全国を 3.1 ポイント、岡山県を 2.1 ポイント上回る水準となっています。

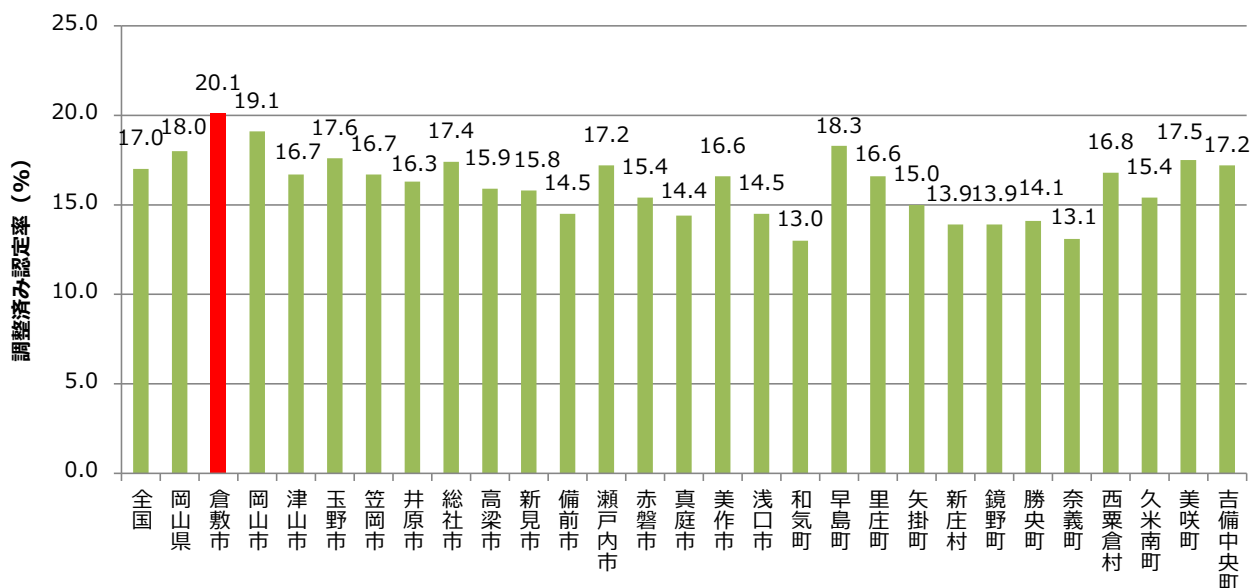


資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムより作成。各年 3 月末時点。

(オ) 調整済み認定率の市町村間比較

令和 2(2020)年 3 月時点の年齢構成の違いを調整した後の認定率(※)は、「倉敷市」が 20.1%で最も高く、次いで「岡山市」19.1%、「早島町」18.3%の順となっています。

(※)調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味します。

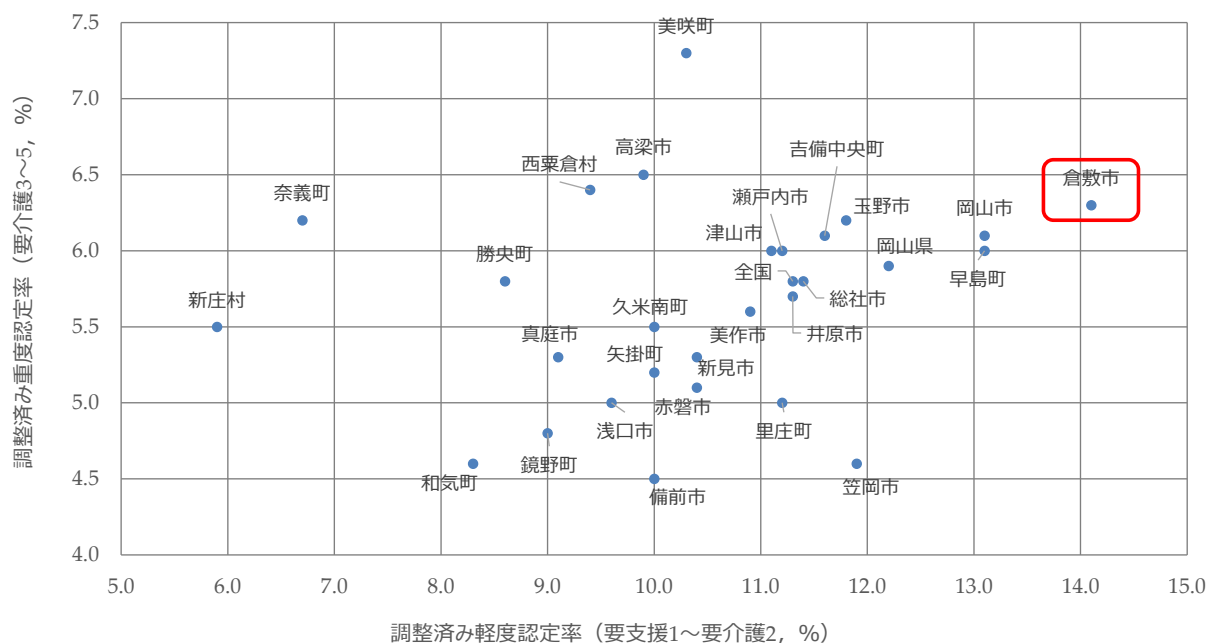


注：令和 2(2020)年 3 月時点。

資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

(カ) 調整済み軽度・重度認定率の市町村間比較

調整済み軽度認定率は、「倉敷市」が最も高く、調整済み重度認定率では、倉敷市は4番目となっています。

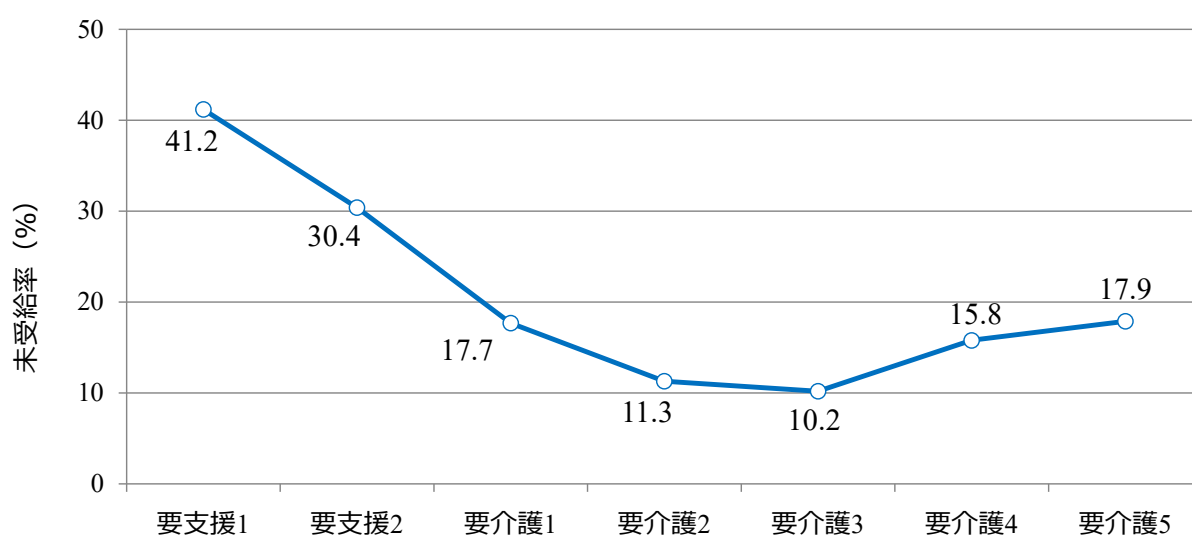


注: 平成 31(2019)年 3 月時点。

資料: 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システム

(キ) 要介護度別にみたサービス未受給率

令和元(2019)年 9 月の介護サービス未受給率は、「要支援 1」が 41.2%と最も高く、次いで「要支援 2」30.4%、「要介護 5」17.9%の順となっています。

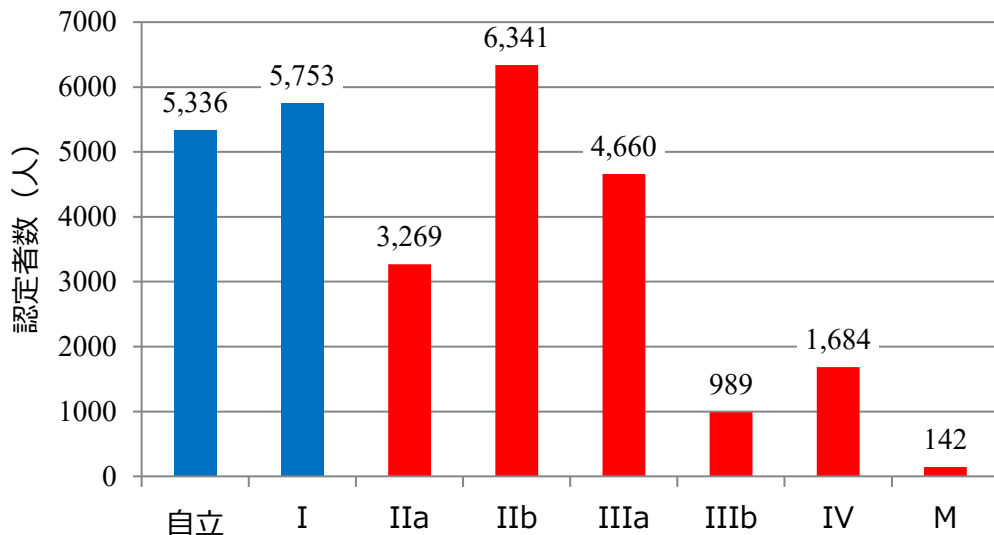


資料: 要介護認定データ(2019.9), 給付データ(2019.9)をもとに作成

(6) 認知症高齢者の状況

(ア) 認知症自立度別にみた認定者数（令和元(2019)年9月末時点）

令和元(2019)年9月末時点の認定者数は28,174人で、うち「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上」の者（認知症者）は17,085人（60.6%）となっています。



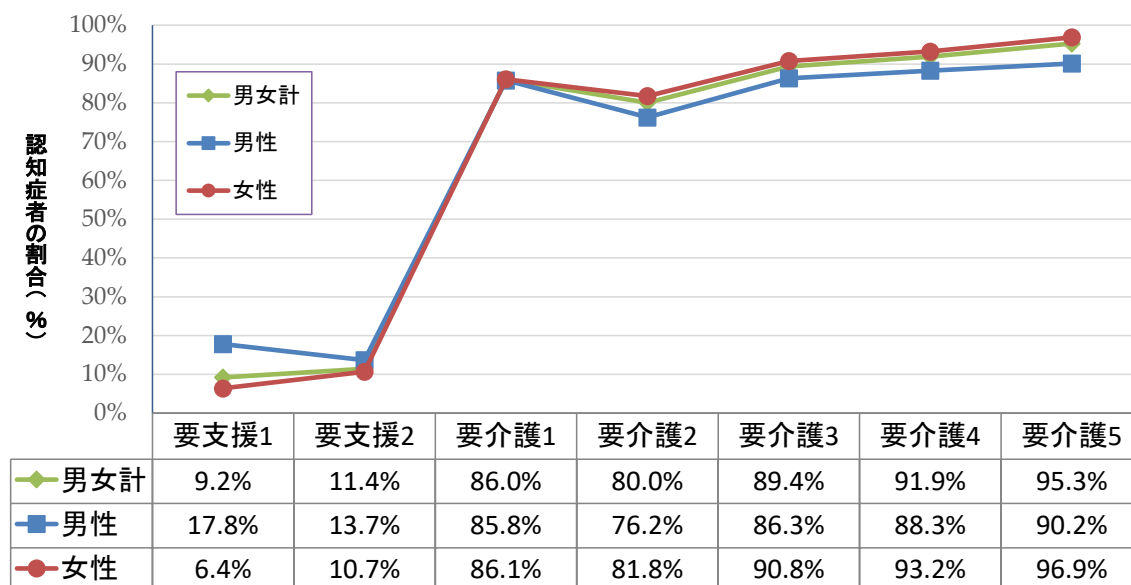
資料：倉敷市要介護認定データ(令和元(2019)年9月)をもとに作成

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
IIIb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(イ) 性別要介護度別にみた認知症者の割合（令和元(2019)年9月末時点）

認知症認定者の割合（総数 60.6%）を要介護度別にみると、「要支援 1-2」では 1 割程度にとどまっていますが、要介護では、約 8～9 割が認知症となっています。

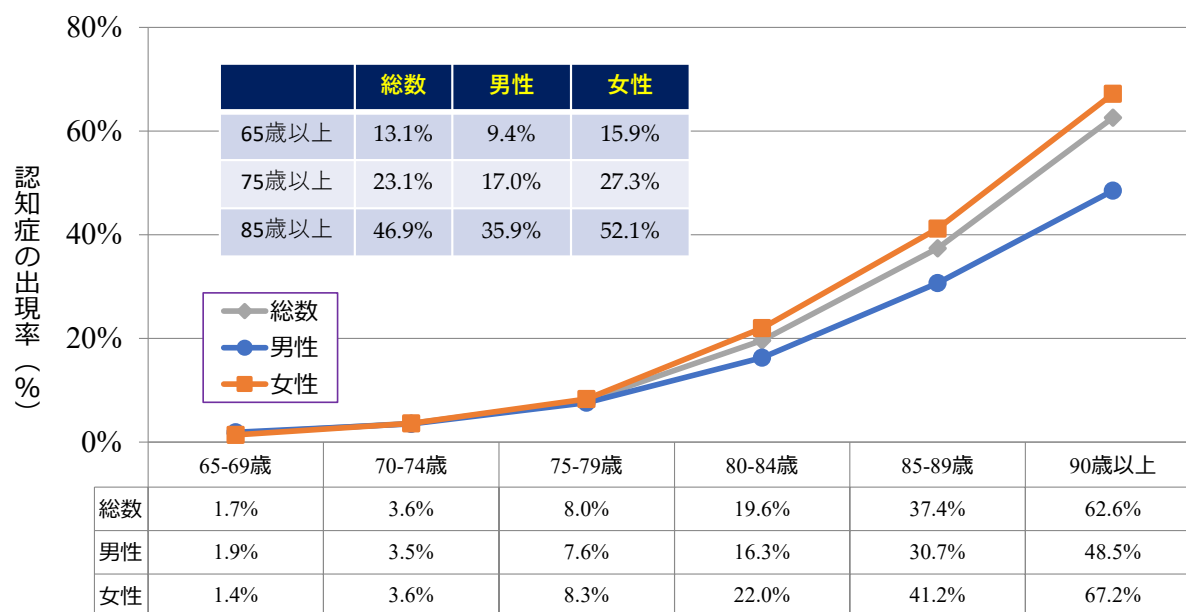


注：認知症者の割合は、要介護認定者のうち、認知症自立度がⅡ以上の者の割合を指す。

資料：倉敷市要介護認定データ(令和元(2019)年9月)をもとに作成

(ウ) 性別年齢階層別にみた認知症者の出現率（令和元(2019)年9月末時点）

令和元(2019)年9月末時点の65歳以上の認定者の認知症出現率は13.1%（男性9.4%，女性15.9%）であり，80歳以降で急激に上昇しています。

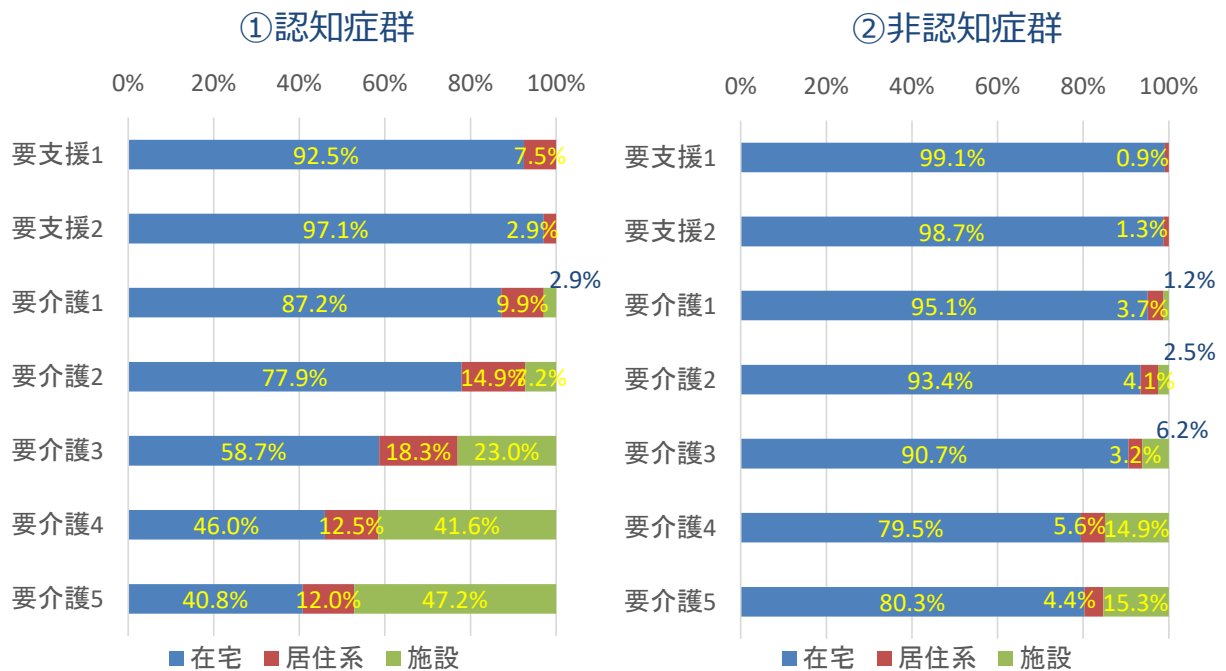


注：認知症の出現率は、各年齢階層別人口のうち、認定を受けて認知症自立度がⅡ以上であった者の割合を指す。

資料：倉敷市の人口データ(令和元(2019)年9月)，要介護認定データ(令和元(2019)年9月)をもとに作成

(工) 認知症群と非認知症群間の特性比較（療養場所）

認知症群（認知症自立度Ⅱ以上）では、要介護度の重度化とともに居住系、施設サービス受給者の比率が高くなり、要介護5では認定者の6割が居住系・施設サービス受給者となっています。一方、非認知症群（認知症自立度Ⅰ以下）では、最も重い要介護5でも施設・居住系受給者は認定者の2割程度にとどまっています。



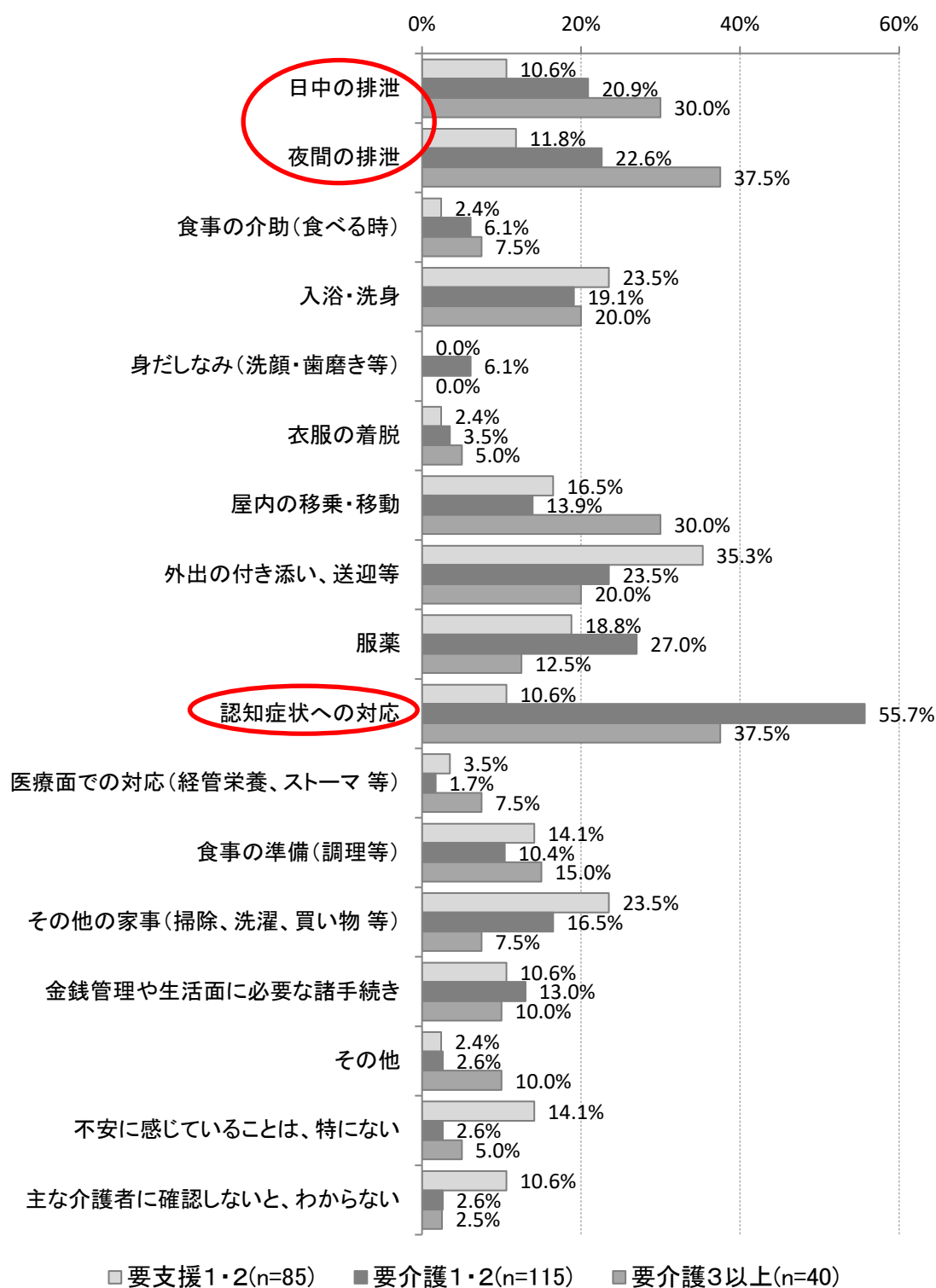
注1: 認知症群(認知症自立度Ⅱ以上)は17,051人、非認知症群(認知症自立度Ⅰ以下)は11,087人である。

注2: 「在宅」は認定者のうち居住系・施設サービスを利用していないものを指す。

資料: 倉敷市要介護認定データ(令和元(2019)年9月)をもとに作成

(オ) 介護者が不安に感じる介護（要介護度別）

介護者が不安に感じる介護については、要介護1・2、要介護3以上の両方で「認知症状への対応」が最も多く、また要介護3以上の介護者では「日中の排泄」「夜間の排泄」も多くあげられています。



資料：倉敷市在宅介護実態調査結果

3 高齢者保健福祉サービスの現状

前計画において目標指標として数値を掲げた項目について、計画値と実績値の比較を行いました。

重点施策の目標指標を、令和元(2019)年度について見ると、100%以上（目標を達成したもの）が16件、70%以上100%未満が22件、50%以上70%未満が4件、進捗率50%未満が3件となっています。また、一般施策（個別事業）の目標指標については、100%以上（目標を達成したもの）が7件、70%以上100%未満が13件、50%以上70%未満が1件、進捗率50%未満が1件となっています。

おおむね計画どおり事業が進捗していますが、進捗率が低い事業等については、事業内容や計画値の検証等を行い、今期の計画の掲載に際して、必要な見直し等を行いました。さらに多くの方が事業を利用いただけるように、今後も引き続き、関係機関への周知や広報等による市民への情報提供に努めていきます。

① 重点施策の目標指標

施策	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
通いの場	実施か所数	か所	平成30	520	600	115.4%
			令和元	540	705	130.6%
			令和2	560	700	125.0%
	参加者数	人	平成30	9,360	9,600	102.6%
			令和元	9,720	11,831	121.7%
			令和2	10,080	11,900	118.1%
ふれあいサロン (市が援助する住民主体のサロン)	実施か所数	か所	平成30	250	263	105.2%
			令和元	260	275	105.8%
			令和2	270	280	103.7%
	参加者数	人	平成30	4,500	5,129	114.0%
			令和元	4,700	5,375	114.4%
			令和2	4,900	5,550	113.3%
	週1回以上開催するふれあいサロンの実施か所数	か所	平成30	80	97	121.3%
			令和元	90	105	116.7%
			令和2	100	110	110.0%
自立支援・重度化 予防の取組	短期集中健幸アップ教室への参加者数	人	平成30	180	41	22.8%
			令和元	198	32	16.2%
			令和2	217	25	11.5%
	自立支援に繋がる個別ケア会議での検討事例件数	件	平成30	100	98	98.0%
			令和元	125	124	99.2%
			令和2	150	150	100.0%

(令和2(2020)年度は見込み)

施策	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
高齢者の孤独防止	いきいきポイント登録者数	人	平成30	825	747	90.5%
			令和元	950	735	77.4%
			令和2	1,075	590	54.9%
	身近で相談できる人がいると 思っている高齢者の割合	%	平成30	83.6	74.1	88.6%
			令和元	84.8	73.3	86.4%
			令和2	86.0	-	-
	高齢者支援センターを知って いる人の割合(ニーズ調査)	%	平成30			
			令和元	80%以上	60.4	75.5%
			令和2			
役割を持って活躍 できる地域づくり	週1回以上スポーツや趣味を 行っている高齢者の割合	%	平成30	65.8	53.3	81.0%
			令和元	67.4	55.1	81.8%
			令和2	69.0	-	-
	自らが社会参加している と思っている高齢者の割合	%	平成30	53.0	30.2	57.0%
			令和元	55.0	30.3	55.1%
			令和2	57.0	-	-
	スポーツや趣味を楽しむ等、 生きがいを持って活動してい る高齢者の割合	%	平成30	52.2	40.2	77.0%
			令和元	54.6	42.8	78.4%
			令和2	57.0	-	-
	健康状態を「とてもよい」又は「ま あよい」と自覚している人の割合 (ニーズ調査)	%	平成30			
			令和元	80.0	78.1	97.6%
			令和2			
介護給付の適正化	出前講座の回数	回	平成30	30	13	43.3%
			令和元	36	10	27.8%
			令和2	42	9	21.4%
	認定調査状況チェック	%	平成30	100	100	100.0%
			令和元	100	100	100.0%
			令和2	100	100	100.0%
	認定調査状況チェック	件	平成30	27,000	24,118	89.3%
			令和元	24,000	21,400	89.2%
			令和2	20,000	17,000	85.0%
	ケアプラン点検数	件	平成30	4,300	5,261	122.3%
			令和元	4,400	5,394	122.6%
			令和2	4,500	2,804	62.3%
	住宅改修の点検事前訪問調 査件数	件	平成30	130	93	71.5%
			令和元	130	80	61.5%
			令和2	130	107	82.3%
	住宅改修の点検事前・事後申 請確認	%	平成30	100	100	100.0%
			令和元	100	100	100.0%
			令和2	100	100	100.0%
	住宅改修の点検事前・事後申 請確認	件	平成30	2,500	2,371	94.8%
			令和元	2,500	2,244	89.8%
			令和2	2,500	2,268	90.7%

(令和2(2020)年度は見込み)

施策	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
介護給付の適正化	福祉用具購入調査(受付時の審査)	%	平成30	100	100	100.0%
			令和元	100	100	100.0%
			令和2	100	100	100.0%
	福祉用具購入調査(受付時の審査)	件	平成30	2,200	2,335	106.1%
			令和元	2,200	2,137	97.1%
			令和2	2,200	2,206	100.3%
	福祉用具貸与調査(軽度者貸与の確認審査)	%	平成30	100	100	100.0%
			令和元	100	100	100.0%
			令和2	100	100	100.0%
	福祉用具貸与調査(軽度者貸与の確認審査)	件	平成30	1,100	850	77.3%
			令和元	900	992	110.2%
			令和2	700	944	134.9%
	縦覧点検・医療情報との突合・過誤件数(国保連合会委託分)	件	平成30	850	403	47.4%
			令和元	900	525	58.3%
			令和2	950	538	56.6%
介護給付費通知件数	件	平成30	94,000	90,847	96.6%	
		令和元	97,000	92,847	95.7%	
		令和2	100,000	94,588	94.6%	
認知症施策	認知症カフェか所数	か所	平成30	25	17	68.0%
			令和元	25	17	68.0%
			令和2	26	24	92.3%
	認知症サポーター養成講座受講者数	人	平成30	4,000	3,650	91.3%
			令和元	4,100	3,723	90.8%
			令和2	4,200	3,750	89.3%
	認知症サポーター養成講座受講者の内、認知症サポーターキッズ教室参加者数	人	平成30	500	348	69.6%
			令和元	520	598	115.0%
			令和2	540	200	37.0%
	認知症初期集中支援チームの介入により、在宅生活を継続できている者の割合(引継ぎ時の状況において)	%	平成30	75%以上	80.0	106.7%
			令和元	75%以上	72.7	96.9%
			令和2	75%以上	70.0	93.3%
	認知症マイスターとして活動している割合	%	平成30	60%以上	53.1	88.5%
			令和元	63%以上	68.7	109.0%
			令和2	66%以上	40.0	60.6%
認知症に対するイメージの内、認知症が身近に感じられる病気であると答える人の割合(ニーズ調査)	%	平成30				
		令和元	80%以上	79.0	98.8%	
		令和2				
認知症に対する正しい理解を推進し、認知症に対するイメージの内、地域で見守る必要があると答える人の割合(ニーズ調査)	%	平成30				
		令和元	60%以上	63.4	105.7%	
		令和2				

(令和2(2020)年度は見込み)

施策	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
支え合いの体制を強化するための人材養成	老人クラブ会員数	人	平成30	18,850	17,233	91.4%
			令和元	19,100	16,610	87.0%
			令和2	19,400	16,055	82.8%
	シルバー人材センター会員数	人	平成30	1,600	1,478	92.4%
			令和元	1,700	1,529	89.9%
			令和2	1,750	1,597	91.3%
	生活・介護支援サポーター養成講座受講者延数(累計)	人	平成30	378	357	94.4%
			令和元	423	403	95.3%
			令和2	468	449	95.9%
	三世代交流を行うふれあいサロン(市が援助する住民主体のサロン)数	か所	平成30	30	28	93.3%
			令和元	33	33	100.0%
			令和2	36	28	77.8%
在宅医療・介護連携の取組	在宅医療・介護連携推進会議等の開催回数	回	平成30	2	0	0.0%
			令和元	3	1	33.3%
			令和2	3	1	33.3%
	在宅医療・介護連携推進のための連携シートの作成件数	件	平成30	260	-	-
			令和元	300	438	146.0%
			令和2	340	400	117.6%
	在宅医療・介護を支える地域づくりのための市民に向けた啓発事業への参加者数	人	平成30	500	212	42.4%
			令和元	550	481	87.5%
			令和2	600人以上	100	16.7%
	家族に対して、必要な介護サービスが受けられていると思っている人の割合	%	平成30	85.6	78.5	91.7%
			令和元			
			令和2	87.6	79.8	91.1%
	尊厳が守られた介護サービスが提供されていると思っている人の割合	%	平成30	84.2	81.5	96.8%
			令和元			
			令和2	87.0	82.4	94.7%
	最期まで自宅で療養が可能と思える人の割合(ニーズ調査)	%	平成30			
			令和元	10%以上	7.0	70.0%
			令和2			
介護人材確保と介護サービスの質の向上	介護保険事業者等連絡協議会による介護従事者確保事業の研修参加者数	人	平成30	180	92	51.1%
			令和元	190	130	68.4%
			令和2	195	111	56.9%
	訪問看護師確保定着支援事業の参加者数(学生のインターンシップ)	人	平成30	30	29	96.7%
			令和元	30	22	73.3%
			令和2	30	15	50.0%
	訪問看護師実地研修事業の参加者数(未就業看護師)	人	平成30	10	6	60.0%
			令和元	11	8	72.7%
			令和2	12	8	66.7%
	職に対して適切な社会的評価がなされ、やりがいをもって従事できていると思っている介護サービス従事者の割合	%	平成30	50.0	16.7	33.4%
			令和元			
			令和2	54.0	20.2	37.4%

(令和2(2020)年度は見込み)

② 一般施策（個別事業）の目標指標

施策(個別事業)	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
心の健康づくりの推進	くらしき心ほっとサポーター数	人	平成30	130	123	94.6%
			令和元	130	111	85.4%
			令和2	130	128	98.5%
健康づくりに関する講座 (転倒予防・骨粗しょう症)の開催	介護予防事業参加者延人数(高齢者支援センター関連)	人	平成30	17,000	19,789	116.4%
			令和元	18,000	17,086	94.9%
			令和2	19,000	11,000	57.9%
	介護予防事業参加者延人数(倉敷市総合福祉事業団関連)	人	平成30	24,000	22,375	93.2%
			令和元	25,000	21,738	87.0%
			令和2	26,000	6,116	23.5%
経済的負担に対する助成 (予防接種の実施)	高齢者インフルエンザの予防接種者数	人	平成30	72,000	73,432	102.0%
			令和元	72,000	77,155	107.2%
			令和2	72,000	75,000	104.2%
老人福祉センター・憩の家の活用	老人福祉センター延利用者数	人	平成30	81,500	76,862	94.3%
			令和元	81,500	79,956	98.1%
			令和2	81,500	39,000	47.9%
	憩の家延利用者数	人	平成30	331,000	328,004	99.1%
			令和元	331,000	329,799	99.6%
			令和2	331,000	230,000	69.5%
多様なふれあいの場への支援 (三世代ふれあい交流事業の支援)	三世代ふれあい交流事業参加人数	人	平成30	5,650	5,065	89.6%
			令和元	5,700	5,583	97.9%
			令和2	5,750	2,800	48.7%
各種講座・催しの実施(生きがいデイサービス事業の実施)	生きがいデイサービス事業延受講者数	人	平成30	6,000	4,978	83.0%
			令和元	6,000	5,218	87.0%
			令和2	6,000	2,400	40.0%
各種講座・催しの実施 (シルバー作品展の実施)	シルバー作品展出席者数	人	平成30	380	358	94.2%
			令和元	390	323	82.8%
			令和2	400	273	68.3%
地域活動の意欲向上の支援 (倉敷マスターズ制度)	倉敷マスター認定者数	人	平成30	10	5	50.0%
			令和元	10	7	70.0%
			令和2	10	6	60.0%
防災対策の推進(高齢者・障がい者世帯を中心とした住宅防火診断)	高齢者世帯の防火査察件数	件	平成30	150	1,755	1170.0%
			令和元	155	2,088	1347.1%
			令和2	160	1,440	900.0%
交通安全対策の推進(高齢者向け交通安全教室の実施)	高齢者向け交通安全教室受講者数	人	平成30	4,000	1,229	30.7%
			令和元	4,000	677	16.9%
			令和2	4,000	150	3.8%
消費者被害の防止(消費者被害防止のための啓発)	広報紙・マスコミ・出前講座等による啓発活動回数(消費生活センター)	回	平成30	70	68	97.1%
			令和元	80	83	103.8%
			令和2	90	40	44.4%
相談窓口の強化・連携の推進 (高齢者支援センターでの相談)	高齢者支援センター相談件数	件	平成30	102,000	104,970	102.9%
			令和元	102,500	101,230	98.8%
			令和2	103,000	101,000	98.1%

(令和2(2020)年度は見込み)

施策(個別事業)	数値項目	単位	年度	計画値	実績値	対計画比
相談窓口の強化・連携の推進(くらしき健康福祉プラザー 般的初期相談)	保健福祉相談室利用 者数	人	平成30	5,500	4,638	84.3%
			令和元	5,500	4,747	86.3%
			令和2	5,500	3,000	54.5%
交通弱者の移動支援(コミュ ニティータクシー導入の支援)	コミュニティタクシーの 導入を行う地区	地区	平成30	9	9	100.0%
			令和元	9	9	100.0%
			令和2	10	9	90.0%
ノンステップバス等を導入す る事業者への支援	市内を運行するノンス テップバスの台数	台	平成30	20	23	115.0%
			令和元	21	27	128.6%
			令和2	22	27	122.7%
地域による支援体制の構築 (高齢者支援センターによる 実態把握の推進)	高齢者支援センター による実態把握調査 件数	件	平成30	16,500	17,007	103.1%
			令和元	17,000	18,862	111.0%
			令和2	17,500	17,709	101.2%
日常生活の自立支援	日常生活自立支援事 業利用者数	人	平成30	85	77	90.6%
			令和元	85	73	85.9%
			令和2	85	66	77.6%
高齢者等の権利擁護(成年 後見制度の利用支援)	成年後見人市長申立 件数	件	平成30	50	27	54.0%
			令和元	55	30	54.5%
			令和2	60	50	83.3%
	高齢者虐待相談件数	件	平成30	160	139	86.9%
			令和元	160	143	89.4%
			令和2	160	145	90.6%
介護者への支援(家族介護教 室の推進)	家族介護教室延参加 者数	人	平成30	6,500	7,833	120.5%
			令和元	6,600	7,087	107.4%
			令和2	6,700	4,300	64.2%

(令和2(2020)年度は見込み)

4 介護給付等対象サービスの現状

介護給付サービス及び介護予防サービスについて、給付費及び事業量の実績値とそれぞれの計画値を比較しました。

介護保険料算定の基となる介護給付サービス及び介護予防サービスの総給付費は、各年度とも対計画比が9割を超え、ほぼ計画どおりとなっています。

区分	年度	給付費実績（単位:千円）	対計画比
介護給付サービス及び介護予防サービスの総給付費	平成30	35,878,705	98.4%
	令和元	37,052,839	98.7%
	令和2	38,315,609	99.4%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による数値から算出したもの。（令和2(2020)年度は見込み）

（１）介護給付サービス

① 居宅サービス

（給付費単位：千円、事業量単位：回、人、日／年）

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
訪問介護（回数）	平成30	1,549,203	93.9%	635,426	93.6%
	令和元	1,543,400	91.1%	621,172	89.1%
	令和2	1,646,133	95.8%	639,672	90.4%
訪問入浴介護（回数）	平成30	93,768	91.5%	7,949	90.5%
	令和元	100,612	94.5%	8,496	93.2%
	令和2	112,280	99.1%	9,372	96.6%
訪問看護（回数）	平成30	843,765	97.3%	201,195	98.5%
	令和元	875,263	96.6%	210,852	98.9%
	令和2	902,300	96.1%	217,181	98.3%
訪問リハビリテーション（回数）	平成30	105,816	115.3%	37,903	117.5%
	令和元	140,223	146.7%	49,872	148.5%
	令和2	158,696	159.7%	56,440	161.7%
居宅療養管理指導（人数）	平成30	291,963	103.8%	28,013	99.6%
	令和元	314,769	103.4%	29,179	95.9%
	令和2	333,471	102.2%	30,612	93.8%
通所介護（回数）	平成30	4,171,141	100.5%	561,334	100.4%
	令和元	4,452,930	104.4%	600,905	104.3%
	令和2	4,652,859	106.9%	618,614	105.0%
通所リハビリテーション（回数）	平成30	2,124,841	88.0%	269,415	89.5%
	令和元	2,142,766	85.0%	275,225	87.8%
	令和2	1,995,135	76.3%	253,187	78.0%
短期入所生活介護（日数）	平成30	1,853,091	104.6%	222,452	103.3%
	令和元	1,879,618	101.0%	223,171	98.8%
	令和2	1,961,821	101.2%	230,576	98.0%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による数値から算出したもの。（令和2(2020)年度は見込み）

(給付費単位:千円, 事業量単位:人, 日/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
短期入所療養介護 (日数)	平成30	80,976	74.0%	7,337	73.3%
	令和元	75,718	65.6%	6,663	63.3%
	令和2	83,483	69.8%	6,980	63.9%
特定施設入居者生活介護 (人数)	平成30	2,212,534	97.3%	12,073	97.6%
	令和元	2,311,534	100.0%	12,633	100.2%
	令和2	2,409,897	97.7%	12,780	94.7%
福祉用具貸与(人数)	平成30	1,063,091	98.3%	77,872	97.5%
	令和元	1,100,541	97.3%	81,061	97.3%
	令和2	1,151,097	98.0%	83,592	96.9%
特定福祉用具販売 (人数)	平成30	45,517	82.1%	1,472	80.2%
	令和元	45,535	79.0%	1,392	73.0%
	令和2	50,284	84.1%	1,452	73.3%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による
数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

② 地域密着型サービス

(給付費単位:千円, 事業量単位:回, 人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
地域密着型通所介護 (回数)	平成30	1,182,614	97.7%	155,312	97.4%
	令和元	1,197,819	94.8%	159,423	96.0%
	令和2	1,155,067	88.5%	154,097	89.9%
認知症対応型通所介護 (回数)	平成30	262,478	91.6%	26,579	91.4%
	令和元	269,452	90.2%	27,415	90.6%
	令和2	249,030	80.0%	23,708	75.2%
小規模多機能型居宅介護 (人数)	平成30	1,434,059	106.0%	7,525	105.2%
	令和元	1,593,551	112.9%	8,176	109.9%
	令和2	1,763,915	120.5%	8,832	114.6%
認知症対応型共同生活介護 (人数)	平成30	3,708,248	100.7%	15,123	101.3%
	令和元	3,748,854	100.9%	15,079	100.0%
	令和2	3,821,792	100.8%	15,120	98.3%
地域密着型特定施設入居 者生活介護(人数)	平成30	126,682	109.7%	669	105.2%
	令和元	125,872	106.8%	664	102.5%
	令和2	135,673	110.0%	684	101.8%
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護(人 数)	平成30	1,131,868	84.1%	4,126	80.5%
	令和元	1,308,618	90.9%	4,755	86.9%
	令和2	1,505,785	104.6%	5,256	96.1%
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護(人数)	平成30	55,664	84.6%	402	76.1%
	令和元	66,862	75.6%	450	63.6%
	令和2	68,045	60.2%	432	48.0%
看護小規模多機能型居宅 介護(人数)	平成30	199,019	99.4%	688	89.6%
	令和元	229,736	60.3%	790	54.4%
	令和2	365,903	92.0%	1,248	82.5%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による
数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

③ 施設サービス

(給付費単位:千円, 事業量単位:人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
介護老人福祉施設(人数)	平成30	4,785,199	99.3%	19,099	98.9%
	令和元	4,922,929	102.1%	19,076	98.7%
	令和2	5,085,119	105.5%	19,200	99.4%
介護老人保健施設(人数)	平成30	4,517,869	99.8%	16,371	95.7%
	令和元	4,487,016	99.0%	15,955	93.2%
	令和2	4,552,503	100.5%	15,768	92.1%
介護療養型医療施設(人数)	平成30	800,095	102.4%	2,263	103.1%
	令和元	683,178	87.4%	1,869	85.1%
	令和2	542,880	165.1%	1,488	161.0%
介護医療院(人数)	平成30	75,431	皆増	205	皆増
	令和元	142,557	皆増	411	皆増
	令和2	244,539	42.1%	780	47.8%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

④ その他

(給付費単位:千円, 事業量単位:人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
住宅改修(人数)	平成30	104,744	88.3%	1,293	89.8%
	令和元	99,893	80.8%	1,219	81.3%
	令和2	109,815	86.1%	1,284	82.9%
居宅介護支援(人数)	平成30	1,663,392	96.7%	117,943	95.5%
	令和元	1,706,697	95.2%	120,756	94.0%
	令和2	1,729,299	93.3%	121,380	91.4%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

(2) 予防給付サービス

介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行しているため、計画値は計上していませんでしたが、月遅れ請求や、請求誤りの処理等の影響で、実績値が生じています。

① 居宅サービス

(給付費単位:千円, 事業量単位:回, 人, 日/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
介護予防訪問介護(人数)	平成30	19	-	9	-
	令和元	-15	-	0	-
	令和2	0	-	0	-
介護予防訪問入浴介護(回数)	平成30	1,066	皆増	133	皆増
	令和元	811	皆増	100	皆増
	令和2	0	-	0	-
介護予防訪問看護(回数)	平成30	120,532	100.0%	34,486	104.3%
	令和元	128,226	103.1%	36,420	106.8%
	令和2	157,201	122.8%	44,455	126.7%

(給付費単位:千円, 事業量単位:回, 人, 日/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
介護予防訪問リハビリテーション(回数)	平成30	20,978	104.5%	7,620	105.8%
	令和元	26,548	127.7%	9,284	124.5%
	令和2	28,334	133.7%	9,835	129.4%
介護予防居宅療養管理指導(人数)	平成30	17,124	113.5%	1,826	109.5%
	令和元	20,367	127.4%	2,089	118.4%
	令和2	20,550	128.3%	2,076	117.7%
介護予防通所介護(回数)	平成30	118	-	6	-
	令和元	0	-	0	-
	令和2	0	-	0	-
介護予防通所リハビリテーション(人数)	平成30	449,246	91.8%	13,722	100.9%
	令和元	472,442	93.7%	14,339	102.4%
	令和2	452,795	87.2%	13,608	94.4%
介護予防短期入所生活介護(日数)	平成30	18,938	89.7%	3,290	96.5%
	令和元	16,225	74.8%	2,649	75.8%
	令和2	11,789	53.0%	1,807	50.5%
介護予防短期入所療養介護(日数)	平成30	750	20.4%	86	20.5%
	令和元	561	12.7%	64	12.7%
	令和2	0	0.0%	0	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護(人数)	平成30	134,700	130.4%	1,752	132.7%
	令和元	145,654	139.2%	1,896	141.1%
	令和2	154,566	146.5%	1,956	143.0%
介護予防福祉用具貸与(人数)	平成30	234,341	104.7%	32,624	102.3%
	令和元	260,084	112.8%	35,871	109.3%
	令和2	286,618	120.8%	38,652	114.4%
特定介護予防福祉用具販売(人数)	平成30	21,276	113.6%	863	109.0%
	令和元	18,824	97.5%	745	91.3%
	令和2	18,296	92.1%	744	88.6%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による
数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

② 地域密着型サービス

(給付費単位:千円, 事業量単位:回, 人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
介護予防認知症対応型通所介護(回数)	平成30	774	31.3%	114	37.3%
	令和元	588	19.8%	79	21.5%
	令和2	1,114	37.5%	166	45.2%
介護予防小規模多機能型居宅介護(人数)	平成30	74,313	107.0%	1,089	103.1%
	令和元	83,239	117.3%	1,169	108.2%
	令和2	94,086	128.2%	1,308	117.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護(人数)	平成30	16,909	101.9%	73	101.4%
	令和元	17,743	106.9%	80	111.1%
	令和2	8,503	51.2%	36	50.0%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による
数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

③ その他

(給付費単位:千円, 事業量単位:人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
住宅改修(人数)	平成30	91,943	90.7%	1,078	91.7%
	令和元	89,689	85.8%	1,025	84.6%
	令和2	77,777	72.3%	1,008	80.8%
介護予防支援(人数)	平成30	192,607	118.2%	43,466	118.6%
	令和元	205,908	122.7%	46,701	123.8%
	令和2	217,158	125.7%	49,164	126.6%

※地域包括ケア「見える化」システムの「介護保険事業状況報告」に基づく将来推計機能による数値から算出したもの。(令和2(2020)年度は見込み)

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

(給付費単位:千円, 事業量単位:回, 人/年)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比	事業量実績	対計画比
訪問型サービス (総合事業訪問介護)	平成30	290,845	88.3%	16,264	89.5%
	令和元	284,710	82.6%	15,708	82.6%
	令和2	280,187	77.7%	15,228	76.6%
通所型サービス (総合事業通所介護)	平成30	795,978	95.5%	28,871	96.4%
	令和元	855,213	98.1%	30,505	97.4%
	令和2	920,990	101.0%	32,292	98.6%
通所型短期集中予防 サービス	平成30	2,456	11.8%	712	11.4%
	令和元	1,863	9.0%	523	8.4%
	令和2	1,504	7.3%	600	9.6%
介護予防ケアマネジメント	平成30	106,778	88.5%	24,270	88.4%
	令和元	103,952	82.4%	23,595	82.1%
	令和2	101,200	76.7%	22,970	76.4%

(令和2(2020)年度は見込み)

(4) 地域支援事業

(給付費単位:千円)

サービス種類	年度	給付費実績	対計画比
介護予防・日常生活支援 総合事業費	平成30	1,375,317	91.2%
	令和元	1,440,038	90.9%
	令和2	1,512,956	90.9%
包括的支援事業費	平成30	438,530	97.0%
	令和元	440,669	97.2%
	令和2	477,476	105.0%
任意事業費	平成30	197,756	95.8%
	令和元	210,991	102.2%
	令和2	228,909	110.9%

(令和2(2020)年度は見込み)

(3) 介護給付等の主な指標

(ア) 介護保険事業所数推移（過去3年）

本市内の介護保険指定事業所数の各年度の4月1日現在の推移は以下のとおりです。

（単位：事業所、人）

	サービス種別	H30(2018)	R 元(2019)	R2(2020)	R3(2021)
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設	24(1,610)	24(1,665)	24(1,665)	24(1,665)
	地域密着型介護老人福祉施設	13(352)	14(381)	16(439)	17(468)
	介護老人保健施設	17(1,437)	16(1,406)	15(1,350)	15(1,350)
	介護療養型医療施設	3(221)	2(202)	2(202)	1(96)
	介護医療院	0(0)	1(31)	1(31)	3(156)
	認知症対応型共同生活介護	76(1,299)	77(1,326)	77(1,326)	78(1,344)
	特定施設入居者生活介護	32(1,793)	33(1,849)	34(1,863)	35(1,908)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2(58)	2(58)	2(58)	2(58)
	合計	167(6,770)	169(6,918)	171(6,934)	175(7,045)

※施設・居住系サービスの()内は定員数。

※R3(2021)年度は第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。

	サービス種別	H30(2018)	R 元(2019)	R2(2020)
在宅サービス	短期入所生活介護	49	49	51
	短期入所療養介護	18	18	16
	訪問介護	104	103	103
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	33	35	35
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	9	9	6
	通所介護	92	94	97
	地域密着型通所介護	63	65	68
	通所リハビリテーション	42	42	38
	認知症対応型通所介護	15	15	13
	特定福祉用具販売	25	23	23
	福祉用具貸与	23	22	22
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
	小規模多機能型居宅介護	33	36	36
	看護小規模多機能型居宅介護	2	2	3
	居宅介護支援	116	114	114
	介護予防支援	25	25	25
	合計	662	665	663

(参考) 高齢者向け住まい

区 分	H30(2018)	R 元(2019)	R2(2020)	備考
有料老人ホーム(※サービス付き高齢者向け住宅を除く。)	56(2,222)	55(2,283)	56(2,340)	()内は定員 ※ただしサービス 付き高齢者向け 住宅は戸数を記 載
サービス付き高齢者向け住宅	22(690)	24(727)	27(784)	
養護老人ホーム	2(180)	2(180)	2(180)	
軽費老人ホーム	11(521)	11(521)	11(521)	

※各年度4月1日現在

※サービス付き高齢者向け住宅は基本的に有料老人ホームに該当するが、上記のうち3件(34戸)は有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅である。

(イ) 施設・居住系・在宅の状況について(全国・県との比較)

令和2(2020)年3月の介護サービス受給率(=受給者数/第1号被保険者数)を全国平均と比べると、本市は特に居住系、在宅サービスが充実していることがわかります。

(単位: %)

項 目 名	全国	岡山県	倉敷市
施設サービス	2.9	3.3	2.6
居住系サービス	1.3	1.8	1.9
在宅サービス	9.8	10.7	11.3

資料: 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システム

※施設サービスとは、以下のサービスを意味します。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設、介護医療院

※居住系サービスとは、以下のサービスを意味します。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

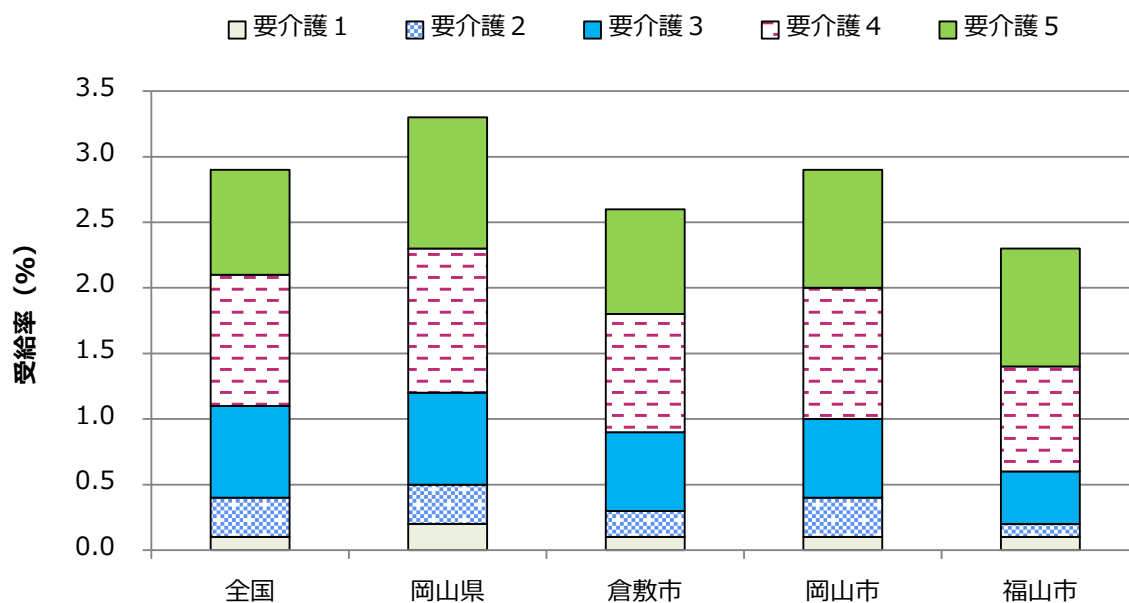
※在宅サービスとは、以下のサービスを意味します。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、
介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、
地域密着型通所介護

(なお、利用者を重複してカウントすることを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模
多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数
として利用します。)

(ウ) 受給率（施設サービス）（要介護度別）

施設サービスの受給率をみると、全国、岡山県の平均や岡山市を下回る一方、福山市を上回っています。

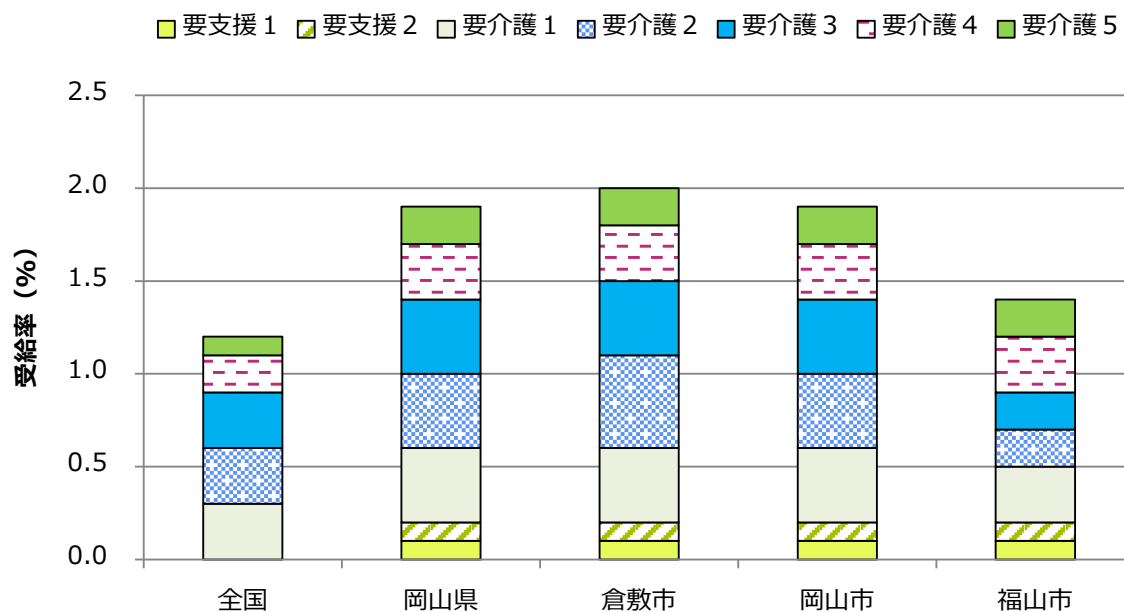


注：令和2(2020)年3月末時点。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(エ) 受給率（居住系サービス）（要介護度別）

居住系サービスの受給率をみると、全国及び岡山県の平均や岡山市、福山市を上回っています。

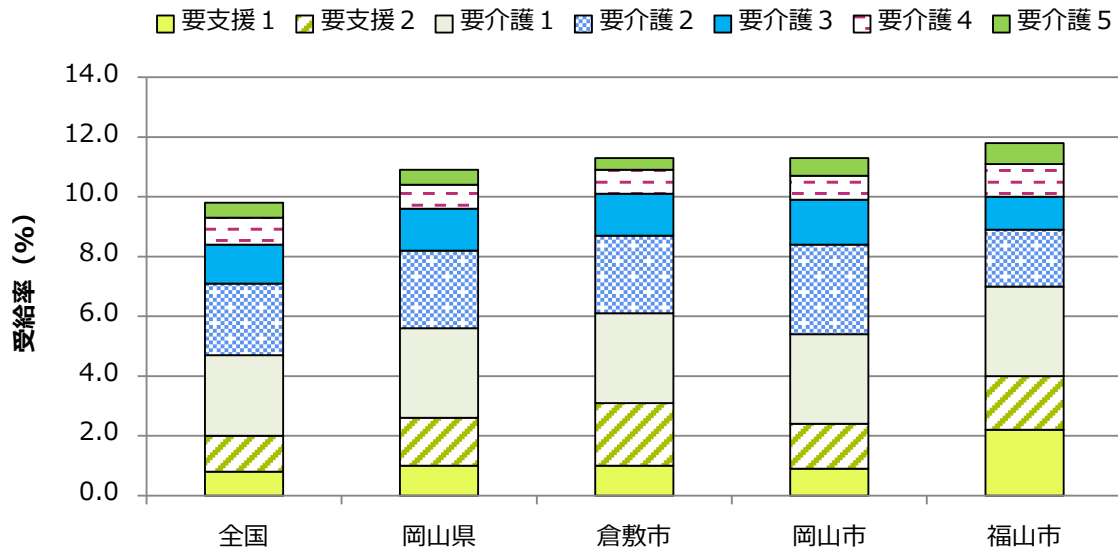


注：令和2(2020)年3月末時点。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(オ) 受給率（在宅サービス）（要介護度別）

在宅サービスの受給率をみると、岡山市とほぼ同水準で、福山市を下回っていますが、全国及び岡山県の平均を上回っています。

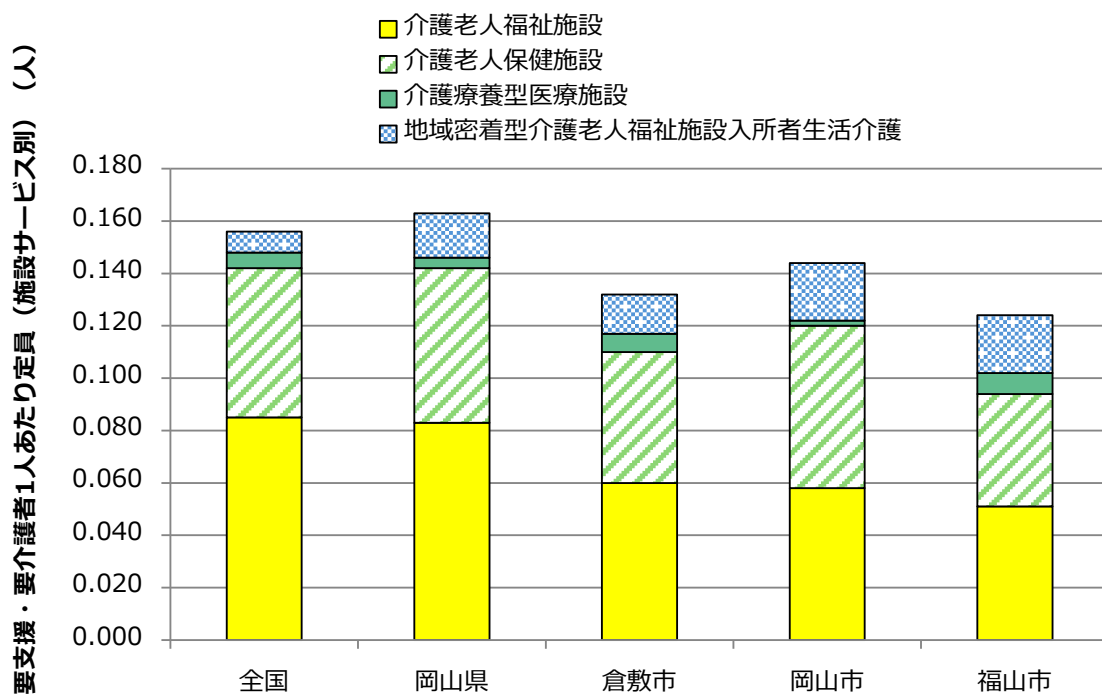


注：令和2(2020)年3月末時点。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(カ) 要支援・要介護者1人あたり定員（施設サービス別）

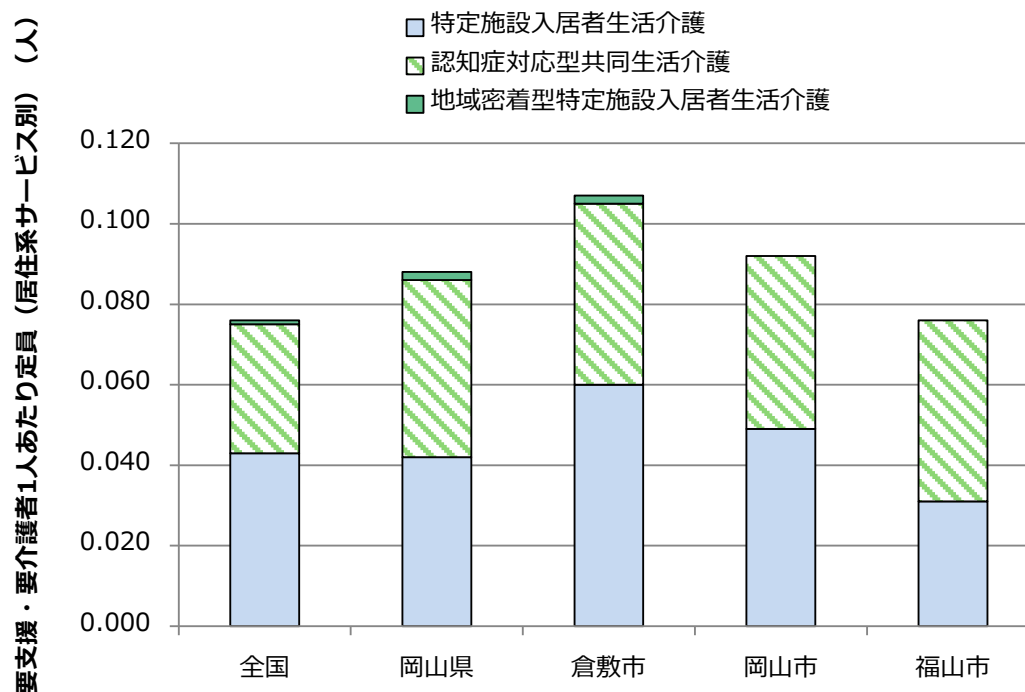
要支援・要介護者1人あたりの施設サービスの定員をみると、本市では、全国、岡山県の平均や岡山市を下回る一方、福山市を上回る水準になっています。



注：令和元(2019)年時点。資料：介護サービス情報公表システム及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(キ) 要支援・要介護者1人あたり定員（居住系サービス別）

要支援・要介護者1人あたりの居住系サービスの定員をみると、本市では、全国及び岡山県の平均や岡山市、福山市を大きく上回っていることがわかります。



注：令和元(2019)年時点。資料：介護サービス情報公表システム及び厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(ク) 特別養護老人ホーム入所申込者等の状況

特別養護老人ホーム入所申込者等の状況は、以下のとおりです。

1 入所申込者数（入所施設別）

(単位:人)

入所申込者		平成29年6月1日	平成30年6月1日	平成31年4月1日
		実人数	実人数	実人数
		2,354	2,224	2,074
現在の 入所施設 内訳	在宅その他	1,326	1,268	1,214
	老人保健施設	478	455	420
	介護療養型医療施設 (介護医療院)	77	69	53
	特定施設	188	163	135
	グループホーム	285	269	252

備考1)入所申込者数は、倉敷市の被保険者の数であって重複申込を除く実人数。

2)在宅その他は、在宅のほか医療機関に入院中の人数を含む。

2 施設数・定員・入所者数

(単位:人)

区 分	平成29年6月1日	平成30年6月1日	平成31年4月1日
施 設 数	35施設	37施設	38施設
定 員	1,904	1,992	2,046
入 所 者 数	1,879	1,954	1,990

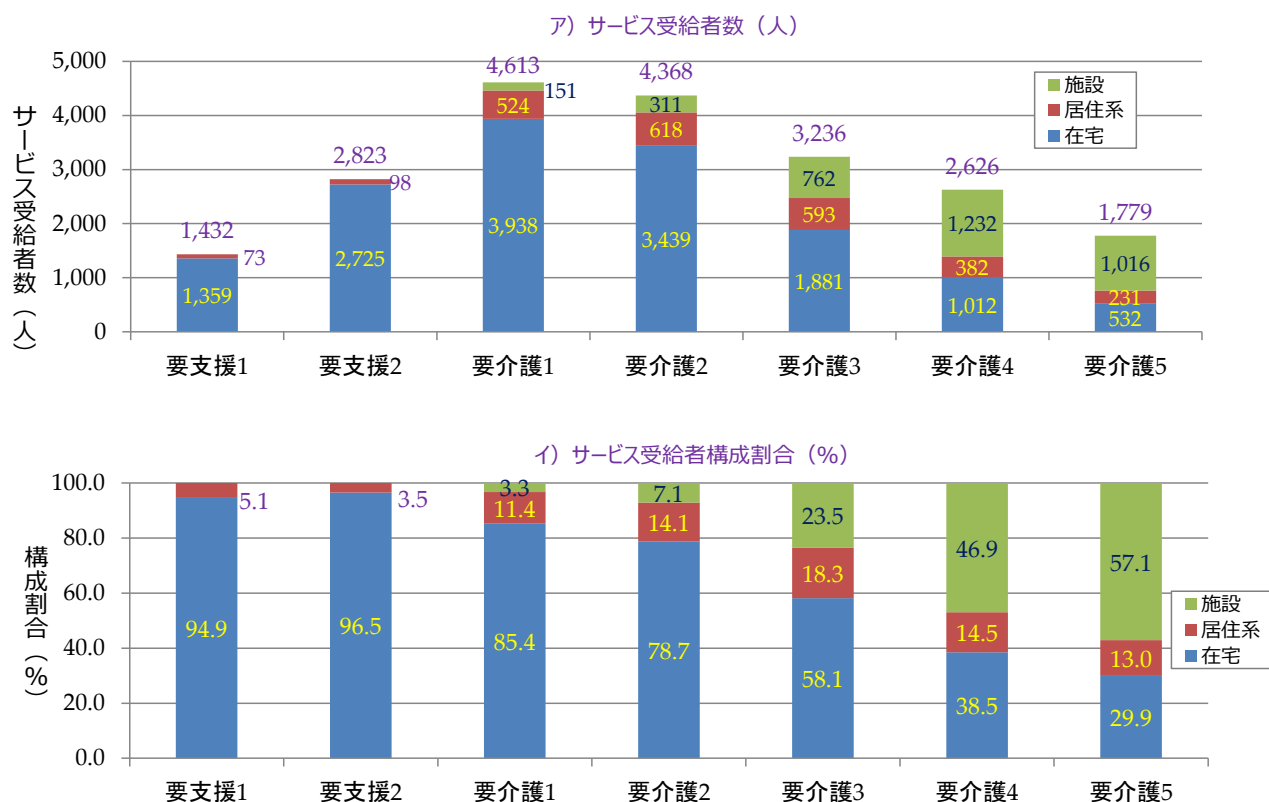
3 要介護3～5の入所申込者数

(単位:人)

区 分		平成29年6月1日	平成30年6月1日	平成31年4月1日
		実人数	実人数	実人数
要介護3～5		1,768	1,736	1,674
	(内)在宅	698	678	594

(ケ) 要介護度別にみた種類別サービス受給者数及び構成割合

サービス受給者数を要介護度別にみると、要介護1が4,613人と最も多くなっています。また、要介護度が高くなるにつれて、施設サービス受給者の割合が高くなっており、要介護5では57.1%を占めています。

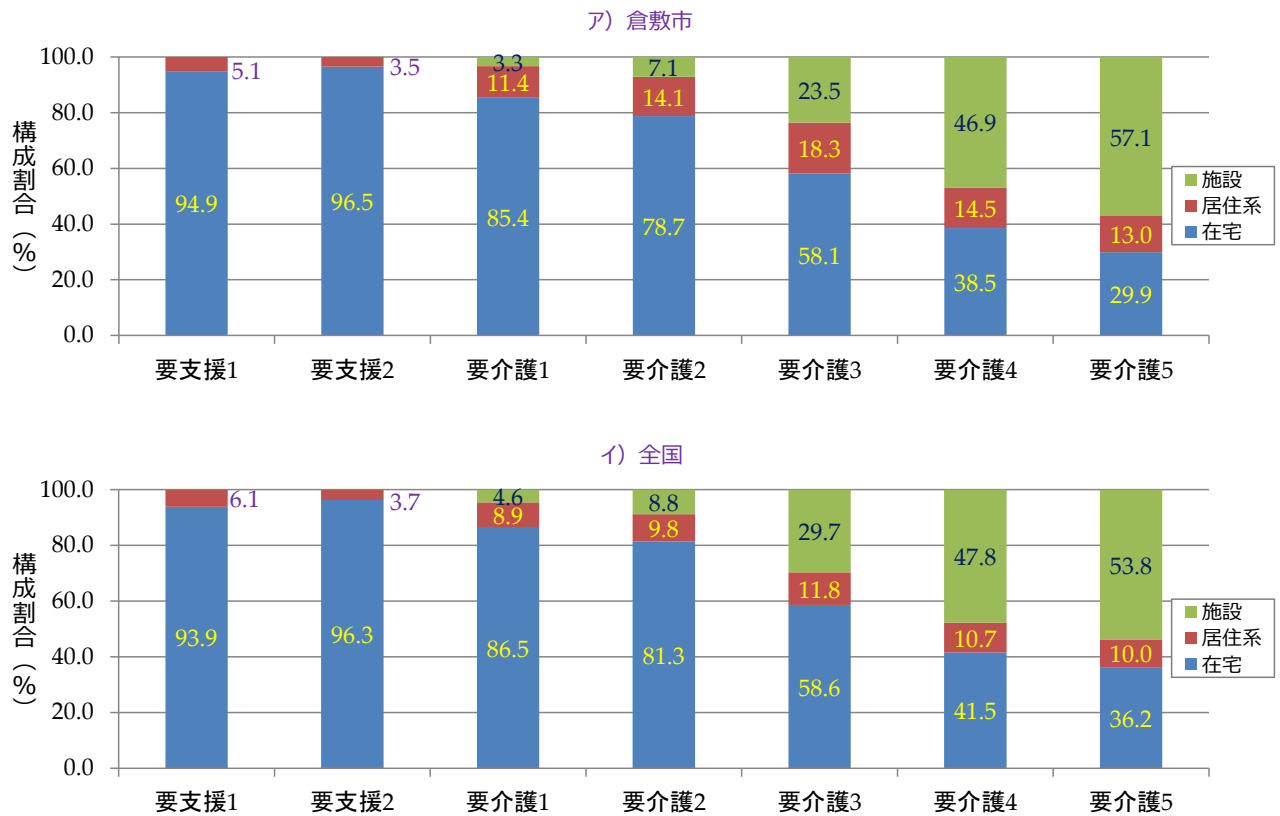


注: 令和2(2020)年2月末時点。認定者には第2号の認定者を含んでいる。

資料: 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム

(コ) 要介護度別にみた種類別サービス受給者構成割合の比較

本市の要介護度別種類別サービス受給者構成割合を全国平均と比較すると、要介護1～5のすべてで居住系サービスの割合が高くなっています。



注：令和 2(2020)年 2 月末時点。認定者には第 2 号の認定者を含んでいる。

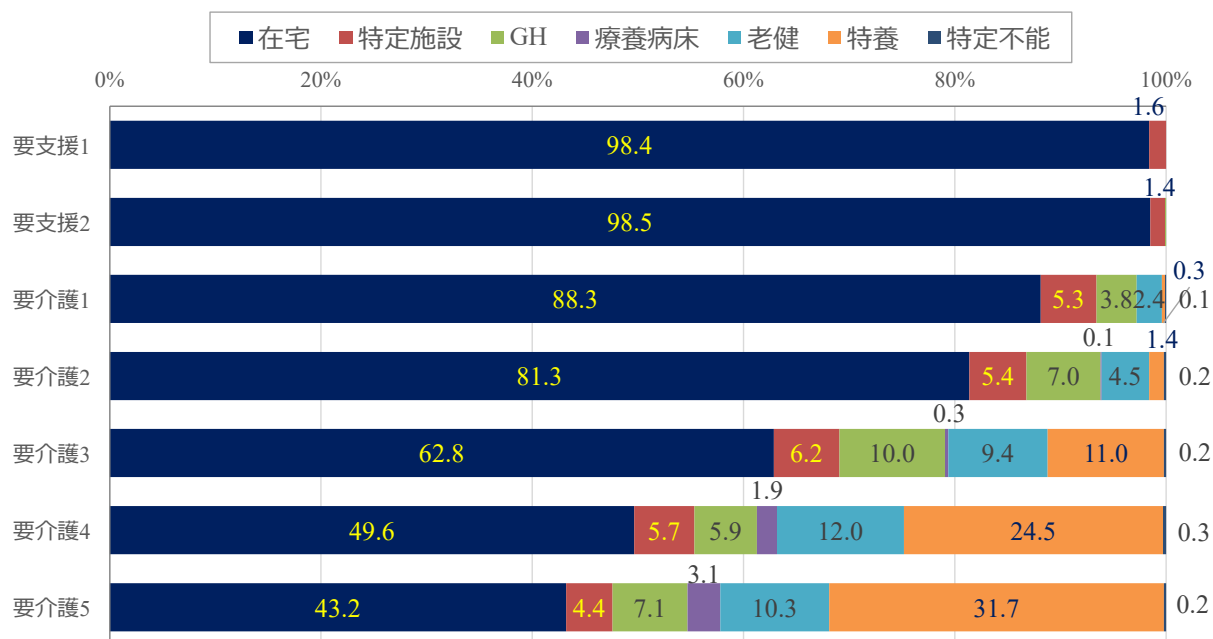
資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

(サ) 要介護度別にみた療養場所の構成割合

要介護度別に療養場所の構成割合をみると、在宅の割合は要介護度が高くなるにつれて低くなっており、要介護4ではほぼ半数になっています。

また、特別養護老人ホームの構成割合は要介護3以上で高くなっており、要介護度が高くなるにつれて割合が高くなっています。

グループホームの構成割合が最も高いのは要介護3となっています。

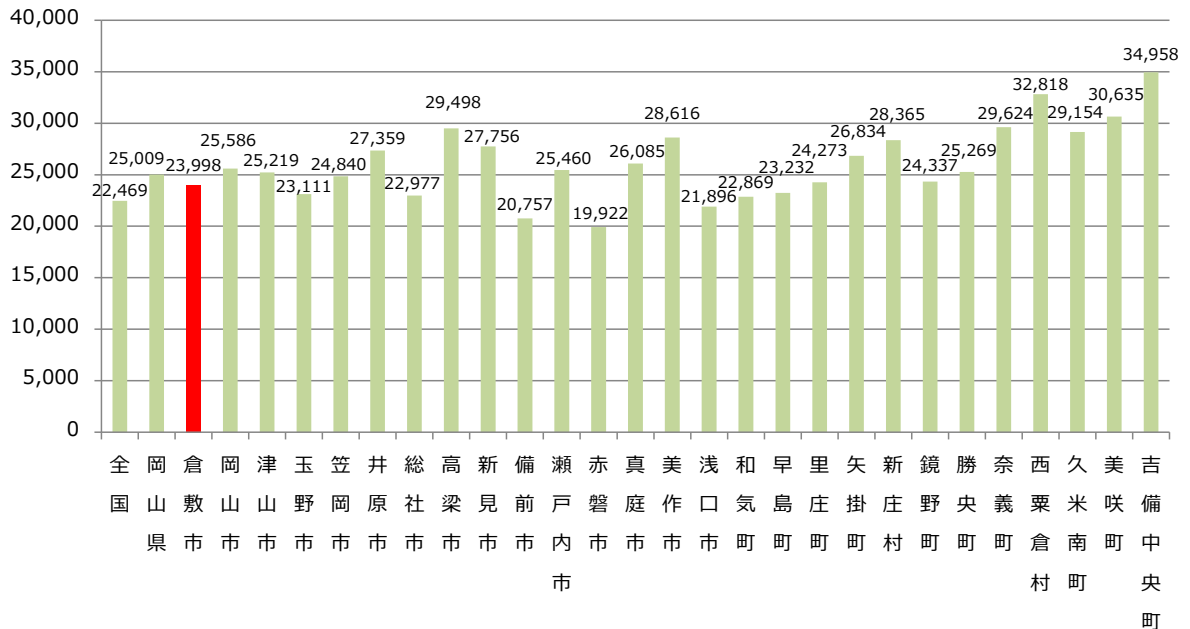


資料：倉敷市要介護認定データ（令和元(2019)年9月），給付データ（令和元(2019)年9月）をもとに作成。

なお，サービス未利用者は在宅に含んでいる。特定不能は同一月内に複数の療養場所が確認された者。

(シ) 第1号被保険者1人あたり給付月額

令和2(2020)年3月末時点の第1号被保険者1人あたり保険給付月額をみると、「吉備中央町」が34,958円と最も高く、次いで「西粟倉村」32,818円、「美咲町」30,635円と続いており、本市は高い方から20番目の23,998円となっています。

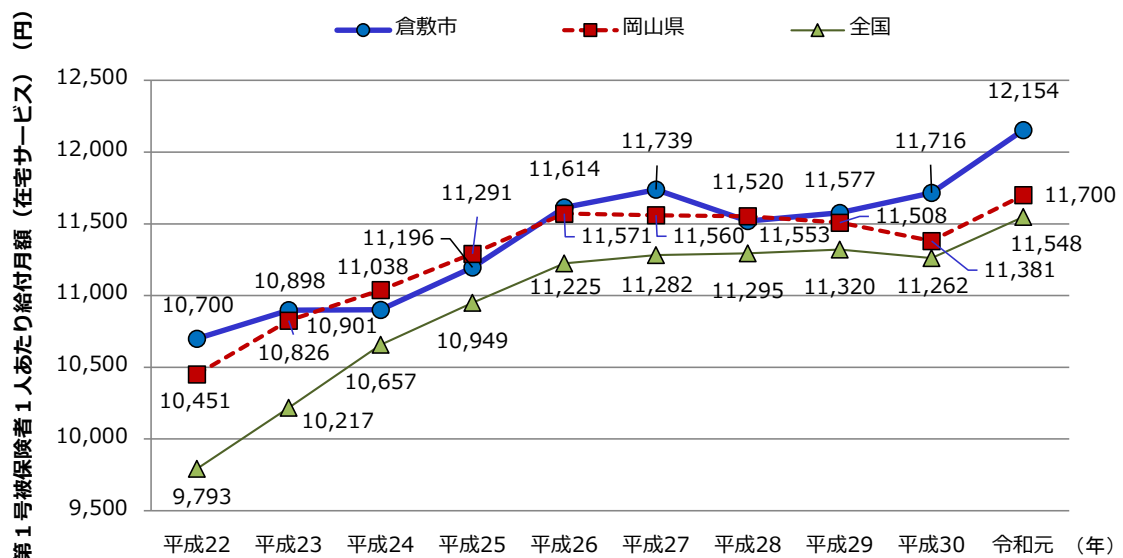


注: 令和2(2020)年3月末時点。

資料: 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システム

(ス) 第1号被保険者1人あたり給付月額の推移 (在宅サービス)

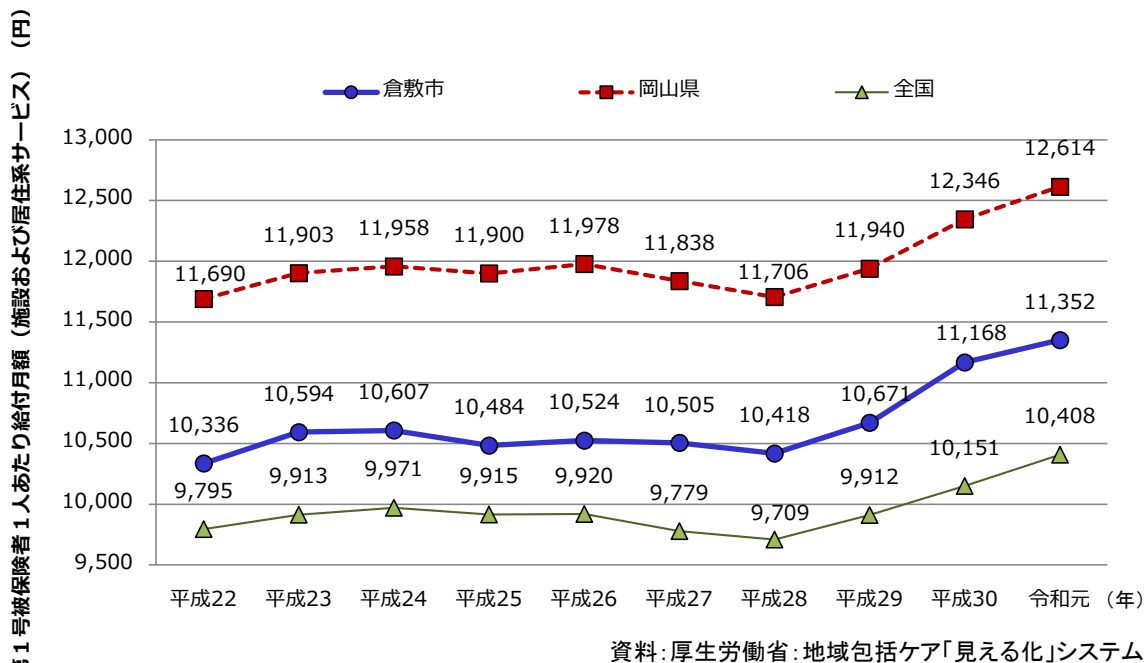
本市の給付月額は、平成28(2016)年3月の介護予防・日常生活支援総合事業への移行の影響があるものの、それ以降は年々増加しており、令和元(2019)年の第1号被保険者1人あたりの在宅サービス給付月額は12,154円となっています(全国: 11,548円, 岡山県: 11,700円)。



資料: 厚生労働省: 地域包括ケア「見える化」システム

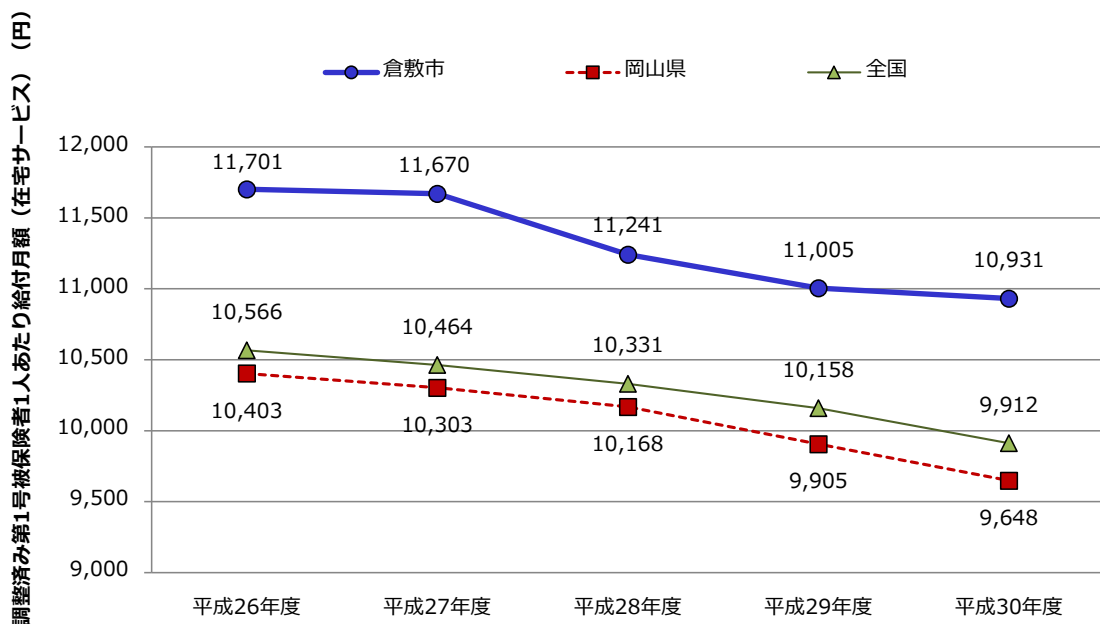
(セ) 第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（施設・居住系サービス）

本市の第1号被保険者1人あたりの施設・居住系サービス給付月額は、全国や岡山県の平均と同様、平成28(2016)年以降増加傾向となっており、令和元(2019)年時点では11,352円となっています（全国：10,408円、岡山県：12,614円）。



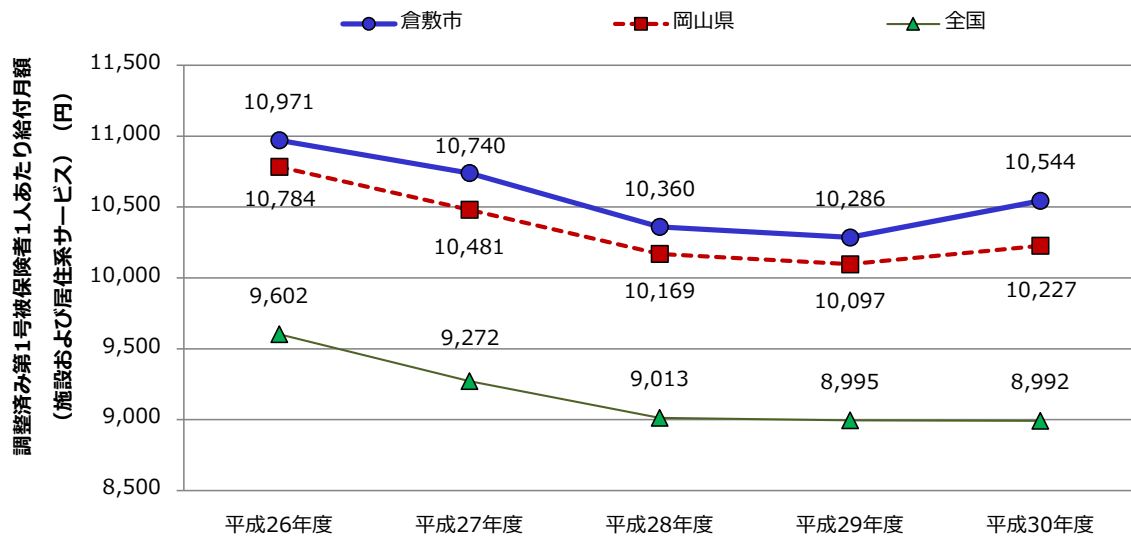
(ソ) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（在宅サービス）

本市の調整済み第1号被保険者1人あたり在宅サービス給付月額は、全国や岡山県の平均と同様、平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、平成30(2018)年度は10,931円となっています（全国：9,912円、岡山県：9,648円）。



(タ) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額の推移（施設・居住系サービス）

本市の調整済み第1号被保険者1人あたり施設・居住系サービス給付月額は、全国や岡山県の平均より高い水準で推移しており、平成27(2015)年度以降は減少傾向にありましたが、平成30(2018)年度はやや増加に転じ、10,544円となっています（全国：8,992円、岡山県：10,227円）。

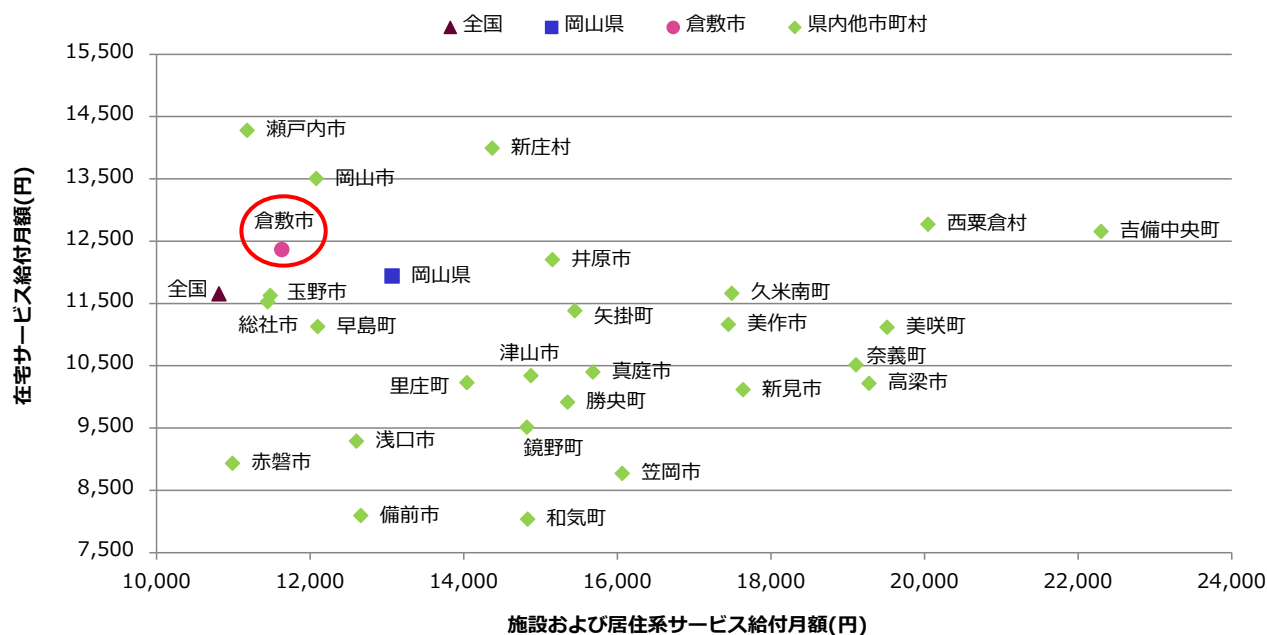


資料:「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

(チ) 第1号被保険者1人あたり給付月額（令和2(2020)年3月末時点）

令和2(2020)年3月末時点の第1号被保険者1人あたり給付月額を高い方からみると、在宅サービスでは「瀬戸内市」「新庄村」「岡山市」の順、施設・居住系サービスでは「吉備中央町」「西栗倉村」「美咲町」の順となっています。

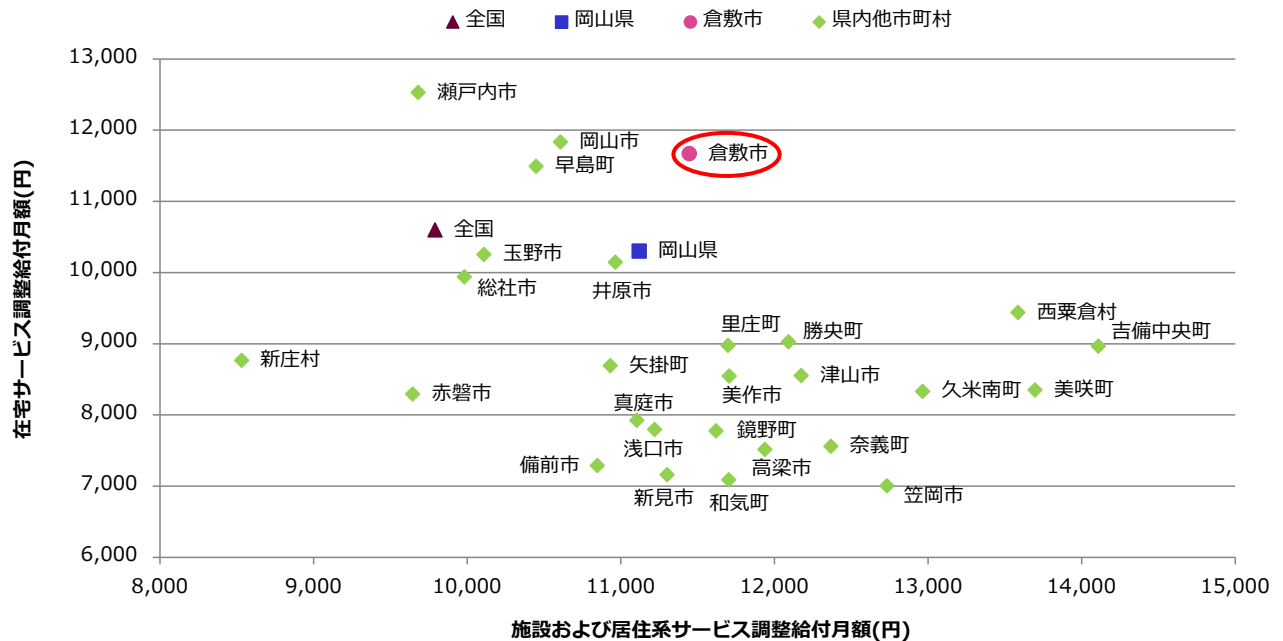
本市の第1号被保険者1人あたり給付額は、高い方からみて、「在宅」は12,368円で6番目、「施設・居住系」は11,630円で23番目となっています。



資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

(ツ) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（平成30(2018)年時点）

平成30(2018)年時点の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額を高い方からみると、在宅サービスでは「瀬戸内市」「岡山市」「倉敷市」の順、施設・居住系サービスでは「吉備中央町」「美咲町」「西粟倉村」の順となっています。



資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システム

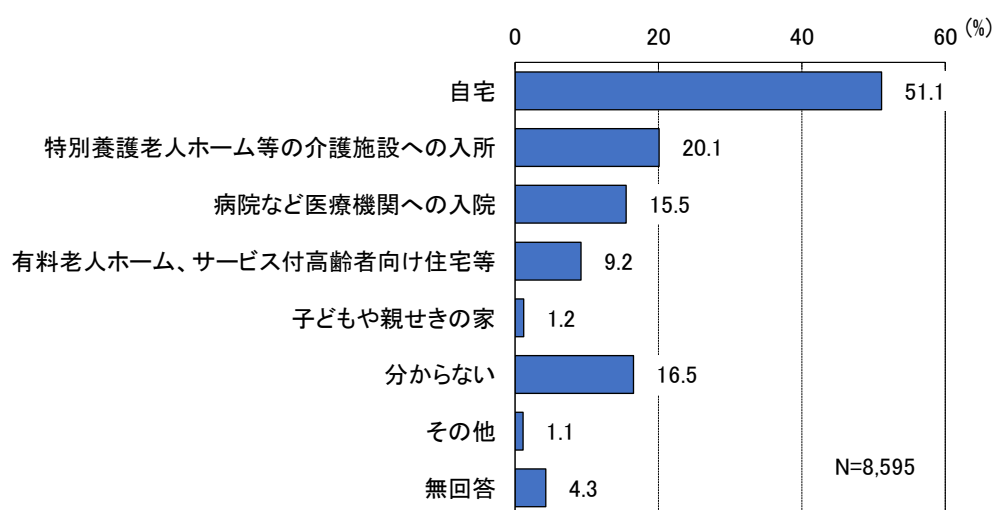
5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等からみる高齢者の意識や実態

I 高齢者の意識等について

(1) 医療や介護の希望（本人の希望）

自分が医療・介護が必要になった場合の希望として最も多かったのは「自宅」で51.1%、2位は「特別養護老人ホーム等の介護施設への入所」で20.1%、3位は「病院など医療機関への入院」で15.5%となっています。

図1 医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしたいか

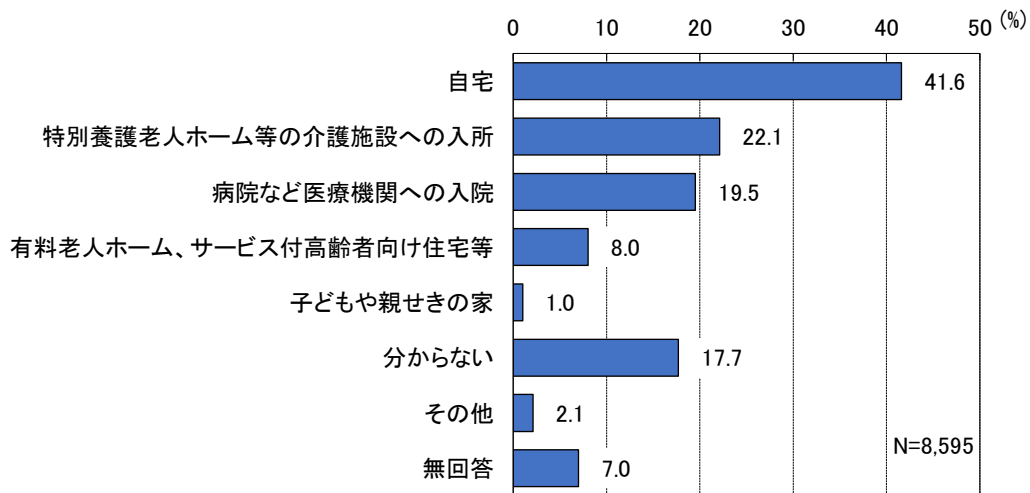


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(2) 医療や介護の希望（家族の希望）

家族が医療・介護が必要になった場合の希望として最も多かったのは「自宅」で41.6%、2位は「特別養護老人ホーム等の介護施設への入所」で22.1%、3位は「病院など医療機関への入院」で19.5%となっています。

図2 家族が医療や介護が必要になった時、主にどこで過ごしてもらいたいのか

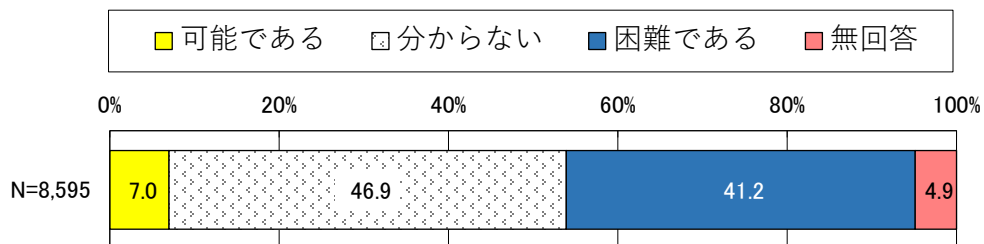


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3) 最期まで自宅で療養が可能と思えるか

自宅で最期まで療養することは困難であると41.2%の人が回答し、可能であると回答した人は7.0%となっています。

図3 最期まで自宅で療養が可能と思えるか

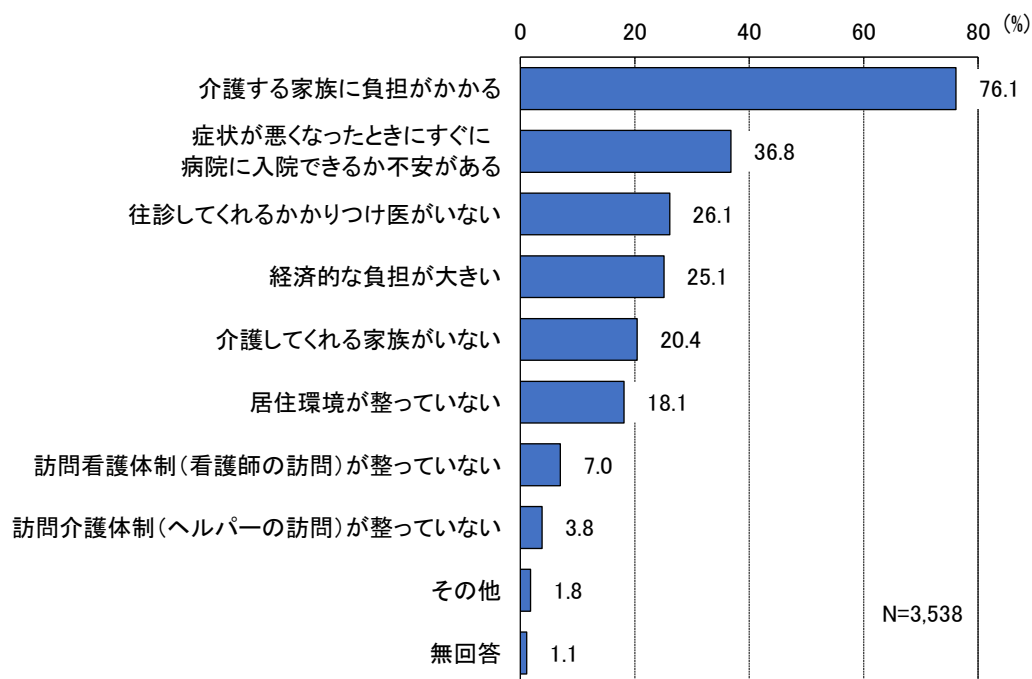


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(4) 自宅で療養することが困難な理由

自宅で最期まで療養することは困難であると回答した人に、その理由を尋ねたところ、「介護する家族に負担がかかる」という回答が76.1%と、最も多くなっています。

図4 自宅で療養することが困難な理由

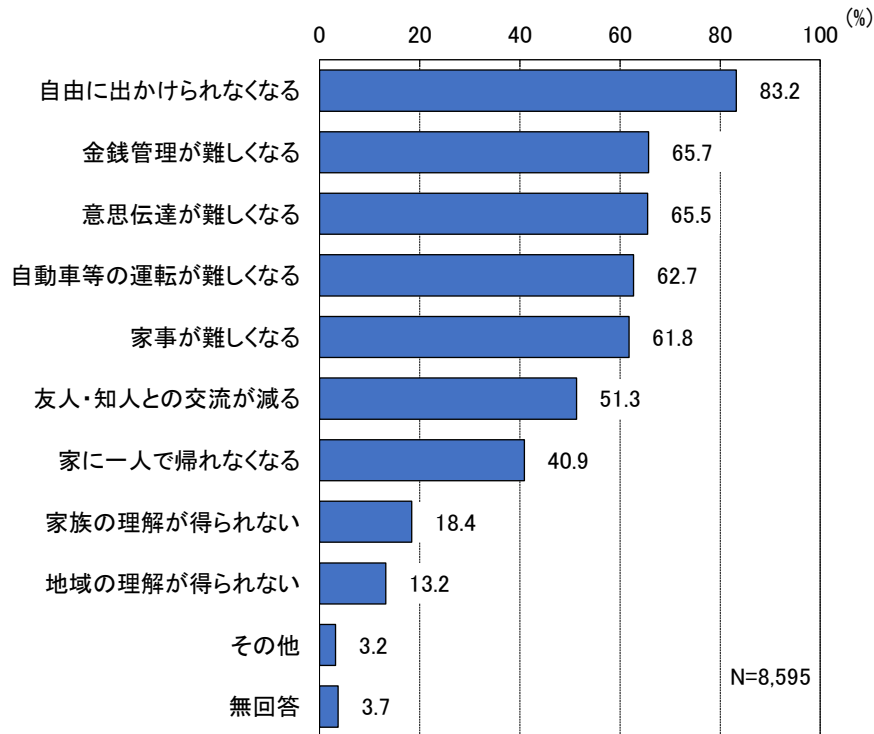


資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(5) 自分や家族が認知症になった場合に感じる不安

自分や家族が認知症になったとしたら、どんなことに不安を感じると思うか尋ねたところ、「自由に出かけられなくなる」という回答が83.2%と、最も多くなっています。

図5 自分や家族が認知症になった場合に感じる不安

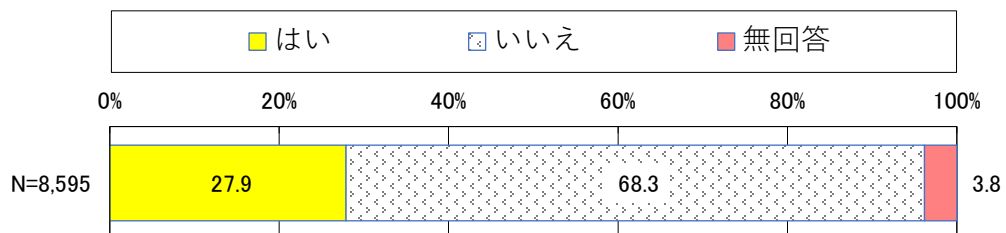


資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(6) 認知症の相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っていると回答した人の割合は 27.9%、知らないと回答した人の割合は 68.3%となっています。

図6 認知症に関する相談窓口を知っているか

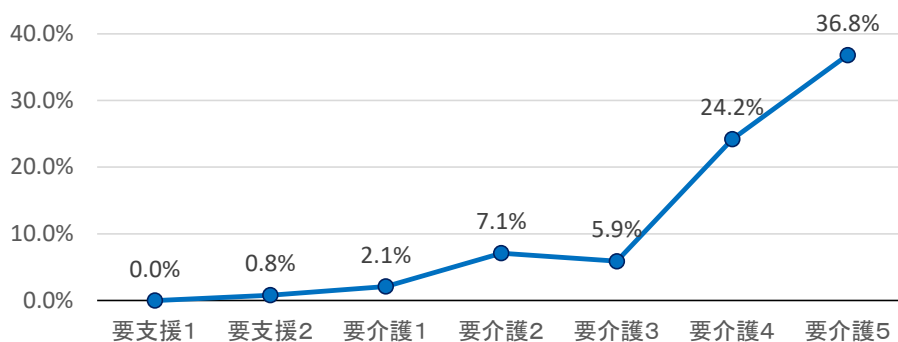


資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(7) 要介護度別にみた訪問診療受診率

訪問診療の受診率は、要介護度が重くなるほど高まり、要介護5で 36.8%となっています。

図7 要介護度別訪問診療受診率



	総数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
調査 対象者数 (人)※	613	97	128	142	126	68	33	19
訪問診療 受診者数 (人)	33	0	1	3	9	4	8	7
訪問診療 受診率 (%)	5.4	0.0	0.8	2.1	7.1	5.9	24.2	36.8

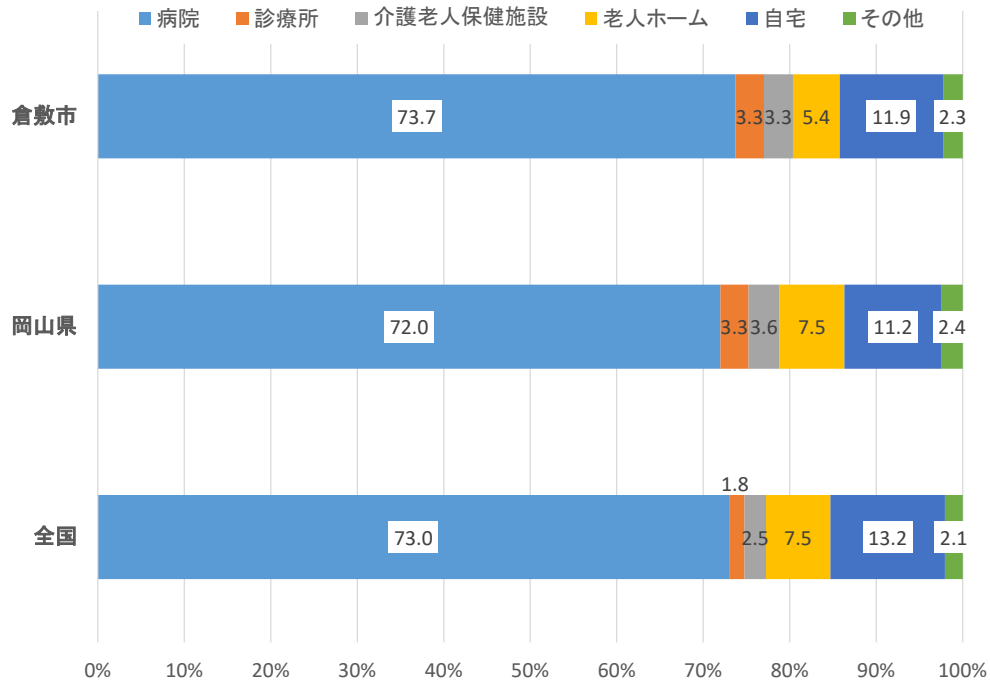
※無回答者・認定結果非該当者、申請中の死亡、転出者等を除く。

資料：倉敷市在宅介護実態調査結果

(8) 死亡場所の構成比の比較

本市の死亡場所の構成比をみると、岡山県全体の平均より「病院」(73.7%)と「自宅」(11.9%)の割合がやや高く、「老人ホーム」の割合は低くなっています。

図8 死亡場所の構成比の比較



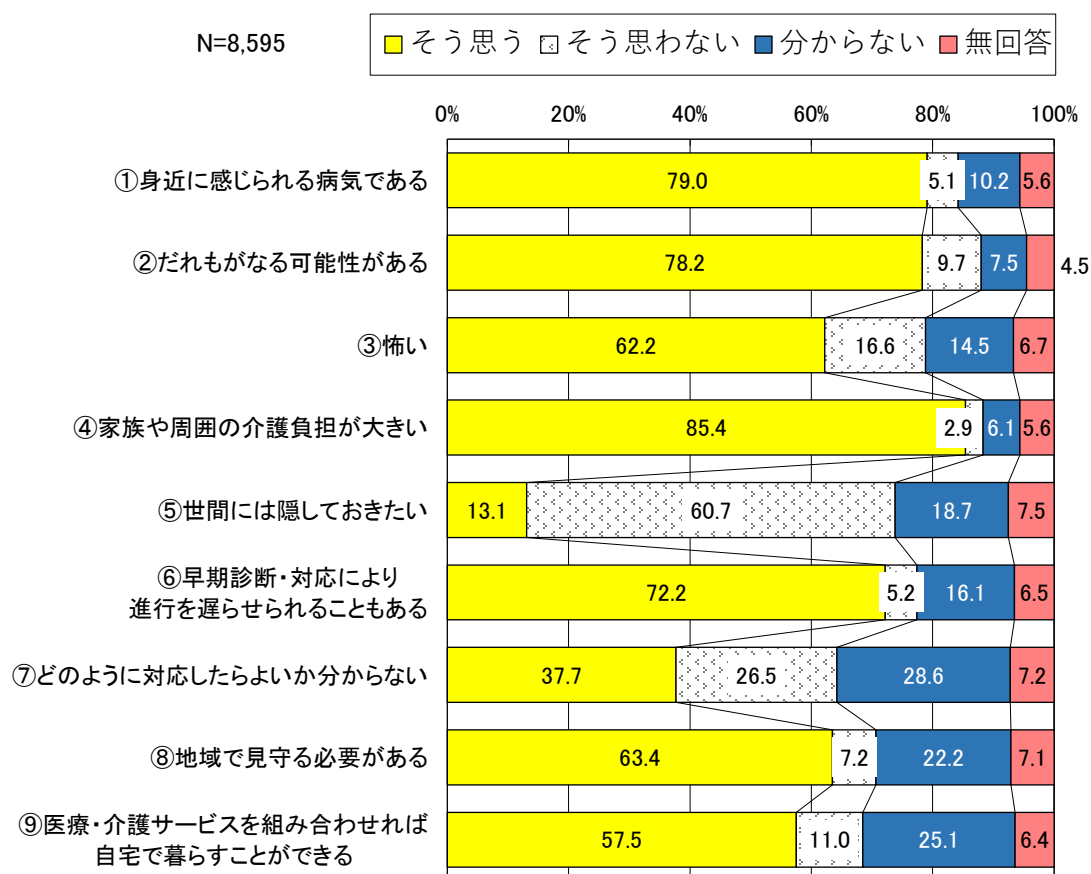
資料:平成 29(2017)年「人口動態統計」(厚生労働省)

(9) 認知症に対するイメージ

認知症に対するイメージとして、「家族や周囲の負担が大きい」と捉えている割合は85.4%となっています。

また、平成28(2016)年の同調査時と同じ項目の「そう思う」と答えた回答の割合を比較すると、「世間には隠しておきたい」(10.9%→13.1%)という意識はやや後退した感がありますが、「だれもがなる可能性がある」(74.8%→78.2%),「地域で見守る必要がある」(58.7%→63.4%),「医療・介護サービスを組み合わせれば自宅で暮らすことができる」(49.4%→57.5%)などについてはいずれも今回の方が良い方向(正しいイメージ)に向かっており、市の認知症に対する理解や予防の取り組み、早期発見するための知識の普及啓発の効果などもあり、正しいイメージが浸透しつつあることがうかがえます。

図9 認知症に対してどのようなイメージを持っているか



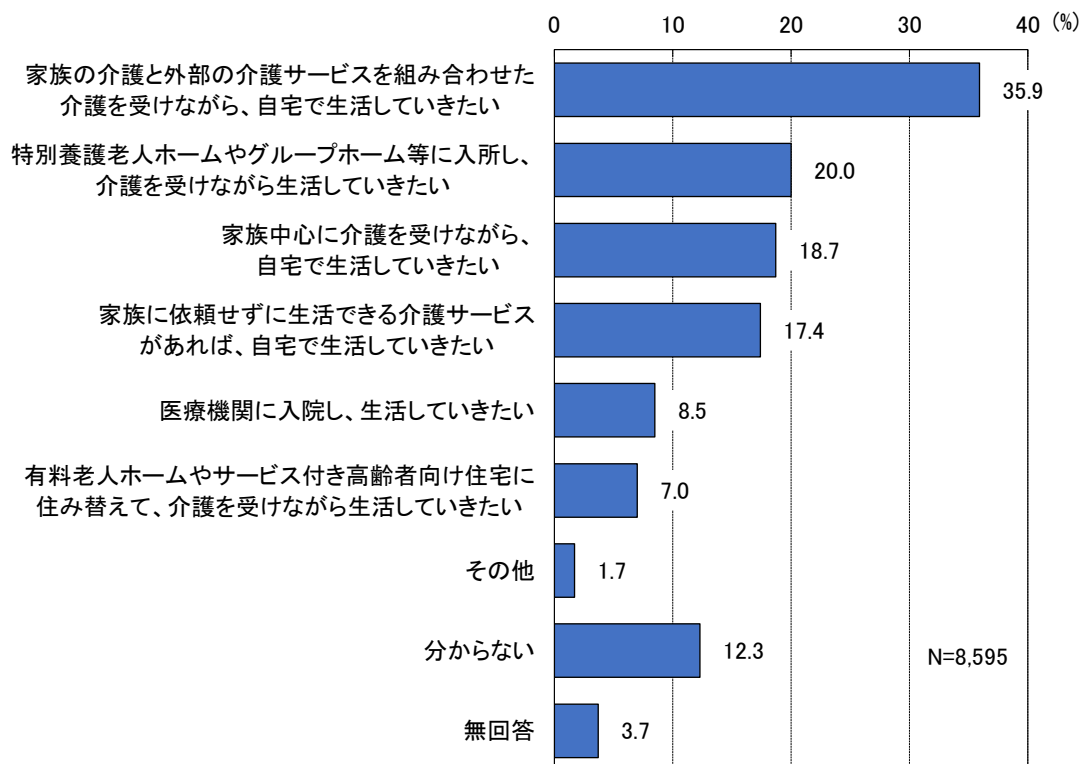
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(10) 認知症になった場合の暮らし方の希望

認知症になった場合の暮らし方の希望について最も多かったのは、「家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けながら、自宅で生活していきたい」で35.9%、次いで、「特別養護老人ホームやグループホーム等に入所し、介護を受けながら生活していきたい」が20.0%、「家族中心に介護を受けながら、自宅で生活していきたい」が18.7%、「家族に依頼せずに生活できる介護サービスがあれば、自宅で生活していきたい」が17.4%と続いています。

何らかの介護サービスを受けながら認知症になっても自宅で生活したいと希望している人が多いことがわかります。

図10 認知症になったとしたら、どのように暮らしたいと思うか

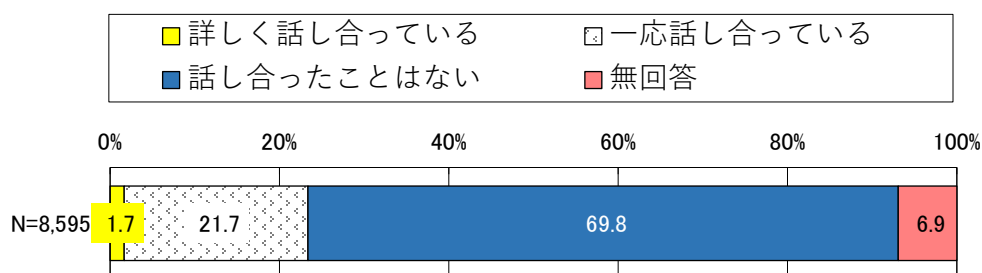


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(11) 終末期における医療・療養についての話し合いの経験の有無

終末期における医療・療養について、家族や医療介護関係者と「詳しく話し合っている」と回答した人の割合は1.7%、「一応話し合っている」と回答した人の割合は21.7%で、「話し合ったことはない」と回答した人が69.8%と多くなっています。

図11 終末期における医療・療養について、家族や医療介護関係者と話し合ったことがあるか

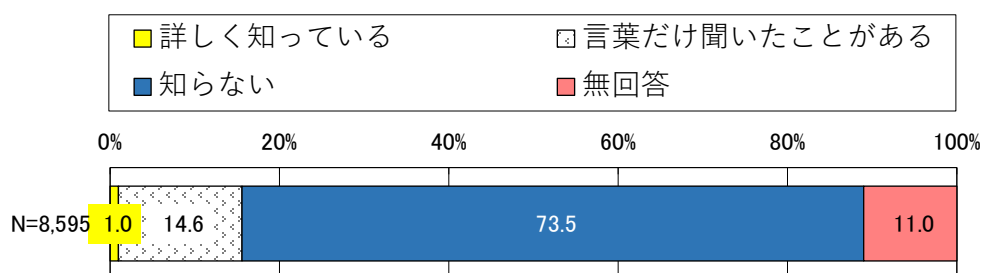


資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(12) ACP（アドバンスケアプランニング）や人生会議の認知度

ACP（アドバンスケアプランニング）や人生会議について「詳しく知っている」と回答した人の割合は1.0%、「言葉だけ聞いたことがある」と回答した人の割合は14.6%で、「知らない」と回答した人が73.5%と多くなっています。

図12 ACP(アドバンスケアプランニング)や人生会議の認知度



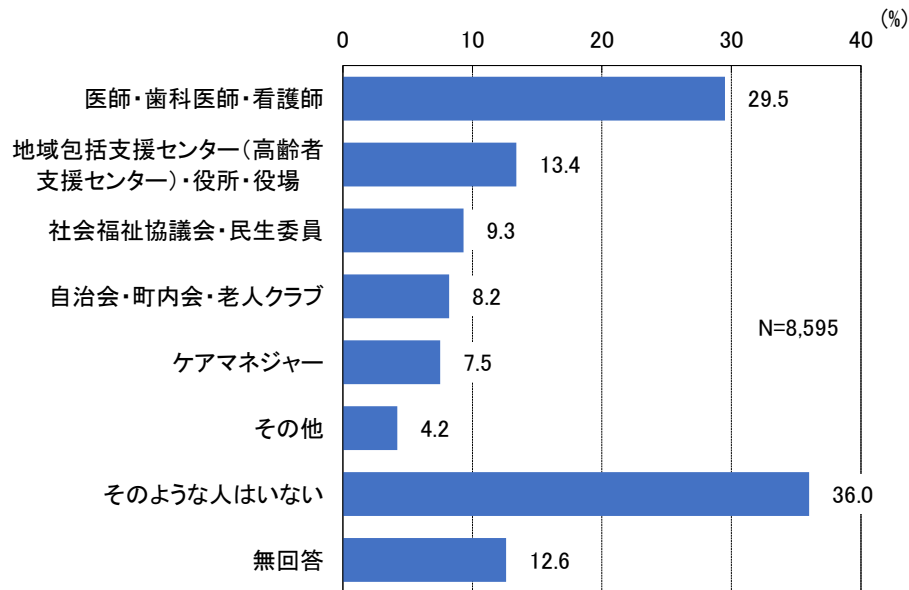
資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

※ACP・人生会議とは、将来に備えて、ご本人やその家族と医療・介護従事者等が前もって具体的に治療・療養について話し合う過程のことをいいます。

(13) 相談相手・相談先

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「そのような人はいない」が36.0%と最も多くなっており、身近な地域の相談窓口である地域包括支援センター（高齢者支援センター）・役所・役場については、医師・歯科医師・看護師（29.5%）よりも低く、13.4%となっています。

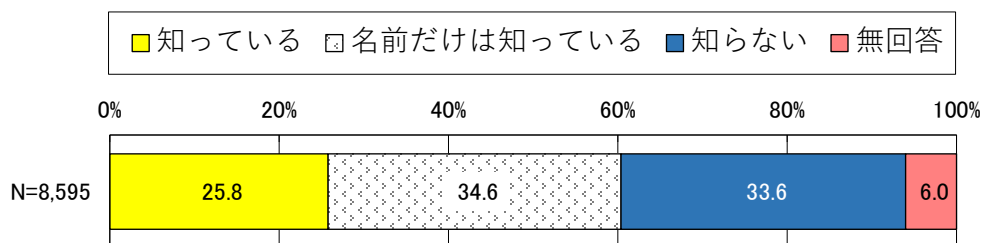
図13 何かあったときに相談する相手



資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

なお、高齢者支援センターの認知度は、「知っている」「名前だけは知っている」を合わせると60.4%となっています。

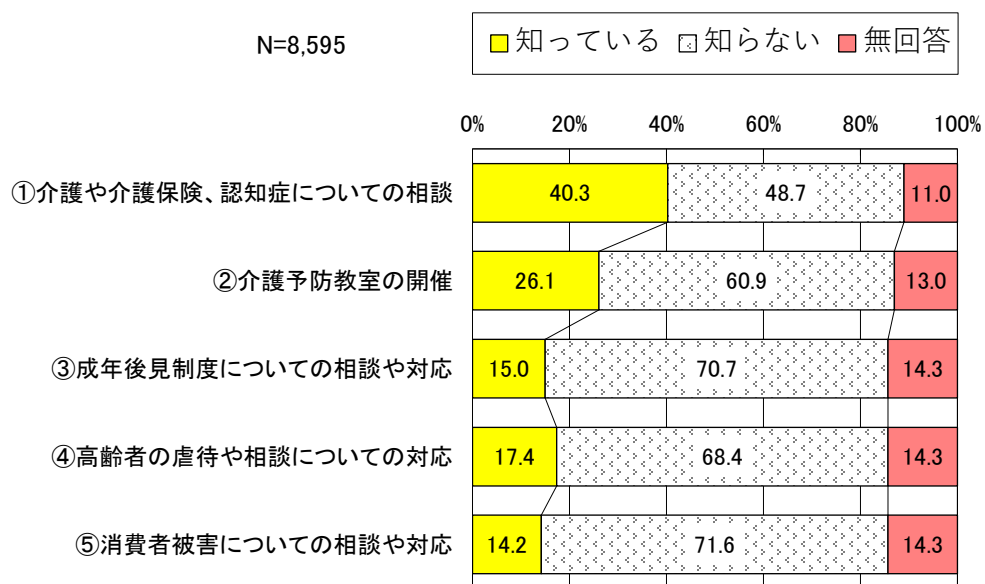
図14 高齢者支援センターを知っているか



資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(参考)

図 15 高齢者支援センターは次のことを行っているが、知っているか



資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

Ⅱ 高齢者が有するリスクについて

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目のうち、国が必須項目として設定した、「問2 からだを動かすことについて」「問3 食べることについて」「問4 毎日の生活について」「問8 健康について」は、それぞれ要介護度の悪化につながるリスクの有無を判定するための設問となっています。すなわち、「からだを動かすことについて」は運動器機能の低下・転倒リスク、閉じこもり傾向を、「食べることについて」は低栄養の傾向と口腔機能の低下を、「毎日の生活について」は認知機能の低下とIADL※の把握を、「健康について」はうつ傾向の把握をそれぞれ目的としています。

そこで、リスクの発生状況については、上記4つの設問に対応した4つの項目「(1) からだを動かす」「(2) 食べる」「(3) 毎日の生活」「(4) 健康」ごとに分析を行いました。

※IADL(Instrumental Activities of Daily Living)とは、手段的日常生活動作とも言われ、電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、ADL(Activity of Daily Living:日常生活動作)ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合は、ADLの評価だけでは不十分であり、IADLが重要な指標になるとされています。

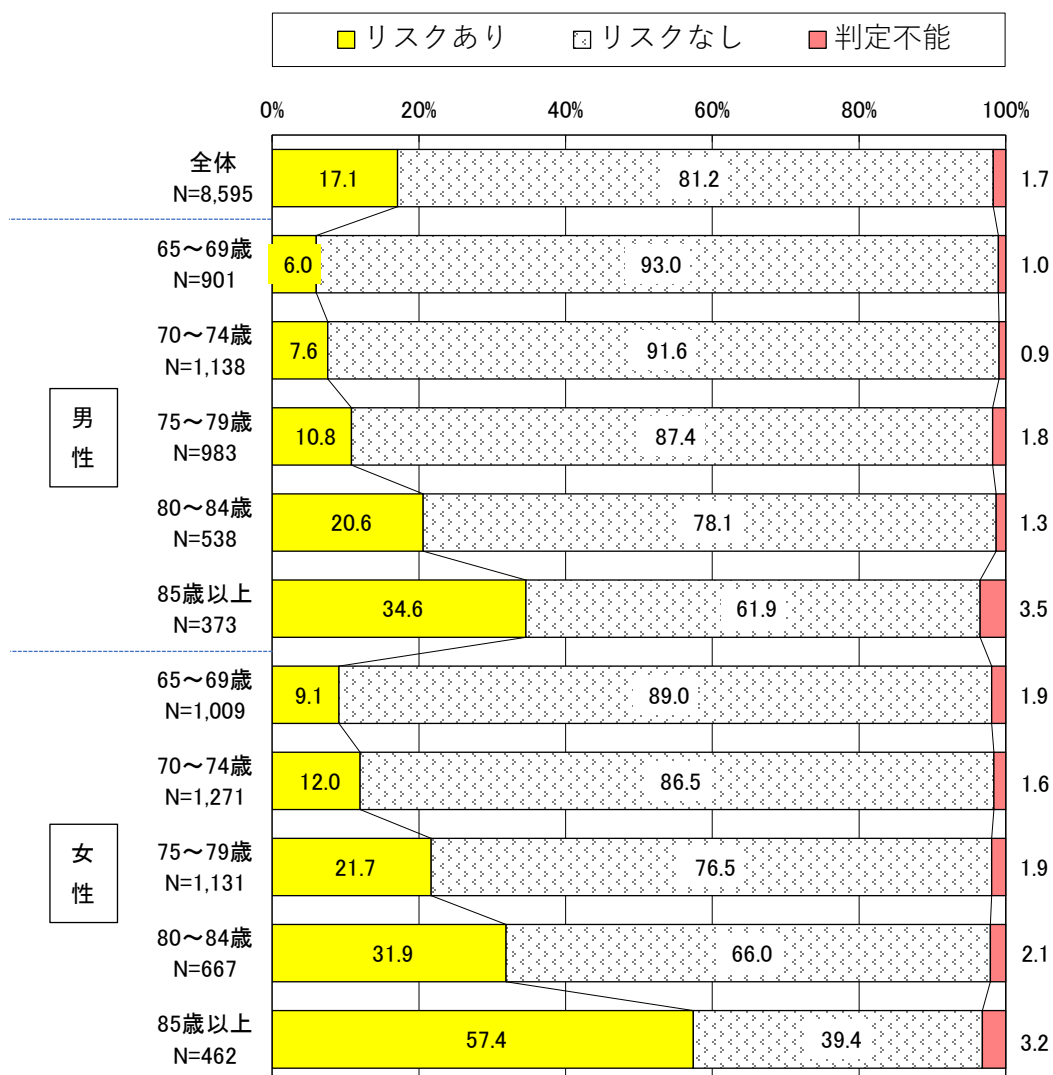
(1) からだを動かす

(ア) 運動器機能リスク

リスク判定の結果は次のとおりで、全体では17.1%がリスクありとの結果でした。男女別・年齢階層別では男女ともに年齢階層が高くなるにつれてリスク者割合が高くなっています(図16参照)。

また、女性は男性に比べ全年齢階層でリスク者割合が高くなっています。これは、女性は男性に比べ「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」の有病率が高い(男性の4.4%に対し女性は18.1%)という男女の疾病構造の違いが影響していると思われます。

図 16 男女別・年齢階層別運動器機能リスク判定結果

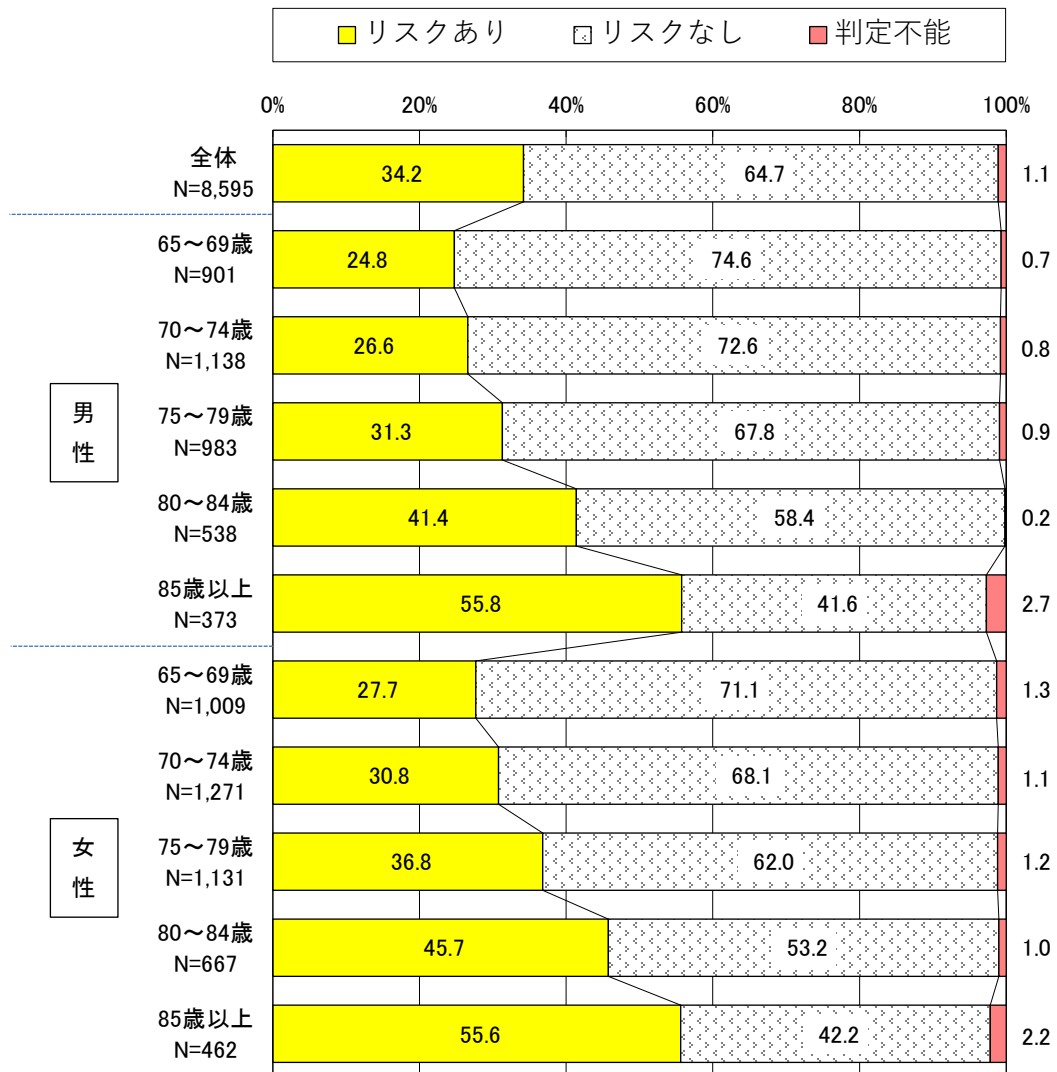


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(イ) 転倒リスク

リスク判定の結果は次のとおりで、全体では 34.2%がリスクありとの結果でした。
男女別・年齢階層別では、男女ともに年齢階層が高くなるにつれてリスク者割合が高くなっていることがわかります。

図 17 男女別・年齢階層別転倒リスク判定結果

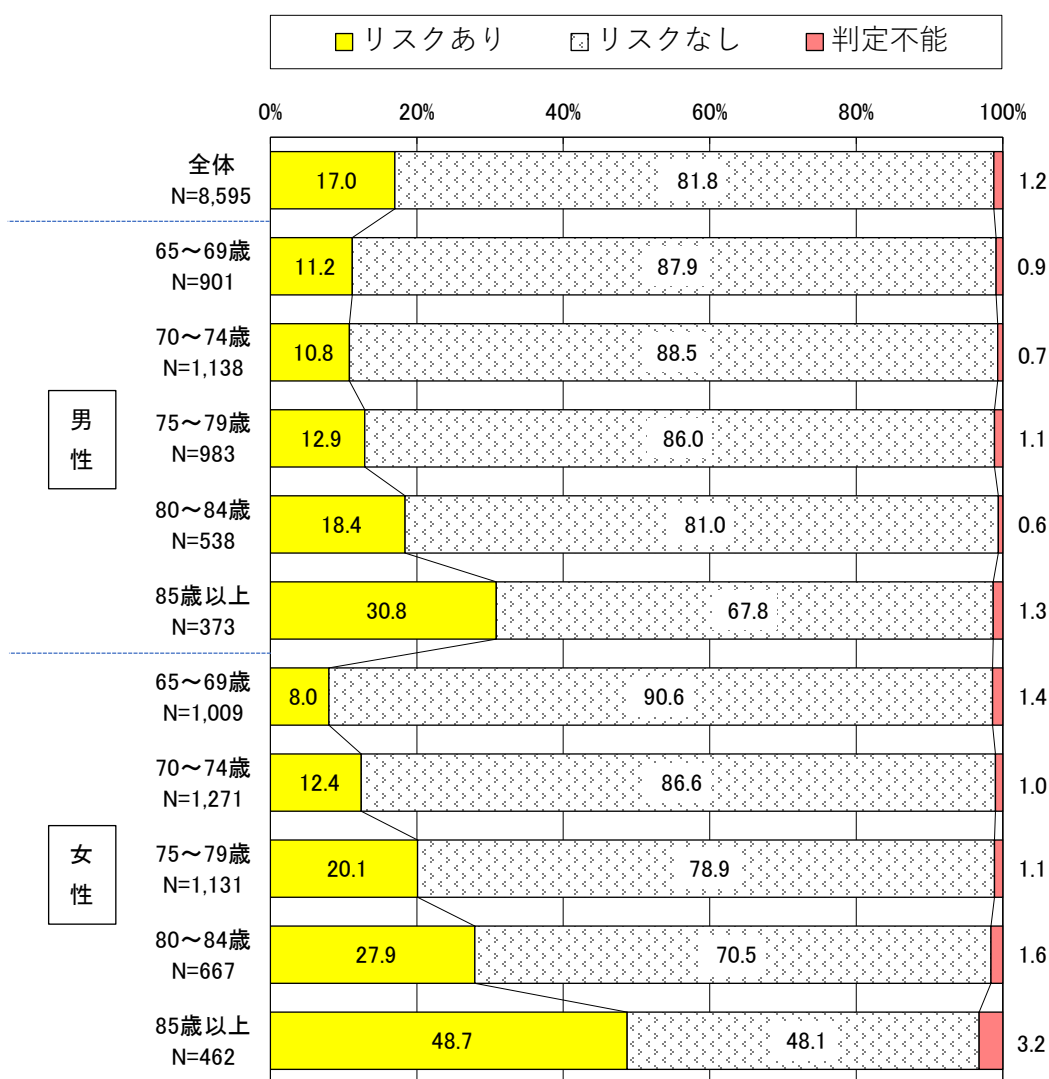


資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(ウ) 閉じこもりリスク

リスク判定の結果は次のとおりで、全体では 17.0%がリスクありとの結果でした。男女別・年齢階層別では、男女ともに概ね年齢階層が高くなるにつれてリスク者割合が高くなっています。また、65～69 歳を除くすべての年齢階層で、男性に比べ女性の方がリスク者割合が高くなっており、前述の運動器機能のリスク者割合の違いが要因の一つと考えられます。

図 18 男女別・年齢階層別閉じこもりリスク判定結果



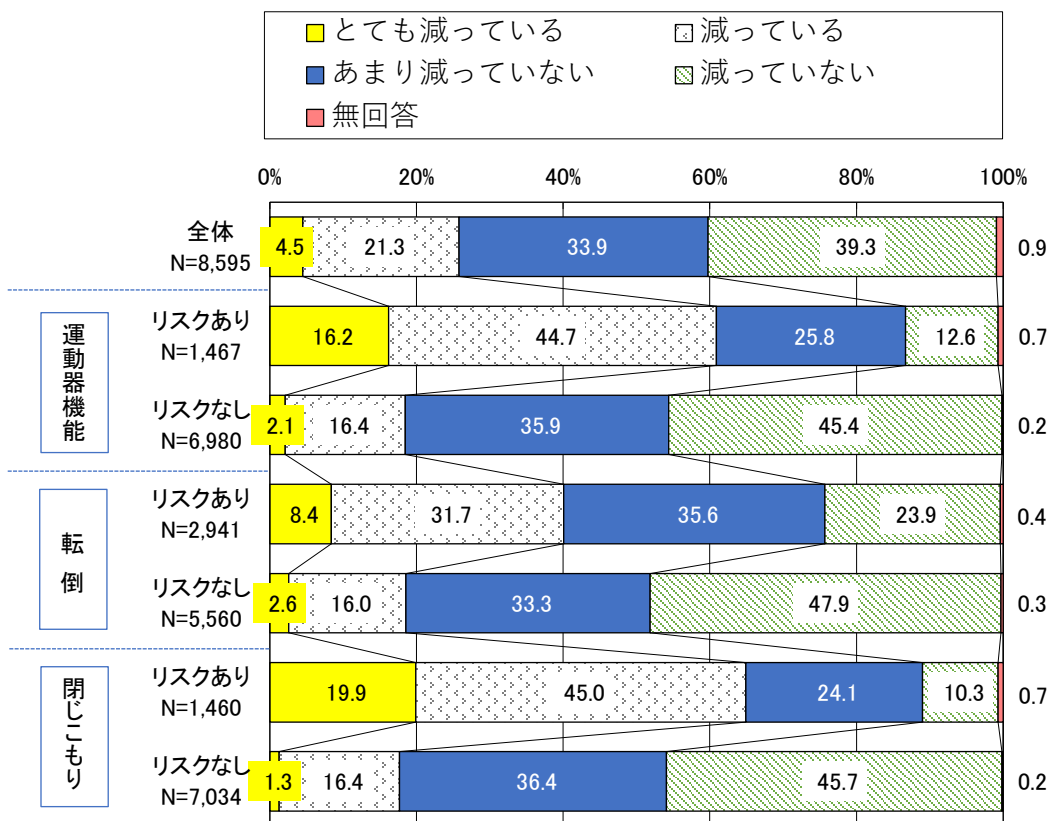
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(エ) 各リスクの有無と外出回数減少との関係

外出回数が「とても減っている」「減っている」と回答した高齢者は、運動器機能低下リスク者（60.9%）、閉じこもりリスク者（64.9%）で半数を大きく超えています（図 19 参照）。

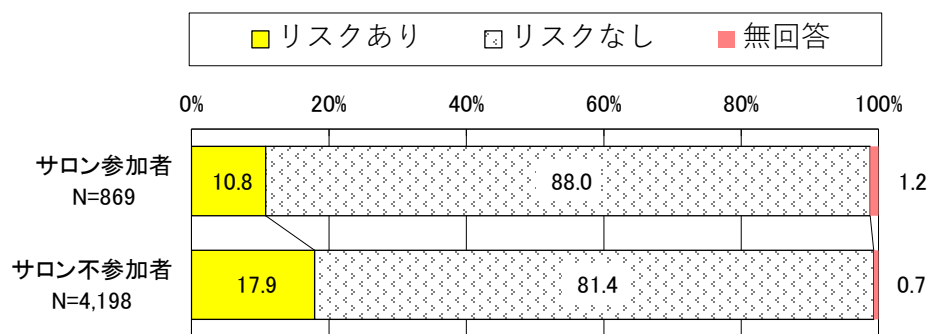
運動器の機能低下、転倒リスク、閉じこもり傾向が外出回数の減少につながっているのか、それとも、外出回数の減少が運動器機能低下、転倒リスク、閉じこもり傾向の要因となっているのかは本調査結果のみでは検証できませんが、サロンに参加している人の方が閉じこもりリスク者の割合が低くなっている（図 20 参照）ことも考えると、例えば、サロンなど地域の通いの場の充実等を通じて地域で外出を促す取組につなげていくこと等はできると考えられます。

図 19 各リスクの有無と外出回数減少との関係



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図 20 サロン参加の有無と閉じこもりリスクの有無との関係



資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

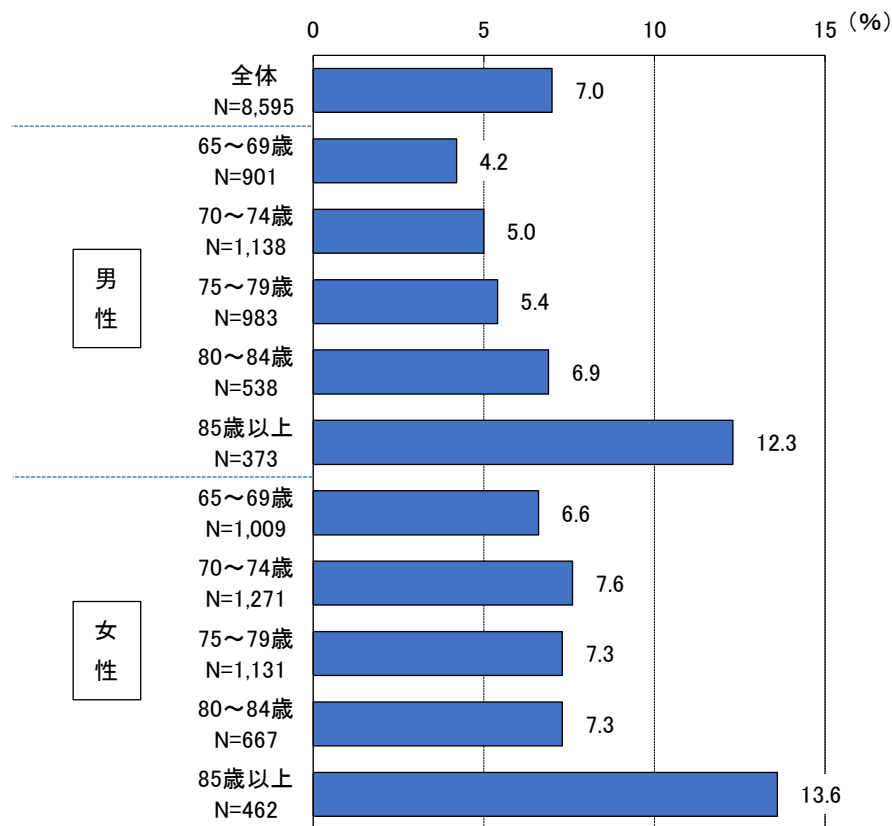
(2) 食べる

(ア) 低栄養リスク

国の判定基準によれば、身長・体重から算出されるBMI（体重（kg）÷ {身長（m）×身長（m）}）が18.5以下の場合、低栄養が疑われる高齢者になります。

全体で低栄養の疑いのある人（BMI18.5以下）の割合は図21のとおりで7.0%となっています。男女別・年齢階層別では、男性は年齢階層が高くなるにつれて徐々に割合が高くなっているのに対し、女性は85歳以上で割合が高くなっています。

図21 男女別・年齢階層別低栄養の疑いのある人（BMI18.5以下）の割合

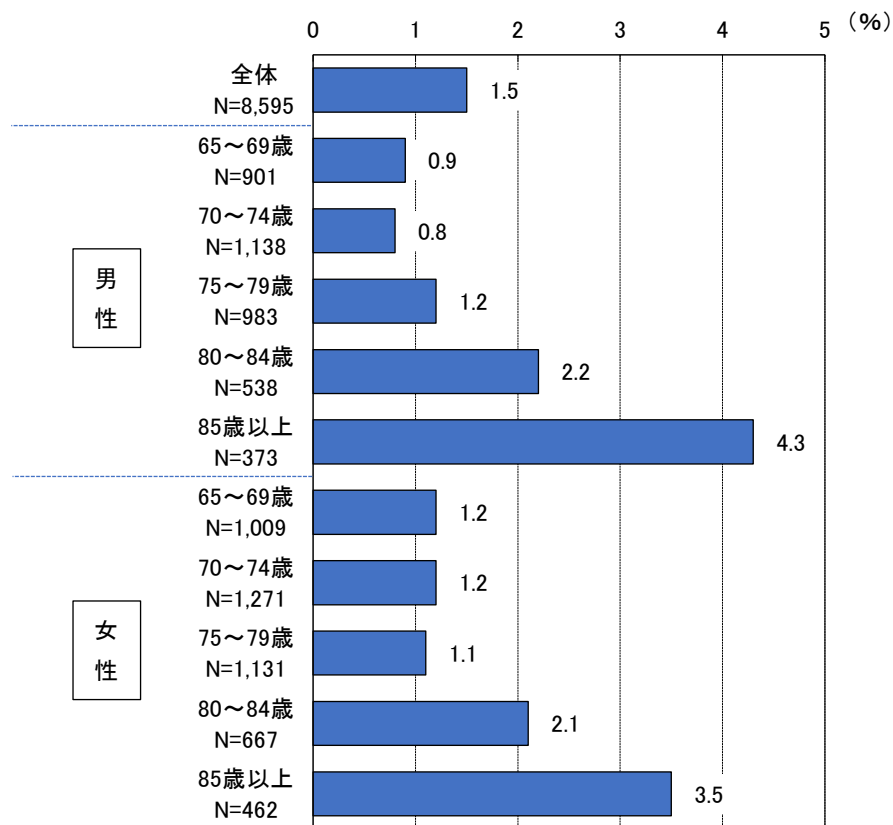


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

また、今回の調査においては、国が示す必須項目（身長・体重を問う設問）に加え、本市では、別途示された「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」という説明を追加して調査し、より正確に低栄養のリスクを把握することにしました。

その結果は図22のとおりで、全体では1.5%がリスク者割合で、男女別・年齢階層別の低栄養リスク者割合は、年齢階層別に見ると、男女ともに80歳以上でリスク者割合が高くなる結果となっています。

図 22 男女別・年齢階層別低栄養リスク者割合

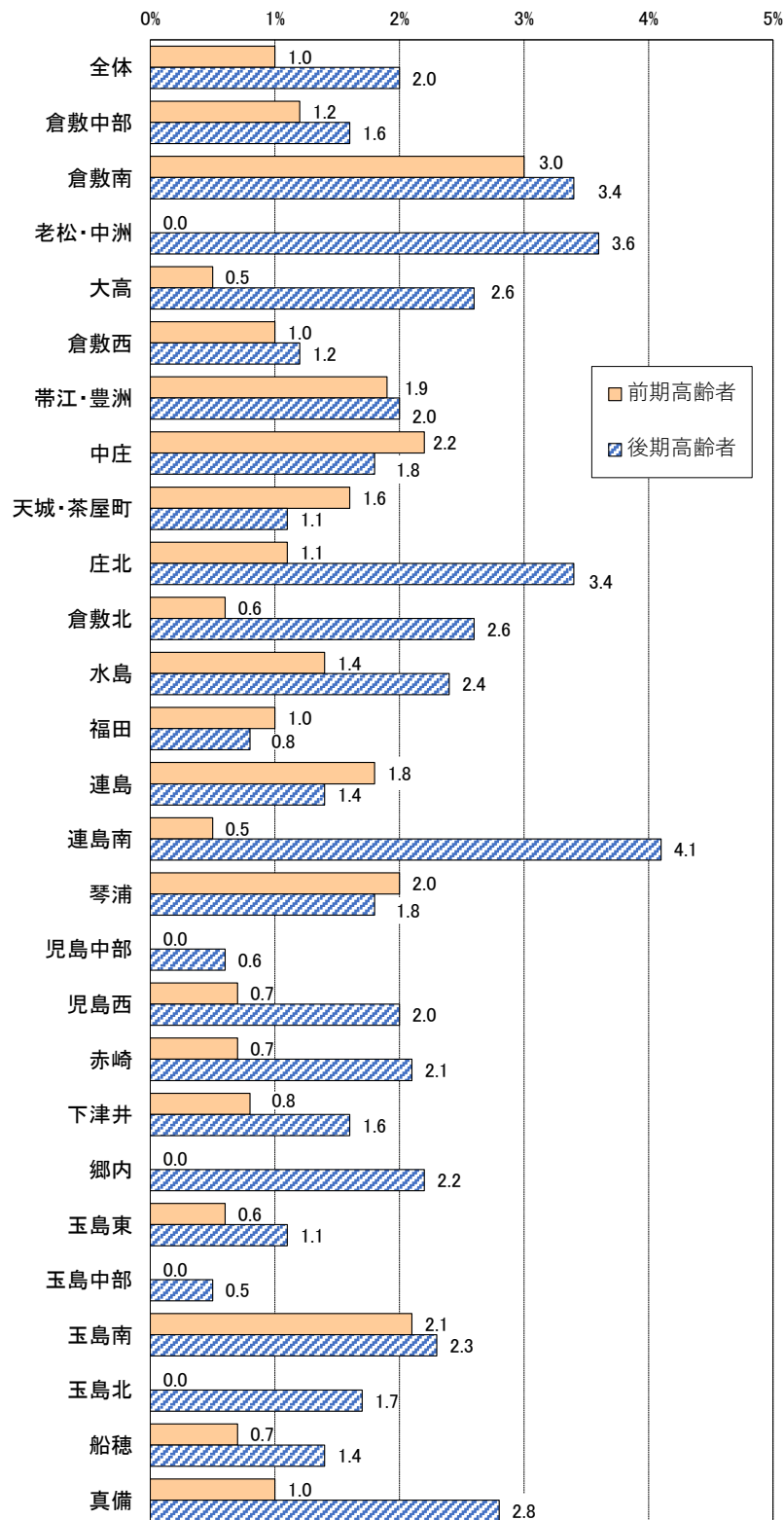


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(参考1) 低栄養リスク者の状況―日常生活圏域別

日常生活圏域別に低栄養リスク者の割合をみると、前期高齢者（平均 1.0%）については「倉敷南」圏域（3.0%）,「中庄」圏域（2.2%）が高く、後期高齢者（平均 2.0%）については「連島南」圏域（4.1%）,「老松・中洲」圏域（3.6%）,「倉敷南」「庄北」圏域（ともに 3.4%）が高くなっています。

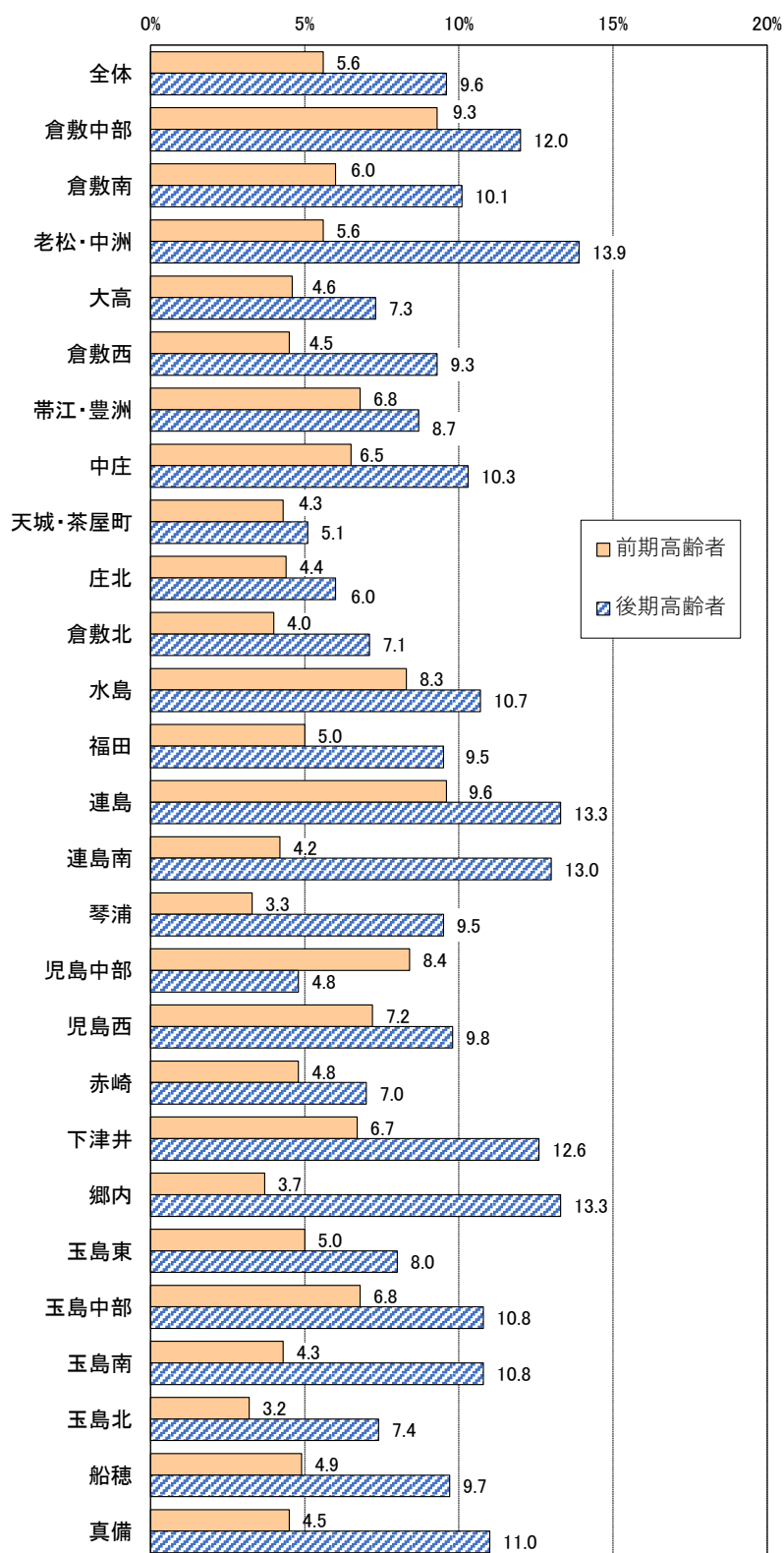
図 23 日常生活圏域別・年齢2階層別低栄養リスク者の割合



(参考2) 孤食の状況－日常生活圏域別

誰かと食事を共にする機会がほとんどない人の割合は、前期高齢者（平均 5.6%）については「連島」圏域（9.6%）,「倉敷中部」圏域（9.3%）が高く、後期高齢者（平均 9.6%）については「老松・中洲」圏域（13.9%）,「連島」「郷内」圏域（ともに 13.3%）が高くなっています。

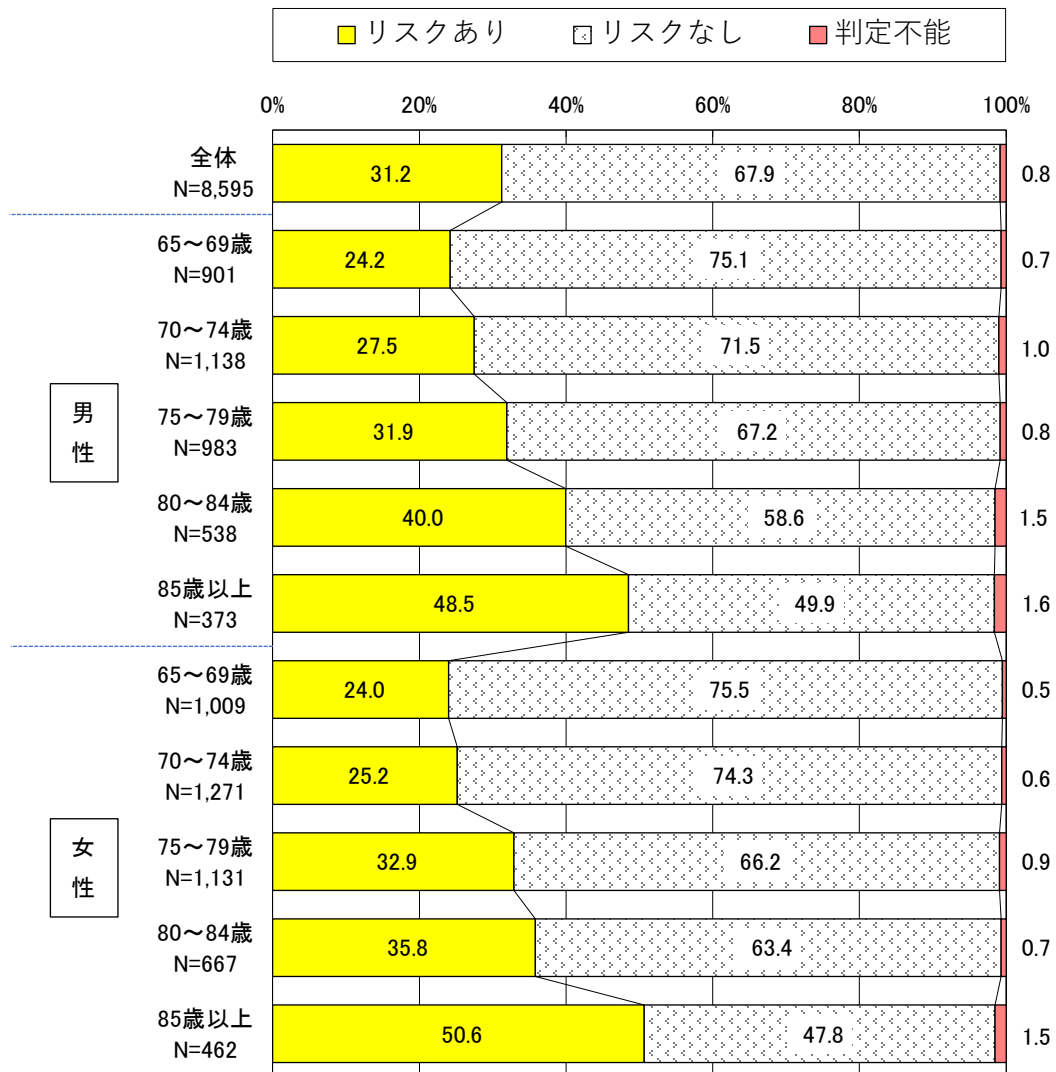
図 24 日常生活圏域別・年齢2階層別孤食の割合



(イ) 咀嚼機能低下リスク

咀嚼機能低下の疑いのある人の割合は次のとおりで、全体では 31.2%がリスクありとの結果でした。男女別・年齢階層別の咀嚼機能低下の疑いのある人の割合は次のとおりで、男女ともに年齢階層が高くなるにつれてリスク者割合が高くなっています。

図 25 男女別・年齢階層別咀嚼機能低下リスク判定結果



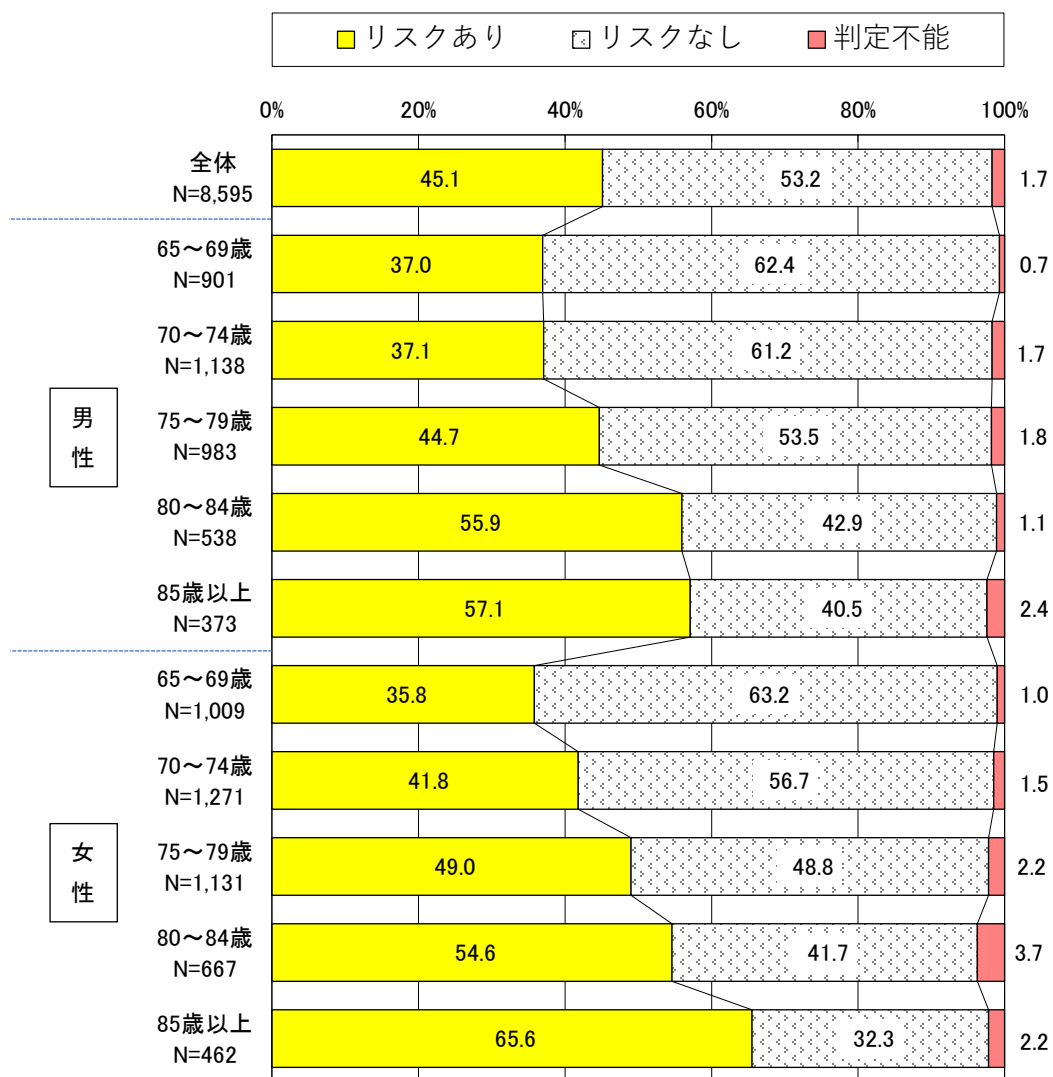
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3) 毎日の生活

(ア) 認知機能の低下リスク

リスク判定の結果は次のとおりで、全体で 45.1%がリスクありの結果でした。男女別・年齢階層別では、男女ともに年齢階層が高くなるにつれてリスク者割合が高くなっています。なお、物忘れが多いと感じるかどうかなどといった設問項目で判定されるため、認知機能の低下が見られるといっても必ずしも認知症の状態であるとは限りません。

図 26 男女別・年齢階層別認知機能低下リスク判定結果



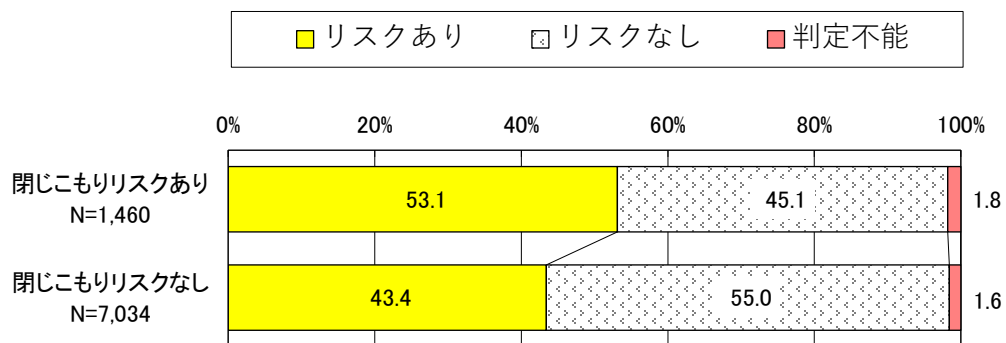
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(イ) 閉じこもりリスクの有無と認知機能低下リスクとの関係

閉じこもりのリスクの有無別に認知機能低下のリスク者割合をみると、閉じこもりリスクのある人は、ない人に比べて認知機能低下のリスク者割合が高くなっています(図27 参照)。

この結果を踏まえると、地域でサロンへの参加を促すなど外出の機会を増やすことや、必要に応じて、高齢者支援センターがひとり暮らし高齢者のお宅を訪問するなどの対応が、認知機能低下のリスク低減につながると考えられます。

図 27 閉じこもりリスクの有無別認知機能低下リスク判定結果



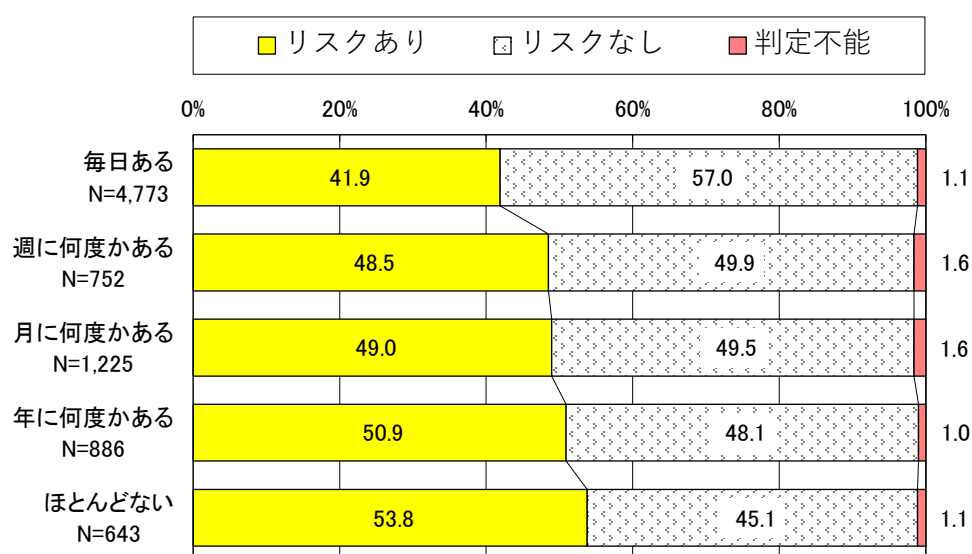
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(ウ) 食事の状況と認知機能低下リスクとの関係

誰かと食事を共にする機会が多い人の方が認知機能低下のリスク者割合が低くなっており、誰かと食事を共にする機会が「ほとんどない」と回答した人の認知機能のリスク者割合は53.8%と、「毎日ある」と回答した人の割合（41.9%）に比べ11.9ポイント高くなっています（図28参照）。

ひとり暮らし等で、ふだん孤食状態にある人も、誰かと食事を共にする機会を持つことで認知機能低下リスクの低減効果をもたらすことが期待できます。

図28 食事の状況別認知機能低下リスク判定結果

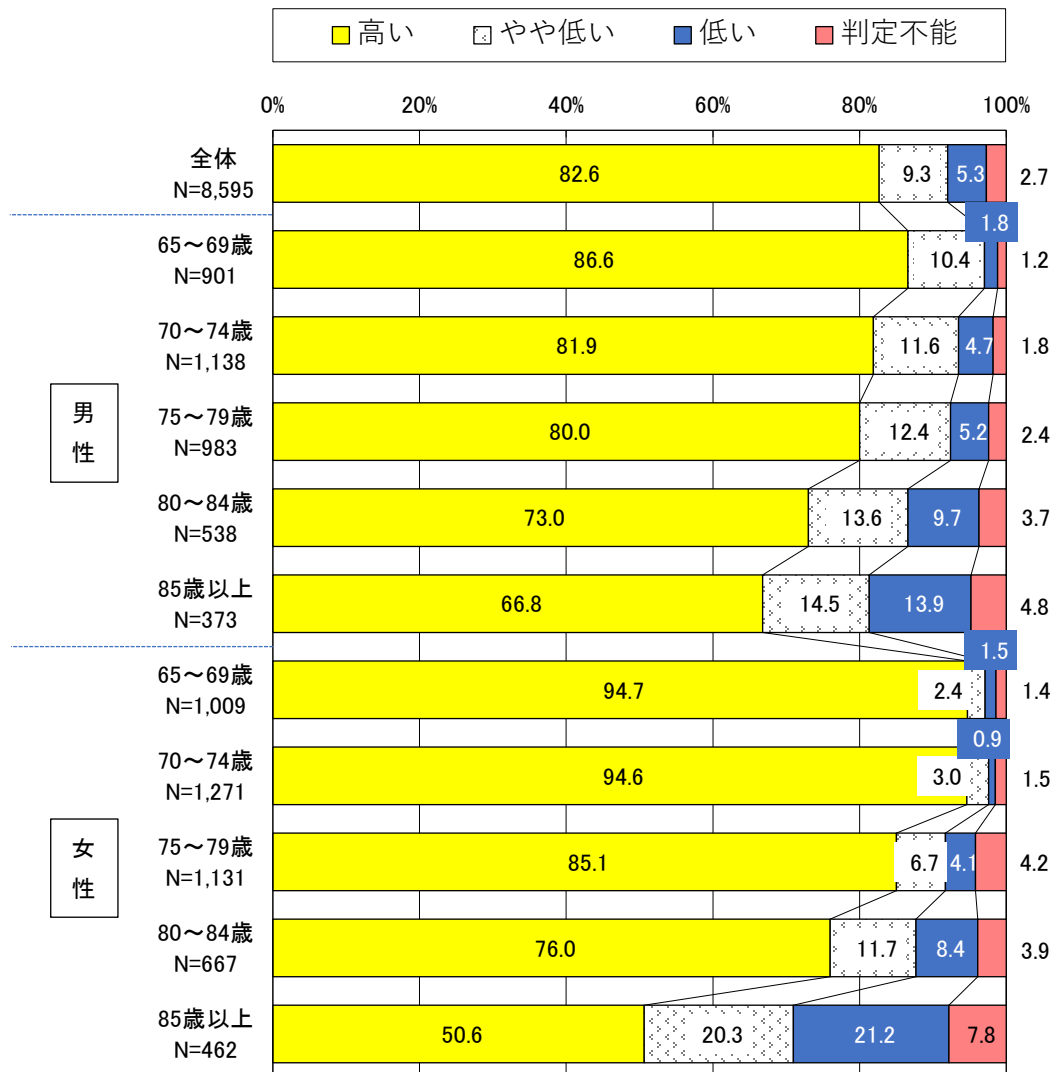


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(エ) IADLの低下リスク

リスク判定の結果は次のとおりで、IADLが「やや低い」「低い」人の割合は、男女ともに年齢階層が高くなるにつれて高くなっています。

図 29 男女別・年齢階層別IADL低下リスク判定結果



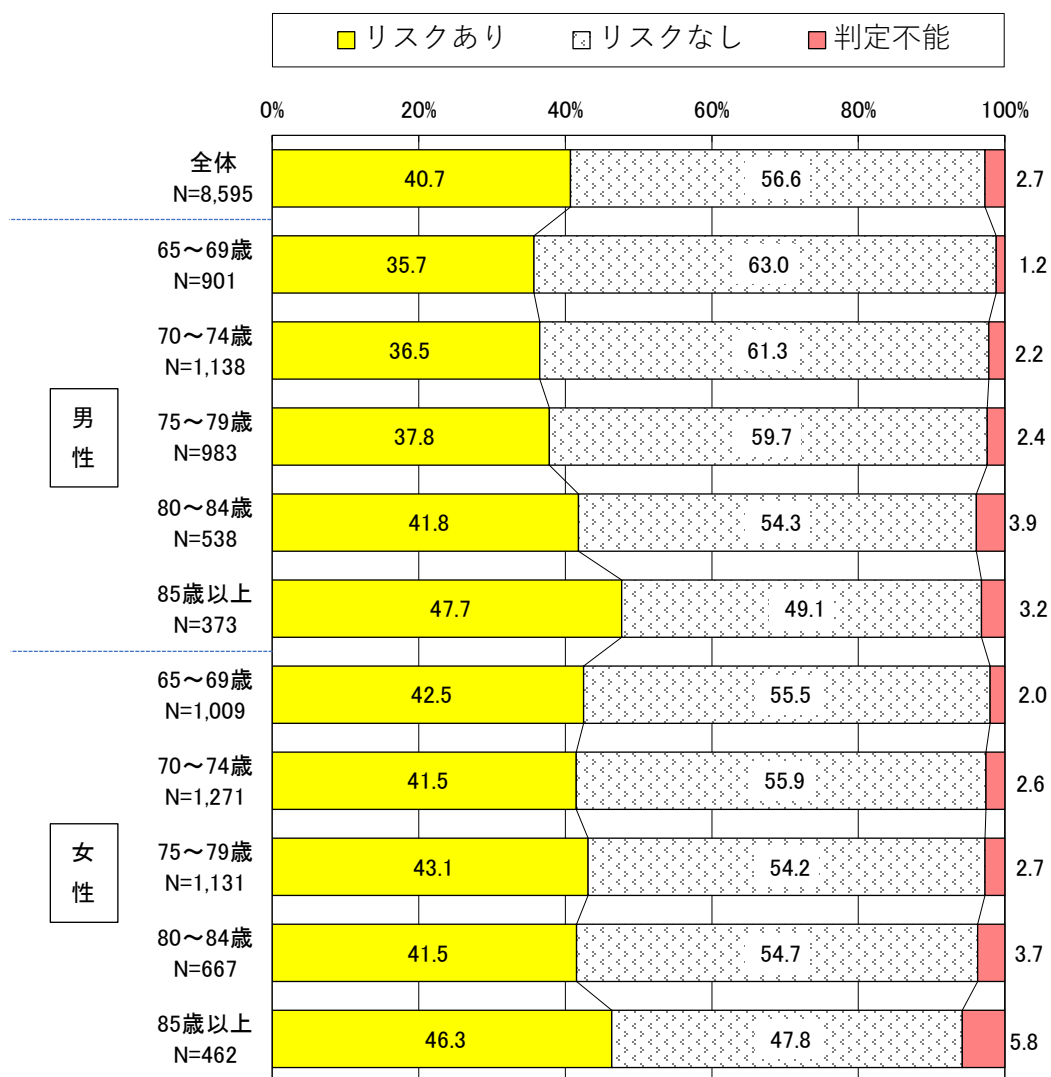
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(4) 健康

(ア) うつのリスク

リスク判定の結果は次のとおりで、男女とも年齢階層によるばらつきは見られますが、年齢による分布特性は把握しづらい結果となっています（図 30 参照）。

図 30 男女別・年齢階層別うつリスク判定結果

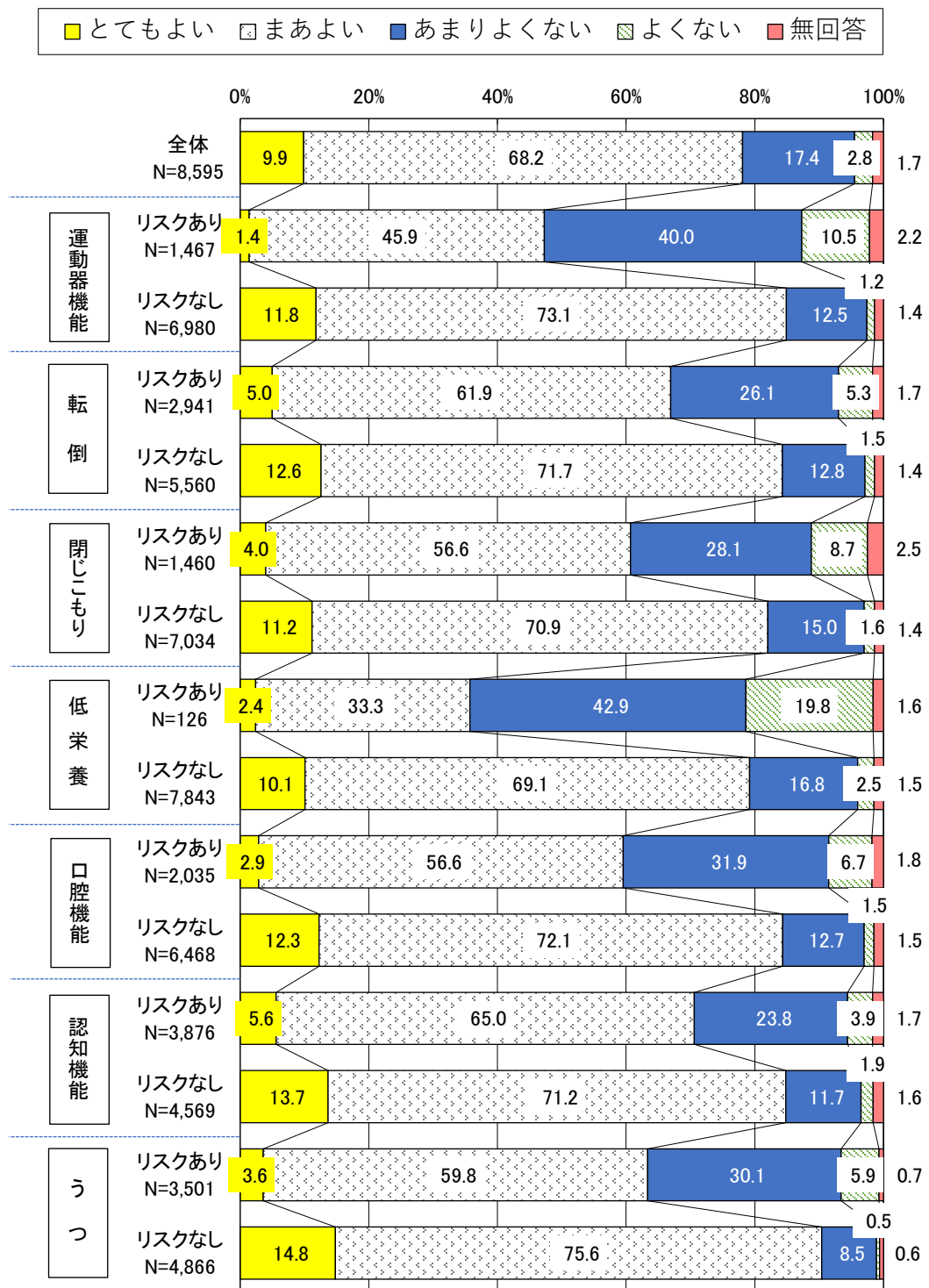


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(5) 各リスクの有無と主観的健康感との関係

これまで見てきた各リスクの有無別に主観的健康感の状況をみると、すべての分野について、リスクのある人に比べリスクのない人の方が主観的健康感がよい人の割合が高いという結果となっています（図 31 参照）。

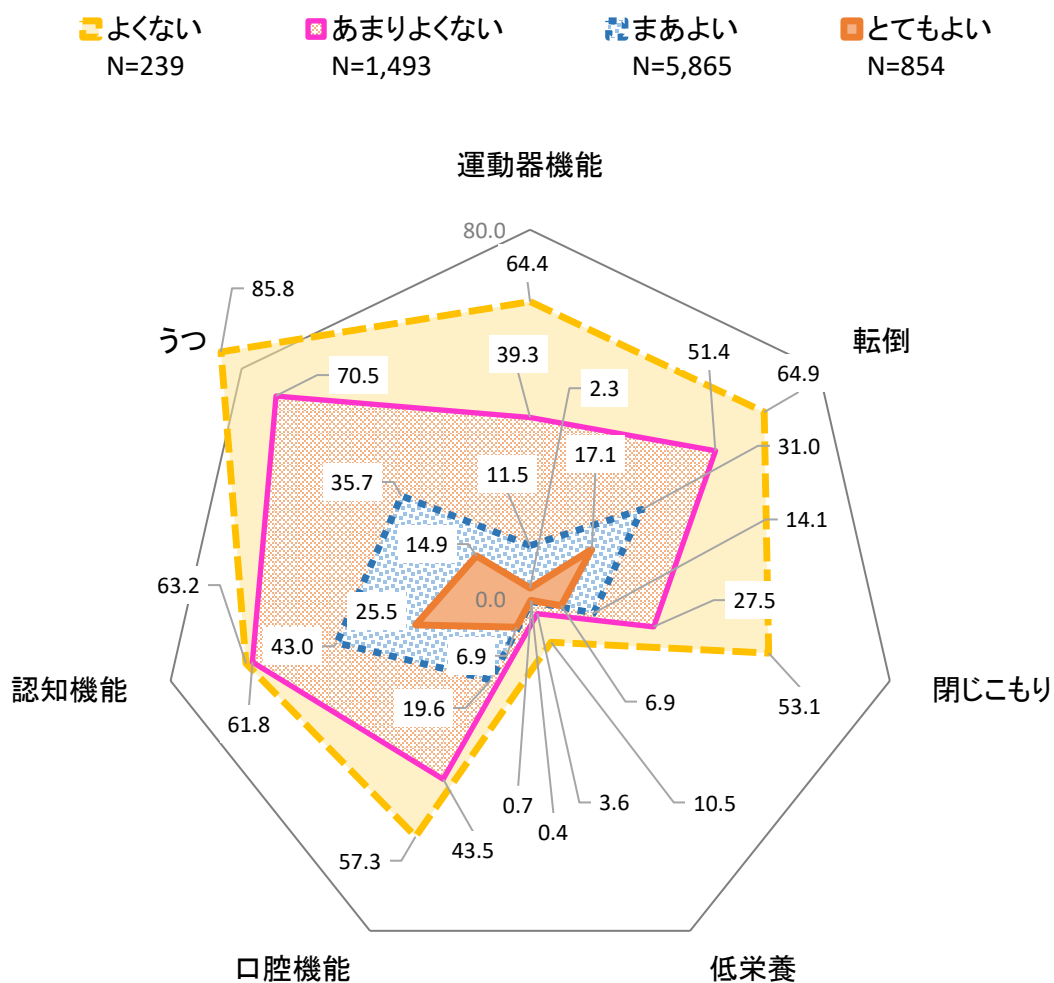
図 31 各リスクの有無別主観的健康感



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

また、主観的健康感と各リスク者割合との関係を見ると、主観的健康感がよい人ほど、リスク者の割合が低くなる傾向にあることが分かります。例えば、「運動器機能」のリスク者の割合は、主観的健康感が「よくない」人では 64.4%になりますが、「とてもよい」人では 2.3%であり、実に 28 倍という大きな差が見られます（図 32 参照）。

図 32 主観的健康感と各リスク者割合との関係

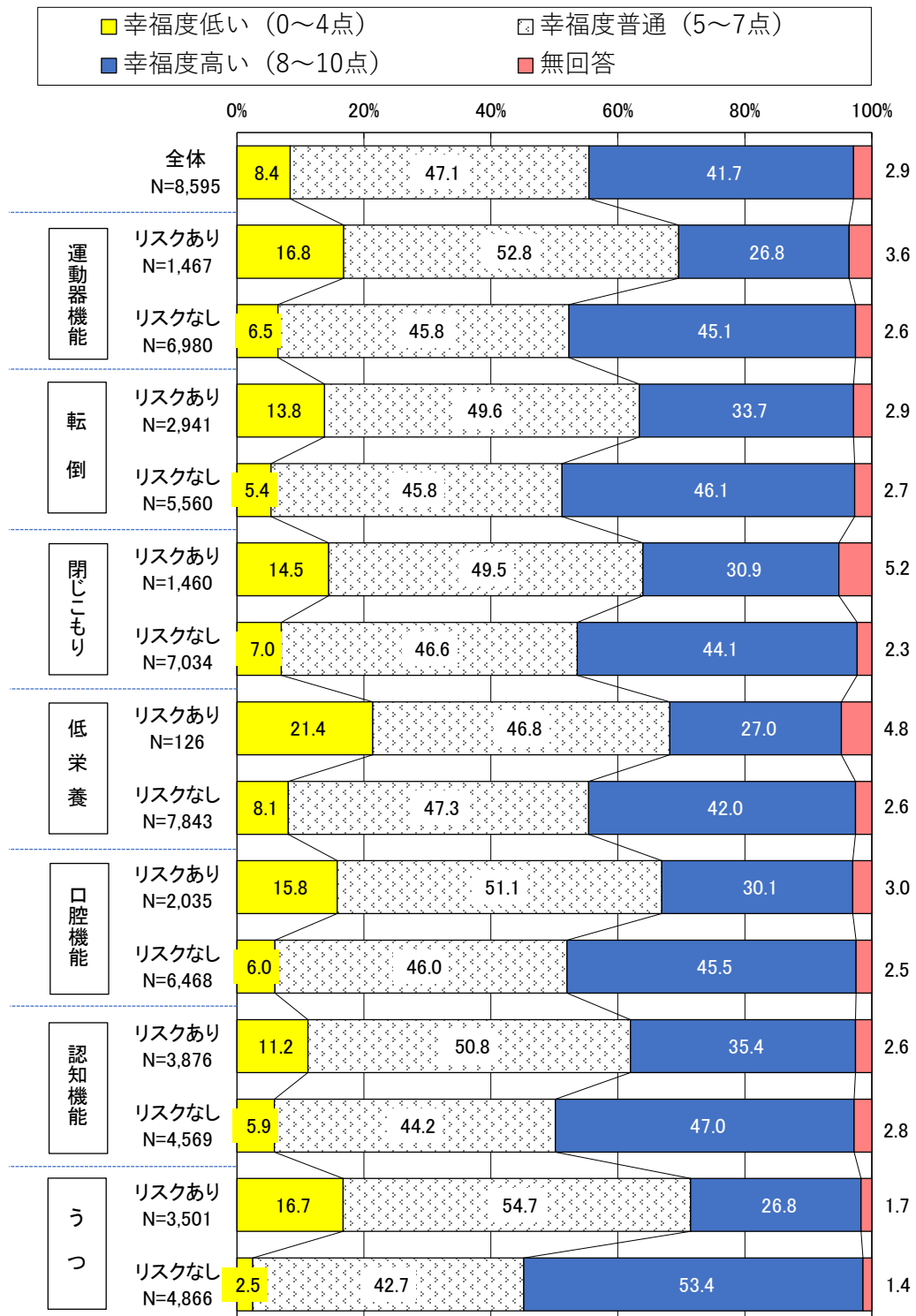


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(6) 各リスクの有無と主観的幸福感との関係

これまで見てきた各リスクの有無別に主観的幸福感の状況をみると、すべての分野について、リスクのある人に比べリスクのない人の方が主観的幸福感が高い人の割合が高いという結果となっています（図 33 参照）。

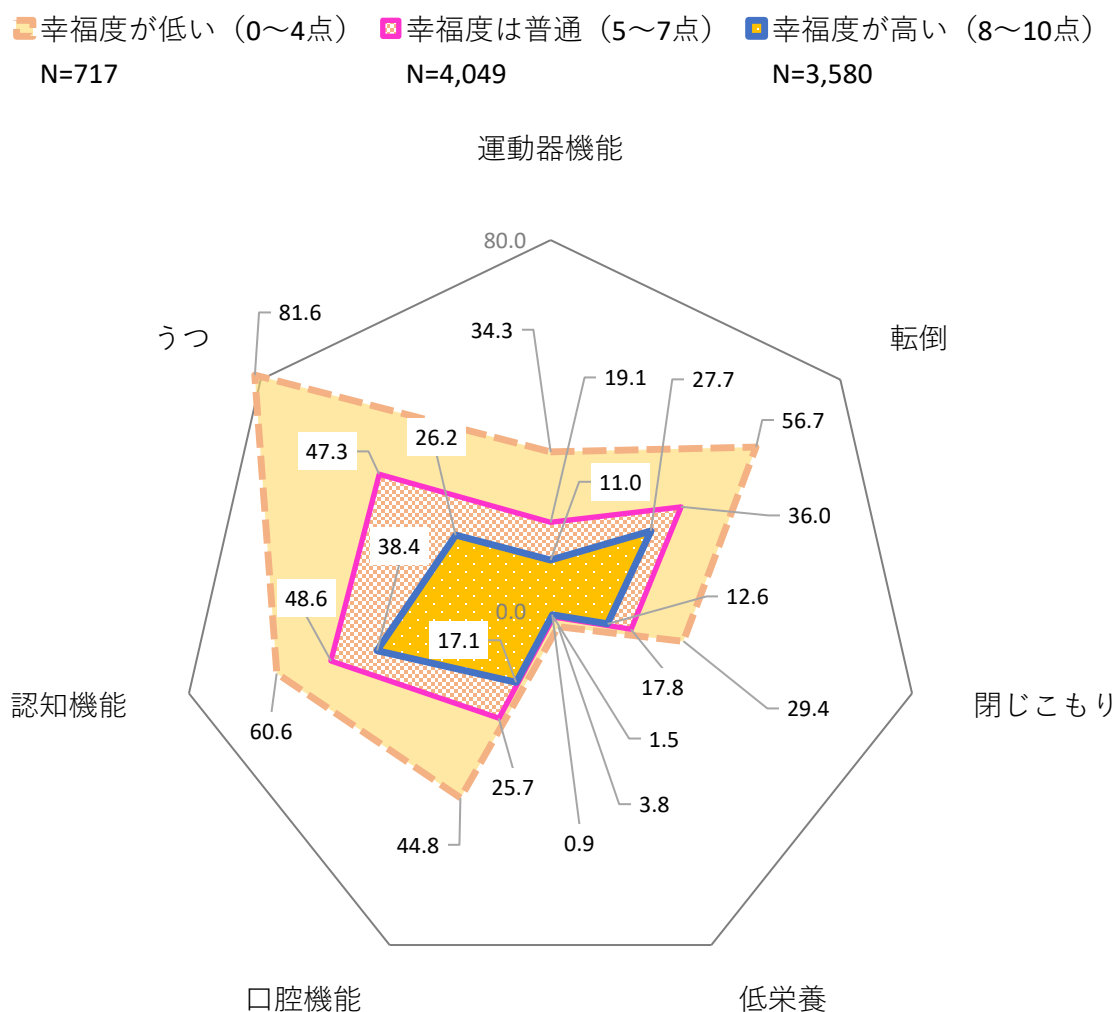
図 33 各リスクの有無別主観的幸福感



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

また、主観的幸福感と各リスク者割合との関係をみると、主観的幸福感が高い人ほど、リスク者の割合が低くなる傾向にあることが分かります。例えば、主観的幸福感が高い人では認知機能の低下が見られる割合は38.4%である一方、主観的幸福感が低い人では認知機能の低下が見られる割合は60.6%で大きな差があるなど、認知機能や口腔機能、運動器、転倒、閉じこもりなど、ほとんどの分野で主観的幸福感との関連が見られます（図34参照）。

図34 主観的幸福感と各リスク者割合との関係



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

Ⅲ 社会参加の状況について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目のうち、「問6 地域での活動について」は、高齢者の社会参加の状況と地域活動への参加意向を把握するための設問です。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開にあたっては、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すこととなりますが、その前提として、高齢者の社会参加の状況と地域活動への参加意向を把握しておくことが必要となります。

そこで、社会参加等の状況については、国が設定したオプション項目も含めた8つの地域での活動（①ボランティアのグループ、②スポーツ関係のグループやクラブ、③趣味関係のグループ、④学習・教養サークル、⑤（ふれあいサロン・健康いきいきサロンなど）介護予防のための通いの場、⑥老人クラブ、⑦町内会・自治会、⑧収入のある仕事）への参加状況と、地域づくりに対して「参加者として」「お世話役として」の両方の立場における参加の意向を分析しました。

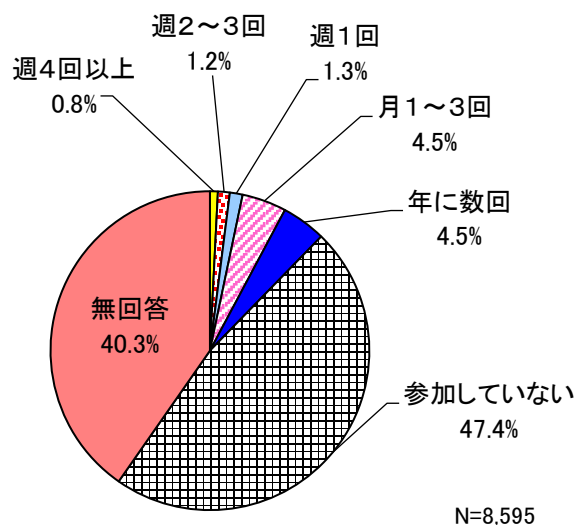
さらに本市では、地域包括ケアシステム構築に向け、介護予防につながる社会参加の場としてのサロン等の充実を図ってきました。今回の調査では、そのことを踏まえ、サロンに関する独自の設問項目を設け、サロンをめぐる現状等をより正確に把握することを目指して、回答結果の分析を行いました。

(1) 地域での活動への参加状況

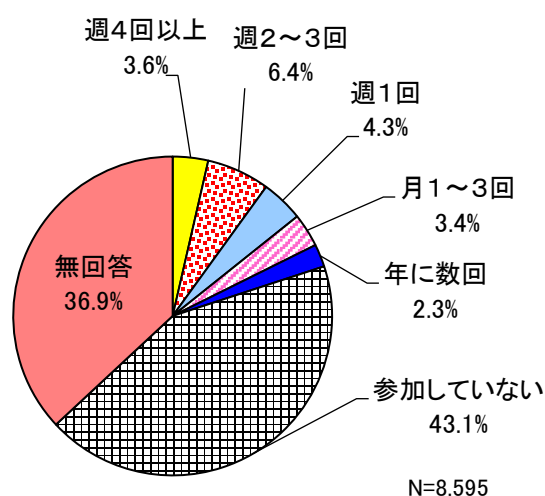
地域での活動への参加状況を市全体で見ると、町内会・自治会（30.1％）や趣味関係のグループ（24.8％）への参加割合が比較的高く、スポーツ関係のグループやクラブ、収入のある仕事、ボランティアのグループ、介護予防のための通いの場、老人クラブ、学習・教養サークルといった順になっていることが分かります（図35①～⑧参照）。

図35 地域での活動への参加状況(①～⑧)

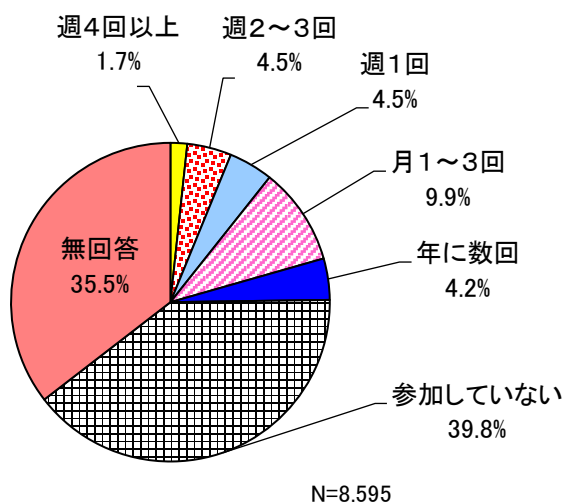
①ボランティアのグループ



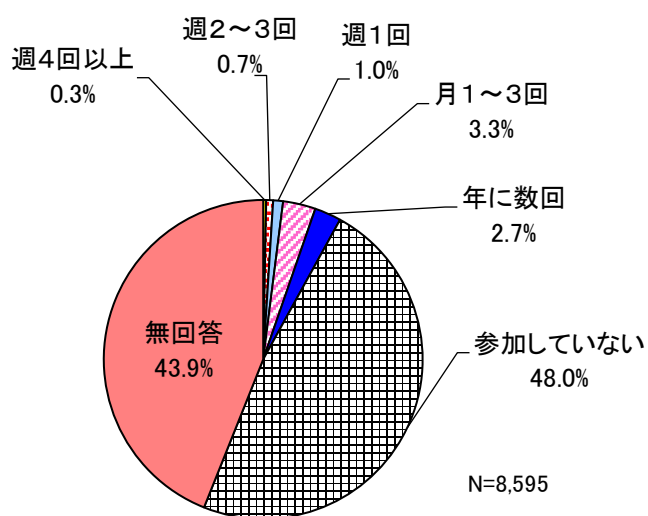
②スポーツ関係のグループやクラブ



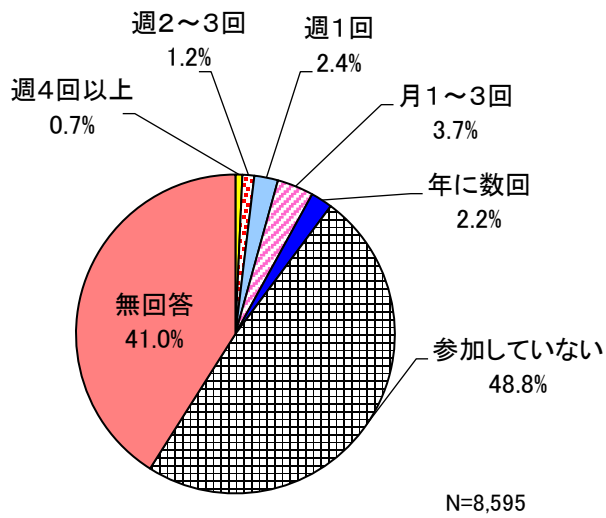
③趣味関係のグループ



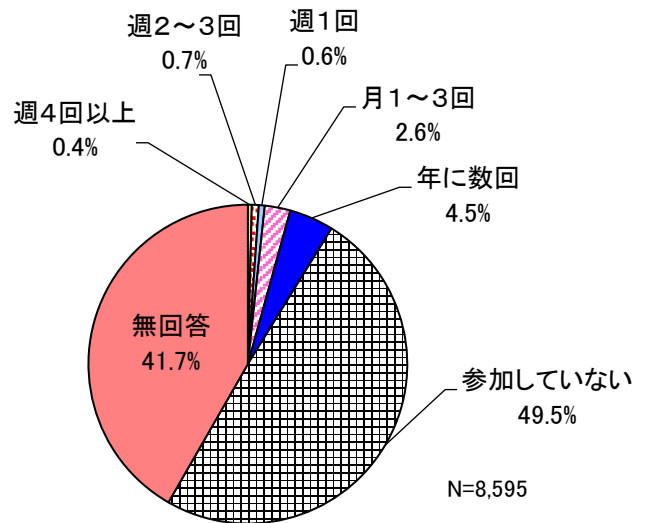
④学習・教養サークル



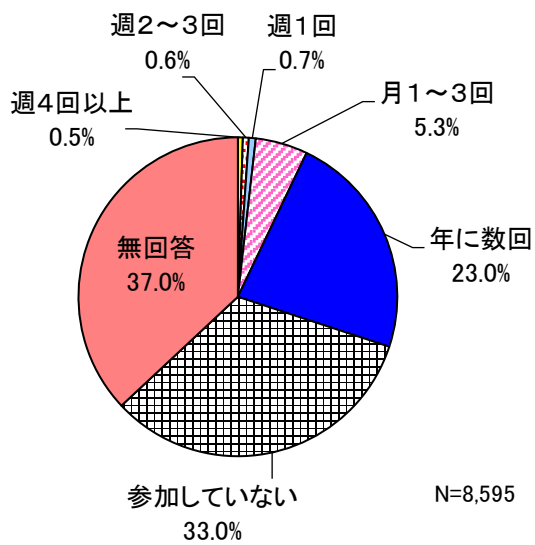
⑤介護予防のための通いの場



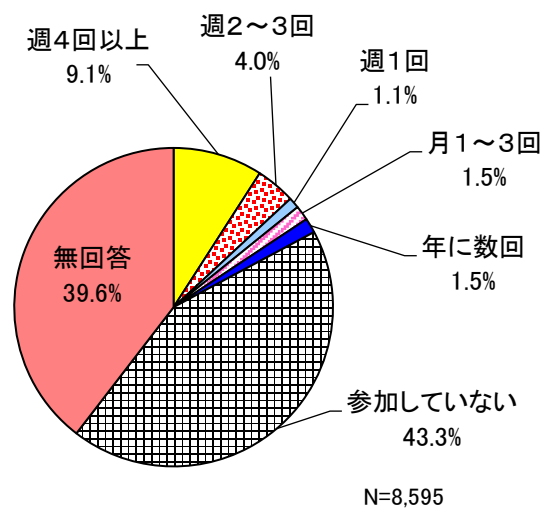
⑥老人クラブ



⑦町内会・自治会



⑧収入のある仕事

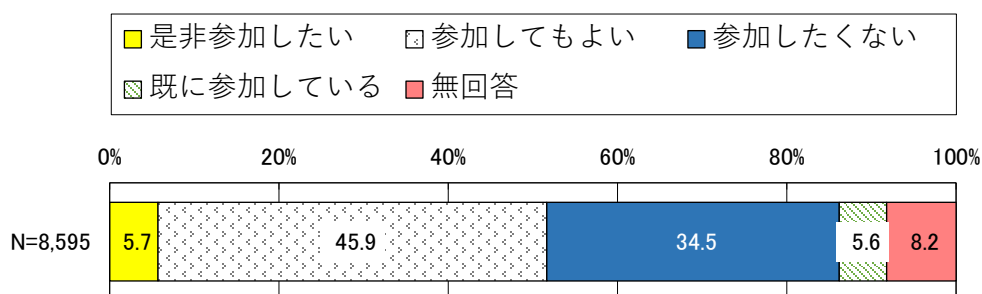


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(2) 地域づくりの場への参加意向

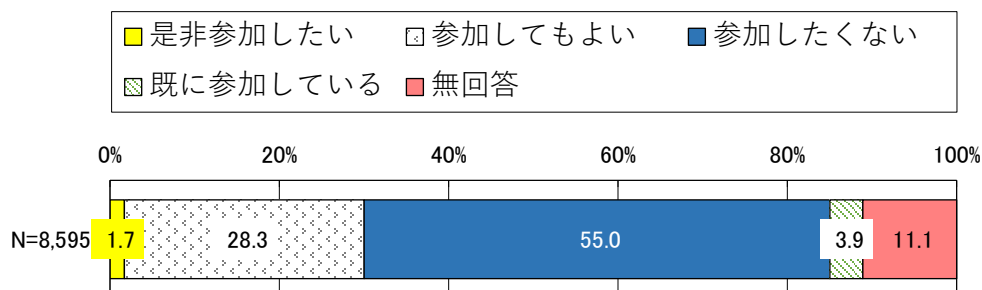
地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動など、地域づくりについて、参加者として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人の割合は51.6%（図36参照）、お世話役としての参加意向で30.0%（図37参照）と一定程度いるため、地域づくりに向けて行政として生活支援コーディネーターや関係機関と連携してこれらの層に働きかけていくことが重要です。

図36 地域づくりの場への参加者としての参加意向



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図37 地域づくりの場へのお世話役としての参加意向



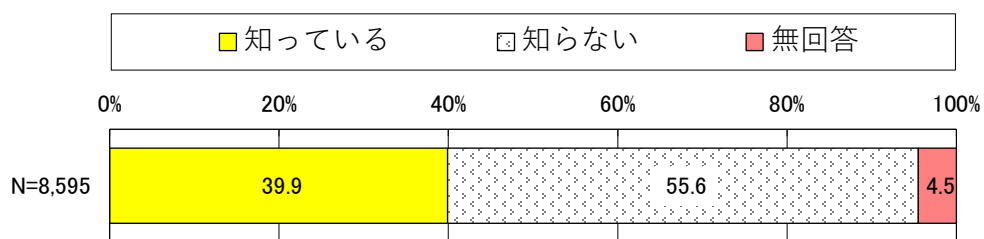
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3) サロン等の“通いの場”の認知度・参加状況・参加希望

サロン等の“通いの場”が地域にあることを知っている人の割合は39.9%となっており（図38参照）、前回（平成28年度）調査結果（図39参照）におけるサロンの認知度（35.1%）に比べ4.8ポイント高くなっています。

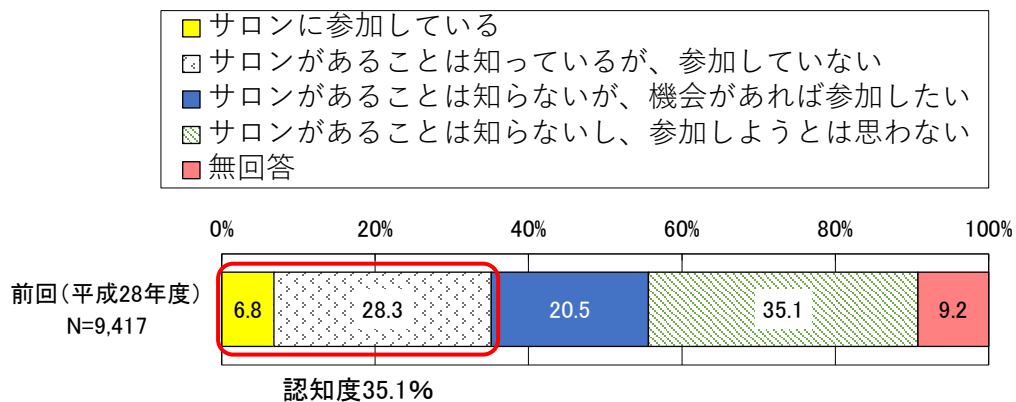
また、サロン等の“通いの場”への参加率は10.8%となっており（図40参照）、前回（平成28年度）調査結果（図39参照）におけるサロンの参加率（6.8%）に比べ4.0ポイント高くなっています。

図38 サロン等の“通いの場”の認知度



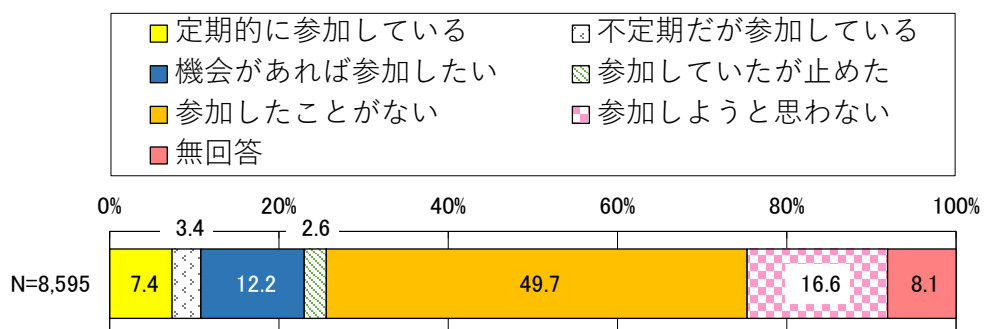
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図39 サロンの認知度及び参加状況・参加希望（前回調査結果）



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成28年）結果

図40 サロン等の“通いの場”の参加状況・参加希望



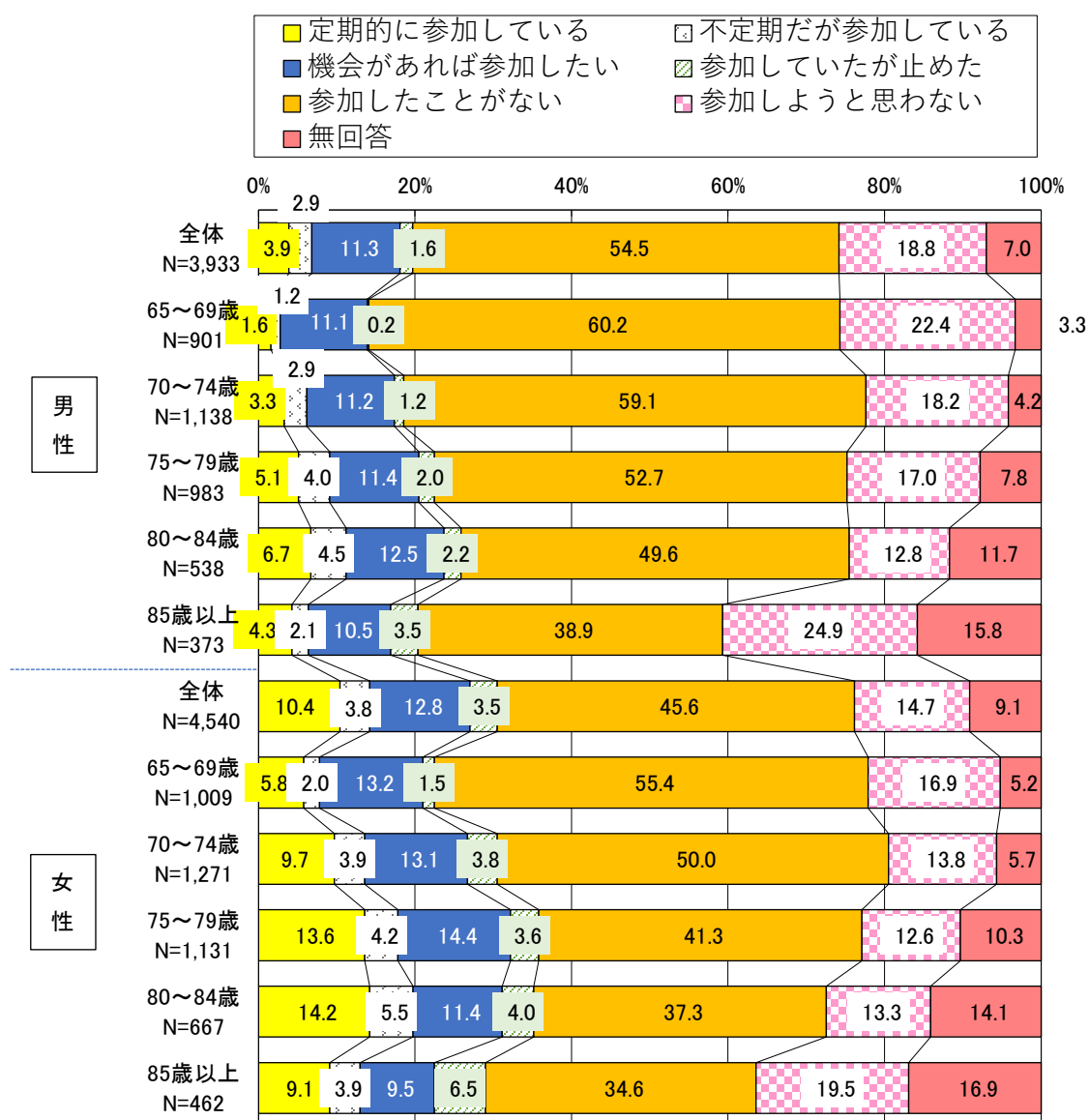
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(4) 男女・年齢階層別に見たサロン等の“通いの場”の参加状況・参加希望

男女・年齢階層別に“通いの場”への参加率を見ると、男性（6.8%）に比べ女性（14.2%）の方が7.4ポイント高く、男女とも「80～84歳」（男性11.2%，女性19.7%）が最も高くなっています（図41参照）。

また、参加希望は男性では「80～84歳」（12.5%），女性では「75～79歳」（14.4%）がそれぞれ最も高い割合となっています（図41参照）。

図41 男女・年齢階層別サロン等の“通いの場”の参加状況・参加希望



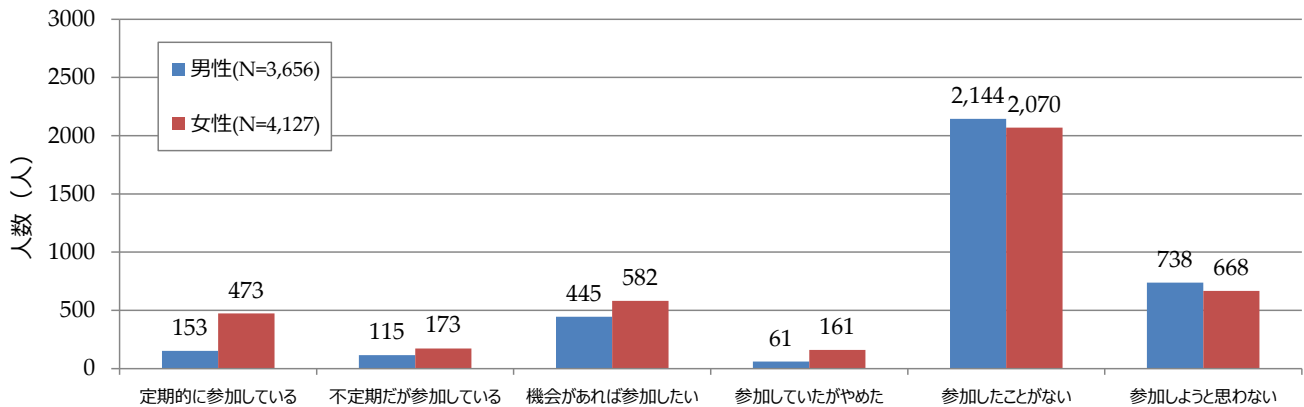
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(5) 男女別にみたサロン参加・参加希望の状況

サロンへの定期的な参加者数及び参加率をみると、男性では 153 人（4.2%）、女性では 473 人（11.5%）となっています（図 42、43 参照）。

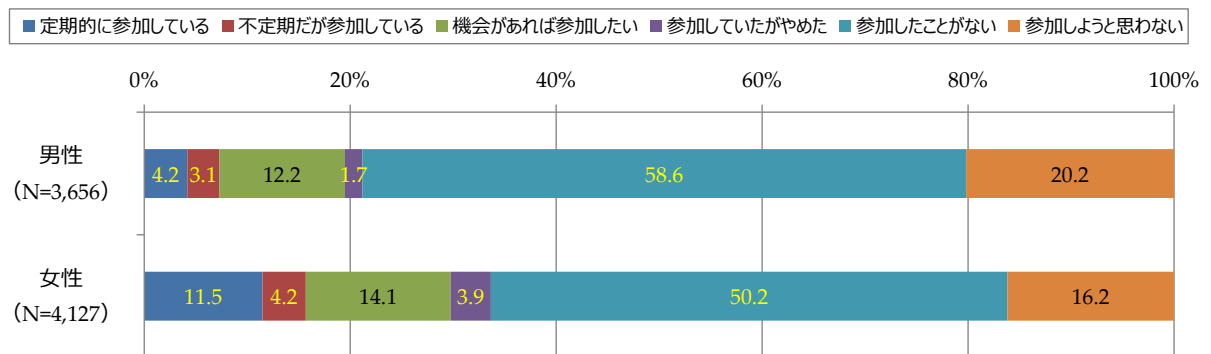
機会があれば参加したいと回答した人は、男性 445 人（12.2%）、女性 582 人（14.1%）となっています（図 42、43 参照）。

図 42 男女別にみたサロン参加者・参加希望者数(除無回答)



資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図 43 男女別にみたサロン参加者・参加希望者割合(除無回答)



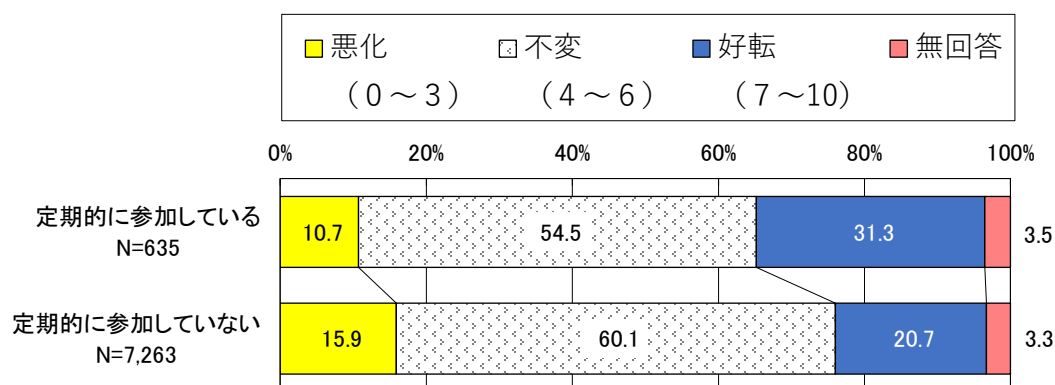
資料: 倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(6) “通いの場” への定期的な参加の有無と身体状態・生活状況等との関係

“通いの場” への定期的な参加の有無と3年前からの身体状態の変化との関係を見ると、定期的に参加している人の方が参加していない人に比べ、身体状態がよくなったと回答した人の割合が高くなっています（図 44 参照）。

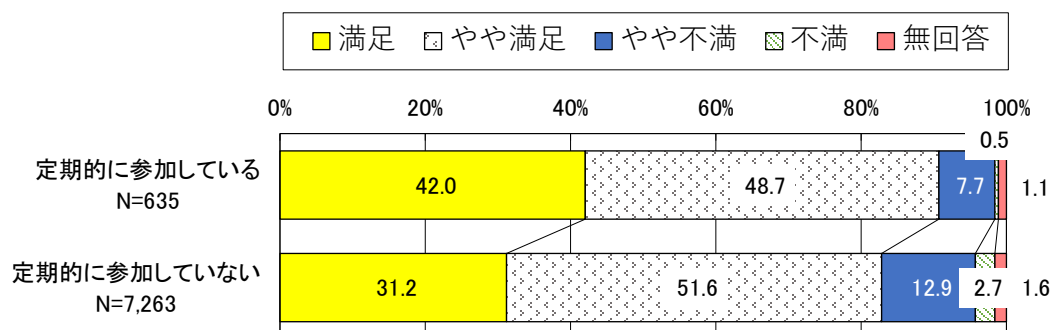
また、定期的に参加している人の方が参加していない人に比べ、生活の満足度や幸福度が高い人の割合が高くなっています（図 45、46 参照）。

図 44 “通いの場” への定期的な参加の有無別3年前からの身体状態の変化



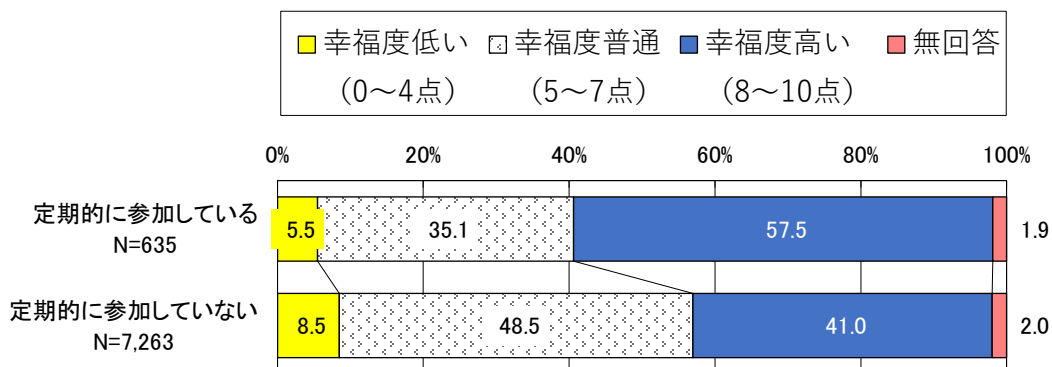
資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図 45 “通いの場” への定期的な参加の有無別生活の満足度



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図 46 “通いの場” への定期的な参加の有無別幸福度

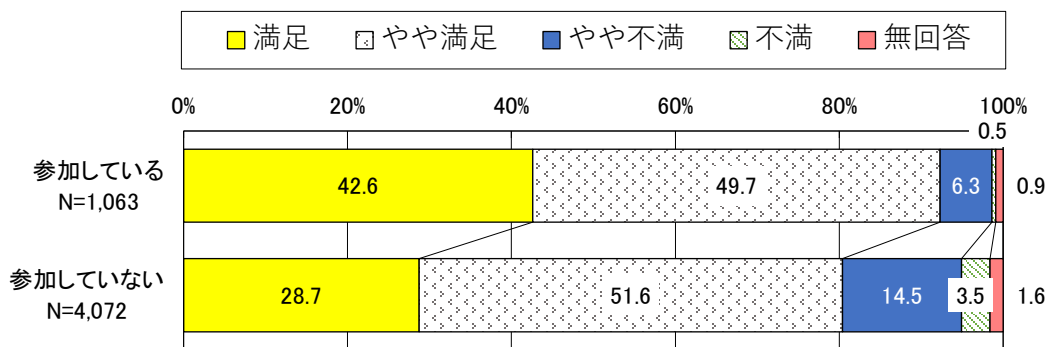


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(7) ボランティア活動と生活の満足度・幸福度

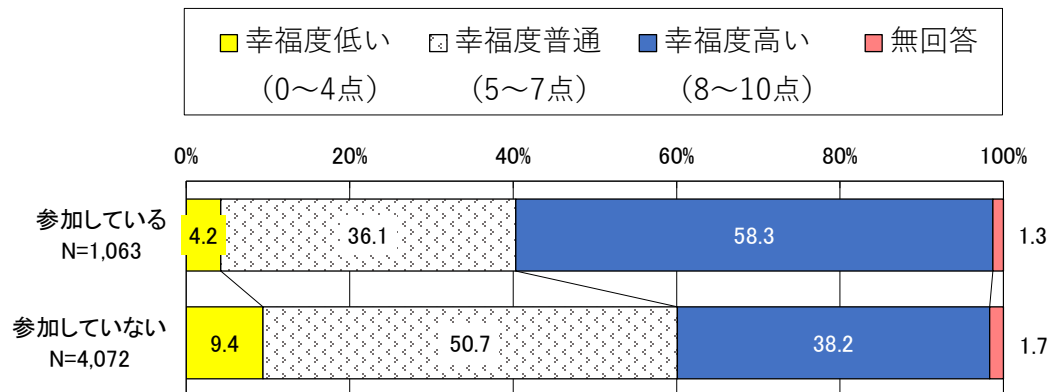
ボランティア活動への参加状況と生活の満足度や幸福度との関係を見ると、ボランティア活動に参加していると回答した人は、参加していないと回答した人に比べ生活の満足度・幸福度ともに高くなっています（図 47、48 参照）。ボランティア活動に参加することでやりがいや生きがいを感じ、それが生活の満足度や幸福度を高めることにつながる様子がうかがえます。

図 47 ボランティア活動への参加の有無別生活の満足度



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

図 48 ボランティア活動への参加の有無別幸福度

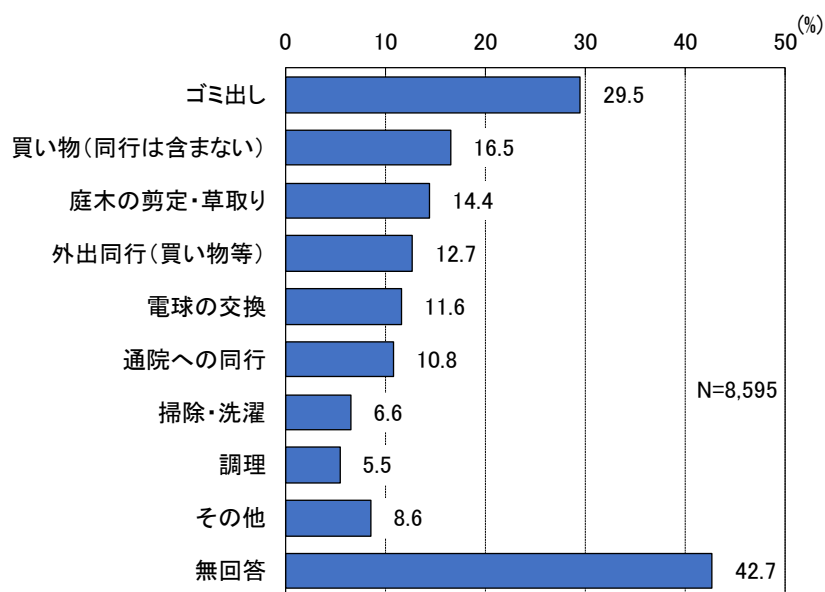


資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(9) 手助けできること

近所の高齢者の方の困りごとで手助けできる（有償も含めて）ことについて聞いたところ、「ゴミ出し」が29.5%と最も多く、以下、「買い物（同行は含まない）」（16.5%）、「庭木の剪定・草取り」（14.4%）「外出同行（買い物等）」（12.7%）と続いています。

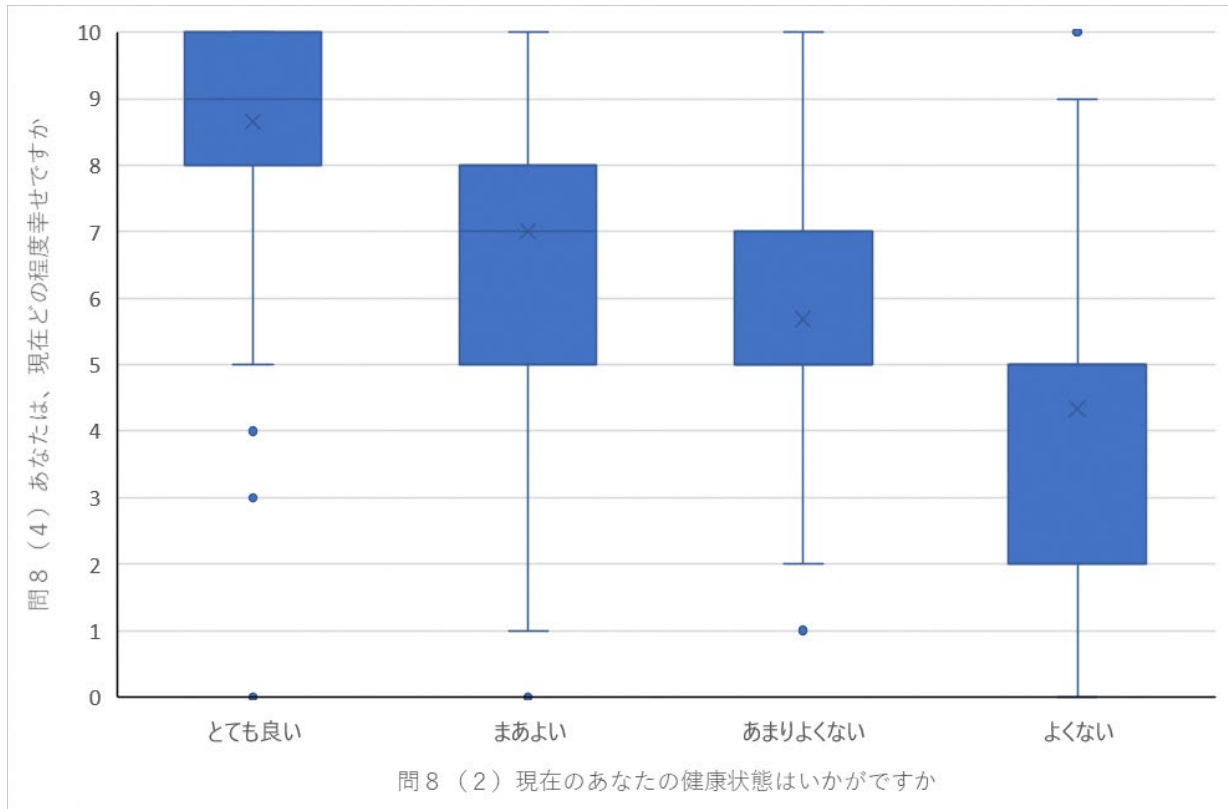
図 49 近所の高齢者の方の困りごとで、手伝ってもよいと思う（有償も含めて）こと



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(参考1) 幸福度と主観的健康感の関係

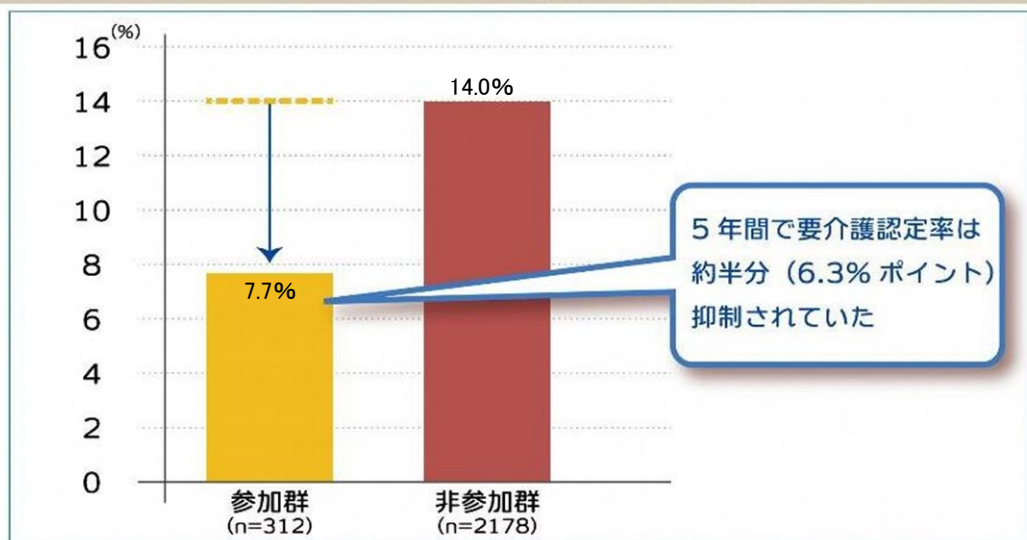
幸福度と主観的健康感の関係をみると、主観的健康感が高いほど、幸福度も有意に高くなっていました ($p<0.01$)。



資料：倉敷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(参考2) サロン参加群で要介護認定率が低い～5年間で追跡した結果～

2007年から2012年までの5年間の要介護認定率を参加群と非参加群で比較した



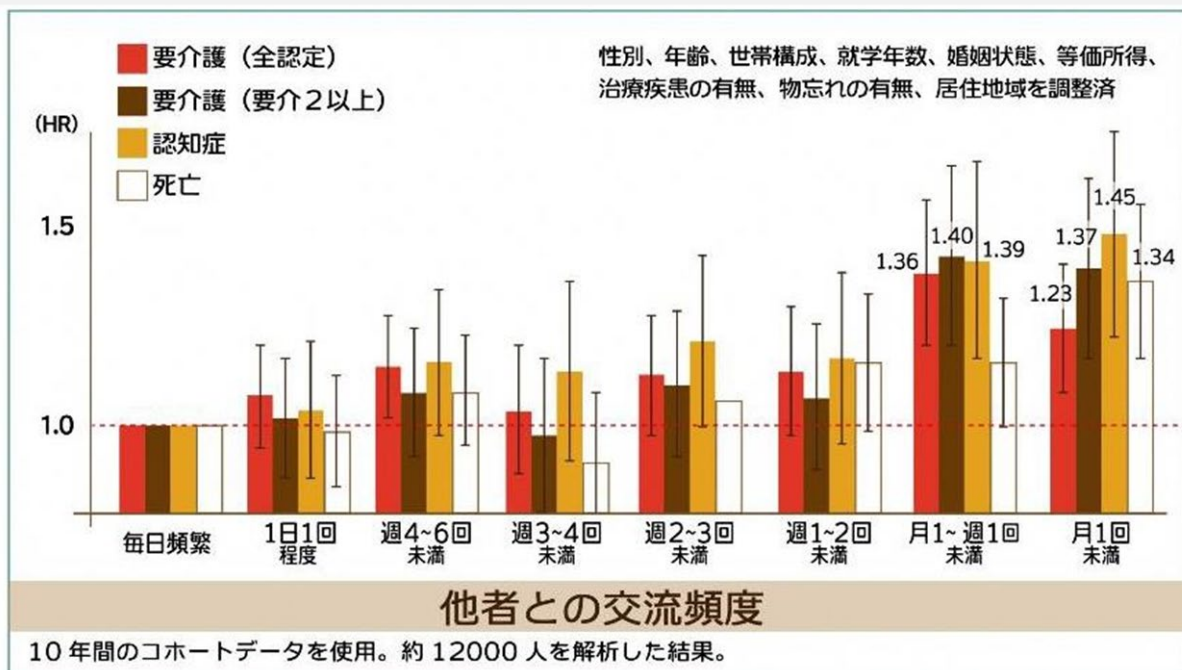
5年間のコホートデータを使用。約2400人を解析した結果。

資料：厚生労働省「地域づくりによる介護予防を推進するための研究（27410101）」

Hikichi H., Kondo N., Kondo K., et al. (2015) Journal of Epidemiology and Community Health (doi:10.1136/jech-2014-205345)

(参考3) 社会参加と介護予防効果の関係について

人との交流は週1回未満から健康リスクに ～月1回未満では1.3倍、早期死亡に至りやすい～

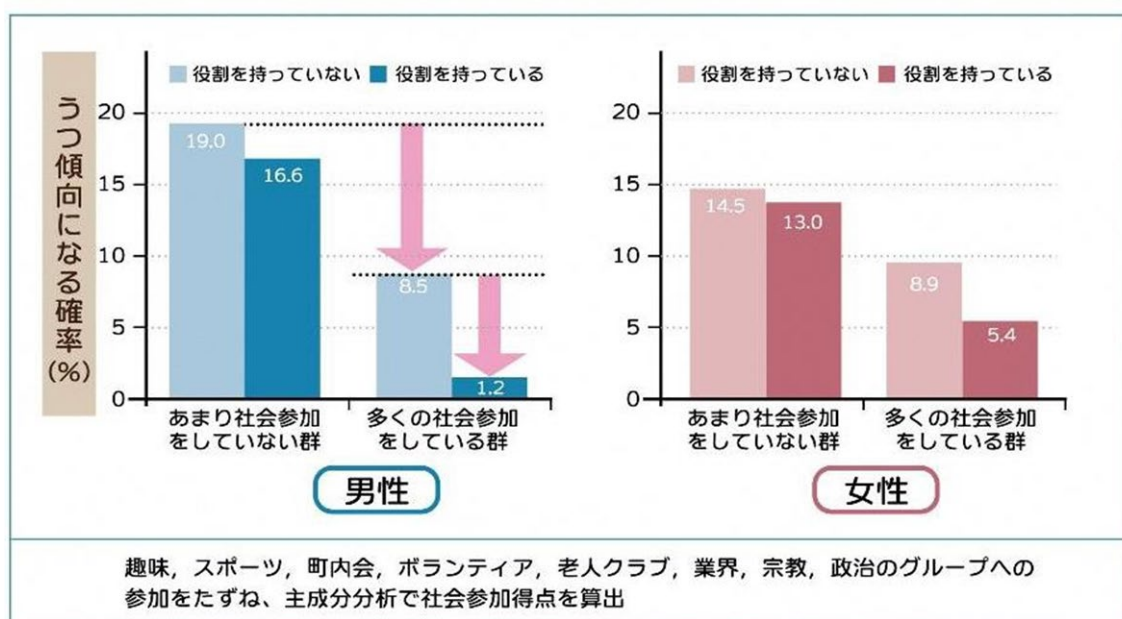


資料: 厚生労働省「地域づくりによる介護予防を推進するための研究 (27410101)」

斉藤雅茂・近藤克典・尾島俊之ほか(2015)日本公衆衛生雑誌, 62(3)より

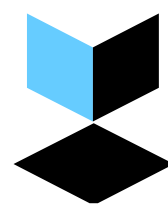
役割を担って社会参加している男性はうつ発症リスクが7分の1

AGES 2003年調査時点でうつ傾向が無く、2006調査にも回答した65歳以上の2728人



資料: 厚生労働省「地域づくりによる介護予防を推進するための研究 (27410101)」

Takagi, D., & Kawachi, I. (2013). BMC Public Health, 13:701, doi:10.1186/1471-2458-13-701.



第3章

計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷

住み慣れた地域において、これまでの経験や知識等を生かしながら、健康で生きがいを持って暮らすことは、多くの高齢者の願いです。それを実現するために、高齢者が活躍できる場の充実を図るなど高齢者が元気で活躍できる地域づくりなどを進め、人と人とがつながり、支え合う体制を構築しなければなりません。そのような社会の実現を目指し、この計画では施策推進の基本理念として「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」を掲げることとします。

2 計画の重点目標

支え合いの場づくり・人づくりの推進

一人ひとりの想いに寄り添う「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現へ

令和元(2019)年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、3年前の調査と同様、本市においては、高齢者の約半分が、医療や介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らしたいという希望を持っています。高齢者一人ひとりが自分の希望に基づく選択ができるよう、適切な支援を行うことや環境整備等を進めていくことが必要です。

一方、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、市内の高齢者が140,186人、高齢化率29.7%となり、高齢化が進展するとともに、生産年齢人口の減少も予想されます。

更にその先を見据えると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年までこの傾向は続き、高齢者の中でも85歳以上の高齢者が急速に増加することが見込まれています。

市としては、こうした将来像のもとで、医療・介護ニーズの増大や担い手の不足も見込まれる中、多くの人の願いでもある健康寿命の延伸に向け、これまでの経験や知識等を生かしつつ、人と人がつながり、支え合って暮らしていける地域となるよう、支え合いの場づくりや人づくりを推進することを重点目標とします。

具体的には、高齢者が元気で活躍できる地域づくりや認知症になっても安心して暮らし続けられる支え合いの地域づくり等を引き続き推進し、地域共生社会の実現を目指し、ふれあいサロンや認知症カフェなど地域で気軽に参加できる通いの場の充実を図るとともに、認知症サポーターや生活・介護支援サポーターの養成など地域で活躍する人材の養成等を強化します。

自分の希望を叶えて、よりよい人生を過ごすことができるよう、これらの取組を中心に倉敷市版地域包括ケアシステムを推進し、一人ひとりの想いに寄り添う「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現を目指します。

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、市と市民が目指すまちの姿を、以下のように4つに整理し、計画の基本目標とします。

★基本目標1★ 健やかに暮らせるまちづくり

高齢者が医療や介護が必要になっても、できる限り尊厳を持って住み慣れた地域で安心して生活できるように在宅医療や在宅医療・介護等多職種連携を強化し、安心して医療や介護が受けられる体制づくりに努めるとともに、市の健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」に基づき、一人ひとりの健康づくりを促進します。

また、高齢者が介護を要する状態になることを防ぐために、介護予防につながる通いの場への参加等の社会参加を進めるとともに、高齢者の自立に向けた支援を多職種と連携して取り組みます。

★基本目標2★ 生きがいをもてるまちづくり

高齢期を豊かで実りあるものにするためには、日々の生活の中で社会との関係を保つとともに、個人の価値観に基づく生きがいを感じながら暮らすことが必要です。身近な地域で気軽に集い、仲間と交流できる多様な場づくりを支援し、高齢者の社会参加の促進と介護予防、生きがいの向上を推進します。

また、元気な高齢者が、これまでに培った知識や経験を生かして、地域社会にとけ込むことができ、地域で役割を担って、活躍できる場が広がるよう取り組みます。

★基本目標3★ 安心して暮らせるまちづくり

高齢者が事故や災害、犯罪等の危険に遭うことのないよう、安全なまちづくりを進めます。

また、必要とされるサービスを受けていない、あるいは孤独な生活の中で閉じこもりがちな生活をしているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援、認知症高齢者等の権利を守る活動を行い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

さらに、高齢者が気軽に出かけられる交通環境等の整備や快適な住まいの整備にも取り組みます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症対策の充実に取り組みます。

★基本目標4★ 支え合うまちづくり

介護を必要とする人が、持っている心身の力を生かし、できる限り尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、医療との連携を強化しながら介護サービスの基盤整備の推進と、サービスに係る情報提供・相談体制の充実を図るとともに、介護人材の確保や介護者への支援を充実させます。

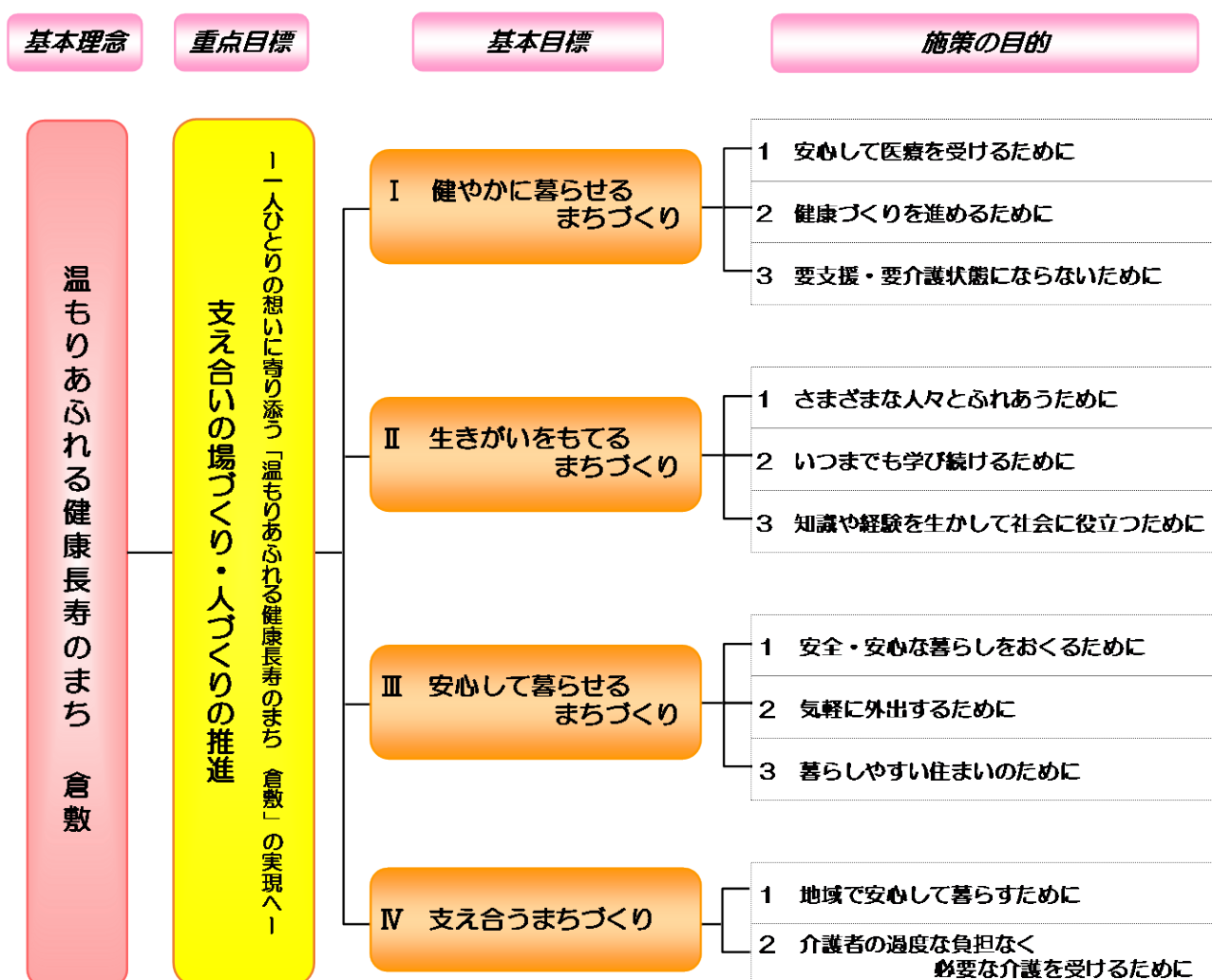
また、認知症を含めたすべての高齢者が住み慣れた家庭や地域で、その人らしく暮らし続けていくためには、介護だけでなく生活全般にわたる総合的な支援体制が必要です。

人と人がつながり、助け合う地域づくりを進め、自助・互助を強化するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢者、障がい者、子育て家庭、若者等がお互いに支え合う地域共生社会にもつながる取組を進めます。

4 計画の体系

基本理念の実現に向けた重点目標を新たに掲げ、第4章においてその具体的な方向性や今後の取組内容を示すこととします。

また、4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要となる施策の目的を以下のように整理し、第5章において、それに対応した具体的施策の展開方向を明らかにすることとします。





第4章

温もりあふれる健康長寿のまち倉敷 (倉敷市版の地域包括ケアシステム) 実現に向けて

1 倉敷市の現状と2025年・2040年の姿

（1）概要

倉敷市の現状や2025（令和7）年・2040（令和22）年の姿について、全国との比較等で特徴的な事項について整理し、それを踏まえて、今後の目指すべき方向性についてまとめると以下のとおりとなります。

- ① 医療や介護が必要になっても自宅で暮らし続けたい人が約5割であり、その願いが叶えられるようにしていくことが必要。
- ② 急速な高齢化、特に医療や介護サービスを利用する可能性が高まる85歳以上の急増（令和7(2025)年には約2.7万人、令和22(2040)年には約4万人と平成27(2015)年の約2.4倍）等を背景としつつ、
 - ・ 認知症の高齢者の増加が見込まれる（市の令和元(2019)年9月の認知症出現率により推計すると、令和7(2025)年には約2万2千人、令和22(2040)年には約2万8千人が認知症の高齢者となる）。認知症になっても自宅で暮らしたい人が約7割 → 認知症施策の強化が必要。
 - ・ 令和7(2025)年までに約1,000人、令和22(2040)年までに約3,000人の介護職員の増が必要との推計 → 介護人材確保の取組が求められるのはもちろんのこと、健康寿命の延伸と支え合いの強化（場づくりと人づくり）が必要。
 - ・ 通いの場に参加している人は1割。地域づくりにお世話役として是非参加したい・参加してもよい人が約3割 → 地域ケア会議や生活支援コーディネーター等と連携し参加意欲を持つ方に働きかけ、担い手を養成しつつ、社会参加の場の充実を図る。
- ③ 現在の要介護認定の状況やサービスの受給状況等から
 - ・ 年齢調整済の要介護認定率が高い一方、未受給率も高い → 自立支援・重度化予防の取組強化、介護保険制度への正しい知識の普及が必要。高齢者支援センターのアウトリーチ機能の強化も求められる。
 - ・ 在宅生活の継続に向けては認知症への対応が鍵となる。

（２）倉敷市の高齢者等の意識・取り巻く状況と2025年2040年に向けた方向性

医療や介護が必要になっても自宅で暮らし続けたい人が約５割であり、その願いが叶えられるようにしていくことが必要

- 倉敷市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）によれば、自分が医療や介護が必要になった場合に自宅で暮らし続けたい人が約５割にのぼります（P44 図1）。また、認知症になったとしたら、どのように暮らしたいと思うかという質問に対しても、約７割の方がさまざまな形で介護を受けながら自宅で生活したいと回答されており（P51 図10）、このような方々の願いが叶えられるようにしていくことが必要です。
- 一方、ニーズ調査において、最期まで自宅で療養が可能かという質問に対しては、約５割の人がわからない、約４割の人が困難と回答しており（P45 図3）、困難な理由としては、家族の介護負担をあげる人が多く、さらに、症状が悪くなったときにすぐに病院に入院できるか不安がある、往診してくれるかかりつけ医がいらないなど医療にかかることをあげる回答も多かったところです（P46 図4）。
- また、ニーズ調査において、終末期における医療・療養について家族や医療関係者と話し合ったことがあるかという質問に対しては（P52 図11）、約７割の人が話し合ったことはないと回答しており、人生の最終段階における本人の意思決定のためのACP（アドバンスケアプランニング）・人生会議を普及していくことも必要です。
- 市としては、国の制度化前から実施している地域ケア会議に加え、講演会や出前講座などを活用して、市民の皆さんが医療や介護に関する正しい情報、健康に対する正しい知識等を有することができるように努めることが必要です。その上で、一人ひとりの市民の思いに寄り添いつつ、「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現を目指して、地域包括ケアシステム推進に向けた取組を進めることが求められます。



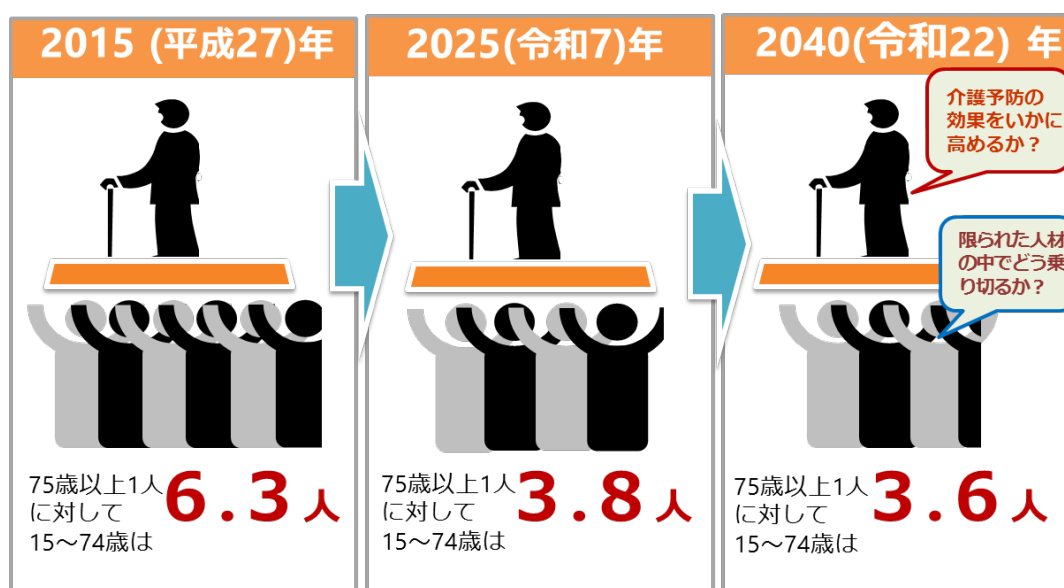
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞
地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

急速な高齢化，特に医療や介護サービスを利用する可能性が高まる 85 歳以上の急増
（令和22(2040)年には約4万人と平成27(2015)年の約2.4倍）

- 市においては，今後急速な高齢化が見込まれます。特に医療や介護サービスを利用する可能性が高まる 85 歳以上の方が，平成 27(2015)年には約1万7千人だったものが，令和 7(2025)年には約2万7千人と平成 27(2015)年に比べて約 1.6 倍，令和 22(2040)年には約4万人と平成 27(2015)年に比べて約 2.4 倍と急増することが予想されています（P237（1）①）。
 - なお，高齢者を支える生産年齢人口（15 歳～64 歳）については，平成 27(2015)年には約 29 万人だったものが，令和 7(2025)年には約 27 万人，令和 22(2040)年には約 24 万人と減少することが見込まれます（P237（1）①）。
- 参考までに，75 歳以上 1 人の方を 15～74 歳の何人で支えるかを計算してみると，平成 27(2015)年は 6.3 人で 1 人，令和 7(2025)年は 3.8 人で 1 人，令和 22(2040)年は 3.6 人で 1 人となります。

倉敷市の少子高齢化がこのまま進んでいくと…



認知症の高齢者の増加が見込まれる（令和7（2025）年には約2万2千人、令和22（2040）年には約2万8千人が認知症の人といった推計もできる）。認知症になっても自宅で暮らしたい人が約7割 → 認知症施策の強化が必要

- 認知症については、本市のデータによればその出現率は80歳以上で急激に上昇しており、特に85歳以上人口の内、認知症の人（認知症自立度Ⅱ以上の人）は46.9%となっています（P16（ウ））。今後、85歳以上の高齢者が急増してくれば、認知症予防の取組等を強化しても、認知症高齢者が増加することが見込まれます。
- 市の2019年9月の認知症出現率から推計すると令和7（2025）年には約2万2千人、令和22（2040）年には約2万8千人が認知症の人といった推計もできます。
- ニーズ調査の結果によれば、認知症のイメージについて（P50 図9）、3年前と今回の結果を比較すると、「身近に感じられる病気である」「誰もがなる可能性がある」といった回答の割合が高まるなど、認知症に対する理解は進んできていますが、認知症の高齢者が今後増加することも踏まえ、認知症サポーターの養成等を通じ、さらに正しい知識が浸透していくように取組を進めることが求められます。

また、上述のように認知症になっても約7割の人がさまざまな形で介護を受けながら自宅で生活したいと回答していることも踏まえ（P51 図10）、認知症施策を強化し、認知症の人を地域で支える地域づくりを推進していく必要があります。

令和7（2025）年までに約1,000人、令和22（2040）年までに約3,000人の介護職員の増が必要との推計 → 介護人材の確保に向けて取り組むことはもちろんのこと、健康寿命の延伸と支え合いの強化（場づくりと人づくり）が必要

- 市において介護人材の需要推計をすると、介護職員について令和2（2020）年には8,219人であったものが、令和7（2025）年には9,452人と約1,000人の増、令和22（2040）年には11,314人と約3,000人の増が必要になると推計されました（参照 第7章 P253）。
- この推計を踏まえると、倉敷市介護保険事業者等連絡協議会等の関係団体と連携して介護人材の確保に取り組むことや、介護事業所での介護ロボット等の活用、文書に係る負担軽減を積極的に進めることが必要です。
- さらに、介護職員による専門的なサービス提供が必要な状態になるべくならないように、ふれあいサロンの充実などにより介護予防の強化を通じた健康寿命の延伸を図りながら、地域で活躍する人材を増やし、支え合いの強化を進めることも求められます（場づくりと人づくりの推進）。

通いの場に参加している人は1割。地域づくりにお世話役として是非参加したい・参加してもよい人が約3割 → 地域ケア会議や生活支援コーディネーター等と連携し参加意欲を持つ方に働きかけ、担い手を養成しつつ、社会参加の場の充実を図る

- 全国的にサロン参加群で要介護認定率が低いなどといったデータ（P85 参考2）や、本市のニーズ調査の結果でも、“通いの場”に参加していない人と比べると参加者は、3年前からの身体状況が良くなった割合や、生活の満足度・幸福感が高いという結果（P82 図 44, 45, 46）が出ています。健康寿命の延伸のためには、こうしたさまざまな社会参加の場の充実を図ることが重要です。
- 本市のニーズ調査の結果では、介護予防のための通いの場の参加率は約1割ですが、地域での活動について、町内会・自治会への参加割合が3割、趣味やスポーツ関係のグループやクラブの参加割合が約2割となっています（P76, 77 図 35）。あわせて、参加意向については、地域づくりに是非参加したい人・参加してもよい人は5割を超え、お世話役として是非参加したい人・参加しても良い人も合わせて約3割となっています（P78 図 36, 37）。
- このように、社会参加や地域づくりに対する意欲を持つ高齢者が一定程度いることから、市として地域づくりを応援する地域ケア会議、高齢者支援センター、生活支援コーディネーター等と連携してこれらの方々に効果的に働きかけて、担い手を養成しつつ、サロンなど社会参加の場の充実を図り、多くの人に参加いただけるようにしていくことが求められます。
- あわせて、本市のニーズ調査によれば、「近所の高齢者の方の困りごとで手伝っても良いと思うこと」についてはゴミ出しが約3割、買い物や庭木の剪定・草取り、買い物同行等も1割以上となっています（P84 図 49）。このような助け合いに対する意識を持つ人にも働きかけて、地域での支え合いの活動の充実につなげていくことが重要です。

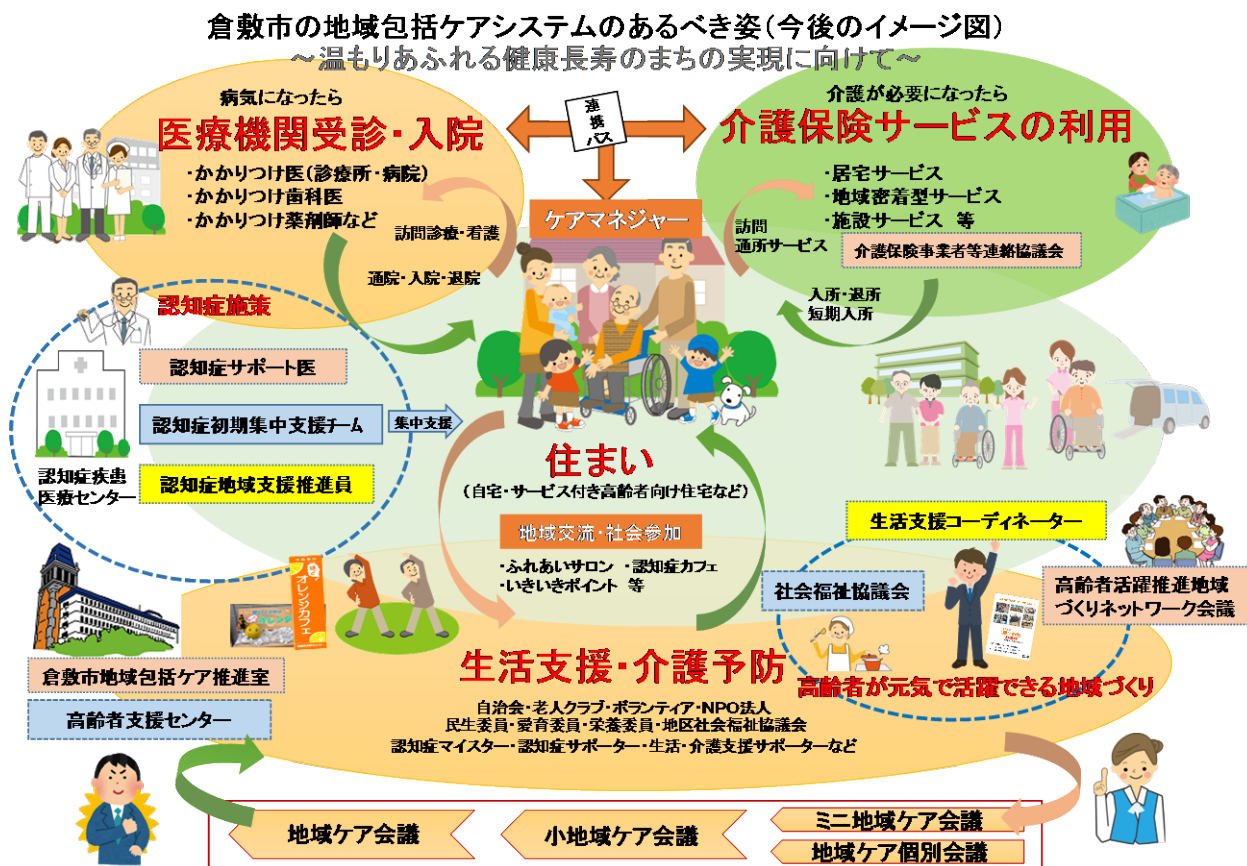
年齢調整済の要介護認定率が高い一方、未受給率も高い → 自立支援・重度化予防の取組強化、介護保険制度への正しい知識の普及が必要。センターのアウトリーチ機能の強化も求められる

- 本市の年齢構成を調整した後の認定率は21.7%（令和2(2020)年3月時点）と県内で一番高くなっており、特に要支援1～要介護2の軽度者の認定率が高い傾向があります（P13（オ）、P14（カ））。
- 介護保険制度改正を通じて、自立支援・重度化予防の推進といった方向性が全国的に示されています。本市の認定率の状況を踏まえると、リハビリテーション専門職など多職種が参加して、ケアプランをより良いものになるように検討する地域ケア個別会議を通じて自立支援に資するケアマネジメントを推進するなど、特に、自立支援・重度化予防の取組の推進が求められます。
- 一方で、未受給率も要支援1では41.7%となるなど、要支援者で高い割合となっています（P14（キ））。
- 介護が必要なときに要介護認定が受けられるようにしていくことは、制度の基本です。未受給については、今後さらに分析を進める必要があるところですが、要介護認定の申請はサービスが必要になったときに行うなどの介護保険制度に対する正しい知識を普及していくことは重要であり、出前講座などを通じて、健康寿命の延伸の秘訣などとあわせて、市民の方々に幅広くお伝えしていくことが求められます。その際には、要介護認定にも1件1万4千円程度の費用がかかっていることもあわせてお知らせしていくことも考えられます。
- ニーズ調査において「家族や友人以外で、何かあったときに相談する相手」を尋ねたところ、「そのような人はいない」といった方が36.0%と最も多く、「医師、歯科医師、看護師」が29.5%、「地域包括支援センター、役所、役場」は13.4%となっていました（P53 図13）。また、高齢者支援センターの認知度は「知っている」「名前だけは知っている」をあわせると60.4%になりますが、知らないという方も33.6%おられます（P53 図14）。このような高齢者支援センターを巡る状況と未受給率が高いこと等も考慮し、今後ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者支援センターの相談窓口としての役割の周知を強化するとともに、アウトリーチ機能を強化し、支援が必要な高齢者を早期に発見し、必要な医療や介護サービスにつながるように努めることも求められます。

在宅生活の継続に向けては認知症への対応が鍵となる

- 本市のデータによれば、認知症の人（認知症自立度Ⅱ以上の方）の在宅療養率は、要介護度の重度化とともに低下し、要介護5では4割程度である一方、認知症ではない人（認知症自立度Ⅰ以下の方）の在宅療養率は、要介護5でも8割を維持しているなどのデータがあります（P17（エ））。
- また、在宅介護実態調査の結果でも、介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」が高い割合を示しています（P18（オ））。
- このことから、希望する高齢者が少しでも長い期間、在宅での生活を続けられるようにすることや、介護者の介護と仕事の両立を支援し、介護離職を防止することを実現するためには、認知症への対応が鍵となります。
- 本市としては、市の事業として認知症初期集中支援チームなど認知症施策を推進しているところですが、それに加えて、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護が一定程度整備されていること、居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等）については、全国の平均と比べてサービスの受給率が高くなっていること等を踏まえれば、それらの機能を強化しつつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備を図る必要があるところで（P31（イ））。
- また、高齢者を中心として医療と介護の専門職がこれまで以上に連携をして、高齢者の日常生活を支えることも求められます。

2 倉敷市版の地域包括ケアシステム



ここでは「1 倉敷市の現状と 2025 年・2040 年の姿」で示した事柄を踏まえながら、倉敷市版の地域包括ケアシステム構築に向けて、第 7 期で主に取り組んだ事項を振り返り、第 8 期で取り組む事項を整理します。

(1) 推進体制

倉敷市では、高齢化の進展、認知症高齢者の増加等の状況を踏まえて、倉敷市版地域包括ケアシステム構築に向けて、取り組んできました。

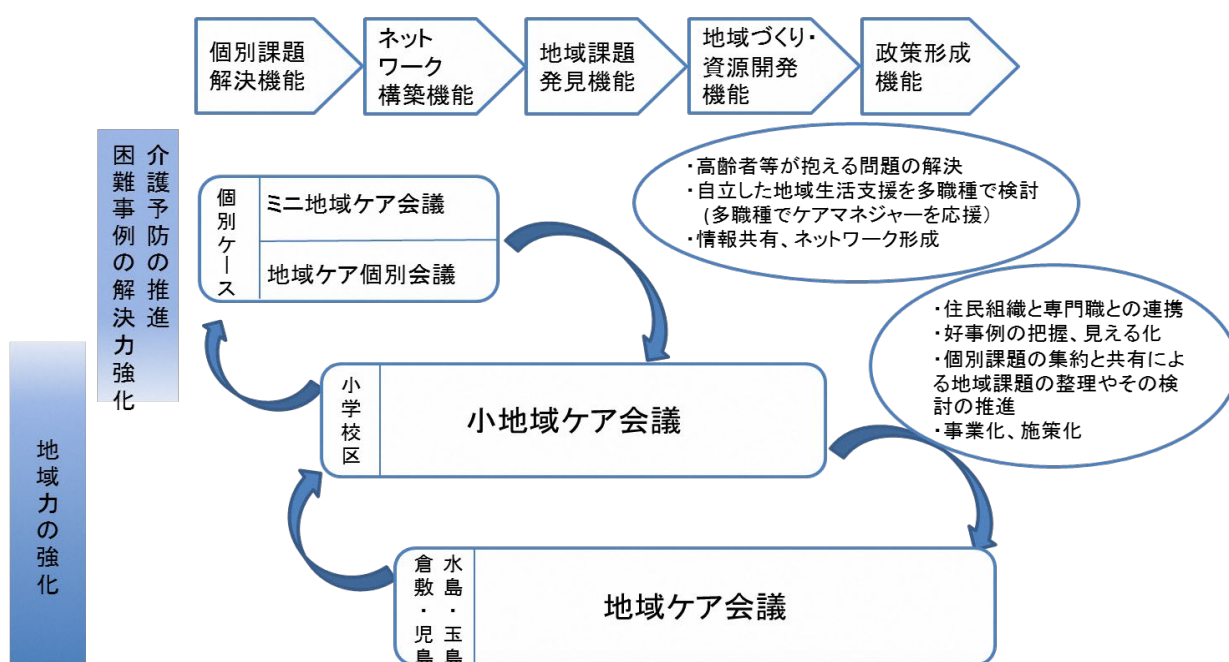
例えば、医師・歯科医師、薬剤師、介護支援専門員など専門職と民生委員、愛育委員、栄養委員などが参加し、市内 4 地区で開催される地域ケア会議、基本的に小学校区単位で実施される小地域ケア会議、困難事例など個別事例について検討するミニ地域ケア会議の 3 層構造からなる「地域ケア会議」について、地域の課題の解決に向けて住民主体で取り組むことが重要であることから、国が制度化する前の平成 19(2007)年度から推進してきました。この専門職と地域住民が協働する地域ケア会議を通じて、地域の好事例や課題を整理するとともに、緊急時情報伝達キットの「命のバトン」や認知症カフェの推進、認知症マイスターの養成など、独自の具体的な施策・取組につながっており、その政策形成機能が発揮されています。

コラム〔地域ケア会議〕

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの推進に向けて、5つの機能があり、高齢者個人への支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図っていく仕組みです。

本市では、個人レベル、小学校区レベル、行政区レベルの地域ケア会議を開催し、重層的に構成しております。各レベルで抽出され解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげることで、地域づくりを進めていきます。

倉敷市の地域ケア会議



【地域ケア会議を通じた政策形成の具体的な例】

児島地区の命のバトン



水島地区のオレンジカフェ



《地域生活を支える高齢者支援センターの機能について》

倉敷市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的に、平成18(2006)年度から、日常生活圏域ごとに「高齢者支援センター」を設置し、相談・支援機能の充実を図ってきました。高齢者やその家族などからのさまざまな相談に対応し、総合相談は毎年10万件を超えています。近年では、成年後見制度、消費者被害、高齢者虐待などの相談も増加しています。加えて、高齢者支援センターでは、担当圏域に住む高齢者等の自宅を訪問し、生活状況や地域課題を把握する介護予防把握事業（高齢者実態把握事業）を行っています。積極的に向かい合いに行くことで、支援が必要な人を発見するとともに、地域ごとの課題やニーズを把握し、必要な支援につなげています。また、市民が自主的に実施しているサロンや小地域ケア会議などを通して構築されている地域の人脈のネットワークを活用し、地域の多様な取組を効果的・効率的に実施しています。

【高齢者支援センターが高齢者宅を訪問し行う実態把握調査】



これらの地域づくりの取組を応援する観点から、高齢者支援センター、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センターや庁内関係部署（健康長寿課、市民活動推進課、健康づくり課、生涯学習課、スポーツ振興課）をメンバーとする高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設けるとともに、平成28(2016)年度から社会福祉協議会に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。

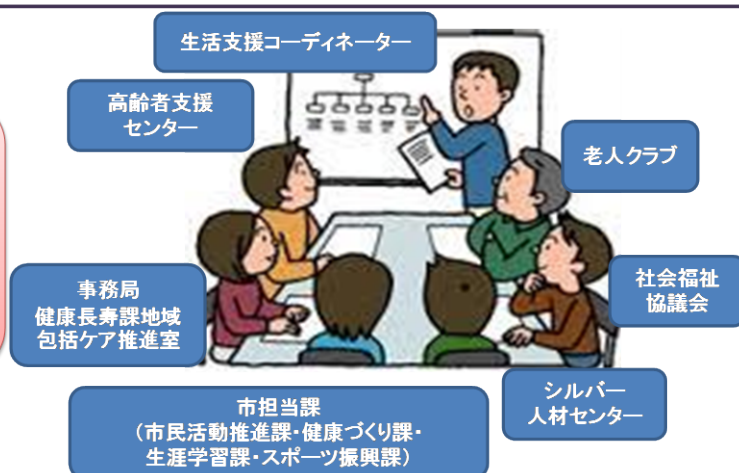
【高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議】

～元気な地域を一緒に考えるチームの立ち上げ～

1. 生活支援コーディネーターと一緒に地域づくりの活動に取り組む。
2. 新しい支援体制の整備。
3. 既存の支援・新たな支援を地域においてマッチングする。

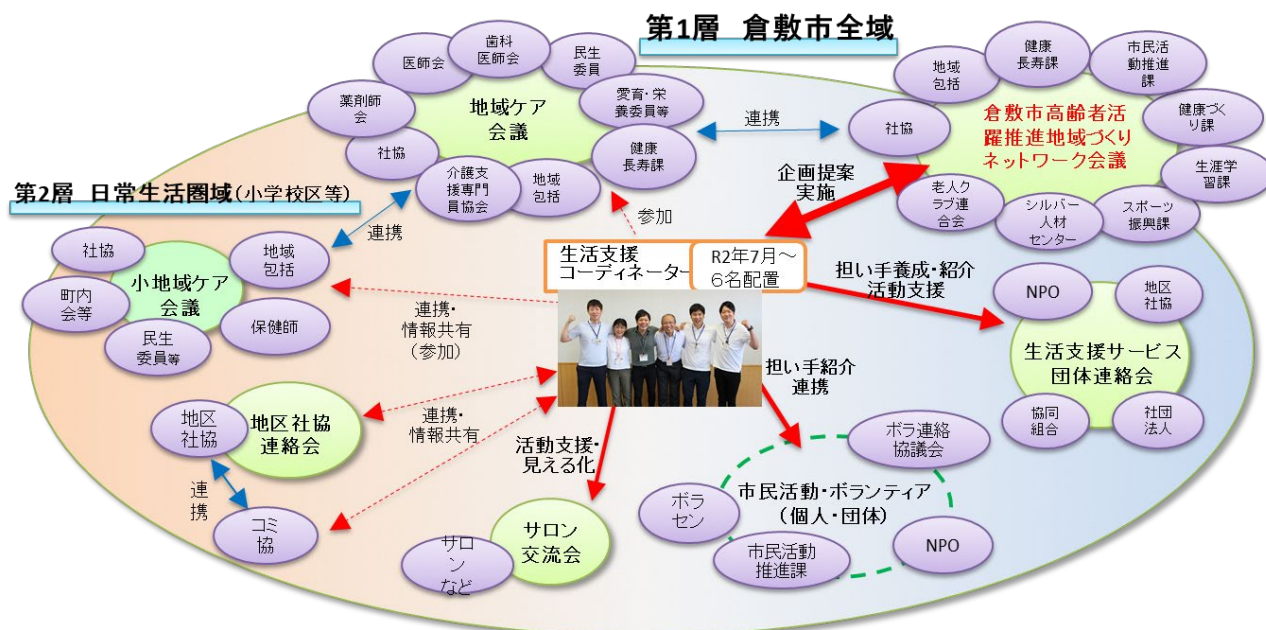
【協議体】

倉敷市が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画する、定期的な情報共有・しくみづくりの場



《地域づくりを推進する生活支援コーディネーターについて》

地域で支えあう体制を整備するため、平成27(2015)年度施行の介護保険法改正で生活支援コーディネーターの配置が求められましたが、本市では、平成28(2016)年度から社会福祉協議会に1名を配置し、その後充実を図り、令和2(2020)年7月からは6名を専任で配置しています。



配置に当たっては、第1層生活支援コーディネーターが全市的なサービス開発など生活支援体制整備事業の強化を図り、第2層生活支援コーディネーターを各地区に配置することで、より生活圏に密着したきめ細かな活動や地域の相談へのアドバイス、地域間の情報やノウハウの共有などを促進し、市全体で支えあいの機運向上を目指しています。

生活支援コーディネーターは、地域づくりの中心人物として、地区の会議等に参加して地域の現状やニーズをとりまとめ、ネットワーク会議での報告や、地域づくりに必要な事業の企画・提案を行っています。また、地域で生活支援（居場所の提供や家事援助など）の担い手となる人材を育成したり、育成した人材の活動支援（各種団体への紹介、地域で新たなサービスの開始など）を行っており、活動の中で把握した地域資源の取りまとめと見える化、地域資源間の連携の支援により、地域づくりを推進しています。生活支援コーディネーターは、社会福祉士の専門性を生かし、「つなぐ専門職」として、人と人をつなぐ、人と場をつなぐ、心をつなぐといったことを意識しながら、地域を動きまわっています。市としては、生活支援コーディネーターの認知度の向上や、その活動の成果を対外的にアピールできるように、①通いの場ガイドブックの作成、②支え合いのまちづくりフォーラムの開催、③サロン交流会の開催の3つの業務を位置づけました。

これにより、例えば、通いの場ガイドブックの作成を通じ、これまで十分把握できていなかったサロン等の通いの場が市内に705か所（令和元(2019)年度時点）あることが明らかになりました。中でも真備地区では、平成30年7月豪雨災害の被災前と比べて通いの場の数が2倍近くになっており、これらの支援を通じて生活支援コーディネーターは地域の復興も後押ししています。

『通いの場』ガイドブックの作成と情報発信を通してあらわれた効果

倉敷市内の『通いの場』の設置数の増加

内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人・団体が実施する『通いの場』	430	499	600	705
うち補助金対象サロン	160	195	227	262

すごいぞ！真備町！！『場』から広がる地域の復興

内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
真備町のサロン数	38	51	58	98

これらの取組を進めることで、生活支援コーディネーターの知名度が上がり、地域のいろいろな活動に呼んでいただくことで、次々に地域の好事例を把握するきっかけにもなっています。

（２）これまでの取組と今後の取組

第7期では、高齢化の進展、認知症高齢者の増加等の状況を踏まえ、「温もりあふれる健康長寿のまち」を実現する観点から、高齢者が活躍できる地域づくりの推進や認知症対策等に取り組んできました。

市では、今後、さらに高齢化が進展し、特に85歳以上の高齢者が増加することが予想されます。このため要介護認定者の増加に加えて、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるところであり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組のより一層の強化が必要です。

具体的には、7期計画の基本的な方向性は維持した上で、介護予防・健康づくり施策の充実や、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）の考え方や、保険料の水準や将来的な介護保険制度の持続可能性等にも留意しながら、次の主な5つの取組を推進します。

《8期で推進する主な取組》

- ① 高齢者が元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み、地域づくりを推進・強化します。
- ② 地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いの人材の養成など人づくりを強化します。
- ③ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進します。
- ④ 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。
- ⑤ 良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。

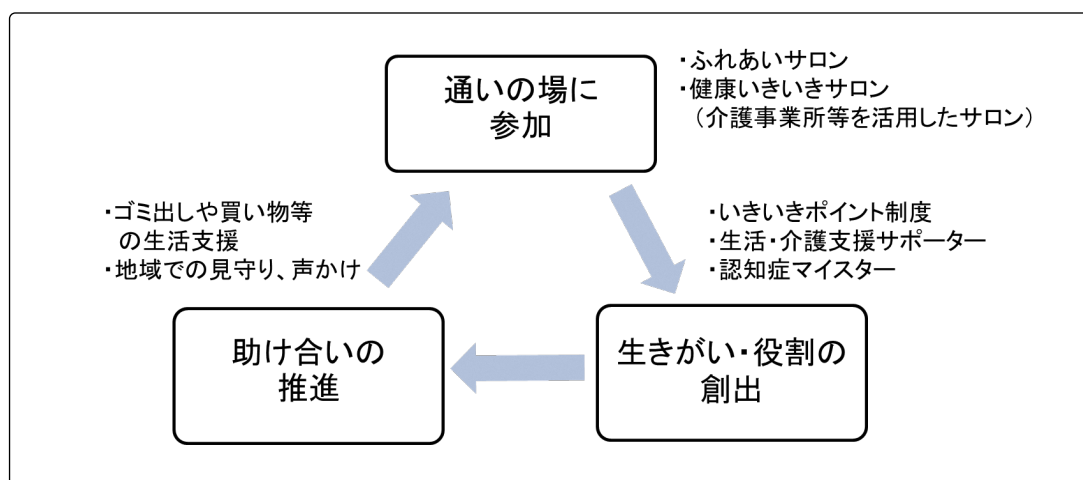
① 高齢者が元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み、地域づくりを推進・強化します。

市では、今後の更なる高齢化の進展等を見据え、社会参加の推進による介護予防の充実、小地域ケア会議等を通じた地域づくりの推進、自立支援・重症化予防の取組強化といった3点を重視し、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを推進・強化します。

（社会参加の推進による介護予防の充実）

これまでも、介護予防につながる高齢者の社会参加を推進するための通いの場の充実を図るなど、高齢者がこれまでの知識や経験等を生かし、元気で活躍できる地域づくりを進めてきました。通いの場への参加など社会参加を進めることが、生きがい・役割の創出につながるとともに、そこでの人と人とのつながりが地域での見守りなどの助け合いの推進につながるものです。

【介護予防の好循環のイメージ】



介護予防の充実に向け、第7期の計画期間中（平成 30(2018)年度～令和2(2020)年度）は、介護予防にもつながる社会参加を推進する観点から、高齢者が気軽に参加できるふれあいサロンの充実・強化等を進めてきました。

具体的には、住民主体で実施されているふれあいサロンに対し、市の助成制度の活用を促進するとともに、三世代交流や毎週実施、多人数実施の場合の加算を継続し、サロンの活発な活動を経済的に支援しています。また、生活支援コーディネーターが中心となって、ネットワーク会議とも連携しながら、地域の通いの場の立ち上げの手順やヒント、実際の活動事例、活動団体一覧等を掲載した通いの場ガイドブックをまとめるとともに、支え合いのまちづくりフォーラムの開催やサロン交流会の充実等を進めてきたところです。

その結果、前述のように、令和元年度末には市内に通いの場が 705 か所あることが明らかになるとともに、ふれあいサロンの助成を受ける団体も平成 28(2016)年度の 197 団体から 275 団体へと 78 団体増加し、参加者数も 3,638 人から 5,375 人へと 1,737 人増加しているなど、成果があがっています。

【ふれあいサロンの充実・強化】

ふれあいサロン

※おおむね60歳以上の高齢者3人以上で運営されているサロン

倉敷市では、高齢者の社会参加、健康づくり及び介護予防にもつなげる、地域のサロン活動を促進するため、運営費等を助成し支援を行っている。

平成29年度から子育て等の多世代との交流や体操等に毎週取り組む場合に加算を設け助成を充実。

- ・基本分 30,000円（年間最大）
- ・加算分（各項目ごとに年間10,000円を上限）
 - ①多世代交流型（子どもとの交流） ②毎週開催型（月4回以上）
 - ③多人数参加型（20名以上）

穂井田ひだまりカフェ（世代間交流）



サロンはれのちはれ（毎週）

水島の公民館を活用して、毎週1回百歳体操を通じた健康づくりと交流を行っています。
新型コロナウイルスで活動を自粛した期間は、内容を工夫して、手作りマスクづくりを行い、しばらく顔を合わせていなかったメンバーのお宅にマスクを配って訪問をする見守りを行いました。



玉島の穂井田地区では、毎月地域のシニアと子育て世代の交流サロンが開催されます。
地域の拠点に多世代が集い、一緒に料理やイベントを企画する月もあれば、それぞれが自然なおしゃべりやふれあいを楽しむ日もあります。
この世代間交流は、参加者だけでなく、地域の愛育委員や会場となる憩いの家、社会福祉法人等様々な機関と一緒に参画することによって居心地のよい場として地域に定着しています。
世代や立場の垣根をこえた住民同士のつながりが穂井田の顔が見える関係づくりをさらに後押ししています。



矢形東谷サロン（多人数）

真備町下二万で開催される矢形東谷サロンは、毎回20名を超える住民が集まります。
時候が良くなると、サロンメンバーが管理をする花いっぱい「矢形サロンパーク」に大勢が集まってサロンを行います。
気持ちのよい外の空気をたくさん吸って、行う体操や食べる食事は格別です。

今回のニーズ調査では“通いの場”の認知度（P79 図38, 39）は39.9%となっており、前回調査（35.1%）より高くなっています。同じく通いの場の参加率（P79 図40）は10.8%となっており、前回調査の6.8%に比べ高くなっています。しかし、参加したことがない人も49.7%（P79 図40）おられることから、より多くの方々に参加いただけるように、通いの場の効果をわかりやすく伝えるなど周知の取組を強化していきたいと考えています。

中でも、介護予防のための通いの場に週1回以上参加している人の割合は4.3%で、月1回以上参加している人の割合は8%でした（P77 図35⑤）。厚生労働省が示す地域支援事業実施要綱では、介護予防に資する住民主体の通いの場は週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は総人口1万人に対し概ね10か所を目標としていました。市が助成を行っているふれあいサロンは月1回以上の開催を要件としており、毎週開催の加算をしているサロンは約4割です。高齢者が歩いて通える範囲に通いの場を増やすとともに、毎週サロンに参加される方が増えるように、生活支援コーディネーターや高齢者支援センター等とも連携し、住民主体のふれあいサロンを引き続き充実させ、市内で通いの場が760か所以上運営されるよう、取組を進めていきます。

加えて、医療・介護事業所等の地域交流スペース等を活用して専門職と住民が協働して行う健康いきいきサロンについても、引き続きその活動を支援していきます。

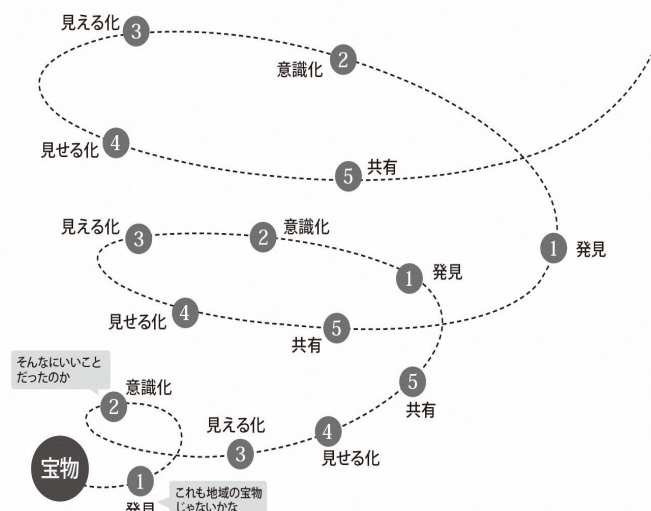
また、市内6地区で行うサロン交流会についても、地区のサロンの代表者が集まり、活動の発表や意見交換をすることにより、日頃の自分たちのサロン活動の意義合いを考えるきっかけとなり、他のサロンの良い取組を自分のサロンに持ち帰り活動に生かすなど、サロンの活性化につながっています。

平成 28(2016)年度から実施している支え合いのまちづくりフォーラムについても、市内で活動する身近な実践者が発表することにより、参加者が「自分たちでもできるのではないか」「自分たちも既に近い活動を行っている」といった前向きな気持ちになりやすく、フォーラム後に自分の地域でも取り入れたいといった相談が生活支援コーディネーターに対してあるなど、住民主体の支え合い活動の情報交換や交流につながっています。今後も、生活支援コーディネーターと連携して、各サロン活動への経済的支援のほか、サロン同士や地域住民同士の交流・情報交換を通じた支えあい活動の活発化に取り組んでいきます。

（参考 1）地域づくりの進め方について

通いの場の充実など地域づくりを進めるに際しては、住民主体の取組を「地域の宝物」としてポジティブに捉え、それを「見える化」「見せる化」し、その取組の意味を解説しながら市内に広げていくことが、単なる事例紹介にとどまらず地域に根差した活動として定着していくという意味でも重要です。倉敷市では、まず生活支援コーディネーターが中心となって、ガイドブック、冊子、リーフレット等で通いの場など地域の支え合いの好事例をまとめます。その上で、サロン交流会やフォーラムなどを活用して、その活動を応援する観点から、当事者の方々に発表等をしていただき、例えば、毎日のラジオ体操は健康づくりだけでなく、見守りの役割を果たしているなど活動の意義を生活支援コーディネーターが解説しながら、地域に広げていきます。

地域づくりのループ



資料：生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック
地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方に関する調査研究事業
成 28(2016)年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金



【地域の宝物の「見える化」「見せる化」 ガイドブックの作成】

H28年



H29年



H30年

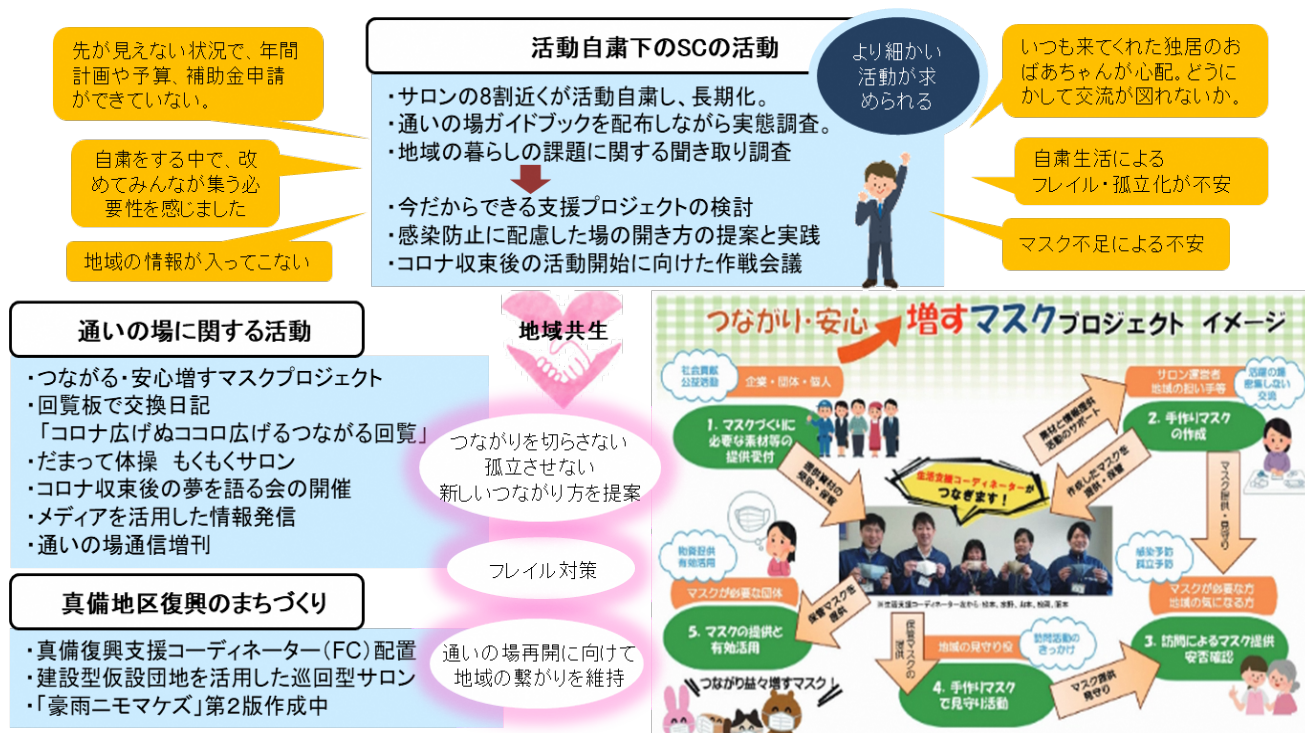


R元



コラム〔 コロナ禍での活動支援 〕

国内で新型コロナウイルス感染症の感染事例が多数発生し始めた令和2年3月以降、市内でも感染防止の観点から、通いの場などの支えあい活動が自粛されたり、活動内容が変更されたりしました。令和2年後半以降はそうした状況から平時の活動に戻りつつありますが、この状況が長期化すると、高齢者の閉じこもりや生活不活発からADLや認知機能の低下、行動心理症状の出現・悪化、身体機能の低下などが増大するとともに、通いの場の活動再開が困難になり、地域のつながりも弱まるのが危惧されます。そこで、感染拡大防止に配慮した上で、活動の再開に向けた支援が求められます。



マスクプロジェクトやつながる回覧板等、つながりを切らないための倉敷市の生活支援コーディネーターの取組は、全国にも好事例として紹介されました。

多くの方に社会参加をいただくためには、高齢者本人の興味・関心にあった場が地域にあることが求められます。その中で前述のサロンといった視点に加えて、スポーツや学習といった視点も重要です。本市のニーズ調査では、スポーツ関係のグループやクラブに参加している方は20%（P76 図35②）、学習・教養サークルに参加している方は8%（P76 図35④）となっています。この中で、例えばスポーツの分野では、ニュースポーツの紹介などを行う地域健康スポーツ教室を開催し、仲間づくりや運動を行うきっかけにしており、公民館の講座やサークル活動などの場を効率的に活用することを引き続き進めていきます。また、住民ボランティアによる場づくりも進められてきました。例えば、栄養委員による男性料理教室の開催や愛育委員による「健康マーチ」やウォーキング大会の開催などが進められてきていますが、これらの組織と連携し、健康づくりの観点からの場づくりを継続します。

【体操や運動を通じた健康・体力づくり（地域健康スポーツ教室の開催）】

【概要】

ラジオ体操や健康運動、誰でも簡単にできるニュースポーツを通じた健康・体力づくりを目的とした教室。仲間づくりや運動を行うきっかけづくりになります。

【参加者の声】

- 知らない人同士でも体を動かすと皆と仲良くなれていい。
- 運動習慣が身についた。
- ニュースポーツは年齢に関係なく楽しくできた。
- スポーツ推進委員が丁寧に指導してくれたおかげで楽しくできた。

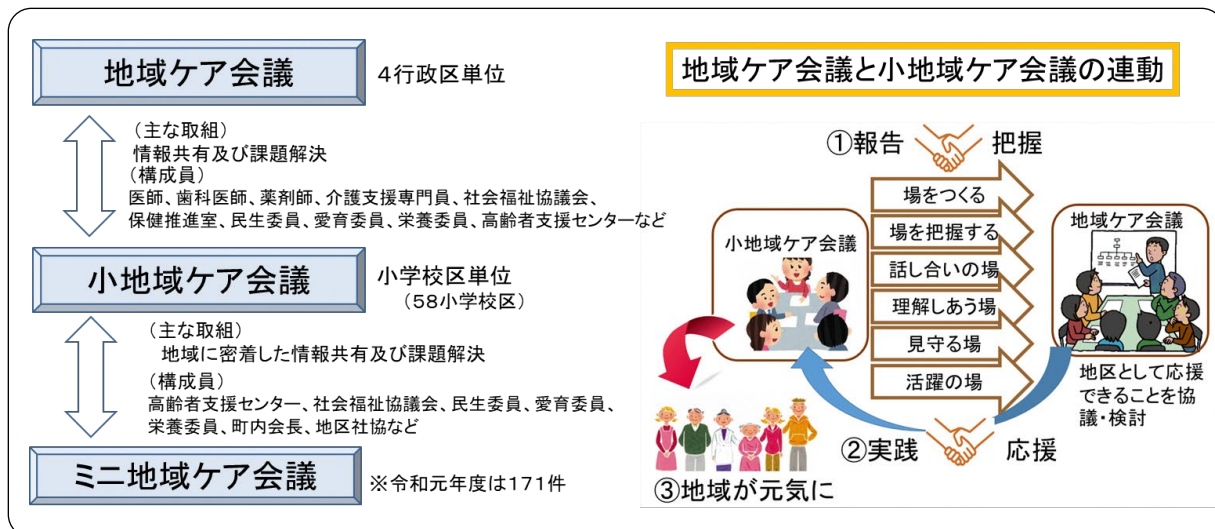


（小地域ケア会議等を通じた地域づくりの推進）

地域づくりを進めるに当たっては、市内でも地域によって高齢化率が異なるなど、地域の状況はさまざまであることを踏まえたきめ細かな対応が必要です。

高齢者支援センターが事務局となって小学校区単位で行っている小地域ケア会議は、民生委員、愛育委員、栄養委員、地区社会福祉協議会などが参加して地域のことを議論する場であり、地域づくりを進めるために必要不可欠な枠組みです。ここでの議論を通じて、認知症カフェを始めた事例や、防災マップの作成など災害時の避難についての地域ぐるみの取組も生まれてきています。この場に生活支援コーディネーターも積極的に関与し、小地域ケア会議のメンバーに他地域の情報をお知らせするなどして、議論が活性化し、地域の支え合い活動が促進されるように取り組みます。

【倉敷市の地域ケア会議について】



（自立支援・重症化予防の取組強化）

状態像が一度悪化しても、高齢者が意欲を持ちながら、リハビリテーション等の適切な介護サービスの提供を通じて維持・改善し、地域で暮らし続けられるようにしていくことが重要であることから、自立支援・重症化予防の取組を強化していきます。具体的には、リハビリテーション専門職や薬剤師など多職種のを借りた研修の実施や、地域ケア個別会議における多職種でのケアプランの検討、地域ケア個別会議やケアマネ交流会等の場での自立支援を重視するという市の方針の説明などを通じて、ケアマネジャーの資質向上を図るとともに自立支援に資するケアマネジメントを進め、高齢者がその人らしい生活が送れるよう、専門職の支援と地域での住民主体の取組を適切に組み合わせた支援が提供されるようにします。

また、リハビリテーション専門職団体や栄養士の協力を得て、サロンの代表者や高齢者支援センターの職員に簡単にできる体操を教え、通いの場で実践するなど、通いの場の内容の充実を進めます。

さらに、地区医師会や歯科医師会、薬剤師会など医療専門職団体の協力で、フレイル予防の啓発資料を作製し、通いの場や地域の健康教育の機会などで広く活用すると共に、それぞれの団体においてもフレイル予防の啓発強化を図ります。



【リハビリテーション専門職との連携の強化】

リハビリテーション専門職との連携を強化し、自立支援や介護予防に関する取組を推進。

●地域住民を対象とした研修会

地域の方々が効果的な体操を行えるように、理学療法士等リハビリテーション専門職による研修会を開催する。

1) サロン等に効果的な運動を取り入れることにより、サロンの継続・活性化及び介護予防をめざす。

2) サロンの運営者が、後継者候補と本事業を一緒に体験してもらうことで、サロン後継者育成・取り組み内容の充実強化をめざす。

3) 高齢者支援センター職員等本事業を一緒に体験してもらうことで、サロンの拡充・活性化をめざす。



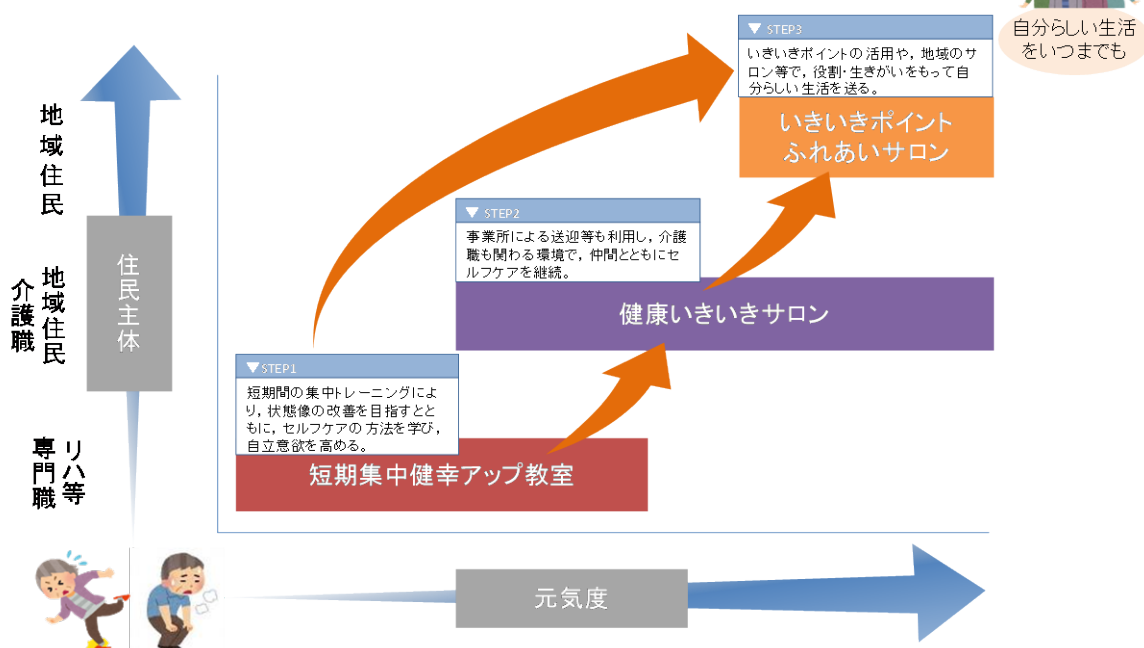
【ロコモ体操について学ぶ・体験】



【サロンにロコモ体操を取り入れる】

また、フレイル（虚弱）予防の重要性が指摘されていることも踏まえ、市では、通所と訪問を組み合わせ、短期集中でリハビリテーション専門職等が要支援者に支援を提供する短期集中健幸アップ教室や、既存の医療・介護事業所の人・場所を活用した健康いきいきサロンを実施しています。事業の実施状況は、対象者やケアマネジャーへの事業意義などの周知が十分でなく、参加者が伸び悩んでいる状態であり、これは本市に限らず全国的にも多くの自治体が直面している課題です。今後は、地域ケア個別会議での専門職の助言も活用してこれらの事業に効果的につなぐよう工夫したり、住民主体のふれあいサロンやいきいきポイント等を適切に組み合わせ、高齢者の身体的・精神的機能が改善し、地域の支え合いの中で、生きがいをもって暮らし続けられるような流れを作ります。

【短期集中健幸アップ教室・健康いきいきサロンの位置づけ】

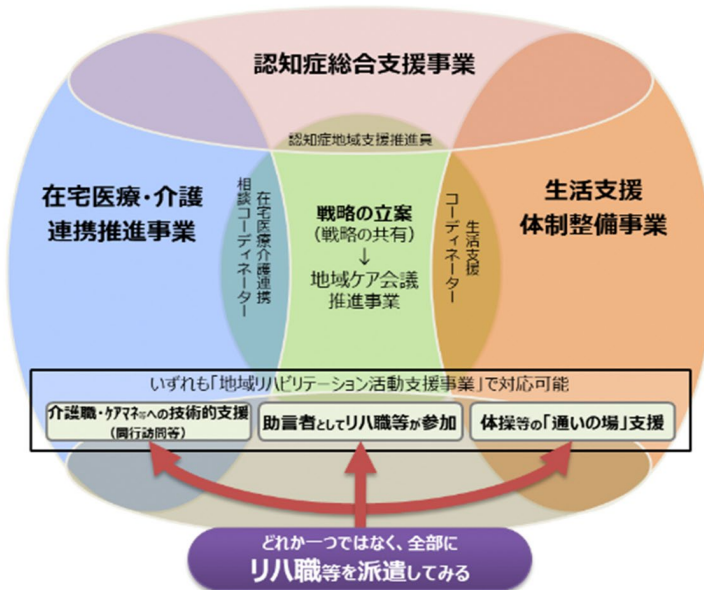


このように、「通いの場」や地域ケア個別会議、介護予防・重症化予防の事業にリハビリテーション専門職等を派遣することは、これらの取組や事業をより一層効果的に実施することにつながることから、今後、リハビリテーション専門職等と各事業の連動を図り、効果的な取り組みを進めます。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業報告書」から抜粋

＜「地域リハビリテーション活動支援事業」の連動性を高める＞



（健康づくりと一体的に実施するフレイル対策）

高齢者が活躍できる地域づくりを進めるにあたっては、市民の皆さんへの周知・啓発も重要であることから、健康寿命の延伸に向け、総合福祉事業団の専門職による介護予防普及啓発事業や、高齢者支援センターによる各種教室や出前講座等により積極的に伝えとともに、今後は保健部門や医療保険者と連携し、地域の健康課題に応じた取組を進めます。

具体的には、保健部門の保健師や高齢者支援センターと協力し、健診や医療・介護のデータも活用しながら地域の健康課題を分析し、「健康くらしき21・Ⅱ」等の地域ぐるみの健康づくり運動や、通いの場等での啓発に活用します。また、栄養士や歯科衛生士が栄養改善協議会等の関連団体と連携し、運動、口腔、栄養、社会参加などフレイル予防の啓発を強化します。

【総合福祉事業団の専門職による介護予防普及啓発事業】

転倒予防教室

はつらつコース

パワフルコース

夫婦コース

長寿のための健口教室

認知症予防教室

ぴんしゃん倶楽部

男の認知症予防教室

さらに、高齢者支援センターが、実態把握調査や各種教室等を通じて、高齢者の身体機能や認知機能が低下し虚弱となる状態（フレイル）の発見に努めることが、介護予防・重度化予防の観点からも非常に重要です。このため、実態把握調査については、ひとり暮らし高齢者等の状態悪化をできる限り未然に防ぐ観点から、積極的に訪問を行い、支援が必要な高齢者を早期に発見し、必要な医療や介護サービスにつなげるよう取り組みます。

（介護給付費の適正化（介護給付適正化計画））

介護保険制度の持続可能性を高めるためには、介護給付費の適正化の推進についても求められることから、国の「介護給付費適正化計画」に関する指針に基づき、要介護認定の適正化、住宅改修等の点検、介護給付費通知など主要5事業を推進しています。特にケアプランの点検の推進にあたっては、不適切なサービスの提供をチェックするだけでなく、利用者の自立を支援するケアマネジャーを応援するといった観点にも留意して、地域ケア個別会議と調和がとれた形での推進も検討します。

また、要介護認定率が全国や県内と比べて高い一方、要介護認定を受けつつ、サービスを利用していない未受給者が、軽度者を中心に一定程度おられることから、将来にわたって必要な時に介護保険サービスが活用できるように、市民の皆さんに正しい介護保険の使い方等の周知に努めます。

【介護給付費の適正化の推進】

適正化主要5事業		
事業内容	内容	令和元年(2019)度実績
要介護認定の適正化	・要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等の実施 ・介護認定審査会における介護認定審査会委員テキストの活用等の実施	チェック件数 21,400件 審査件数 20,568件
ケアプランの点検	・要介護認定の更新申請時にケアプランの提出を求め、職員（介護支援専門員）による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。	確認件数 5,394件
住宅改修等の点検	・住宅改修の事前申請時又は完成時において、保険給付として適正な改修か、事前申請どおりの改修か、などの点について点検し、疑義がある場合に現地確認を行う。 ・福祉用具の使用が想定される状態像であるか、保険給付として適正な貸与・販売であるか、などの点について点検し、疑義がある場合、利用者や事業者等に確認を行う。また、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。	確認件数 2,244件 (うち着工前訪問 80件) 確認件数 (販売) 2,137件 (軽度者貸与) 992件
医療情報との突合・縦覧点検	・介護給付適正化システムを活用し、介護給付情報と医療情報の算定整合性、及び、複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。	過誤申請 525件 効果額 7,133,351円
介護給付費通知	・受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機とする。	通知件数 92,847件

② 地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いの人材の養成など人づくりを強化します。

地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには、高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者など支援が必要な方に対して、相談機関が縦割りではなく、これまで以上に連携して支援していくことが求められます。

また、地域包括ケアシステム構築を進め、地域共生社会の推進に向けては、地域の支え合いの体制を強化するための人材養成が重要であり、これまでの経験や知識等を生かして、地域のさまざまな場で担い手として活躍するように支援していくことが求められます。

このため、老人クラブではグラウンドゴルフ、体操、独居高齢者宅訪問、児童の登下校の見守りなど健康づくりやボランティア等に関する幅広い活動を実施していただき、最近では、小学校区の全域にいきいき百歳体操を広げるための活動を進めている地区もあることから、引き続き取組を支援します。

【老人クラブの充実・活性化】

○老人クラブでは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行っている。
(例)グラウンドゴルフ、体操、カラオケ、独居高齢者宅訪問、児童の登下校見守り など

○市内では369個の単位老人クラブに16,610人が参加されており、市としては活動を支援するため助成制度を設けている。(60歳以上の老人クラブ会員が30人以上のクラブに対して、月額3,540円(年額42,480円))



また、シルバー人材センターでは、長年培ってきた豊富な経験や技能知識を生かして、草刈りや植木剪定などを行うとともに、買い物や電球交換など1時間程度の簡単な仕事の手伝いをするため、福祉・家事援助レンジャー隊を設けて活動を行っています。さらに、人材不足が指摘されている介護・生活支援などの分野で活躍できる人材の育成を目指した研修事業を実施しており、引き続きこのような取組を支援します。

【シルバー人材センターの充実・強化】

【仕事の種類】

- 除草 ●草刈 ●植木剪定 ●樹木予防
- 墓地の清掃 ●大工 ●宛名書き
- 襖・障子張り ●網戸張替 ●家事援助サービス
- 駐車場管理 ●屋内外清掃 ●チラシ配り など

【福祉・家事援助レンジャー隊】

～1時間程度の簡単な仕事のお手伝いをします～

- 買い物 ●水道（蛇口）の水漏れ ●電球・蛍光灯の交換 など



人材・組織づくりの推進に際しては、保健部門が育成する地域の健康ボランティアである愛育委員、栄養委員、心ほっとサポーターや、概ね小学校区単位に設立されているコミュニティ協議会や地区社会福祉協議会等と連携して取り組みます。

【保健部門が育成する人材・組織】

概要

地域で活躍する健康ボランティアの組織育成、活動支援をしています。構成メンバーは、主に地域で元気な中高年の方です。地域での健康ボランティア活動は、中高年の活躍の場にもなっています

主も組織・人材

【**愛育委員会連合会**】（健康づくり全般のボランティア）

◆組織数：64学区（地区） ◆愛育委員人数：3,913人（R2）

【**栄養改善協議会**】（食を通じた健康づくりのボランティア）

◆組織数：57学区（地区） ◆栄養委員人数：1,120人（R2）

【**心ほっとサポーター**】

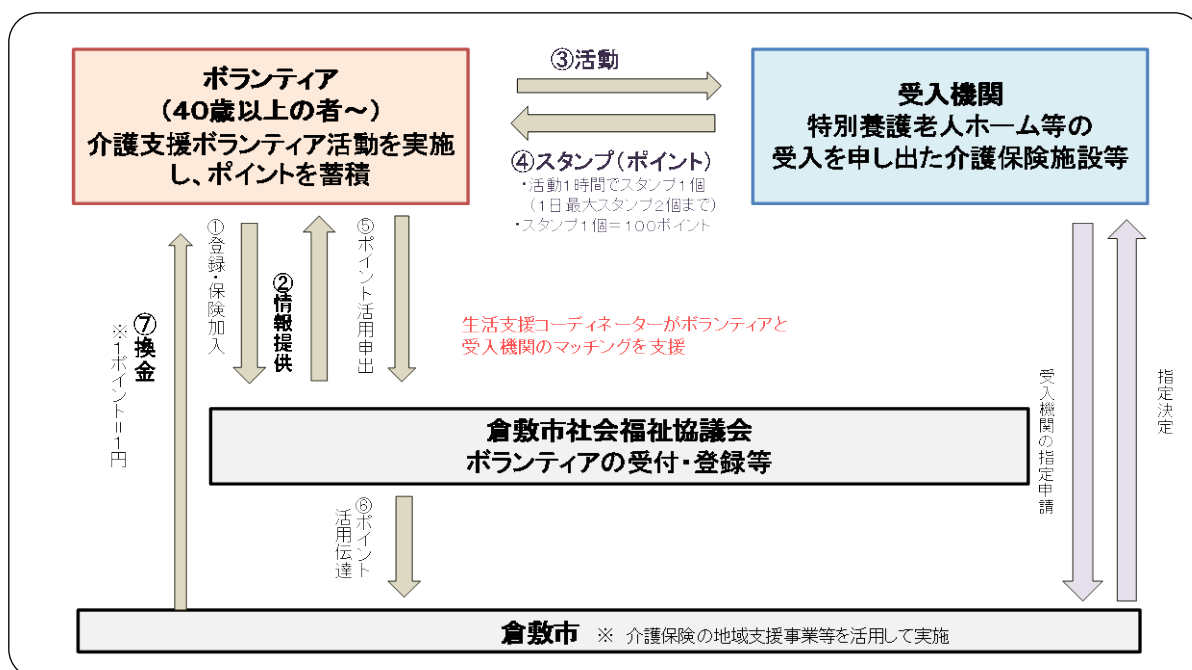
（精神障がい者の理解・心の健康ボランティア）

◆組織数：5地区 ◆人数：128人（R2）



加えて、社会参加を通じた健康増進や地域貢献につなげることを目的としたいきいきポイント制度（介護保険施設等でボランティア活動を行い、その実績に応じてたまったポイントを保険料軽減等につなげることができる制度）について、地域共生社会の推進も念頭におきつつ、対象年齢の引き下げ（65歳以上から40歳以上）や、対象施設の拡大（子育て支援施設や障がい者施設にも拡大）など充実を図っているところです。

【倉敷市いきいきポイント制度の充実】



また、ニーズ調査（P78 図 36, 37）においては、地域づくりに是非参加したい・参加してもよいと回答した人の割合は5割を超え、お世話役として是非参加したい・参加してもよいと回答した人も3割いることから、これらの層への働きかけを強めていきます。例えば、生活・介護支援サポーターや認知症マイスターの養成へつなげるとともに、生活支援コーディネーターが中心となって人材と活動のマッチングを進め、地域のサロンの運営や、認知症マイスターとして認知症カフェの運営サポートに加わっていただいたり、有償ボランティアや介護事業所での勤務といった就労的な活動につなげるなど、個々人の置かれた状況や意向に応じた活動の場が提供されるよう、取り組んでいきます。

支援が必要な人を含め市民が役割を持って地域で活躍する地域共生社会の推進に向けて、生活支援コーディネーターが、高齢者だけでなく全世代を対象にした地域づくりの推進などを進めてきました。引き続き、地域ではじまっている高齢者と子どもが交流する取組や、地域の支え合いの中で移動や買い物手段を確保する取組といった、地域の支え合い活動が市内に拡大していくように努めます。

地域での支え合い推進のために、活動を開始する場合等には市民企画提案事業や地域福祉基金助成事業を活用し、市から支援を受けることができる場合もあることから、これらの事業の情報の周知に努めます。

（参考 2）地域の団体や法人等が行う支えあい活動が広がっています。

中庄ハイツ外出支援ボランティア「ひまわり」

項目	内容
運行区域	中庄小学校周辺の病院・スーパー・公共機関、金融機関等
開始時期	令和元年9月
利用対象者	中庄ハイツに住む外出に支援を要する人
利用者数	登録者数2～3名
ボランティア	運転ボランティア：5名 助手席ボランティア：7名
利用者負担	ガソリン代実費

長い暮らしのつながりが、自然と困りごとを発見し、支え合う地域を育みました。本人の「行きたい・やりたい」を応援する支援です。



社会福祉法人が行う地域貢献 「食」と「買い物」サービス

項目	内容
開始時期	平成28年4月
利用対象者	倉敷中部高齢者支援センター管内の概ね65歳以上の高齢者。集団生活に適応し、移動や移乗に介助の必要がない方
利用者数	登録者数12名
利用台数	法人所有の車両1台
利用者負担	食事代実費のみ

社会福祉法人の送迎車、交流スペース、食事の提供、相談にのれる専門職を集め、「移動・食事・交流・買い物」を複合させた生活支援です。



粒江地区の小地域ケア会議や小地域福祉活動計画の話し合いから生まれた お困り高齢者お手伝い隊

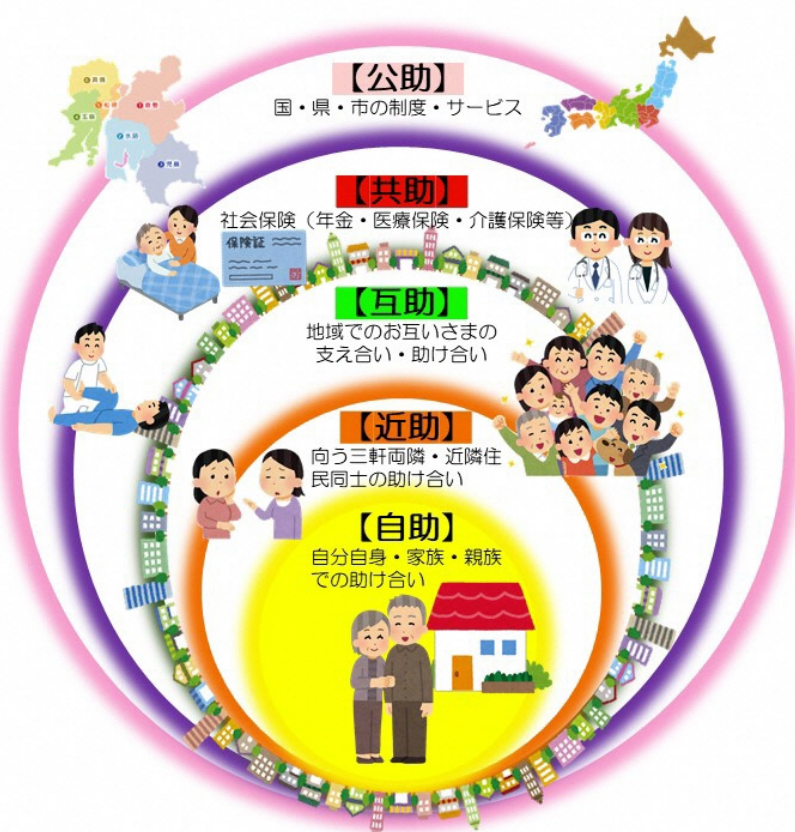
項目	内容
開始時期	平成30年1月
利用対象者	粒江在住のちょっとした暮らしのお手伝いが必要な70歳以上の方
お手伝い隊員	粒江在住のお手伝い活動に意欲のある方
支援内容 料金	・ごみ出し：1回100円 ・家まわりの草取り：1時間500円 ・コメの精米：1回100円 等

約20回の検討会議や視察研修を重ねて生まれた活動です。住民の中から支援者となる隊員を募り、地域の困りごとに寄り添います。地域交流スペースに集う「ちょいワルおやじクラブ」の男性たちも担い手として活躍中！



（参考3）自助、近助、互助、共助、公助の5つの要素から見る地域包括ケアシステム

五助（自助・近助・互助・共助・公助）の考え方



国の地域包括ケアシステム研究会では、地域包括ケアシステムについて自助、互助、共助、公助の4つの要素から整理しています。本市の7期計画では、自助と互助の間に「近助」（向こう三軒両隣）での助け合い・支え合いの仕組みを入れた5つの助け合いの体系図を示すとともに、生活支援コーディネーターが人と人をつなぐ、人と制度をつなぐ活動に取り組んできたところです。この「近助」という考え方は、本市独自のものというわけではなく、東日本大震災以降、全国各地で使われてきた考え方の一つではありますが、本市では平成30年7月に豪雨災害にみまわれた経験から、災害時に必要な声掛け・見回り等は、近助の日頃のつきあいの延長線上にあると考えています。

災害時を想定した見守り・助け合いの体制の構築と、平時の認知症の方、一人暮らし高齢者、障がい者等への合理的配慮は、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の推進の考え方に沿ったものであり、これらの実現に向けこうした視点を踏まえ取り組んでいきます。

③ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進します。

本市の将来推計では、令和22(2040)年には認知症の人が約2万8千人と、20年間で1.6倍に増加すると推計されています。

このような認知症高齢者の増加に備えるために、市ではこれまで、地域包括ケア推進室に認知症地域支援推進員を配置して、「認知症の人を地域で支える地域づくり（倉敷市モデル）」を構築し、医療・介護等の支援ネットワークの構築や認知症対応力の向上など、認知症施策についてさまざまな取組を実施してきたところです。

そのような中で令和元年6月に、国は「認知症施策推進大綱」を決定し、認知症施策の新たな5つの柱を示したほか、具体的な取組やKPIを示しました。市としては、これに基づいて倉敷市モデルを変更し、今後は、認知症の人と共に生きる地域社会を目指す「共生」と認知症の発症時期や進行を遅らせる「予防」の2つを車の両輪とし、①認知症のことを知り、予防する、②認知症の人と共に生きる地域社をつくる③認知症の人に早期に対応し、適切な支援を提供する、の3つの視点から、施策を推進していきます。

【倉敷市モデル 2020年版】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように地域包括ケアシステム構築を目指す中で、今後増加が見込まれる認知症の人に対する対策を強化。認知症初期集中支援チームの設置を通じて早期対応を強化するなど認知症の人を地域で支える地域づくりを推進する。（倉敷市モデルの創設）

① 認知症のことを知り、予防する
※「予防」…認知症になるのを遅らせる

- 認知症サポーターの養成の推進（充実・強化）**
認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域での見守り等を担う認知症サポーターの養成を推進する。
- 認知症の啓発事業の推進**
他の分野と連携し、認知症に対する理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及啓発を図る。
- 認知症予防教室や地域の通いの場の充実**
介護予防の取組の中で認知症予防教室を開催するとともに、高齢者の参加の場を拡大し、認知症予防につなげる。
- 当事者からの発信支援**
認知症の本人やその家族の声を聴く場・発信する場の充実。

③ 認知症の人に早期に対応し、適切な支援を提供する

- 認知症初期集中支援チームの支援推進**
認知症が疑われる人等に対して訪問し、適切な支援につなげる医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応を強化する。
- 認知症身元不明高齢者一時保護事業**
ひとり歩き等で警察に保護された認知症高齢者・若年性認知症の方のうち、身元不明で警察から保護依頼があった方を一時保護する。
- 認知症の事例検討会の実施**
認知症疾患医療センターと連携して、ケアマネジャーなど多職種が参加する事例検討会を実施し、認知症対応能力を向上を図る。
- 認知症ケアパスの普及**
認知症の状況に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの普及を推進する。

② 認知症の人と共に生きる地域をつくる

- 認知症カフェの推進（充実・強化）**
認知症の人やその家族、地域住民が集い、悩みや困りごとを共有する場として認知症カフェの運営を推進する。
- 認知症マイスターの養成**
認知症サポーター養成講座受講者を、地域の中で認知症の方への具体的な支援を行う、支援者として養成する。
- 地域の見守りの取組の強化**
小学校区で実施されている小地域ケア会議などを活用し、地域での見守り体制を強化。地域の企業等と見守り協定の締結。
- 倉敷市安心おかえりシールによる見守り**
認知症などで見守りが必要な高齢者等の安全を確保するとともに介護者等の負担の軽減につなげる。
- 認知症の事例検討会の実施**
認知症疾患医療センターと連携して、ケアマネジャーなど多職種が参加する事例検討会を実施し、認知症対応能力を向上を図る。
- 成年後見制度の利用の推進**
後見人の報酬について資力が乏しく、困難な場合に補助を行う。
- チームオレンジの整備**
認知症マイスター等を認知症当事者の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築
- 地域ケア会議の推進**
認知症の人の対応等個別ケースを地域の関係者が検討するミニ地域ケア会議を推進し、情報共有を進め早期に適切な支援につなぐ
- 認知症地域支援推進員の活動推進**
効果的な支援を行うため、認知症疾患医療センター、医療機関、介護サービス事業所などのコーディネートを行う。

（認知症のことを知り、予防する）

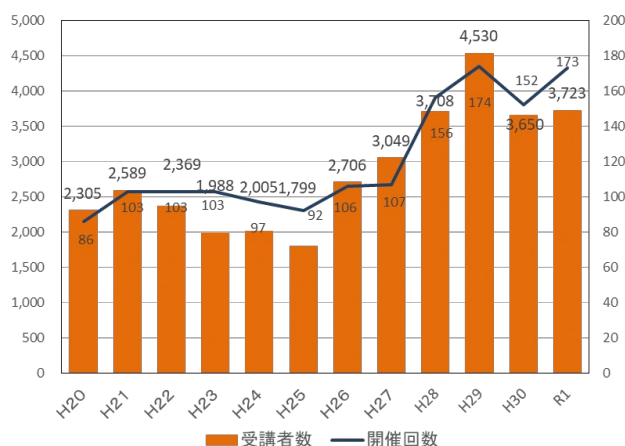
多くの市民が認知症について正しい知識を持ち、認知症になっても必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにしていくことが必要です。認知症の理解に関しては、ニーズ調査における本市独自の質問項目である「認知症に対するイメージ」の回答について、3年前と比較すると、例えば、「だれもがなる可能性がある」について「そう思う」と答えた割合が74.8%から78.2%（P50 図9）に上昇するなど、理解が一定程度進んだと捉えられる結果となっています。

特に、強化している取組として認知症サポーターの養成があげられます。認知症サポーター養成講座は令和元年度末までに34,421人が受講しており、平成28年以降は、養成講座の講師を養成するキャラバンメイトの養成講座も、高梁川流域連携の枠組みを活用して実施しています。医療介護従事者などさまざまな機関や職種のキャラバンメイトを養成することで、医療機関だけでなく、金融機関、タクシー会社、保険会社、警察署といった高齢者と関わる機会の多い業種・職域にも活動が広がっています。また、若い世代に向けた取組として、教育部門と連携した、小学校の総合学習の時間を使った講座や公民館の小学生向け講座、大学など若い世代に向けた啓発活動が、各地域で広がっています。

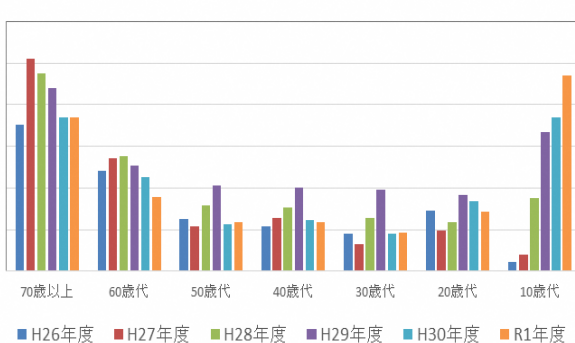
今後も、認知症サポーターの養成を小学生（認知症サポーターキッズ）や働き盛り世代などの若年層を含む幅広い年代層に対して進めるとともに、他分野とも連携し、出前講座、講演会を実施します。

【認知症サポーター養成講座】

各年の認知症サポーター新規受講者数と養成講座実施回数



年代別受講者数の推移（H26-R1）



【企業での講座様子】



【小学校での講座様子】



【認知症サポーターキッズの誕生】



また、認知症の進捗状況に応じて「いつ、どこに相談をしたり、医療・介護サービスを受けられるのか」ということを、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有を図ることを目的に、平成 27(2015)年度に「認知症ケアパス」を作成しました。サービスの内容や連絡先などの情報とあわせて「認知症ガイドブック」に掲載し、高齢者支援センターや医療機関等にも配付しており、今後も活用を図っていきます。

認知症の啓発事業の推進については、くらしき健康福祉プラザでの認知症予防教室や高齢者支援センターが実施する各種教室を継続して実施します。認知症予防教室では、認知機能評価として「あたまの健康チェック」を新たに導入し、軽度認知障害（MCI）疑いと判断される方には医療機関について情報提供するなど、早期に対応し、認知症の進行を遅らせることにつながっています。また、認知症の発症に糖尿病などの生活習慣病が影響しているとの指摘もあることから、保健部門とも連携し、県内平均を下回る受診率である国保特定健診など健康診断の受診勧奨を進めるとともに、糖尿病予防教室の実施など糖尿病の重症化予防の取組を、医師会等関係団体と連携して推進します。加えて、生活習慣病予防及び改善の必要性の周知、セルフケア力の向上に向けた働きかけも積極的に行っていきます。

【認知症予防教室】

くらしき健康福祉プラザ総合福祉事業団
介護予防事業が開催する『認知症予防教室』は
毎回定員を上回る申し込みがある状況。

【期間】6か月

【内容】

- ・あたまの健康チェック（開始時・終了時）
- ・運動（筋トレ・有酸素運動・ウォーキング）
- ・講話（認知症サポーター養成講座・栄養・口腔）
- ・その他（調理実習・脳トレ）



認知症の人が生き生きと活動している姿は、地域の認知症に対する見方・考え方を変えるきっかけともなり、認知症に対する否定的なイメージの払拭や、認知症の診断を受けた後の生活への安心感を与える効果もあると考えられています。そのため、認知症の人本人や家族が自らの言葉で語り、地域に発信する機会づくりや、各種啓発の場への本人等の参画について取り組んでいきます。認知症を巡る状況としては、介護者の支援、若年性認知症の人への支援の充実も喫緊の課題であることから、認知症の人と家族の会など関係団体とも連携して、取組を進めていきます。

（認知症の人と共に生きる地域をつくる）

認知症の方の居場所を作り、家族など介護者の負担軽減を進めるため、平成 28(2016)年度から補助制度を設け、認知症カフェの設置を推進しています。また、令和 2(2020)年度には補助制度利用の有無に関わらず登録する制度を設け、令和 2 年 9 月現在、市内で 24 か所が登録しており、活動が地域に広がりつつあります。認知症カフェは、若年性認知症の方も含めて、認知症の方の居場所、家族など介護者の負担軽減の観点から非常に重要であり、各日常生活圏域に 1 か所以上で運営されるよう充実・強化を図ります。

【認知症カフェの推進について】

- 認知症カフェは、認知症の方、家族、地域の方などが気軽に集まり交流する場であり、ここで情報交換等が進むことで、家族など介護者の負担軽減にもつながる重要なもの。
- 平成28年度から、市として補助制度（1団体 上限50,000円／年間）を創設し、認知症カフェが市内全域に広がるように取り組んでおり、令和元年度は補助制度を活用して市内17か所で認知症カフェが運営された。
- 令和2年度から補助制度利用の有無にかかわらず市の認知症カフェとして登録する制度を開始し、市内24か所の認知症カフェを登録。今年度から新規立ち上げの認知症カフェもある。

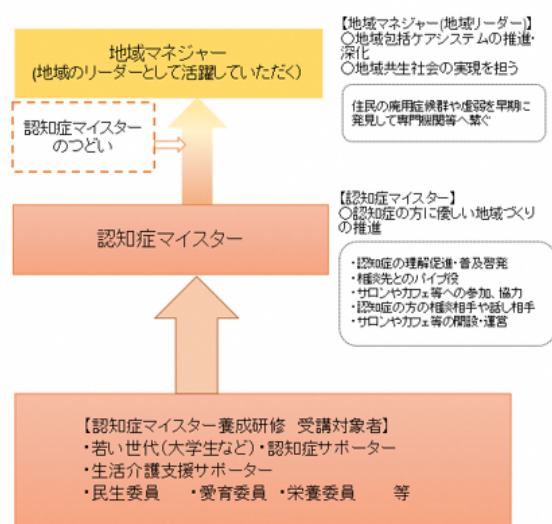


あわせて、認知症の人に優しい地域づくりを推進するため、認知症の理解促進やサロン・認知症カフェに運営者側として参画していただく「認知症マイスター」を養成しています。この事業は、水島地区地域ケア会議発祥で、平成 29(2017)年度から全市事業として展開しており、令和 2 年度までに 126 人の認知症マイスターが養成されています。今後は、認知症マイスターの活動促進と認知症の本人や家族のニーズをマッチングしていく取組（チームオレンジ）の整備につなげます。チームオレンジを整備することで、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても同じ地域で生きていくことができる地域共生社会にむけた取組を推進していきます。

【認知症マイスター養成について】

- 認知症の方に優しい地域づくりの推進のため、認知症の理解促進・普及啓発、相談先とのパイプ役、相談相手や話し相手、サロンや認知症カフェ等の開設・運営等の担い手を「認知症マイスター」として養成する。
- 水島地区地域ケア会議において、H27年度より、医師による講義と認知症の方への接し方等を理解するための見学実習を組み合わせる形で実施。いたっていた養成研修を発展させ、H29年度から全市事業として展開。（全市版56名、水島地区で70名を養成し、令和2年度現在126名。）

○ 認知症マイスター養成研修の体系図



「認知症の理解とかかわり方」講義の様子



施設での見学実習の様子

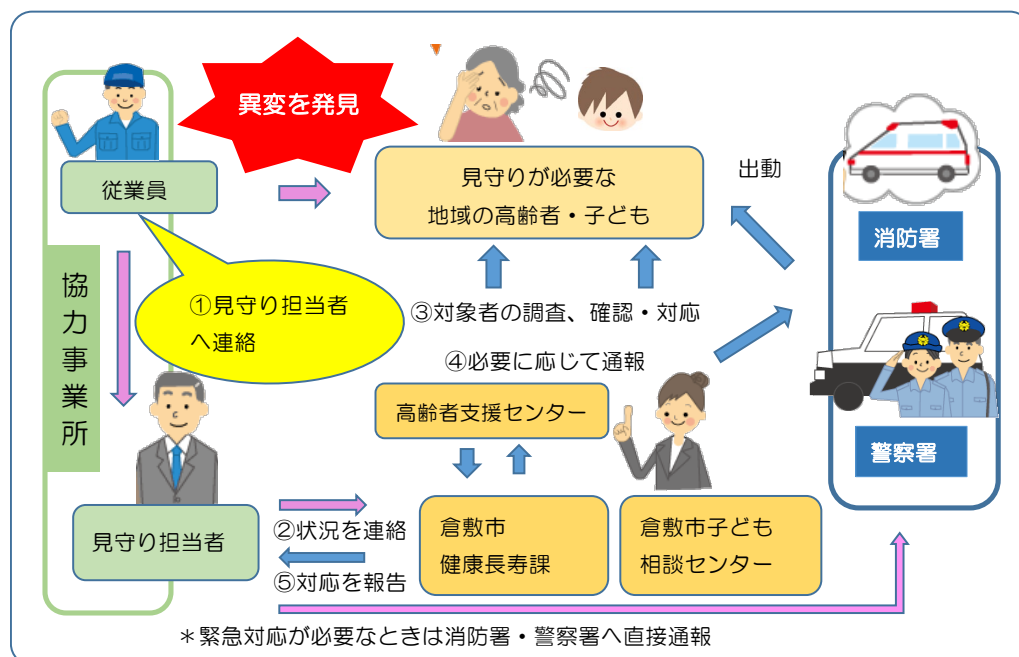


交流会の様子



若年性認知症の人を含め、認知症当事者やその家族の不安や悩みに寄り添いながら、認知症の人を支える人材の継続的な育成と、ネットワークにより支え合いの地域づくりをさらに進めることが重要です。高齢者や子どもの見守りを進めるために、地域の企業や団体と連携して、平成28(2016)年度に構築したくらしき見守りネットワークは、令和元年度末までに47事業所と協定を締結しており、引き続き取組を進めます。

【くらしき見守りネットワークの推進について】



また、平成30(2018)年度に「安心おかえりシール」の交付事業を開始しています。認知症高齢者等が外出後に行方不明になられた際に、できるだけ速やかに身元確認ができ、ご家族のもとへ返すことができるシステムで、令和2年3月末現在で61件交付したところです。認知症の人本人や家族も安心して外出ができるよう、今後もこの仕組みの周知を強化していきます。

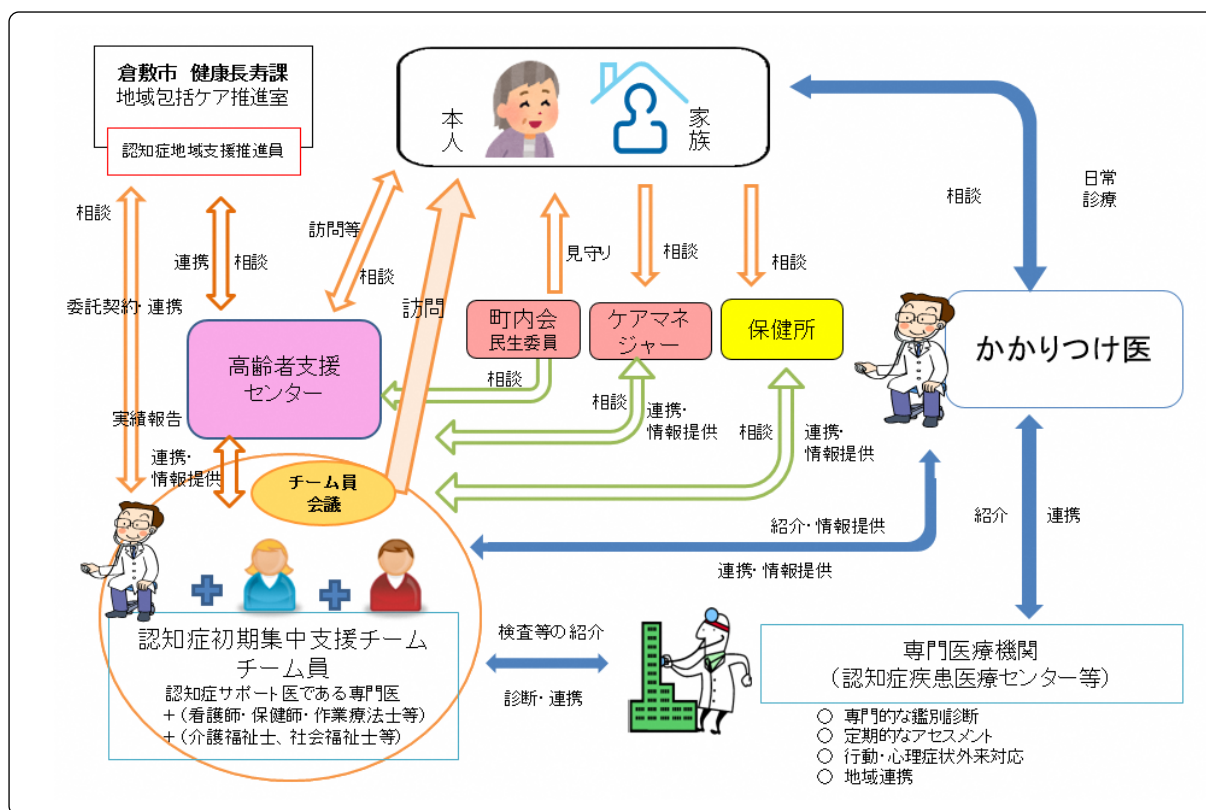
認知症高齢者等の権利擁護の推進に向けては、認知症高齢者がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、成年後見制度の利用を促進しています。制度の理解促進のための啓発に努めると共に、制度の利用を必要とする人が早期から相談できるように、高齢者支援センターなどの身近な相談窓口で制度の紹介や相談に応じます。後見人等への報酬の負担が困難と認められる場合には、後見人等への報酬費用を助成するなど、成年後見制度の利用支援に努めます。

また、高齢者虐待防止については、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関・団体が連携して対応できる体制を確保します。困難・複合的な課題を抱える家庭の支援については、弁護士等の専門職アドバイザーも交えた支援方針の検討を行います。市民の方に行政、専門機関など相談窓口が分かる工夫と、庁内でも高齢者の孤立などの課題を“生きる支援”として情報共有し、連携した支援体制の構築を目指します。

（認知症の人に早期に対応し、適切な支援を提供する）

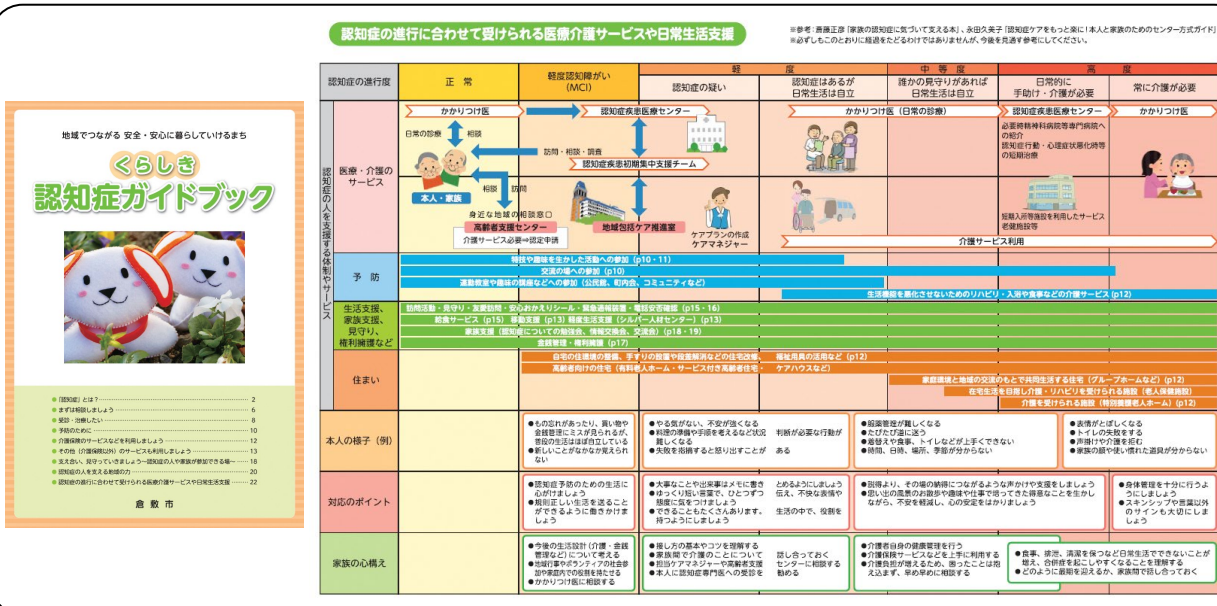
今回のニーズ調査の、「認知症の相談窓口を知っていますか」という質問（P47 図6）において、68.3%の方が「いいえ」と回答しており、認知症の対応の初期に課題があります。高齢者支援センター等の相談先の周知を、引き続き強化していきます。また医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により、なかなか治療や介護サービスの利用につながらないと、苦慮するご家族からの相談もあります。そのような事例に対して、早期診断・早期対応を進める観点から、認知症初期集中支援チーム（認知症サポート医、看護師等の医療職、介護福祉士等の介護職からなるチーム）を設置し、支援が必要な人が早期にチームにつながるよう、認知症地域支援推進員が核となり、市民をはじめ医師や高齢者支援センター、ケアマネジャーなど関係機関への周知や連携強化に努め、対象となる人の早期対応、早期診断につなげ、在宅生活が継続できるように支援します。

【倉敷市認知症初期集中支援チームフロー図】



平成 30(2018)年度からは、一人歩き等で警察に保護された認知症高齢者を一時的に保護することで、事故防止や精神的な安定を図ることを目的に、認知症身元不明高齢者一時保護事業を開始しました。また、ガイドブックの作成や、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した認知症ケアパスの普及、事例検討会などを通じて、支援者の理解促進や連携強化を図ります。

【くらしき認知症ガイドブック（ケアパス）について】

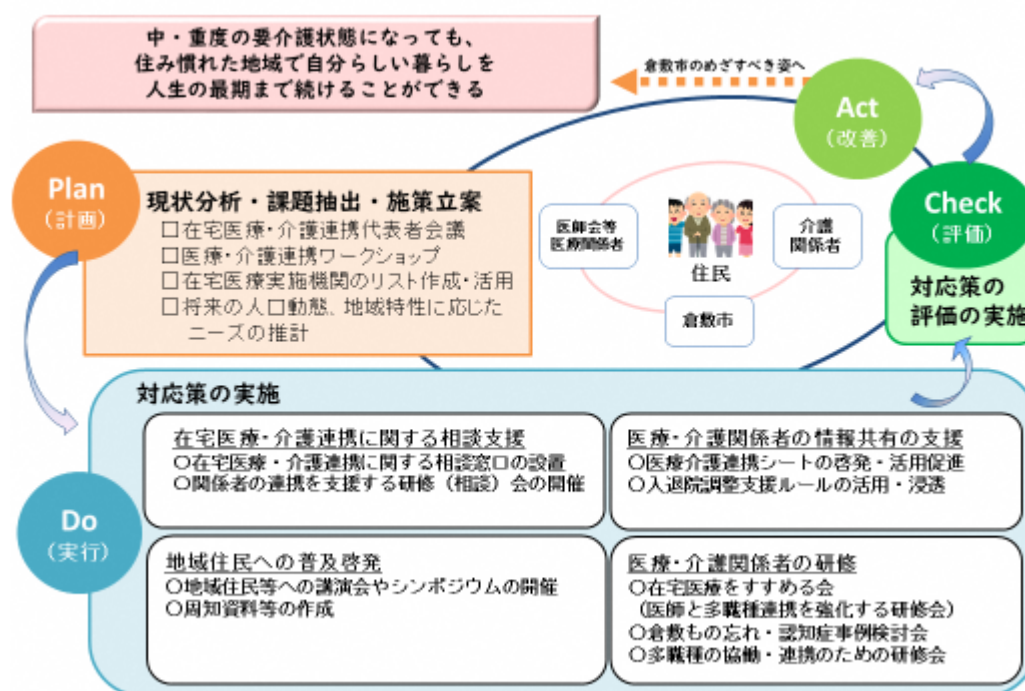


④ 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。

（在宅医療や医療・介護連携の強化）

今後のさらなる高齢化に伴い、医療と介護のニーズを併せ持つ中・重度の要介護認定を有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、中・重度の要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが必要です。そのため、地域の実状に応じ、取組内容の充実を図りつつ、PDCAサイクルに沿った取組を継続的に行います。

【PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携の推進】



具体的には、医師会と連携して、在宅医療に取り組む医療機関をリスト化し「見える化」を図るとともに、研修等を通じて関心のある医師が在宅医療に取り組みやすくしたり、医療・介護関係者や関係団体における在宅医療・介護連携に取り組む気運を醸成し、在宅医療や医療・介護連携を推進します。その際には、既にある地域資源の活用も視野に入れつつ、将来の人口推計や地域特性に応じたニーズの把握を行うことを検討します。

医療と介護のニーズを併せ持つ方に適切なサービスが提供できるようにするためには、医療・介護の専門職が日頃から円滑に高齢者に関する情報を共有できること等が必要であり、その前提となる「顔の見える関係」の構築が求められます。

このため、これまで日常の療養、入退院、看取りなどさまざまな局面で多職種が連携を深めるツールとして倉敷市健康パスポートや医療・介護連携シート、介護保険主治医意見書予診票を作成し、活用促進のための研修等を実施してきたところです。これに

については引き続き多職種を巻き込んだ研修を実施し、幅広く活用されるように努めます。また、医療の機能分化・連携等が進む中では、入退院時の連携を広域の医療・介護の専門職で行うことが必要になります。平成29(2017)年度に備中保健所とともに策定した入退院調整ルールについては、高梁川流域の連携の枠組みで活用することも念頭においてのものであることから、研修等を通じて流域のケアマネジャーなどの間で活用されるように取り組みます。

ニーズ調査の結果から、市民が医療や介護が必要になった場合に、自宅で暮らし続けたいと回答した方が5割以上（P44 図1）である一方で、終末期において最期まで自宅での療養が可能かという質問に対しては、約5割の人が分からない、約4割の人が困難と回答（P45 図3）しています。市民の在宅医療や介護、在宅での看取りについての理解を深めるため、市としては、地域ケア会議、出前講座、講演会等を適切に組み合わせて、在宅医療や人生の最終段階における医療に対する市民の理解促進に向け、啓発を進めます。その際には、厚生労働省で人生の最終段階の医療に関して、Advance Care Planning（将来に備えて、ご本人やその家族と医療・介護従事者等が前もって具体的な治療・療養について話し合う過程）などを活用した取組が推奨されていることも踏まえます。

【地域住民への普及啓発】

○住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択したり、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解できることを図る。

○全市を対象とした研修会等のほか、各保健推進室と協働し、地区単位でも市民に向けた啓発を行う。

市民公開講座の様子



（保健部門と協働した医療・介護関係者への働きかけ）

保健所の感染症や難病対策の部門と連携し、地域の医療・介護関係者への研修会や連絡会を行っています。取組を通じて、社会福祉施設等での感染対策の徹底や、難病患者・家族の在宅療養の支援における在宅医療・介護の連携推進を図り、安心・安全な在宅療養生活を目指します。

（在宅生活を継続するための介護者支援を含む認知症への対応）

本市のデータでは、認知症の人は認知症でない方と比べると、在宅療養率は低くなっており、要介護度が重くなるほどその傾向が強くなっています（P17 参照）。希望する高齢者が在宅での生活を継続する観点はもちろんのこと、介護者が就労を継続でき介護離職を回避する観点からも、認知症への対応が鍵となります。

また、認知症などに係る日常の療養支援、退院支援、急変時の対応、看取りなどさまざまな局面での医療と介護の多職種連携がこれまで以上に必要です。認知症疾患医療センターなどと連携して実施している“倉敷もの忘れ・認知症事例検討会”なども活用しつつ、さらに関係団体との連携も強化して、医師も含めた多職種の「顔の見える関係」づくりをより一層進めます。また、認知症の困難事例などに適切に対応するため、医療や介護の専門職が相談できる窓口を設置し、相談体制を強化します。

介護サービスに関しては、本市では、認知症への対応として有効とされている小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が一定程度整備されていること等から、今後は定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等が整備されるように支援し、多くの高齢者が利用できるように努めます。

このほか、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ、家族介護教室などの事業とも組み合わせて、介護者の離職防止を含めて介護者の支援を進めます。

（在宅生活を継続するための住まい）

さらに、在宅生活を継続するためには、住まいの視点も重要です。介護保険法に基づく全国一律の住宅改修の制度に加えて、引き続き、市独自の高齢者等住宅改造補助金助成事業を進め、要介護状態になっても住み続けやすい住まいの環境整備を推進します。その際には、建築技師等が施工前に確認をし、適切な住宅改修がなされるように取り組みます。

サービス付き高齢者向け住宅については本市でも整備が進んできており、自宅からの住み替え等を通じて、住み慣れた地域で暮らし続けるための選択肢の一つとなっています。全国的には、サービス付き高齢者向け住宅での過剰な介護サービスの提供など不適切なサービス提供が問題となっている事例があることも踏まえ、本市としては、サービス付き高齢者向け住宅で提供される介護サービスの質を高める観点から、ケアプランのチェック等を進めます。また、低所得者向けの住まいとしての軽費老人ホーム（ケアハウス）が市内に 11 施設あり、他の中核市と比較して整備されている現状があることから、それらの利用が促進されるように周知を進めます。

岡山県居住支援協議会は、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等の連携に

より、住宅確保要配慮者の方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるように推進する組織であり、本市も構成団体になっています。その活動の中では、例えば、高齢者が民間賃貸住宅に入居しやすいように入居円滑化マニュアルを作成しています。市としては、今後、このマニュアルを積極的に活用するなど、地域包括ケアシステムの視点からの取組を検討します。

⑤ 良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。

全国的に介護人材が不足し、本市でも同様の傾向があると指摘されており、また、このままのサービス利用が続けば、令和2(2020)年には8,219人であったものが、令和7(2025)年には9,452人と約1,000人、令和22(2040)年には11,314人と約3,000人の介護職員の増が必要となるという推計も行っているところです（参照 第7章 P253）。このため、介護保険事業者等連絡協議会がキャリアパスの形成や離職防止の観点から、新人職員や管理者層等を対象にした研修を実施しています。事業所内のキャリアパスの構築だけでなく、地域で優秀な介護人材のネットワークができ、介護サービスの質が向上するようにこの取組を継続して実施します。また、県等から提供される介護人材確保に資する情報を周知することに努めます。

さらに、訪問看護師の養成や高齢者支援センターの人材確保も重要であることから、医療福祉系大学において、現場職員による講義など関係団体と連携してこれまで実施してきた取組を引き続き進めます。

【介護従事者確保事業について】

(1) 介護職員キャリアパス導入支援研修

（目的）施設運営の継続・介護サービスの向上には、「人づくり」「しくみづくり」が不可欠であることを再確認し、一人ひとりの職員が成長できる受け皿の整備及び機能強化を図る。

（対象）施設管理者（参加者 66名）

（日程）9・10・11月の各半日の計3回（シリーズ研修）

- ①「あるべき姿」が見えない施設に明日はない
- ②職員離脱防止・採用活動はこう取り組む！
- ③職場改革の「思い」を「行動」で実現していくコツ

(2) 介護職員新人職員研修

（目的）社会人・組織人として必須の知識・態度・心構えについてその習得を行う。また、業務を通じて浮上する悩みや不安・問題に対し、その解決への方向づけを自力でできるようフォローを徹底し、早期の離職防止に努める。

（対象）介護業界に就職した1年目の職員（参加者 51名）

（日程）7・8・9月の各半日の計3回（シリーズ研修）

- ①介護職員の基本姿勢と仕事に対する取り組み
- ②職場の良い人間関係づくりと自己成長のために
- ③社会価値ある人財としてステップアップしよう

(3) 2年目介護職員同窓研修

（目的）就職後1年を経過するにあたり、職場で抱える不安・悩み・問題を参加者間で話し合うことにより、問題の共有と解決に結びつけるとともに、同期の仲間との一体感を醸成し、相互啓発のもと、自らの成長を促進していく。

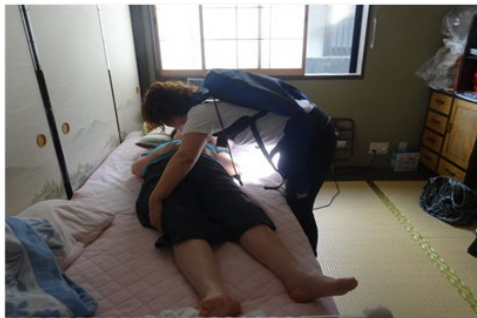
（対象）入職2年目を迎える介護職員対象（参加者 13名）

（日程）11月8日 9時30分～13時30分

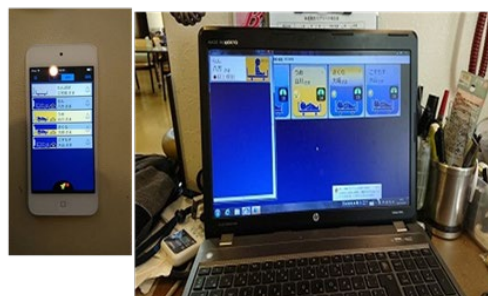
加えて、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護ロボット・ＩＣＴ導入や文書に係る負担軽減により、介護職員にとって働きやすい環境整備につながる支援の実施・検討を行います。

なお、介護人材の確保とあわせて、①で記載した高齢者が元気で活躍できる地域づくりや、②で記載した地域の支え合いの人材の養成などの人づくりの強化等を通じて、高齢者の健康寿命の延伸や支え合いの強化を図り、介護の需要を少しでも減らすことも重要であることから、引き続き取り組みます。

写真：介護ロボット（ロボットスーツ）



写真：介護ロボット（見守り支援システム）



3 重点目標と重点施策

（１）高齢者が元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み，地域づくりを推進・強化します。

① ～介護予防・自立支援・重度化予防～

- 健康長寿社会の実現に向け，高齢者が元気で活躍できる地域づくりを推進する観点から，住民主体のふれあいサロン等の充実を図り，市内に 760 か所以上の高齢者が集える通いの場ができることを目指します。

<通いの場>

住民の皆さんが地域で気軽に集い，交流する場（市が助成しているか否かは問わない）

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
実施か所数	か所	705	700	720	740	760
参加者数	人	11,831	11,900	12,240	12,580	12,920

※市の生活支援コーディネーターが地域活動の中で把握した数

<ふれあいサロン>

市が助成する住民主体のサロン

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
実施か所数	か所	275	280	280	290	300
参加者数	人	5,375	5,550	5,600	5,800	6,000
週1回以上開催する ふれあいサロンの 実施か所数	か所	105	110	115	120	125

※ふれあいサロンは通いの場の一部であり，ふれあいサロンのか所数や参加者数としてカウントされているものは，それぞれ通いの場のか所数や参加者数にもカウントされている。

- 状態像が一度悪化しても、高齢者が意欲を持ちながら、リハビリ等の適切な介護サービスの提供を通じて維持・改善し、地域で暮らし続けられるようにしていくことが重要であることから、自立支援・重度化予防の取組を強化していきます。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2(2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
短期集中健幸アップ 教室への参加者数	人	32	25	30	40	50
自立支援に繋がる個 別ケア会議での検討 事例件数	件	124	150	150	150	150
通いの場へのリハビ リテーション専門職 の派遣回数	回	—	—	20	26	30

- いきいきポイント制度の推進などにより、高齢者などの社会参加を進めるとともに、地域でのボランティア活動を推進すること等で、地域での支え合いやこれまでの知識や経験等を生かして役割を持って活躍できる地域づくりを進め、高齢者の孤立防止につなげます。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2(2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
いきいきポイント 登録者数	人	735	590	759	771	783
高齢者支援センター を知っている人の割 合（ニーズ調査）	%	60.4	—	—	70% 以上	—
自らが社会参加して いると思っている高 齢者の割合	%	30.3	—	56.0	57.0	58.0
出前講座「高齢者が自 分らしくいきいきと 暮らすための秘訣」の 回数	回	9	9	10	15	20
健康状態を「とてもよ い」又は「まあよい」 と自覚している人の 割合 （ニーズ調査）	%	78.1	—	—	80% 以上	—

② ～給付適正化関連等～（介護保険給付適正化計画）

- 将来にわたって必要な時に介護保険サービスが活用できるよう、正しい介護保険の使い方の周知に努めるとともに、国の「介護給付費適正化計画」に関する指針に基づき、介護給付の適正化を推進します。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
出前講座「介護保険制度について」の回数	回	1	0	5	6	7
認定調査状況チェック	% (件)	100 (21,400)	100 (17,000)	100 (25,000)	100 (23,000)	100 (21,000)
ケアプラン点検数	件	5,394	2,804	5,300	4,900	4,500
住宅改修の点検事前訪問調査件数	件	80	107	100 (110)	100 (110)	100 (110)
住宅改修の点検事前・事後申請確認	% (件)	100 (2,244)	100 (2,268)	100 (2,400)	100 (2,400)	100 (2,400)
福祉用具購入調査（受付時の審査）	% (件)	100 (2,137)	100 (2,206)	100 (2,300)	100 (2,300)	100 (2,300)
福祉用具貸与調査（軽度者貸与の確認審査）	% (件)	100 (992)	100 (944)	100 (1,100)	100 (1,000)	100 (1,000)
縦覧点検・医療情報との突合・過誤件数（国保連合会委託分）	件	525	538	600	600	600
介護給付費通知件数	件	92,847	94,588	100,000	100,000	100,000

（２）地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いの人材の養成など人づくりを強化します。

- 地域包括ケアシステム構築を進め、地域共生社会の推進に向けて、地域の支え合いの体制を強化するための人材養成に取り組みます。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2(2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
老人クラブ会員数	人	16,610	16,055	16,055	16,055	16,055
シルバー人材センター会員数	人	1,529	1,597	1,800	1,850	1,900
生活・介護支援サポーター養成講座受講者数（累計）	人	403	449	494	539	584
三世代交流を行うふれあいサロン（市が助成する住民主体のサロン）数	か所	33	28	31	34	37

（３）認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症と共に生きる地域づくりを推進します。～認知症施策の強化～

- 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、各圏域に１か所以上の認知症カフェの開設、認知症初期集中支援チームの推進、認知症サポーター・認知症マイスターの養成の強化、チームオレンジの整備など認知症施策を充実します。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
認知症カフェか所数	か所	17	24	25	25	26
認知症サポーター 養成講座受講者数	人	3,723	3,750	3,800	3,850	3,900
認知症サポーター養成講座受 講者の内、 認知症サポーターキッズ教室 参加者数	人	598	200	400	440	480
認知症初期集中支援チームの 介入により、医療・介護サー ビスにつながった割合（認知 症施策推進大綱の KPI より）	%	64.2	65	65% 以上	65% 以上	65% 以上
認知症マイスターの養成者数	人	126	126	150	175	200
チームオレンジ拠点数	か所	—	1	3	4	5
認知症に対するイメージの 内、認知症が身近に感じられ る病気であると答える人の割 合（ニーズ調査）	%	79.0	—	—	80% 以上	—
認知症に対する正しい理解を 推進し、認知症に対するイメ ージの内、地域で見守る必要 があると答える人の割合（ニ ーズ調査）	%	63.4	—	—	65% 以上	—

（４）中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。

- 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係団体と協力し、在宅医療・介護連携の取組を進めます。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
在宅医療・介護連携推進会議等の開催回数	回	1	1	3	3	4
医療・介護・生活支援等多職種との連携が円滑に行えていると感じている人の割合	%	59.3	—	60%以上	63%以上	65%以上
在宅医療・介護を支える地域づくりのための市民に向けた啓発事業の開催回数	回	2	0	3	4	4
家族に対して、必要な介護サービスが受けられていると思っている人の割合	%	—	79.8	—	81.1	—
尊厳が守られた介護サービスが提供されていると思っている人の割合	%	—	82.4	—	83.2	—
最期まで自宅で療養が可能と思える人の割合（ニーズ調査）	%	7.0	—	—	9.0%以上	—

（５）良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。

- 介護職員のキャリアパスの形成や離職防止に向けた研修の実施等により、介護人材確保と介護サービスの質の向上を図ります。

目標指標	単位	R1 年度 (2019)	R2 (2020) (見込み)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
介護保険事業者等連絡協議会による介護従事者確保事業の研修参加者数	人	130	111	155	165	175
訪問看護師確保定着支援事業の参加者数（学生のインターンシップ）	人	22	15	30	30	30
訪問看護師実地研修事業の参加者数（未就業看護師）	人	8	8	10	11	12
職に対して、やりがいをもって従事できていると思っている介護サービス従事者の割合	%	—	20.2	—	23.7	—



第5章

課題と施策の展開方向

I 健やかに暮らせるまちづくり

健やかに暮らせるまちづくりを推進するため、安心して医療が受けられる体制づくりに努めるとともに、高齢者一人ひとりの健康づくりと、要介護状態に陥ることを防ぐ介護予防に取り組みます。

1 安心して医療を受けるために

(1) 現状と課題

健やかなまちづくりを実現するためには、高齢者がいつでも身近なところで安心して、質の高い保健や医療が受けられる環境を整えることが必要です。そのためには、医師会など関係機関との連携を強化し、救急医療体制の維持や充実を図るとともに、医療機関、保険制度等の情報提供を行い、いつでも安心して受診や相談ができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を推進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 医療機関・保険制度の情報提供の充実

医療保険制度については、出前講座、倉敷広報チャンネル、広報紙などを積極的に活用し、情報提供に努めます。
(医療給付課・国民健康保険課)

ホームページや保健所だよりなどを利用して、「おかやま医療情報ネット」の周知や医療機関の情報提供を行います。
(保健課)

イ 在宅医療と介護連携の推進

《在宅医療・介護を支える体制整備》

医療と介護両方のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護に関わる多職種の連携により、利用者からみて一体的な支援・サービスの提供体制を構築するために、倉敷市在宅医療・介護連携推進会議等を軸として現状や課題等の共有を図りつつ、在宅医療・介護の連携に向けた取組を強化します。

(健康長寿課)

《多職種連携の推進》

医療や介護の連携が必要な時（入退院、療養生活、人生の最終段階など）に応じて、患者の情報がスムーズに共有できるような仕組みづくりを行います。また、顔の見える信頼できる関係づくりのため、多職種による事例検討会や情報ツール（医療・介護連携シート、倉敷市健康パスポート、入退院調整ルール等）を活用した研修や交流会等を継続的に行いながら、連携の裾野を広げつつ、強化していきます。

（健康長寿課）

《医師会等関係団体と連携した取組》

医師会等関係団体と協働し、在宅医療を行う医師等の増加に向けて、医師をサポートする多職種と医師の連携強化を図る勉強会の開催等に取り組みます。

（健康長寿課）

《市民への啓発の推進》

在宅医療や人生の最終段階に係る市民の理解を深めるための普及啓発を、保健所健康づくり課や各保健推進室などに取り組みます。その際には、もしもの時のために本人の意向を尊重した医療が行われるようあらかじめ本人、家族、医療・介護等関係者で話しあうなど、ACP（アドバンスケアプランニング）の考え方について国も推奨していることを踏まえます。また、市民や専門職がお互いに学び合う場づくりを進めます。

（健康長寿課・健康づくり課）

《医療・介護の専門職からの相談対応の強化》

認知症の困難事例などについて適切な支援を提供するため、医療・介護の専門職が相談できる窓口を設置し、相談対応を強化します。

（健康長寿課）

（Ⅳ－１－イ）【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり

ウ かかりつけ医等の推進

市民に対し、日常の健康状態（体質・病歴等）を把握し、疾病の予防や治療、生活習慣の管理など、日頃から気軽に相談ができ、いざという時には専門医を紹介してくれる身近な「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」を持つように啓発します。また、市内病院等が中心となって実施している、医療機関と上手に付き合う等をテーマに、地域住民と医療機関がともに考え、心かよう地域医療を目指す取組などを引き続き支援します。

（健康長寿課・保健課・健康づくり課）

エ 緊急医療体制の確保

岡山県と協力して、休日及び夜間における市民の急病の医療需要に対処する医療体制を確保し、市民がいつでも安心して医療が受けられる環境を提供します。

(保健課)

オ 医療機関への指導・監査

《病院、診療所などへの立入検査》

市民に適切で良質な医療が提供されるよう、医療機関への立入検査・自主点検及び指導を行い、医療機関の医療安全対策の充実強化を図ります。

(保健課)

カ 患者からの相談対応体制の整備

《医療安全相談窓口による相談》

医療に対する心配事や苦情の相談に対応し、患者家族の不安解消や中立的な立場から患者と医療機関との双方の問題解決に向けた取組を支援するように努めます。

(保健課)

2 健康づくりを進めるために

(1) 現状と課題

市民の健康状況をみると、公衆衛生の向上や医療技術の進歩等により、平均寿命は大幅に伸び、全国平均を大幅に上回っていますが、一方では脳卒中による死亡率が高い等、生活習慣病が増加しているほか、これに起因するねたきりや認知症等、要介護者が増加しています。健康づくりを進めるためには、健康を増進させ、病気を予防する一次予防と、健康診査による生活習慣病の早期発見・早期治療の二次予防を適切に行うことが必要です。

本市では、倉敷市健康増進計画「健康くらしき 21・Ⅱ」を市民と協働して推進するとともに、第二次倉敷市食育推進計画に基づき、食を通じた健康づくりを推進しています。今後も、これらの計画に基づいて、「健康寿命の延伸」「生涯現役」を図るべく、保健事業のさらなる充実を進める必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 総合的な健康づくりの推進

《くらしき健康福祉プラザにおける健康づくり事業の実施》

くらしき健康福祉プラザにおいて、体力測定、食生活調査及び生活習慣等の各種質問により、個人に応じた運動、食事、休養の各処方を作成し、保健指導や各種トレーニング、セミナーを実施することで、一人ひとりの健康増進を図ります。

(健康づくり課)

イ 健康・栄養・歯科相談の実施

《健康相談の充実》

生活習慣病や心身の機能低下を予防し健康増進を図るために、保健師、栄養士、歯科衛生士等が、広く市民に対して、各種イベントや、保健所、児島・玉島・水島・真備保健推進室の窓口、電話などで健康に関する相談を行います。(健康づくり課)

《栄養相談の実施》

生活習慣病や低栄養等の不安やリスクがある方に対して、保健所、児島・玉島・水島・真備保健推進室の窓口や電話などで、栄養・食生活などに関する個別相談を行い、健康の維持、改善を図ります。(健康づくり課)

《歯科相談の実施》

むし歯、歯周病の予防や、舌や唇などの口腔機能の低下を予防するため、保健所の窓口や電話などで、不安やリスクがある方への個別相談を行い、健康の維持、改善を図ります。(健康づくり課)

ウ 健康診査・各種検診の実施

がんや脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に、健康診査や各種がん検診、歯周病検診の周知に努めるとともに、高齢者支援センターとも連携を図りながら受診率向上を図ります。

また、健康診査や各種がん検診の実施後は、生活習慣の改善に向けて保健指導や情報提供、精密検査の必要な方への受診勧奨を行います。(健康づくり課)

《歯科訪問健康診査の実施》

歯科医院への通院が困難な在宅ねたきり者等に対し、歯科医師等が訪問により健康診査及び歯科保健指導を実施することにより、口腔衛生の保持増進を図り、生活の質（QOL）の向上を目指します。（健康づくり課）

エ 心の健康づくりの推進

心の健康づくりへの関心を高めるために、高齢者や支援者に対してうつ病やアルコール依存症、認知症などの病気、睡眠や休養などの生活習慣について、医師や保健師等による健康教育を行っていきます。

また、地域への心の健康づくりの啓発や推進を担う人材として「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、協働して心の健康づくりを推進します。

（保健課・健康づくり課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
くらしき心ほっとサポーター数	人	130	130	130

オ 食を通じた健康づくりの推進

生活習慣病及び低栄養・オーラルフレイルを予防し、心豊かな食生活を送るために、出前講座やさまざまな機会を捉えての健康教育や、栄養改善協議会等の関連団体と連携した普及啓発により、広く市民に対して、食育の推進を図ります。

（健康づくり課）

カ 歯（口）の健康づくりの推進

生活の質（QOL）の向上を目指し、生涯口から食べ続けるために、各歯科医師会等関係団体と協議しながら、歯周病検診や訪問歯科健診を実施するとともに、歯を失う大きな原因となるむし歯や歯周病の予防法、さらには口腔機能の維持向上を目的とした健口体操などについて、出前講座等の健康教育、各種イベント等の健康相談において広く啓発を行います。（健康づくり課）

キ 運動・生涯スポーツの推進

加齢に伴って生じる筋力低下や歩行能力の低下を予防し、運動機能の維持・向上による介護予防を図るために、健康体操（「健康くらしき21・Ⅱ・健康マーチ」）や日常生活における歩数の増加等の普及に努めます。

また、愛育委員会が中心になって作成したウォーキングマップ「くらしき まち歩き さと歩きマップ」の普及・啓発や、マップを活用した健康ウォーキング大会を関係機関と協働して開催するなどにより、運動習慣の普及に努めます。

（健康づくり課）

老人クラブが設置するゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

（健康長寿課）

市民の誰もが気軽に参加できる「市民あるく日」や、ニュースポーツを体験できる「地域健康スポーツ教室」の開催、「学区体育祭補助金」制度による地域住民のスポーツ活動の促進、スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員の派遣を行います。

（スポーツ振興課）

ク 健康づくりに関する講座（転倒予防・骨粗しょう症）の開催

高齢者支援センター等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を開催します。

また、各種団体と連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。若い世代からの健康づくりの取組が介護予防につながることから、健康づくりと介護予防の連携を強化し効果的な啓発を進めます。健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場をより充実させます。

（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防事業参加者延人数 (高齢者支援センター関連)	人	17,000	18,000	19,000
介護予防事業参加者延人数 (倉敷市総合福祉事業団関連)	人	22,000	22,500	23,000

市民の健康意識の向上と健康習慣の改善による健康増進を図るために、保健師、栄養士、歯科衛生士等が、出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉えて、生活習慣病や転倒・骨折などの予防に関する健康教育を実施します。実施にあたっては、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場の充実を目指します。

（健康づくり課）

ケ 経済的負担に対する助成

《予防接種の実施》

高齢者に対し、接種費用を助成することで、予防接種を促進し、疾病の発症や重症化を予防します。

（保健課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者インフルエンザの 予防接種者数	人	73,000	73,000	73,000

《高齢者はり・きゅう施術費の助成》

70歳以上の高齢者で、運動器疾患及び末梢神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要な人に対して、施術券を交付し、施術費の一部を助成することで、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

（健康長寿課）

《老人入浴券の交付》

65歳以上の高齢者で自宅に入浴設備がなく、生計中心者の市民税が均等割課税以下の世帯の方に対し、公衆浴場の入浴券を交付することで、高齢者の福祉の向上を図ります。

（健康長寿課）

3 要支援・要介護状態にならないために

(1) 現状と課題

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、支援を必要とする方が増加すると見込まれる中、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加を推進し、介護予防の取組を強化することが重要です。そのため、地域のサロン活動をはじめとした通いの場を引き続き充実させる必要があります。

また、高齢者は気づかないうちに、心身機能や生活機能が低下するフレイル状態に陥りやすいため、フレイル状態になる前に、予防することが必要です。そのためには機能維持や改善、社会参加意欲の向上を図り、地域で自分らしい暮らしができるように支援することが重要です。

そのため、リハビリテーションの観点も取り入れ、多職種で支援を検討し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上に取り組みます。

さらに、認知症に対する理解の促進も重要な課題となっており、その普及・啓発も強化していく必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 介護予防の普及・啓発

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成や講演会を開催するとともに、介護保険の知識や適正な介護サービスの使い方、健康長寿に関して出前講座を開催します。また、高齢者が健康を維持し、要支援・要介護状態にならないために、転倒骨折予防事業をはじめとした各種介護予防事業を実施します。

(介護保険課・健康長寿課)

高齢者支援センター等において、地域住民の健康状況やニーズを踏まえた健康に関する各種講座を開催します。

また、各種団体の情報の一元化や連携を図ることにより、市民の健康意識の向上を目指します。さらに、健康ボランティアとの協働など、市民参加型の学習の場をより充実させます。

(健康長寿課)

健康づくりの知識の普及や住民主体の健康づくり活動の支援を実施し、介護予防への意欲が高まるよう働きかけます。

また、高齢者支援センターと保健師が連携し、普段の活動を通して住民の介護予防に対する関心・意欲を高めるよう働きかけます。

(健康づくり課)

イ 社会参加による介護予防の推進

《ふれあいサロン活動》

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。（健康長寿課）

（Ⅱ－１－イ・ウ）【生きがいをもてるまちづくり>さまざまな人々とふれあうために】再掲あり

（Ⅱ－２－ア）【生きがいをもてるまちづくり>いつまでも学び続けるために】再掲あり

《健康いきいきサロン》

医療機関や介護事業所において、地域交流スペース等を活用し、医療や介護の専門職が地域住民と協働して運営するサロンを支援し、高齢者の社会参加を促進します。

（健康長寿課）

《地域の多様な通いの場への支援》

生活支援コーディネーターが、高齢者支援センターや地区社協、コミュニティ協議会、小地域ケア会議と連携して、地域の中でいきいき百歳体操やラジオ体操等の運動を中心にした通いの場や、食事会や茶話会等の多様な交流を行っている通いの場を把握し、運営等の支援を行います。（健康長寿課）

（Ⅳ－１－ア）【支え合うまちづくり>地域で安心して暮らすために】再掲あり

ウ 高齢者の自立支援に向けた取組

《短期集中健幸アップ教室》

要支援認定者等に対して、リハビリテーション専門職等が3～6か月間積極的に関わり、訪問や通所のプログラムを組み合わせ、身体機能に加え生活機能の向上を図り、社会参加の意欲が増えるように支援を行います。（健康長寿課）

《地域ケア個別会議》

要支援認定者等の自立支援と生活の質の向上を図るため、管理栄養士やリハビリテーション専門職等の多職種の視点やアドバイスにより、介護サービスと地域資源を適切に組み合わせた自立支援に資するケアマネジメントを進め、高齢者がその人らしい生活が送れるよう支援します。（健康長寿課）

《リハビリテーション専門職との連携強化》

地域の方々が効果的な体操を行えるように、また、高齢者支援センター職員等が自立支援に資するケアマネジメントを行えるように講習会を開催する等、リハビリテーション専門職との連携を強化します。

(健康長寿課)

《通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣》

地域における健康づくり、介護予防の取組を強化するために、住民主体となって行う通いの場等にリハビリ専門職を派遣し、効果的な体操等を指導することでフレイル予防に取り組みます。

(健康長寿課)

《要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築》

本市におけるリハビリテーションサービスの提供実態として、リハビリテーションに関する加算の算定者数が全国・県と比較しても多いことから、比較的充実した自立支援サービスの提供体制が整備されていると考えられます。

今後も、その体制が維持できるよう、事業所に対して加算の取得ができる体制の構築が促せるように情報提供を行っていきます。

(介護保険課)

リハビリテーションに関する加算の算定者数の比較(単位:人[認定者1万対])

加算種別	倉敷市	岡山県	全国
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ以上)	504.62	327.66	161.35
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	53.57	40.63	32.88
個別リハビリテーション実施加算	18.7	44.47	57.37
短期集中個別リハビリテーション実施加算	153.42	149.06	136.36
生活機能向上連携加算	499.97	277.72	198.65
経口維持加算(リハビリテーションサービス)	63.68	50.29	51.33

出典:厚生労働省:地域包括ケア「見える化」システムより作成(令和元(2019)年度実績)

エ 認知症予防の推進

《認知症予防・啓発》

出前講座など、さまざまな場での健康教育などを通して、認知症に対する理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及啓発を図ります。また、認知症キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座を開く講師）に登録する方を増やし、認知症サポーターを地域に増やすことによって、認知症とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、認知症の発症及び進行の防止、認知症に対する理解や対応等の普及・啓発を目的として情報提供、運動、脳力トレーニング等を行います。

（健康長寿課・健康づくり課）

《生活習慣病予防》

認知症の発症予防のため、認知症の危険因子とされている高血圧、糖尿病等の生活習慣病や喫煙等について、出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉え、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等が食事や運動習慣の改善や禁煙等に関する健康教育・健康相談を実施します。

また、健康診査の結果により、必要な方に対して保健指導を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図ります。

（健康づくり課）

《糖尿病重症化予防》

認知症の発症予防のため、認知症の有病率に影響することが認められている糖尿病の重症化予防の取組を推進します。出前講座や地域イベント等のさまざまな機会を捉えて広く市民に糖尿病予防について啓発するとともに、糖尿病を早期発見・早期治療するために、健康診査の周知及び受診率向上に努めます。また、健康診査の結果により、必要な方に対して保健指導を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図ります。

（健康づくり課・国民健康保険課）

オ 脳卒中予防の普及・啓発

《脳卒中予防》

要支援・要介護状態となる主要な原因のひとつである脳卒中を予防するために、出前講座やさまざまな場での健康教育などを通じて、脳卒中に対する理解と予防策についての普及啓発を図ります。

（健康づくり課）

カ 口腔機能の維持向上

安全に楽しく食事をし、生きがいのある自立した生活を送ることができるよう、噛むこと、飲み込むことがスムーズにできる体操等の指導を介護予防教室において行います。

（健康長寿課）

出前講座などさまざまな場での健康教育やイベントを通して、生涯自分の歯（口）で食べるために自分の歯を保持し、口腔機能を維持・向上することの大切さについて、知識の普及啓発を図ります。

また、歯科医師会や高齢者支援センター等との連携も強化し、多職種と現状や課題を共有しながら、あらゆる機会を通じて地域への普及啓発を図ります。（健康づくり課）

キ 栄養状態の改善

《栄養改善》

栄養改善協議会などの地域のボランティア団体等と連携し、高齢者を対象に料理教室等を行い、食を通じた健康づくりを推進するとともに食生活の自立を支援します。

（健康長寿課・健康づくり課）

《給食サービスによる見守り》

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、高齢者等の福祉の増進を図ります。

（健康長寿課）

（Ⅲ－１－オ）【安心して暮らせるまちづくり＞安全・安心な暮らしをおくるために】再掲あり

Ⅱ 生きがいをもてるまちづくり

生きがいをもてるまちづくりを推進するため、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組みます。

1 さまざまな人々とふれあうために

(1) 現状と課題

高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、一人でも多くの高齢者が活動的な生活を営めるように、高齢者が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩の場の創出が求められています。

市では、くらしき健康福祉プラザ、まびいきいきプラザ、老人福祉センター、憩の家、公民館等を利用して、高齢者の介護予防活動や交流活動、仲間づくり活動を推進しています。さらに、イベントの開催や高齢者のスポーツ活動等への支援を通じて、高齢者がさまざまな人とふれあい、交流する場の確保に努めており、これらの支援を今後も引き続き推進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 老人福祉センター・憩の家の活用

地域における介護予防事業の拠点として、老人福祉センター（市内4か所）や憩の家（市内36か所）を活用することにより、高齢者等が気軽に集い、仲間との出会いや交流の機会の拡充を図ります。（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
老人福祉センター延利用者数	人	83,300	83,300	83,300
憩の家延利用者数	人	331,000	331,000	331,000

イ 多様なふれあいの場への支援

《三世代ふれあい交流事業の支援》

三世代（子ども、親、高齢者）の軽スポーツ、レクリエーション等の大会を通じた交流を支援することで、若年者の高齢者に対する理解を深めるとともに、長寿社会における高齢者の健康と生きがいを高め、介護予防を図ります。（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
三世代ふれあい交流事業 参加人数	人	5,650	5,700	5,750

《いきいきふれあいフェスティバルの実施》

誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいづくりなどを楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支え合える社会づくりに資することを目的とし、健康づくり、ボランティア体験、スポーツ・レクリエーション等のイベントを行います。（保健福祉推進課）

《ふれあいサロン活動》

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。（健康長寿課）

（Ⅰ－３－イ）【健やかに暮らせるまちづくり＞要支援・要介護状態にならないために】再掲あり
 （Ⅱ－１－ウ）【生きがいをもてるまちづくり＞さまざまな人々とふれあうために】再掲あり
 （Ⅱ－２－ア）【生きがいをもてるまちづくり＞いつまでも学び続けるために】再掲あり

ウ 仲間づくり・地域交流の支援

《ふれあいサロン活動》

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。（健康長寿課）

（Ⅰ－３－イ）【健やかに暮らせるまちづくり＞要支援・要介護状態にならないために】再掲あり
 （Ⅱ－１－イ）【生きがいをもてるまちづくり＞さまざまな人々とふれあうために】再掲あり
 （Ⅱ－２－ア）【生きがいをもてるまちづくり＞いつまでも学び続けるために】再掲あり

《老人クラブ活動の支援》

老人クラブの活動を支援することにより、高齢者の仲間作りを促すとともに、教養の向上、健康増進及び社会奉仕などの活動により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。

（健康長寿課）

（Ⅱ－２－ア）【生きがいをもてるまちづくり＞いつまでも学び続けるために】再掲あり

《ゲートボール場設置の助成・グラウンドゴルフ場整備費の助成》

老人クラブが設置するゲートボール場及びグラウンドゴルフ場の整備費用等の一部を補助することにより、高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがいの向上、介護予防を図ります。

（健康長寿課）

2 いつまでも学び続けるために

（１）現状と課題

高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。

高齢者の学びの場としては、公民館等での各種講座、教室があり、また、老人クラブでもさまざまな学習活動が行われています。

生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。そのためには、高齢者から講座のテーマや内容について、意見、要望を聞くだけでなく、高齢者が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

また、現在の社会では、携帯電話やインターネット等のＩＴ（情報技術）を活用することが生活の一部となっています。このため、ＩＴによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューを提供することが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 学びの場の支援

《ふれあいサロン活動》

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等が、孤立感の解消や社会参加、健康づくり、介護予防、仲間づくりなどができるよう、公民館等で談話会・趣味活動・健康教室等といった活動を月に1回以上実施するサロンの支援を行います。（健康長寿課）

(Ⅰ-3-イ)【健やかに暮らせるまちづくり>要支援・要介護状態にならないために】再掲あり
(Ⅱ-1-イ・ウ)【生きがいをもてるまちづくり>さまざまな人々とふれあうために】再掲あり

《老人クラブ活動の支援》

老人クラブの活動を支援することにより、高齢者の仲間作りを促すとともに、教養の向上、健康増進及び社会奉仕などの活動により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。（健康長寿課）

(Ⅱ-1-ウ)【生きがいをもてるまちづくり>さまざまな人々とふれあうために】再掲あり

イ 各種講座・催しの実施

《生きがいデイサービス事業の実施》

介護保険の給付の対象とならないおおむね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、憩の家等で生きがいや健康づくりに関する各種講座等を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を推進します。

（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生きがいデイサービス事業 延受講者数	人	6,000	6,000	6,000

《シルバー作品展の実施》

市内在住の 60 歳以上の方を対象に、長い間社会に貢献した豊かな知識・技術や趣味などを生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通じた生きがいの増進を図ります。（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
シルバー作品展出展者数	人	380	390	400

《さまざまな講座及び催し》

市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や健康づくり・環境問題など地域・社会が抱えるさまざまな課題の解決へのきっかけとなるような学習機会の提供や、「いきいきとした人づくり」「住みよい地域づくり」という公民館の目的を踏まえ、市民参加・市民との協働による事業や市民相互の交流を図る事業、学習成果を地域に還元することができるような事業の実施に努めます。

（市民学習センター）

3 知識や経験を生かして社会に役立つために

（１）現状と課題

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。

（２）施策の展開方向

ア 地域活動の意欲向上の支援

《コーディネーターによる地域活動の支援》

ボランティアやNPOなど地域の関係団体間の連携や調整を行う生活支援コーディネーターを配置し、地域のサロン等通いの場の創出や担い手の育成などを行う。

（健康長寿課）

《倉敷マスターズ制度》

高齢者が人生を充実して生き、また長年の人生経験で積み上げた多くの知恵をよりよい地域社会をつくるために生かしていく意欲を持ってもらうために、80歳以上の高齢者で他の高齢者のお手本となる方に「倉敷マスター」の称号を贈り、その活躍の様子を広く市民に紹介します。

（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
倉敷マスター認定者数	人	10	10	10

イ 就業による地域活動等の支援

《シルバー人材センターへの加入・就労の促進》

就業を通して生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会をつくるため、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、公益社団法人倉敷市シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

また、地域住民の日常生活における介護や生活支援の困りごとに対して、サービスを提供できるよう会員のスキルアップや担い手を充実させる研修を実施します。

(健康長寿課)

《公園等の清掃管理委託》

市が管理する公園等の除草やゴミ収集などの軽易な作業を地域の高齢者にお願いすることで、高齢者の仲間作りや社会参加の機会とし、地域社会とのつながりの保持や健康で生きがいある生活づくりを図ります。

(健康長寿課)

ウ ボランティア活動の支援

《いきいきポイント制度》

高齢者等が介護保険施設や子育て支援拠点等でのボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、参加者自身の健康増進を図っていくことを支援します。

(健康長寿課)

《市民活動の支援（倉敷ボランティアセンター）》

ボランティアの養成・育成及び活動の支援を通して援護や育成が必要な市民・団体に対し、その独立心を損なうことなく、社会人として生活できるよう支援し、社会福祉の増進を図ります。

(社会福祉協議会)

Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを推進するための社会の仕組みづくりと各種サービスの提供、気軽に出かけられる交通環境等の整備、快適な住まいの整備に取り組みます。

1 安全・安心な暮らしをおくるために

(1) 現状と課題

高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが重要です。

防災対策としては、自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、小地域ケア会議や老人クラブ連合会などの関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、倉敷市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度に防災の専門家などで構成する「倉敷市災害に強い地域をつくる検討会」を開催し、高齢者をはじめとする避難行動要支援者の問題などについて提言を取りまとめ、防災対策に生かすこととしています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、感染症に対する備えの充実を図る必要があります。

防犯対策としては、高齢者の消費者被害の防止や対処のための啓発活動の推進や情報提供・相談体制の充実が求められています。

また、近年、高齢者のかかわる交通事故が増加していることから、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導が必要です。

さらに、安否確認や相談、日常生活の支援など、高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、きめ細かなサービスを提供することが必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 防災対策の推進

《災害時要援護者避難支援体制の整備》

ひとり暮らし高齢者等のうち、災害時に自力で避難が困難な方の情報を災害時要援護者台帳に登録し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の避難支援や安否確認を円滑に実施できる体制づくりを進めます。 (保健福祉推進課)

(Ⅳ－１－エ)【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり

《防災知識の普及・啓発》

市民一人ひとりが災害時の安全を確保できるよう、出前講座や広報紙、防災イベントでの防災アドバイス等により、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発等を行います。

また、小地域ケア会議など地域の関係機関や団体を通じ、要援護者の早期避難や、マイ・タイムラインの普及など防災知識の普及啓発や、防災マップの作成など地域の防災意識の向上に努めます。 (防災推進課・健康長寿課)

《防災訓練の実施》

防災週間時の訓練だけでなく、自主防災組織と関係機関が連携した自主防災訓練の実施に努めます。 (防災推進課)

《自主防災組織の設立促進》

災害時に市民一人ひとりの命を守るために、緊急時の情報伝達や避難行動を適切に行えるよう、出前講座等により災害知識の普及・啓発を行い、町内会などを単位とした自主防災組織（自主防災会）の結成を促進します。 (防災推進課)

《介護事業所等における災害対策》

倉敷市地域防災計画で定める河川洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある介護事業所等の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定及び計画に基づいた避難訓練の実施を促し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努めます。

また、介護事業所で策定している非常災害対策計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を確認するよう指導等を行います。さらに、避難訓練の実施状況について確認を行います。(防災推進課・指導監査課)

イ 防火対策の推進

《地域における防火対策の推進》

地域住民の防火意識の高揚及び家庭を中心とした防火防災体制の強化を図るため、火災予防に関してインターネット等を活用した広報、防火ポスター・チラシの配布、防火講話、防火パレード及び防災フェアの開催等を行います。

また、火災による被害を最小限に食い止めるため、地域の自衛消防組織の結成を促進します。（消防局予防課）

《高齢者・障がい者世帯を中心とした住宅防火診断》

住宅防火対策を強化するため、高齢者等の世帯を中心とした住宅防火診断を実施し、火気使用器具等の取扱い時の注意喚起、消火器等の点検・整備の励行や住宅用防災機器の設置を推進します。（消防局予防課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者世帯の防火査察件数	件	1,600	1,600	1,600

ウ 交通安全対策の推進

《高齢者向け交通安全教室の実施》

高齢者を対象に交通安全教育を実施し、自分の身体能力を踏まえた道路の横断や自転車の利用、車の運転について理解を深めてもらえるよう指導することで、高齢者のかかわる交通事故の防止に努めます。（生活安全課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者向け交通安全教室 受講者数	人	200	250	300

エ 消費者被害の防止

《消費者被害防止のための啓発》

インターネットの浸透に伴い、高齢者からのインターネットに関する相談が増加しています。

悪質商法の手口、その対処法等消費者知識を身につけ、消費者被害に巻き込まれず、安全で快適な生活が送れるよう、講演会や出前講座・広報紙、SNS、マスコミ等を利用し、啓発活動を行います。（消費生活センター）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
出前講座・広報紙・SNS・マスコミ等による啓発活動回数	回	64	76	78

オ 安否確認・見守りの推進

《緊急通報装置の設置》

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安感の解消及び急病・災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。（健康長寿課）

《電話による安否確認》

ひとり暮らし高齢者等を対象に定期的に電話による安否確認を実施するとともに、福祉サービスの情報提供を行ったり、相談を受けるなどします。（健康長寿課）

《給食サービスによる見守り》

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、高齢者等の福祉の増進を図ります。（健康長寿課）

（Ⅰ－３－キ）【健やかに暮らせるまちづくり＞要支援・要介護状態にならないために】再掲あり

《くらしき見守りネットワークの推進》

高齢者や子どもなどが地域で安心して暮らせるような地域づくりを推進するため、見守りに協力していただける地域の団体、企業と連携して立ち上げた「くらしき見守りネットワーク」により、地域の高齢者、子どもに何らかの異常を発見した場合に、適切かつ速やかに市役所などに連絡をします。（健康長寿課）
 (Ⅳ－１－ウ)【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり

カ 相談窓口の強化・連携の推進

《高齢者支援センターでの相談》

高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な、保健・福祉・医療・介護保険サービス、認知症への対応等に関するさまざまな相談に応じるよう、高齢者支援センターにおいて、電話や来所、訪問等により、情報の提供に努めます。

サービスを利用する市民ができるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報の普及・啓発に努めます。

また、世帯で高齢者に加え、障がいや子ども等の支援を必要とする場合、必要な支援が早期に結びつくよう専門相談機関同士の連携を強化します。（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者支援センター相談件数	件	101,500	101,750	102,000

《くらしき健康福祉プラザ一般の初期相談》

高齢者、障がい者、その家族に対する保健福祉に係る一般の初期相談等を行い、保健福祉の向上に役立つ情報提供を行います。また、手話通訳者による聴覚障がい者の相談及び各種手続の支援を行います。（保健福祉推進課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保健福祉相談室利用者数	人	5,500	5,500	5,500

キ 福祉情報の提供

《くらしき健康福祉プラザでの福祉情報の提供》

くらしき健康福祉プラザにおいて、保健・福祉に関する市・県・国等の情報を収集し、窓口、電話、図書、資料、インターネットにより総合的に提供します。

（保健福祉推進課）

ク 日常生活の支援

65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等の在宅での日常生活の便宜を図るために、日常生活用具を給付します。

（健康長寿課）

ケ 短期施設入所体制の確保

《生活支援ショートステイ》

虐待等のため家庭内で生活することが困難な高齢者に対して、養護老人ホームにおいてショートステイサービスを提供することで、高齢者及びその家族を支援します。

（福祉援護課）

コ 介護事業所における感染症対策

介護事業所に対し、感染症対策に係る通知等を漏れなく周知するとともに、適切な感染予防対策や感染症発生時のシミュレーション、感染症対策に必要な物資の備蓄等が行われているかを定期的に確認し、指導等を行います。

また、感染拡大による品不足に備え、衛生用品（マスク、消毒液、手袋等）の備蓄を行います。

（指導監査課・保健福祉推進課）

2 気軽に外出するために

(1) 現状と課題

高齢者が積極的に社会参加し、いつまでもいきいきと暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

本市では、平成9(1997)年4月に「倉敷市福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、高齢者や障がい者団体の代表等により構成される「バリアフリー市民会議」を設置し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、主に中心市街地の歩行者空間をバリアフリー化するため、段差の解消や視覚障がい者用床材の敷設を進めています。

さらに、公共交通機関を利用した移動の円滑化については、平成18(2006)年3月に「倉敷市交通バリアフリー基本構想」を策定するとともに、平成20(2008)年3月に「倉敷市美観地区バリアフリー整備計画」を策定して、重点整備地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化を推進しています。

高齢者の移動手段の確保については、市民のニーズが高く、また、高齢者の外出を支援することは介護予防にもつながることから、交通施策との連携を図りながら、先進事例を踏まえて検討を行います。

(2) 施策の展開方向

ア 高齢者や障がい者にやさしい公共施設の改修

バリアフリー市民会議での意見を参考に、公共施設のバリアフリー化への改善・改修を行うことで、障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が安全かつ快適に施設を利用でき、暮らしやすいまちづくりを推進します。(保健福祉推進課)

イ 安全に通行できる道路環境の整備

バリアフリー市民会議での委員の現地確認等による調査に基づいた提言を参考に、すべての人が安全かつ快適に生活できるバリアフリーの市道整備を推進します。(保健福祉推進課)

ウ 交通弱者の移動支援

路線バスが廃止されたり、公共交通がない地域などにおいて、日常生活に最低限必要な移動手段をどのように確保することができるか検討を行います。

(交通政策課)

《地域の支え合い活動による移動支援》

生活支援コーディネーターが、高齢者支援センターや社会福祉協議会、コミュニティ協議会、小地域ケア会議と連携し、高齢者の買い物や通院等のための外出支援など住民の方々が中心で行う地域の支え合い活動を推進します。

(健康長寿課)

《コミュニティタクシー導入の支援》

バス路線が廃止されたり、公共交通がない地域で、地域が主体となって高齢者等の移動手段を確保するコミュニティタクシーの運行費の一部等を支援します。

(交通政策課・健康長寿課)

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
コミュニティタクシーの導入を行う地区数	地区	10	11	11

エ ノンステップバス等を導入する事業者への支援

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るため、公共交通事業者に対して、ノンステップバスの購入費を支援します。

(交通政策課)

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市内を運行するノンステップバスの台数	台	23	24	25

3 暮らしやすい住まいのために

(1) 現状と課題

高齢者や障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保とそこでの適切な支援の提供が必要です。高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及・啓発を図るとともに、高齢者向け住宅の質を担保しつつ、入居者に対してその状態像等に応じた介護サービス等適切な支援が提供されるように進めることが求められます。住宅改造助成制度の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 自宅での生活の支援

《高齢者等住宅改造の助成》

介助を必要とする高齢者等が、暮らしやすい生活ができるようにするために、自宅を改造する場合、その費用の一部を補助し、自立を助長するとともに、介助者の負担の軽減を図ります。（介護保険課）

イ 高齢者向け住宅の環境の整備・入居者への適切な支援

《サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進》

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の普及及び管理の適正化を通じて、高齢者が安心して居住できる環境の整備を図ります。（住宅課）

《サービス付き高齢者向け住宅における適正な介護サービスの提供》

「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者に対して介護サービスの提供が適切に行われるよう、ケアプランのチェックを行うとともに、事業者に対し指導等を行います。（介護保険課・指導監査課）

《高齢者に配慮した市営住宅の整備》

住戸のバリアフリー化をはじめ、高齢者世帯や子育て世帯などさまざまな世帯の交流に資するコミュニティスペースの設置など、高齢者に配慮した住みやすい市営住宅の整備を図ります。 (住宅課)

《シルバーハウジング入居者の支援》

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応等サービスを提供することにより在宅生活を支援します。 (健康長寿課)

《軽費老人ホームの周知》

軽費老人ホームの役割や施設機能、空き状況等を周知することにより、居住支援・生活支援を図ります。また、事業者と連携し、例えば、専門的な支援（ソーシャルワーク）機能を強化するなど、地域福祉の重要な役割を担う施設としての機能を高める方策を検討します。 (健康長寿課)

ウ 福祉用具の情報提供

《くらしき健康福祉プラザでの福祉用具の展示普及》

くらしき健康福祉プラザにおいて、介護用品・福祉用具・住宅改造モデルを展示し、高齢者や障がい者が在宅生活を営む上で必要な用具等の知識が得られるよう情報提供、助言、説明を行います。 (保健福祉推進課)

IV 支え合うまちづくり

支え合うまちづくりを推進するため、地域支援・生活支援の充実と、充実した介護を実現するための基盤整備及び仕組みづくりに取り組みます。

1 地域で安心して暮らすために

(1) 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加が今後も見込まれる中において、高齢者が住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくために、本市では国の制度化前から実施している地域ケア会議や小地域ケア会議等の場も活用しながら、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会等と連携して、地域づくりを進める必要があります。

地域づくりを推進する生活支援コーディネーターが地域の支え合い活動を支援し、活動の充実を図ることが求められます。専門機関の連携の強化を図るとともに、地域・企業・団体を巻き込んで見守りを進めるなど、支援が必要な高齢者等を身近な地域で支える地域づくりを促進する必要があります。これは、障がい者や子育て家庭、若者等の支援が必要な方も含めてすべての住民が地域で役割を持ち活躍できるような、地域共生社会の推進にもつながるものです。

認知症の人は認知症でない人と比べると在宅療養率が低くなっているという本市のデータも踏まえると、認知症の人への理解を深めるための啓発等を強化するとともに、早期診断・早期対応を進め、必要な場合には、医療・介護サービスに早期につなげるようにすることが求められます。

さらに、近年、高齢者に対する虐待事例の増加や認知症高齢者の増加等により、高齢者の権利擁護が重要な課題となっていることから、市及び関係機関・団体が連携を強化して虐待の早期発見と防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。

(2) 施策の展開方向

ア 地域の支え合い活動の支援

《コーディネーターによる地域の支え合い活動の支援》

地域づくりを応援する生活支援コーディネーターを配置し、地域のふれあいサロン等通いの場の充実や担い手の育成など地域の支え合い活動の支援を行います。

(健康長寿課)

《地域の支え合い活動の普及啓発》

地域支え合い活動をテーマとしたフォーラムを開催し、地域の支え合いの普及啓発を行うとともに、サロン活動団体等の交流会を開催し、活動の推進や質の向上を図ります。

(健康長寿課)

《地域の多様な通いの場への支援》

生活支援コーディネーターが、高齢者支援センターや地区社協、コミュニティ協議会、小地域ケア会議と連携して、地域の中でいきいき百歳体操やラジオ体操等の運動を中心にした通いの場や、食事会や茶話会等の多様な交流を行っている通いの場を把握し、運営等の支援を行います。

(健康長寿課)

(Ⅰ-3-イ)【健やかに暮らせるまちづくり>要支援・要介護状態にならないために】再掲あり

《生活・介護支援サポーターの養成、生活支援サービス実施団体連絡会の実施》

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するために、市民の主体性に基づき運営される新たな住民生活サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成するとともに生活支援サービスの充実を図り、地域で高齢者等の生活を支えるシステムの構築に努めます。(健康長寿課・社会福祉協議会)

(Ⅳ-1-オ)【支え合うまちづくり>地域で安心して暮らすために】再掲あり

《高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議の開催》

高齢者が元気に活躍できる地域づくりを進めるため、市、高齢者支援センター、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等が参画する会議を開催します。会議では、生活支援コーディネーターと一緒に、生活支援、介護予防につながる取組を考え、高齢者の地域生活を支える生活支援の基盤整備を推進します。

(健康長寿課)

《地域共生社会の実現に向けた取組》

高齢者だけでなく多世代の方々が関わる地域の支え合い活動等をガイドブックにまとめ情報発信するとともに、いきいきポイント制度を活用し、介護保険施設や子育て支援拠点、障がい者施設等で、高齢者等が行うボランティア活動を推進します。

相談機関が縦割りではなく、これまで以上に連携して支援を進めていくため、まず、各相談機関がどのような相談・支援を行っているかなどが見える化されるような取組を検討します。（健康長寿課）

《地域福祉基金による民間団体等の活動への助成》

地域福祉活動を促進し、地域ぐるみで市民の保健福祉の増進を図るため、基金を設置し、これを財源に委託事業及び助成事業（①在宅福祉の普及・向上②健康づくり、生きがいつくり、自立支援及び社会参加の推進③ボランティア活動の活発化）を実施します。（保健福祉推進課）

《市民企画提案事業の活用》

地域の支え合い活動をはじめとする、地域の身近な課題を解決するため、市民活動団体と市との協働事業や、市民活動団体が単独で実施する公益的な自主事業にかかる経費の一部を補助します。（市民活動推進課）

イ 認知症施策の推進

《認知症キャラバン・メイトの養成・交流》

認知症サポーター養成講座の講師となる認知症キャラバン・メイトについては、高梁川流域連携の枠組みも活用しながら養成を進め、認知症サポーター養成講座を多くの方が受けられるような環境を整備します。

さらに、養成したキャラバン・メイトが情報交換・交流できる機会を設け、スキルアップや活動の活性化、ネットワークの構築を図ります。（健康長寿課）

《認知症の普及・啓発》

若年性認知症を含む認知症への地域全体の理解を深めるために、他分野と連携し、広く市民に対して出前講座やさまざまな場で健康教育などを実施し、正しい理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及啓発を図ります。また、認知症の人や家族からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす認知症の人や家族とともに普及啓発に取り組んでいきます。（健康長寿課・健康づくり課）

《認知症サポーターの養成》

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを養成します。地域の方はもちろんのこと、企業、団体、学校等幅広い層が認知症サポーターになっていただけるように養成を進めます。

（健康長寿課・健康づくり課）

《認知症サポーターキッズの養成》

若い世代からの認知症の理解を進めるため、例えば総合学習の時間なども活用しながら、小学生及び中学生を対象にした認知症サポーター養成講座の実施を促進します。

（健康長寿課・健康づくり課）

《認知症マイスターの養成とチームオレンジの整備》

認知症の人や家族と共に生きる地域となるよう、認知症について正しく理解したうえで、認知症の理解促進や普及啓発、サロンや認知症カフェ等の協力や運営等、チームオレンジに取り組む認知症マイスターを養成します。認知症マイスターの活動と、認知症の人や家族のニーズをマッチングする仕組みであるチームオレンジの拠点を、整備していきます。

（健康長寿課）

《認知症カフェの設置促進》

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人への効果的な支援や認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に集まり、悩みや困りごと、相談等ができたり、認知症の理解を深めることのできる「認知症カフェ」の開設を広げます。

さらに、認知症カフェ実施者の交流会の開催により、認知症カフェの取組内容の充実及び地域への定着を目指します。

（健康長寿課）

（Ⅳ－２－ク）【支え合うまちづくり＞介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために】再掲あり

《認知症初期集中支援チームの活動推進》

医師、看護師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームは本市では医療機関に設置しています。認知症の早期診断・早期対応の観点から、チーム員が高齢者支援センター等からの相談に基づき、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援といった初期の支援を包括的、集中的に行います。

今後は、単身や高齢者世帯が増えることから、支援が必要な方がチームに早期につながるよう、認知症地域支援推進員と連携して、市民や関係者等に向けた周知の強化、認知症に関わる多機関とのネットワークの形成を進め、活動を推進します。

（健康長寿課）

（Ⅳ－２－ク）【支え合うまちづくり＞介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために】再掲あり

《認知症地域支援推進員の活動推進》

認知症地域支援推進員が、認知症の人に対して医療・介護及び生活支援などのさまざまなサービスを組み合わせて支援ができるよう、地域でのネットワークの形成を進めます。認知症に関わる多機関や認知症の人と家族の会等との連携した取組、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。若い世代をはじめとする認知症サポーター養成講座や、認知症カフェの設置、取組内容の充実に向けた支援などを行います。

（健康長寿課）

《認知症ケアパスの普及》

認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の状況に応じた適切なサービス提供の流れを示すくらしき認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及・活用促進を行います。

（健康長寿課）

《認知症高齢者の安全・安心の確保》

安心おかえりシール等を活用し、認知症等により行方不明になった高齢者が発見、保護された際に早期に家族等に連絡がとれる仕組みの構築を進めます。

また、警察等で保護された身元不明の認知症高齢者を事故防止や精神的な安定を図るため、緊急的に一時保護する等安全・安心確保の取組を進めます。

（健康長寿課）

《若年性認知症の取組》

若年性認知症については、診断に対する不安に加え、就労等の経済面への影響など、本人のみならずご家族の生活への影響も大きいことから、相談先の周知や認知症初期集中支援チームの強化等による早期発見や早期治療、安心して過ごせる居場所としての認知症カフェの充実、家族など介護者の負担軽減に向けた取組を進めます。

（健康長寿課）

《医療・介護の専門職からの相談対応の強化》

認知症の困難事例などについて適切な支援を提供するため、医療・介護の専門職が相談できる窓口を設置し、相談対応を強化します。

（健康長寿課）

（Ⅰ－１－イ）【健やかに暮らせるまちづくり＞安心して医療を受けるために】再掲あり

ウ 地域・企業・団体等と連携した見守り強化

《地域見守りネットワークの構築》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、小地域ケア会議等とも連携して、地域の実情に応じた見守りネットワークを形成することで、高齢者の孤立を防止し、心身の状態や生活の変化を速やかに把握することで状況に応じて適切なサービスに結びつけます。

（健康長寿課）

《友愛訪問》

愛育委員、栄養委員、婦人会、地区社会福祉協議会関係者、ボランティアが、おおむね65歳以上のひとり暮らし・ねたきり高齢者宅を訪問することで、高齢者の孤独感の解消に努めるとともに、安否の確認等を行います。

（健康長寿課）

《くらしき見守りネットワークの推進》

高齢者や子どもなどが地域で安心して暮らせるような地域づくりを推進するため、見守りに協力していただける地域の団体、企業と連携して立ち上げた、「くらしき見守りネットワーク」により、地域の高齢者、子どもに何らかの異常を発見した場合に、適切かつ速やかに市役所などに連絡をします。

（健康長寿課）

（Ⅲ－１－オ）【安心して暮らせるまちづくり＞安全・安心な暮らしをおくるために】再掲あり

エ 地域による支援体制の構築

《災害時要援護者避難支援体制の整備》

ひとり暮らし高齢者等のうち、災害時に自力で避難が困難な方の情報を災害時要援護者台帳に登録し、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の避難支援や安否確認を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

（保健福祉推進課）

（Ⅲ－１－ア）【安心して暮らせるまちづくり＞安全・安心な暮らしをおくるために】再掲あり

《高齢者支援センターによる実態把握の推進》

介護予防や介護保険、地域の見守り等の支援が必要な方を把握することを目的に、高齢者支援センターがひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心にご家庭を訪問し、高齢者の生活状況等を聞き取る実態把握調査を推進し、支援が必要な方へは早期の支援につなげるよう取り組みます。（健康長寿課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者支援センターによる 実態把握調査件数	件	18,000	18,500	19,000

オ 在宅介護の支援

《ねたきり高齢者等理美容サービスの助成》

理容院、美容院に行くことができない在宅ねたきり高齢者等で、その介護者が介護手当を受給している方を対象として、居宅に理容師・美容師が訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。（健康長寿課）

《介護用品扶助費の支給》

おむつを必要とする在宅ねたきり高齢者等の紙おむつ等の購入費の一部を助成することで、介護者の経済的負担を軽減し、日常生活を支援します。（健康長寿課）

（Ⅳ－２－ク）【支え合うまちづくり＞介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために】再掲あり

《倉敷たすけあいサービスの実施》

お年寄りや心身に障がいを持つ方、父子母子家庭や妊産婦の方などが、日常生活上の家事で困っているとき、「困ったときのたすけあい」の心を持った地域の人々（協力会員）がそのお宅を訪問し、お手伝いをするを通じて、住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。（社会福祉協議会）

《生活・介護支援サポーターの養成、生活支援サービス実施団体連絡会の実施》

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するために、市民の主体性に基づき運営される新たな住民生活サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成するとともに生活支援サービスの充実を図り、地域で高齢者等の生活を支えるシステムの構築に努めます。（健康長寿課・社会福祉協議会）

（Ⅳ－１－ア）【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり

カ 日常生活の自立支援

認知症高齢者・知的障がい者，精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象として，福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を提供することにより，利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援することを通じて，利用者の権利の擁護に努めます。（社会福祉協議会）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日常生活支援事業利用者数	人	70	70	70

キ 高齢者等の権利擁護

《高齢者虐待の防止》

「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき，高齢者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めるとともに，関係機関等との連携協力体制を確保し，高齢者虐待への相談・対応などを適切に行います。

高齢者虐待を未然に防止し，早期に解決するため，虐待の疑い等の支援課題の把握（発見）から見守り体制の確保，緊急時の対応や継続的な支援まで，各種支援機関や窓口と連携協力して一体的に取り組みます。また，対応に苦慮する案件については，支援方針等の検討において弁護士等の専門職の助言を確保するなど，適切な対応に努めます。

（福祉援護課）

《成年後見制度の利用促進体制の整備》

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」に基づき，成年後見制度の重要性について周知・啓発に努めるとともに，成年後見制度を必要とする方に安心して利用していただけるよう，制度の利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な関係機関等との連携協力体制を整備します。（福祉援護課）

《成年後見制度の利用に関する相談体制の整備》

成年後見制度の利用を必要とする人が早期から制度の利用を相談できるよう，高齢者支援センターなどの身近な相談窓口で制度の紹介や相談に応じます。

また，成年後見制度の利用や手続きについて，高齢者やそのご家族が安心して相談できる体制の整備に努めます。（福祉援護課）

《成年後見制度の利用支援》

成年後見制度の利用が必要と判断される場合で、申立てをする人がいない場合には、本人に代わって市長が審判請求（市長申立て）を行います。また、成年後見制度を利用している人（被後見人等）で、生活保護の受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる場合には、後見人等への報酬費用を助成するなど、成年後見制度の利用支援に努めます。

（福祉援護課）

目 標 指 標	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見人市長申立件数	件	65	70	70
高齢者虐待相談件数	件	160	160	160

《高齢者支援センター機能の充実》

高齢者支援センターの適切な運営の確保と、研修などを通じ、職員の一層の実践力の向上を含めた高齢者支援センターの質の向上を図ります。また、高齢者支援センターと関係行政部署との連携強化を図ります。

（健康長寿課）

2 介護者の過度な負担なく必要な介護を受けるために

（1）現状と課題

介護職員の人材不足が指摘され、本市でもこのままのサービス利用が続けば、令和22(2040)年までに新たに約3,000人の介護職員の増が必要となるという推計もしています。質の高い介護サービスを高齢者が受けられるようにするためには、介護職員の確保が不可欠です。地域医療介護総合確保基金の活用や、介護保険事業者等連絡協議会など関係団体と連携して、人材確保に向けた取組を進めることが必要です。

全国的には不適正事案が指摘されるケースもあることから、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進などが重要となります。介護保険制度の持続可能性を高めるために、給付の適正化も求められます。

また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれること等から、要介護認定を遅滞なく適正に実施していくことが必要です。

高齢化と核家族化が進む中、老々介護や介護離職防止の観点から、介護者の肉体的・精神的な負担軽減も重要です。なお、本市の在宅介護実態調査では介護者が不安に感じる介護として「認知症への対応」があげられていることにも留意が必要です。

(2) 施策の展開方向

ア 介護人材の確保

《地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保支援》

介護施設等において、働きやすい環境を整備するための介護ロボットやＩＣＴ導入、介護職員の宿舎施設整備等の経費の補助を行います。また、県と連携し、外国人を含む介護人材を確保するための事業の実施・検討を行います。

(保健福祉推進課・介護保険課)

《介護従事者確保事業》

介護従事者の育成や定着を図るため、介護事業所の施設管理者などを対象とした介護職員キャリアパス導入支援研修や、新人職員を対象とした介護職員新人職員研修を実施します。

(介護保険課)

《訪問看護師確保対策事業》

在宅医療・介護サービスの提供を行う訪問看護ステーションの人材について、訪問看護師の確保を支援するため、看護学生、高校生、大学生の訪問看護ステーションでの職場体験や、看護資格のある未就業者による職場体験を行います。

(介護保険課)

《地域包括支援センター職員確保支援事業》

地域包括支援センター職員の人材について、より良い人材の確保を支援するため、学生、介護事業所・医療機関の従事者、保健師等の資格を所有している未就業者を対象に、全センター合同での地域包括の業務説明を行います。

(健康長寿課)

イ 介護従事者の支援

高齢者が安心して暮らすことのできる社会を実現するために、介護従事者が重要な役割を担っていることから、介護従事者の資質の向上のため、倉敷市介護保険事業者等連絡協議会等の研修受講の案内や周知を行います。

(介護保険課)

《文書に係る負担軽減》

介護従事者の負担を軽減するため、申請様式・添付書類や手続きを簡素化し、様式例を活用し、文書に係る負担を軽減して、業務の効率化を行います。

(指導監査課)

ウ 事業者の指導・監督

市民に適切で良質な介護保険サービスが提供されるよう、事業所への指導を行い、必要に応じて監査を実施します。

また、事業者が指定基準を遵守し、適正な事業運営を行うよう、適切な指定・更新を行うとともに、地域密着型サービス事業所においては、「倉敷市社会福祉審議会介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会」からの意見を参考に新規指定を行います。

（指導監査課）

エ 要介護認定の適正な実施

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、要介護認定申請、認定調査、介護認定審査会等、要介護認定に関する業務の効率化等も踏まえながら、必要な体制を計画的に整備していきます。

（介護保険課）

オ 介護サービスの適正化・効率化

介護給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に資するために、認定調査状況チェック、ケアプランチェック、住宅改修に関する調査、介護給付費通知、医療情報との突合、縦覧点検等を実施します。また、利用者に介護サービスの提供が適切に行われるよう、事業者に対し指導等を行います。

（介護保険課・指導監査課）

《介護サービス相談員派遣事業》

介護サービスの提供の場に利用者と事業者との橋渡し役を担う介護サービス相談員を派遣し、介護サービス相談員が利用者からサービスの疑問や不満、不安等を聞き、事業者に伝える等問題の改善を図るなど、介護サービス相談員が事業所を訪れることを通じて、サービス提供事業者の介護サービスの質の向上を図ります。

（健康長寿課）

カ 入所施設の住環境の充実

快適な住まいを実現する観点から、特別養護老人ホーム等については、地域の実情などを考慮しながら、ユニット型の整備を基本に、施設を整備します。また、入所者の処遇が適切に行われるよう施設に対し指導等を行います。

（介護保険課・指導監査課）

キ 介護療養型医療施設の介護医療院への移行

令和5(2023)年度末の廃止期限までに、介護療養型医療施設の介護医療院への移行が確実に行われるようにします。(指導監査課)

ク 介護者への支援

《家族介護教室の推進》

介護の悩みや困りごとを相談できたり、家族介護者の介護技術の向上を図ることで、高齢者の在宅介護を支援するとともに、介護者自身の心身の健康を維持し、生活の質を向上させるため、家族介護教室を開催します。(健康長寿課)

《在宅ねたきり高齢者等介護手当の支給》

在宅で6か月以上ねたきり高齢者等を介護している方に対し手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(健康長寿課)

《介護用品扶助費の支給》

おむつを必要とする在宅ねたきり高齢者等の紙おむつ等の購入費の一部を助成することで、介護者の経済的負担を軽減し、日常生活を支援します。(健康長寿課)
(Ⅳ－１－オ)【支え合うまちづくり>地域で安心して暮らすために】再掲あり

《認知症カフェの設置促進》

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人への効果的な支援や認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症の人やその家族、地域住民など誰もが気軽に集まり、悩みや困りごと、相談等ができたり、認知症の理解を深めることのできる「認知症カフェ」の開設を広げます。

さらに、認知症カフェ実施者の交流会の開催により、認知症カフェの取組内容の充実及び地域への定着を目指します。(健康長寿課)

(Ⅳ－１－イ)【支え合うまちづくり>地域で安心して暮らすために】再掲あり

《認知症マイスターの養成とチームオレンジの整備》

認知症の人や家族と共に生きる地域となるよう、認知症について正しく理解したうえで、認知症の理解促進や普及啓発、サロンや認知症カフェ等の協力や運営等、チームオレンジに取り組む認知症マイスターを養成します。認知症マイスターの活動と認知症の人や家族のニーズをマッチングする仕組みであるチームオレンジの拠点を整備していきます。

(健康長寿課)

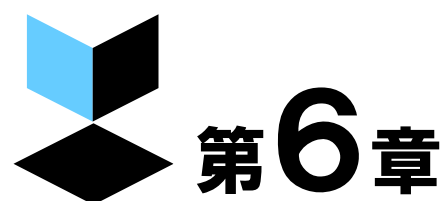
(Ⅳ－１－イ)【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり

《認知症初期集中支援チームの活動推進》

医師、看護師、社会福祉士等で構成される認知症初期集中支援チームは本市では医療機関に設置しています。認知症の早期診断・早期対応の観点から、チーム員が高齢者支援センター等からの相談に基づき、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援といった初期の支援を包括的、集中的に行います。

(健康長寿課)

(Ⅳ－１－イ)【支え合うまちづくり＞地域で安心して暮らすために】再掲あり



日常生活圏域ごとの サービス基盤整備の方向性

1 日常生活圏域の設定

今後ますます高齢者の数や高齢者独居世帯・高齢者夫婦のみの世帯が増加するなか、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めるとともに、各日常生活圏域ごとの整備状況を考慮しながら施設整備を行います。

日常生活圏域の設定は「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備状況その他の条件を総合的に勘案して」行うこととされており、本市においては、小学校区を基本に、地域の実情に応じて町の境も利用しながら、全部で26の日常生活圏域を設定しています。

第8期におけるサービス基盤整備の基本的な考え方は次のとおりです。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム等については、高齢者が適切な支援を受け、安心して過ごせるよう、サービス基盤の整備状況、保険料の水準などを勘案して整備を行います。(※1、※2)
- (2) 介護医療院については、第8期においては、第7期に引き続き介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護老人保健施設(平成18(2006)年7月1日から平成30(2018)年3月31日までに医療療養病床又は介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。)からの転換のみを認めます。(※3)
- (3) 小規模多機能型居宅介護や認知症対応型グループホームが一定程度整備された状況も踏まえつつ、今後、特に医療を必要とする高齢者が増加することが見込まれることから、特に、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進し、在宅での生活が継続できるようにこれまで以上に支援します。(※4)
- (4) 認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるように、認知症カフェが各圏域1か所以上で実施されることを目指すとともに、認知症初期集中支援チームの推進、認知症サポーターや認知症マイスターの養成の強化など認知症施策を充実します。
- (5) 健康長寿社会の実現に向け、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを推進する観点から、住民主体のふれあいサロンや地域の組織・団体、事業所等が実施する高齢者が集える通いの場等の充実を目指します。

※1 県が必要入所(利用)定員総数を定める広域型の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設については、第8期においては、第7期に引き続き整備を行わず現状を維持するという方向性になっています。

※2 国の方針として、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、これらの設置状況等を勘案し計画を策定することになっています。

※3 介護療養型医療施設の転換等については、介護保険法改正を踏まえ、厚生労働省から、「第8期計画において必要入所(利用)定員総数を定めるに当たっては、医療療養病床及び介護療養型医療施設が、介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護に転換する場合における必要入所(利用)定員総数の増加分を含まない。同様に、指定介護老人保健施設(平成18(2006)年7月1日から平成30(2018)年3月31日までに医療療養病床又は介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。)が介護医療院に転換する場合における必要入所定員総数の増加分を含まない。」といった考え方が示されていることから、これに基づき対応することとします。

※4 地域密着型通所介護については、介護保険法改正で指定拒否の仕組みが導入されたことを踏まえ、介護保険事業計画に定める見込量に既に達しているか、又は事業者の指定によってこれを超えることになる等計画の達成に当たり支障があると判断した場合には、倉敷市社会福祉審議会介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会の審議等を踏まえて、事業者の指定を拒否することがあります。

【日常生活圏域図】



整備一覧

年度	種別	圏域	整備数
令和4 (2022) 年度	混合型※特定施設入居者生活介護	市内全域	70床
	地域密着型特定施設入居者生活介護	市内全域	29床
	看護小規模多機能型居宅介護	市内全域	2か所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域	1か所
令和5 (2023) 年度	認知症対応型共同生活介護 (認知症対応型グループホーム)	水島地区 (水1～水4)	2ユニット
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	玉6:真備	29床

※混合型：入居者が要介護者とその配偶者等に限られている介護専用型以外の特定施設

地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

(単位:人)

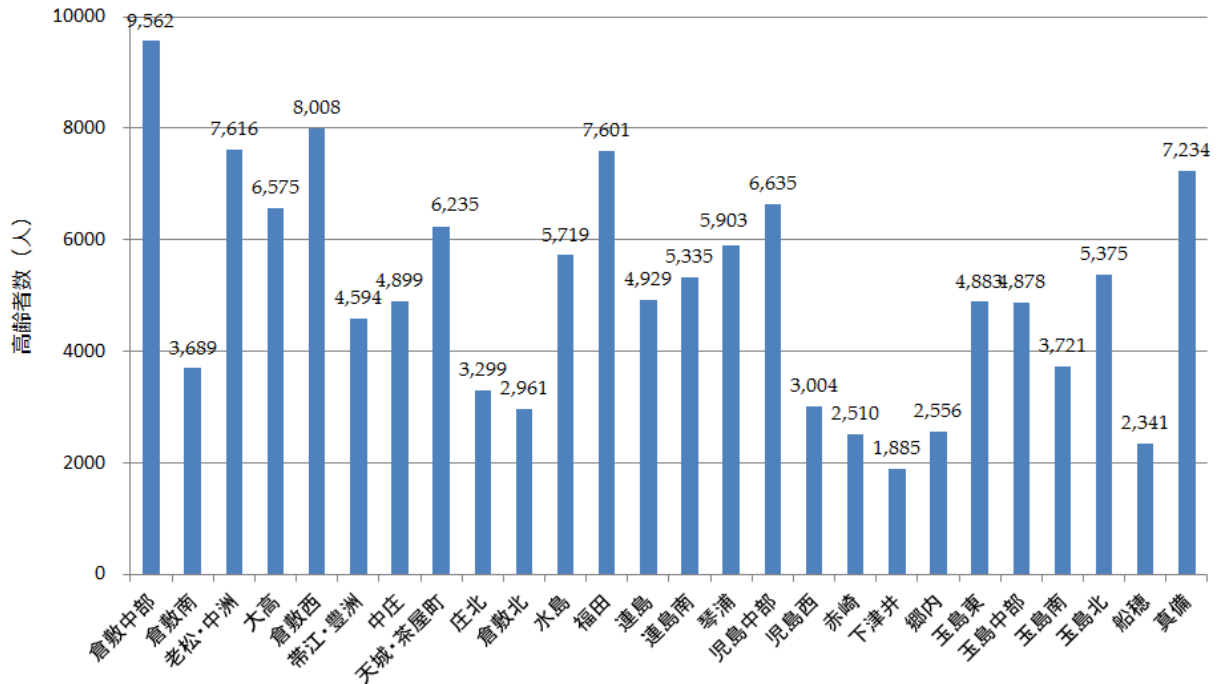
圏域	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護			認知症対応型 共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
倉敷中部	29	29	29	63	63	63			
倉敷南				72	72	72			
老松・中洲	29	29	29	36	36	36			
大高	29	29	29	36	36	36			
倉敷西				54	54	54	29	29	29
帯江・豊洲	29	29	29	72	72	72			
中庄				54	54	54			
天城・茶屋町				90	90	90			
庄北				36	36	36			
倉敷北	29	29	29	63	63	63			
水島	20	20	20	36	36	36			
福田	49	49	49	90	90	90			
連島				36	36	36			
連島南	29	29	29	36	36	36			
琴浦	29	29	29	54	54	54			
児島中部				45	45	45			
児島西	29	29	29	36	36	36			
赤崎				36	36	36			
下津井				18	18	18			
郷内				54	54	54			
玉島東	22	22	22	62	62	62			
玉島中部	29	29	29	81	81	81			
玉島南	29	29	29	35	35	35			
玉島北	29	29	29	45	45	45			
船穂	29	29	29	50	50	50	29	29	29
真備	29	29	58	54	54	54			
市内全域						18※		29	29
合計	468	468	497	1,344	1,344	1,362	58	87	87

(注)必要利用定員総数には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含めていない。

※水島地区（水1：水島、水2：福田、水3：連島、水4：連島南）内において2ユニット（18人）整備。

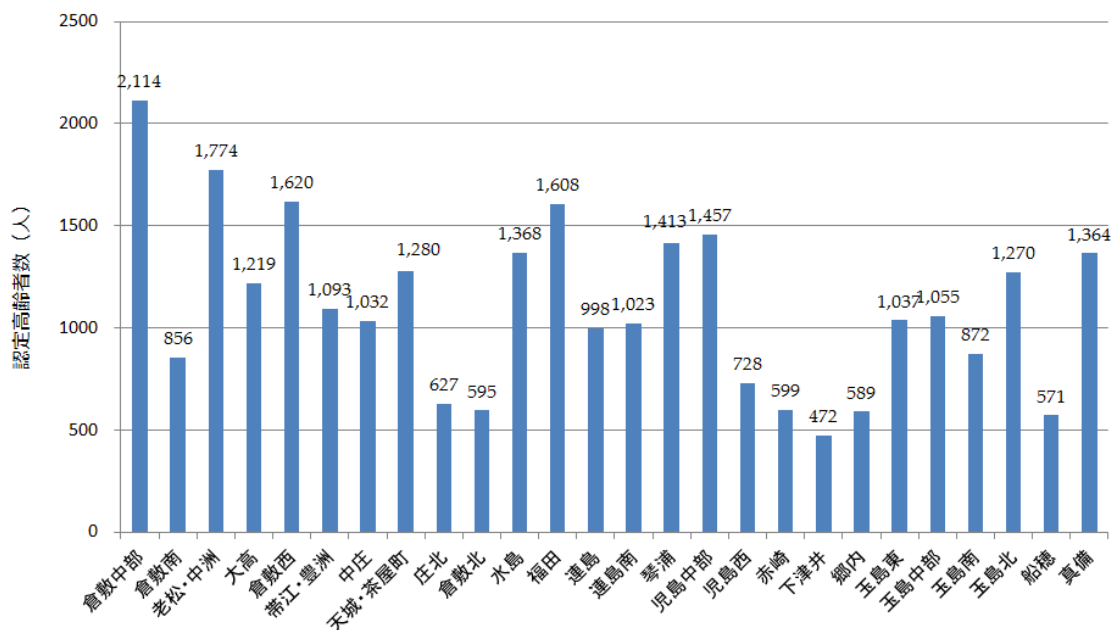
(1) 圏域別にみた高齢者数（令和2(2020)年9月時点）

令和2(2020)年9月末時点の高齢者131,947人を圏域別にみると、「倉敷中部」が9,562人（7.2%）と最も多く、次いで「倉敷西」8,008人（6.1%），「老松・中洲」7,616人（5.8%）の順となっています。



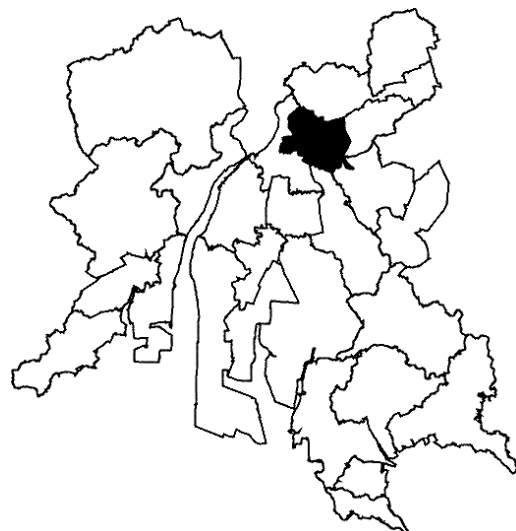
(2) 圏域別にみた要介護認定高齢者数（令和2(2020)年9月時点）

令和2(2020)年9月末時点の要介護認定高齢者28,634人を圏域別にみると、「倉敷中部」が2,114人（7.4%）と最も多く、次いで「老松・中洲」1,774人（6.2%），「倉敷西」1,620人（5.7%）の順となっています。



2 各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性

各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性は以下のとおりです。

倉 1	圏域名：倉敷中部																					
範 囲 倉敷東，万寿，万寿東各小学校区 菅生小学校区の一部 （青江，西岡，宮前，祐安）																						
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：37,185 人 ・高齢者人口：9,562 人 （内 75 歳以上 5,107 人） ・高齢化率：25.7% ・認定者数：2,114 人 ・認定率：21.9% ・認知症高齢者数：1,099 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市鶴形 1-9-7 ・高齢者支援サブセンターの所在地 ：倉敷市浅原 380-2																						
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）																						
① 居宅サービス <table><tr><td>・訪問介護</td><td>10 事業所</td><td>・訪問入浴介護</td><td>1 事業所</td></tr><tr><td>・訪問看護</td><td>5 事業所</td><td>・居宅療養管理指導</td><td>2 事業所</td></tr><tr><td>・通所介護</td><td>8 事業所</td><td>・通所リハビリテーション</td><td>1 事業所</td></tr><tr><td>・短期入所生活介護</td><td>3 事業所</td><td>・特定施設入居者生活介護</td><td>6 施設(397 床)</td></tr><tr><td>・福祉用具貸与・販売</td><td>3 事業所</td><td>・居宅介護支援</td><td>13 事業所</td></tr></table>			・訪問介護	10 事業所	・訪問入浴介護	1 事業所	・訪問看護	5 事業所	・居宅療養管理指導	2 事業所	・通所介護	8 事業所	・通所リハビリテーション	1 事業所	・短期入所生活介護	3 事業所	・特定施設入居者生活介護	6 施設(397 床)	・福祉用具貸与・販売	3 事業所	・居宅介護支援	13 事業所
・訪問介護	10 事業所	・訪問入浴介護	1 事業所																			
・訪問看護	5 事業所	・居宅療養管理指導	2 事業所																			
・通所介護	8 事業所	・通所リハビリテーション	1 事業所																			
・短期入所生活介護	3 事業所	・特定施設入居者生活介護	6 施設(397 床)																			
・福祉用具貸与・販売	3 事業所	・居宅介護支援	13 事業所																			
② 地域密着型サービス <table><tr><td>・地域密着型通所介護</td><td>8 事業所</td><td>・小規模多機能型居宅介護</td><td>1 事業所</td></tr><tr><td>・認知症対応型共同生活介護</td><td>4 事業所(7ユニット)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>1 施設(29 床)</td><td></td><td></td></tr></table>			・地域密着型通所介護	8 事業所	・小規模多機能型居宅介護	1 事業所	・認知症対応型共同生活介護	4 事業所(7ユニット)			・地域密着型特別養護老人ホーム	1 施設(29 床)										
・地域密着型通所介護	8 事業所	・小規模多機能型居宅介護	1 事業所																			
・認知症対応型共同生活介護	4 事業所(7ユニット)																					
・地域密着型特別養護老人ホーム	1 施設(29 床)																					
③ 施設サービス <table><tr><td>・特別養護老人ホーム</td><td>2 施設(80 床)</td></tr></table>			・特別養護老人ホーム	2 施設(80 床)																		
・特別養護老人ホーム	2 施設(80 床)																					
④ 通いの場等 <table><tr><td>・老人クラブ</td><td>17 か所</td></tr><tr><td>・ふれあいサロン</td><td>12 か所</td></tr><tr><td>・老人福祉センター</td><td>1 か所</td></tr><tr><td>・いきいきポイント指定施設</td><td>26 か所</td></tr></table>			・老人クラブ	17 か所	・ふれあいサロン	12 か所	・老人福祉センター	1 か所	・いきいきポイント指定施設	26 か所												
・老人クラブ	17 か所																					
・ふれあいサロン	12 か所																					
・老人福祉センター	1 か所																					
・いきいきポイント指定施設	26 か所																					

同好会活動を通しての地域の繋がり

大島盛春会 一同好会活動一

大島盛春会は大島会館を拠点に 10 以上の同好会が活動しています。

大島会館の予定表はスケジュールでいっぱいになるくらいに活動の予定が入っていましたが、現在は新型コロナウイルスの影響で以前と同じように集まることは難しくなっていました。

中には休止せざるを得ない同好会活動もありますが、どのようにすれば感染を予防できるか、試行錯誤しながら活動しています。

集まって活動している同好会は、手指や道具の消毒、換気の徹底、座席の間隔を空けるなどの対策を取って、感染予防に努めています。

集まることが難しい同好会も、例えば「俳句の会」は部員の皆さんは自分が書かれた作品を部長宅のポストへ投函し、部長は会員の作品を取りまとめて会員宅のポストへ投函、それを受け取った会員はそれぞれの作品の感想を部長へ返すといったやり方で、会員同士が直接会わなくても活動が続ける方法で行っています。



健康体操もソーシャルディスタンスを保って行っています。



手指消毒や換気などに気をつけて活動しています。

地域の拠点としての「通いの場」

旭町ふれあいセンター 一健康維持と地域交流一

「みんなが通える場が東学区にもほしい」、小地域ケア会議でのこのような声から旭町ふれあいセンターは誕生しました。

元々の会場は元手芸屋の空き店舗で行っていましたが、現在は倉敷東小学校などに会場を移して開催しています。

月2回の百歳体操、月1回の手作りイベントという頻度で開催しています。

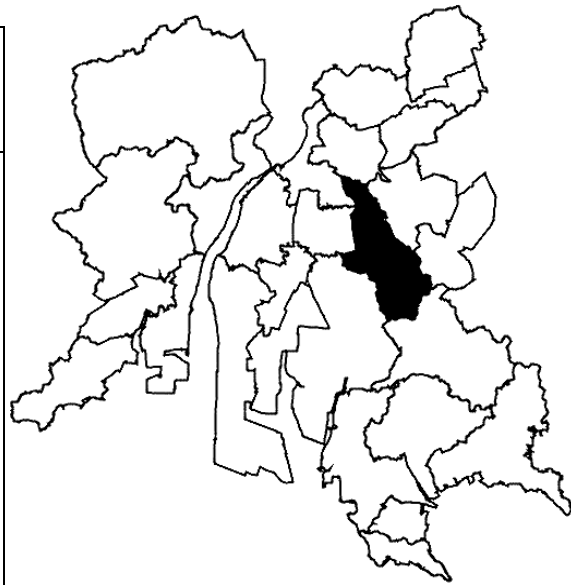
手作りイベントはフェルトバックやマスク、つまみ細工など、様々なものを作っていますが、事務局の倉敷中部高齢者支援センターだけでなく、会員自身も次回やってみたい内容を考えて、時には会員が講師になったり、積極的に運営に関わられています。



会員さんが講師になって、フェルトバックづくりを楽しみました。



百歳体操で健康に気をつけています。

倉 2	圏域名：倉敷南	
範 囲 倉敷西，粒江各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：13,514 人 ・高齢者人口：3,689 人 （内 75 歳以上 1,965 人） ・高齢化率：27.3% ・認定者数：856 人 ・認定率：23.1% ・認知症高齢者数：497 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市粒江 2500-1		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス		
・訪問介護	2事業所	・訪問入浴介護 1事業所
・訪問看護	1事業所	・通所介護 3事業所
・通所リハビリテーション	1事業所	・短期入所生活介護 3事業所
・短期入所療養介護	1事業所	・特定施設入居者生活介護 1施設(30床)
・福祉用具貸与・販売	1事業所	・居宅介護支援 3事業所
② 地域密着型サービス		
・地域密着型通所介護	1事業所	・認知症対応型共同生活介護 4事業所(8ユニット)
③ 施設サービス		
・特別養護老人ホーム	2施設(110床)	・介護老人保健施設 1施設(70床)
④ 通いの場等		
・老人クラブ	5か所	
・憩の家	1か所	
・認知症カフェ	1か所	
・ふれあいサロン	10か所	
・いきいきポイント指定施設	17か所	

認知症介護者と地域とを結ぶ地域拠点

うきうきオレンジカフェ ―認知症カフェー

粒江学区にある一軒家を改装した地域交流スペース「うきうき館」を拠点に、平成29年11月に「うきうきオレンジカフェ」を立ち上げ、毎月第2、第4月曜日に開所しています。

お茶を飲みながら日々の介護の悩みを打ち明けあったり、趣味の話に盛り上がったり、和気藹々とした場の雰囲気に和まされます。

そんな場の雰囲気が居心地いいため、男性介護者の方も参加されています。

「若いころは妻と一緒に単車でよく出掛けたなぁ」

昔を懐かしむ顔はとても和やか。他の男性介護者の方と昔話に花が咲きました。

そんな奥様も一緒に参加され、別のテーブルで地元の女性ボランティアに囲まれて、とても居心地良さそうに過ごされています。

事務局の高齢者支援センターの職員や地元のボランティアの皆さんは参加者を温かく見守られていて、居心地のいい場にしていきたいという意気込みを感じられます。



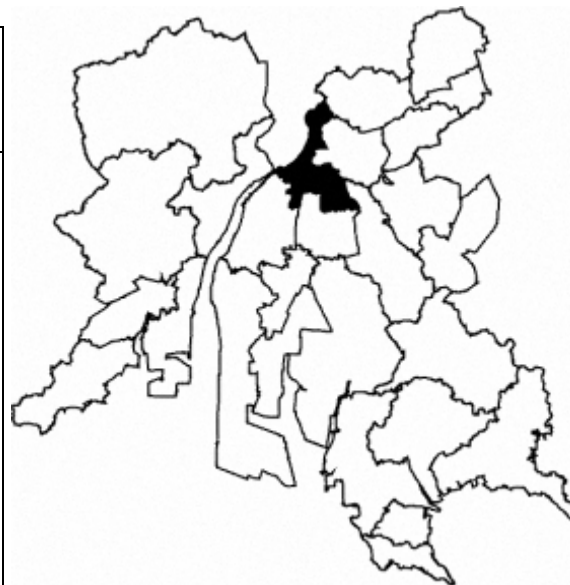
倉敷夢工房で注文したお弁当をいただき、楽しく会食しています



お昼の準備をしながら、和やかに話がはずみます



うきうき館の外観

倉 3	圏域名：老松・中洲	
範 囲 老松，中洲各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：31,290 人 ・高齢者人口：7,616 人 （内 75 歳以上 4,166 人） ・高齢化率：24.3% ・認定者数：1,774 人 ・認定率：23.0% ・認知症高齢者数：935 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市老松町 4-4-7		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	8事業所	・訪問入浴介護	1事業所
・訪問看護	2事業所	・訪問リハビリテーション	1事業所
・居宅療養管理指導	2事業所	・通所介護	4事業所
・通所リハビリテーション	3事業所	・短期入所生活介護	3事業所
・短期入所療養介護	1事業所	・特定施設入居者生活介護	3施設(146床)
・福祉用具貸与・販売	3事業所	・居宅介護支援	4事業所
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	3事業所	・認知症対応型通所介護	1事業所
・小規模多機能型居宅介護	2事業所		
・認知症対応型共同生活介護	2事業所(4ユニット)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)		
③ 施設サービス			
・介護老人保健施設	1施設(150床)		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	9か所		
・憩の家	1か所		
・認知症カフェ	2か所		
・ふれあいサロン	16か所		
・いきいきポイント指定施設	13か所		

認知症の悩みを抱え込まず、ホッと落ち着ける地域の拠点

認知症カフェ房舎

倉敷市水江の住宅街に位置する認知症カフェ房舎は、感謝の気持ちを表現する仏教用語「無財の七施」のうち、休息の場を提供する行為である「房舎施」から名付けられました。

その名前のとおり、認知症の家族に悩まれている方から当事者の方、また認知症予防に興味を持たれているご近所の方も気軽に集っています。

代表の武南さんをご両親を介護された経験から房舎を立ち上げ、その経験から相談者に寄り添い、適切なアドバイスをされ、利用者の皆さんからも慕われています。

現在は新型コロナウイルスの影響で以前のように気軽に集うことが難しくなっていますが、そのぶん電話相談での対応が多くなり、状況に合わせて相談を受けられる体制を続けています。



我が家のように気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを心掛けられています。
中には犬の散歩のついでに寄られる方もおられるそうです。



誰にも相談することができなかった家族の認知症の悩みを涙ながらに話される方もおられますが、武南さんは介護経験者として温かく受け止めながら傾聴されます。

サロン運営者の皆さんと学区をこえた交流会

老松・中洲学区合同サロン交流会

令和元年12月4日『サロンをされていて良かった点、悩みなどの情報交換をしよう』と、老松・中洲学区合同サロン交流会を開催。老松学区からは4サロン、中洲学区からは10サロン、社会福祉協議会の松岡氏、高齢者支援センタースタッフが参加しました。

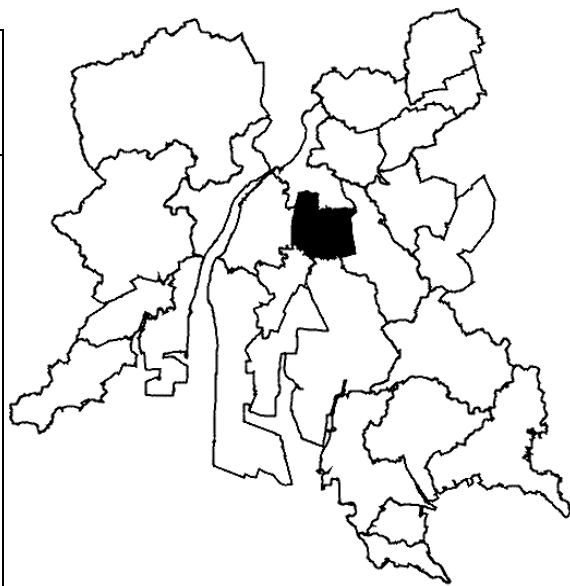
「他のサロン活動の活発さに感心した」
「取り組みなど学ぶことが多くあった」
など情報交換の場となっただけではなく、「交流会後に学区を超えてサロンを見学してきた」「他のサロンへ出張してきた」など思いがけない交流もありました。

地域の高齢者には「歩いて行ける通いの場・サロン」がとても大切な場所となっています。

今後も情報共有できる交流会を続けていく予定です。

中洲地区 サロン・通いの場一覧				老松地区 サロン・通いの場一覧	
※ 町内会に入っていない方も参加することができます。 ※ 町内会に入っている方も町内会を介して参加することができます。 ※ 希望者で参加が可です。				※ 町内会に入っていない方も参加することができます。 ※ 町内会に入っている方も町内会を介して参加することができます。 ※ 希望者で参加が可です。	
町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など
町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など
町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：中洲地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第1、3、5日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など	町内会入会者サロン 場所：老松地区民会館 時間：毎月第2、4日曜日 10時～12時 内容：お茶会、情報交換、地域活動の紹介など

交流会での情報をまとめて「サロン・通いの場一覧」を作成し、地域住民やケアマネジャーなど幅広く活用しています。

倉 4	圏域名：大高	
範 囲 大高，葦高，倉敷南各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：34,956 人 ・高齢者人口：6,575 人 （内 75 歳以上 3,190 人） ・高齢化率：18.8% ・認定者数：1,219 人 ・認定率：18.0% ・認知症高齢者数：687 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市新田 2689		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス ・訪問介護 6事業所 ・通所介護 8事業所 ・短期入所生活介護 1事業所 ・福祉用具貸与・販売 3事業所 ・訪問看護 3事業所 ・通所リハビリテーション 1事業所 ・特定施設入居者生活介護 3施設(130床) ・居宅介護支援 6事業所		
② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 6事業所 ・小規模多機能型居宅介護 1事業所 ・認知症対応型共同生活介護 2事業所(4ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(29床) ・看護小規模多機能型居宅介護 1事業所 ・認知症対応型通所介護 1事業所		
③ 施設サービス		
④ 通いの場等 ・老人クラブ 11 箇所 ・憩の家 1 箇所 ・認知症カフェ 1 箇所 ・ふれあいサロン 4 箇所 ・いきいきポイント指定施設 15 箇所		

大高小学校区 『 認知症と向き合い健康づくりの大切さへ 』

大高地区小地域ケア会議では、今後増加が予想される認知症の方への対応について正しい理解が進んでいない、という声がありました。そこで認知症の事を正しく知っていただくために認知症サポーター養成講座を町内ごとに開催しています。

町内を何度も周り、認知症への理解が徐々に地域に広がっている事を感じた頃、認知症は特別な病気ではなく、自分たちがいつかかってもおかしくない、という声が聞こえるようになりました。認知症予防の関心が高まり、特にMCⅠの段階の対応が重要となる事から、脳活講座と題して、薬剤師さんからのお話や脳トレ、物忘れ相談プログラムを受ける機会をつくりました。

生活習慣の改善や生活習慣病の予防が認知症予防につながるということから、自分自身の健康づくりが重要であるという意識が高まっています。

葦高小学校区 『 あしたかの良いところを活かす地域に 』

平成30年7月に倉敷市真備町で起きた豪雨災害では多くの方が被災され、倉敷市内各地のみなし仮設住宅へ避難されました。

葦高地区社協では、葦高学区内へ避難されている方をご招待し、「ようこそ！あしたかへ ～もちつき大会～」を開催しました。

当日はつきたての餅の入った豚汁やホットドリンクのふるまいや、真備でも活躍していた復興アーティストによるライブのおもてなしで、会場は笑顔にあふれました。

被災された皆さんは慣れない土地での生活に寂しさを感じることもあったかもしれませんが、葦高学区の皆さんの温かく受け入れたいと思う気持ちも伝わったのではないのでしょうか。

倉敷南小学校区 『 気軽に声をかけ合い助け合える南学区へ 』

倉敷南小学校区小地域ケア会議では、小学校と協力し、子どもたちに認知症への理解を広げるために、コミュニティの夏まつりでのフリータイムを利用して『困っている高齢者への声掛け体験』をこれまでに2回行っています。

倉敷南小学校の先生方、地域の方にご協力頂き、望ましい対応を伝えた後、校庭で道に迷った方に扮した先生方に子どもたちが声をかけます。参加してくれた子どもたちからは、「緊張したけど、難しくはなかった」「どうやって声をかけるか考えた」等の声が聞かれました。保護者の方は一生懸命道を教えたりする子どもたちの様子を感じていました。

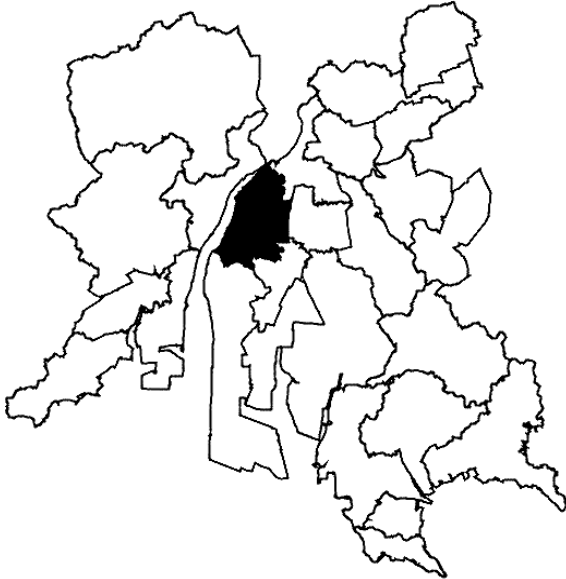
様々な世代に認知症への理解が広がり、認知症になっても安心して暮らせる地域ができたと思います。



大高地区小地域ケア会議



葦高小学校区もちつき大会

倉 5	圏域名：倉敷西
範 囲 中島，西阿知，連島北各小学校区	
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：35,241 人 ・高齢者人口：8,008 人 （内 75 歳以上 3,968 人） ・高齢化率：22.7% ・認定者数：1,620 人 ・認定率：20.0% ・認知症高齢者数：926 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市中島 770-1	
	
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）	
① 居宅サービス	
・訪問介護	4事業所
・訪問看護	2事業所
・通所リハビリテーション	2事業所
・短期入所療養介護	1事業所
・福祉用具貸与・販売	2事業所
・訪問入浴介護	1事業所
・通所介護	7事業所
・短期入所生活介護	3事業所
・特定施設入居者生活介護	1施設(78床)
・居宅介護支援	5事業所
② 地域密着型サービス	
・地域密着型通所介護	2事業所
・認知症対応型共同生活介護	3事業所(6ユニット)
・地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設(29床)
・小規模多機能型居宅介護	2事業所
③ 施設サービス	
・特別養護老人ホーム	1施設(132床)
・介護老人保健施設	1施設(150床)
④ 通いの場等	
・老人クラブ	21か所
・憩の家	3か所
・認知症カフェ	2か所
・ふれあいサロン	23か所
・いきいきポイント指定施設	23か所

「ちょっと困った」を地域で解決！

「中島地区お助け隊」 一困りごと支援と高齢者の活躍推進—

中島地区で令和元年7月からスタートした「中島地区お助け隊」は中島地区小地域ケア会議やその作業部会において、地域目線での課題検討を重ねて実現した地域住民同士の支え合いの活動です。困っている人には利用しやすい料金設定で「草取り・ゴミ出し・掃き掃除・話相手など」の支援が受けられ、隊員となる高齢者にはそれぞれの得意分野を活かしながら地域での活躍の場になればという事で始まり、実際に近くに住む元気な方で地域の役に立ちたいという方が活動されています。また、有償ボランティアという形をとる事でお互いに気持ち良く、「親しき中にも～」という関係性で活動が行えています。



作業部会での課題検討の様子



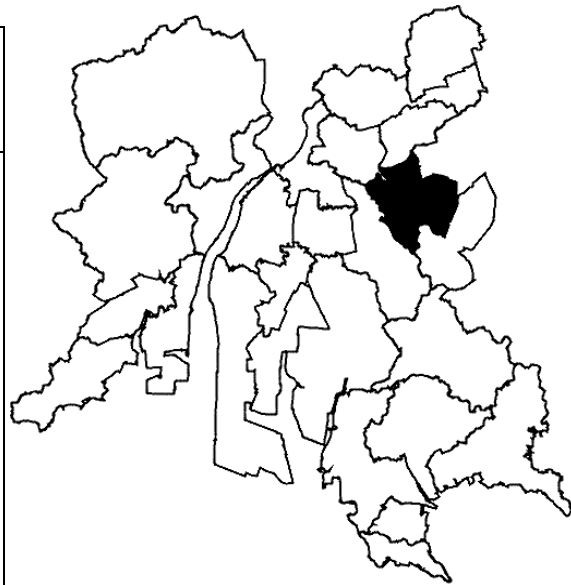
作業中の様子（草取りを行いました。）



作業後には利用料金を直接受け渡し



隊員と小地域メンバーで記念の一枚

倉 6	圏域名：帯江・豊洲	
範 囲 帯江，豊洲各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：16,475 人 ・高齢者人口：4,594 人 （内 75 歳以上 2,523 人） ・高齢化率：27.9% ・認定者数：1,093 人 ・認定率：23.3% ・認知症高齢者数：577 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市亀山 679-1		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	4事業所	・訪問看護	1事業所
・通所介護	3事業所	・通所リハビリテーション	1事業所
・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所
・居宅介護支援	3事業所		
② 地域密着型サービス			
・認知症対応型通所介護	1事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所
・認知症対応型共同生活介護	4事業所(8ユニット)		
③ 施設サービス			
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)		
・特別養護老人ホーム	1施設(50床)	・介護老人保健施設	1施設(100床)
④ 通いの場等			
・老人クラブ	11か所		
・憩の家	2か所		
・認知症カフェ	1か所		
・ふれあいサロン	9か所		
・老人福祉センター	1か所		
・いきいきポイント指定施設	12か所		

地域を知る みんなで学ぶ 豊洲の防災～

豊洲防災ウォーキング，防災講演会の取組

豊洲地区では、毎年防災ウォーキングを実施しています。第1回を開始するにあたって、当初は三世代交流が目的でした。三世代が集まって学区を歩き交流を深めれば、お互いの見守りにもなると考えていました。しかし、より多くの人に参加していただき、さらに防災への関心を持ってもらいたいとの思いから、多世代で豊洲を歩く、防災ウォーキングが計画されました。



地域の駐在さんも参加されるので、住民と顔がつながるきっかけにもなります。

学区内の危険箇所や、車で通れない箇所も実際に歩いてみると、より地域の事を知ることが出来ます。各自治会や、民生委員、愛育委員、老人クラブ、食育教室、消防分団、自衛消防、豊洲小学校などの地域の各種団体の協力のもと、これまで毎年コースを変えながら続けてきました。足に自信がある方は8 kmコース、ゆっくり楽しみたい方は4 kmコースを歩きます。毎回、完歩者には防災鍋で作った豚汁が振舞われ、多世代で楽しまれています。令和元年度は防災講演会も開催し、災害伝言ダイヤルや土嚢作りの体験など、講演だけでなく体験型の展示も行いました。

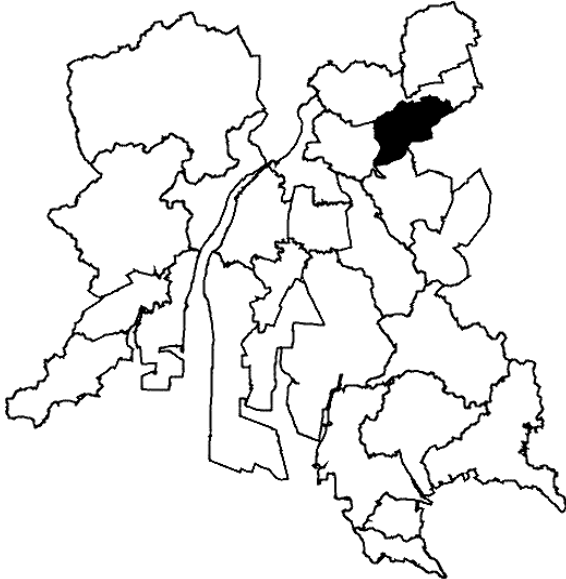
コロナの感染リスクが落ち着き、豊洲が培ってきた防災の取組を再開できる日を、地域のみんなは待っています。



体験では、消火器以外にも煙体験や防災食の試食など、混雑せず順番に回れるように計画されています。



災害伝言ダイヤルの説明ではNTTの方に来ていただくなど、上手に色々な所の協力を受けて実施されています。

倉 7	圏域名：中庄		
範 囲 中庄小学校区			
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：17,459 人 ・高齢者人口：4,899 人 （内 75 歳以上 2,526 人） ・高齢化率：28.1% ・認定者数：1,032 人 ・認定率：20.8% ・認知症高齢者数：546 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市徳芳 504			
			
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）			
① 居宅サービス			
・訪問介護	4事業所	・訪問看護	1事業所
・通所介護	3事業所	・通所リハビリテーション	1事業所
・短期入所生活介護	1事業所	・特定施設入居者生活介護	1施設（50床）
・福祉用具貸与・販売	1事業所	・居宅介護支援	3事業所
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	3事業所	・小規模多機能型居宅介護	2事業所
・認知症対応型共同生活介護	3事業所（6ユニット）		
③ 施設サービス			
・特別養護老人ホーム	1施設（80床）		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	4か所		
・認知症カフェ	1か所		
・ふれあいサロン	9か所		
・いきいきポイント指定施設	7か所		

団地造成当初から続くコミュニティの関係継続

倉敷中庄天神ふれあい広場の会 ―団地コミュニティの集いの場活動―

中庄天神団地は約33年前に造成された団地で、当時は倉敷のビバリーヒルズと呼ばれたほど風光明媚で住みやすく、多くの現役世代が移り住みました。しかし、どの団地でもそうであるように、天神団地においても当初若かった住民の皆さんも年々、一斉に高齢化していきました。

その中で、住民が孤立することなく元気に集う場となっているのが、倉敷中庄天神ふれあい広場の会です。ほぼ毎日のようにラジオ体操や清掃活動をし、毎月のようにお月見会やもちつき大会などの行事を行っていますが、その活動を支えているのが、男性グループ「ダンディーズ」のメンバーやサポートされている女性の皆さんです。

ダンディーズは当初、子どもたちが小さい頃はソフトボールなどの子ども会活動を中心に活動されていましたが、子どもたちが成長し、独立していくにつれて活動の形態を変えながら続けられています。

長年継続して活動されているだけあり、参加される住民の皆さんのとても強い団結力を感じました。



団地に引っ越してこられて長い年月が経ちましたが、こうして定期的に集うことこそ、長年続けてこれた秘訣です。



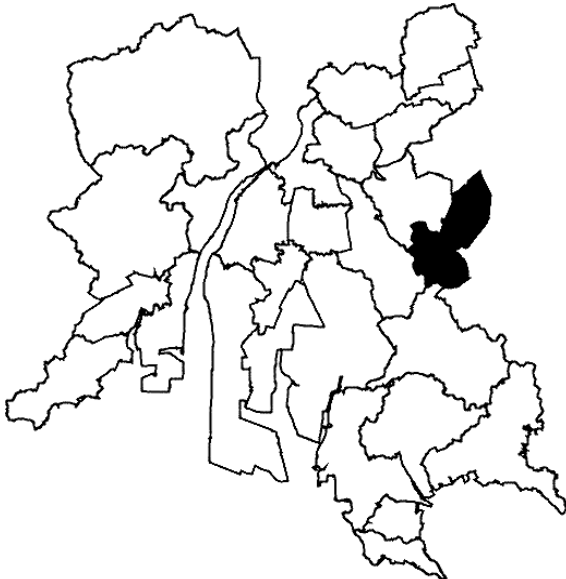
男性メンバー手作りの子ども神輿。様々なスキルを持った方がいますが、メンバーそれぞれが自分の出来ることで天神団地のために貢献しています。



定期的にグラウンドゴルフを行っていて、皆さん続けて参加されているため、とてもレベルは高いです。こうして身体を動かすことで地域の健康づくりに繋がっています。



毎朝、公園に集まってラジオ体操から一日が始まります。公園の清掃も一緒に行い、とても清々しい気持ちになります。

倉 8	圏域名：天城・茶屋町
範 囲 天城，茶屋町各小学校区	
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：25,558 人 ・高齢者人口：6,235 人 （内 75 歳以上 3,329 人） ・高齢化率：24.4% ・認定者数：1,280 人 ・認定率：20.2% ・認知症高齢者数：749 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市藤戸町藤戸 1573-1	
	
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）	
① 居宅サービス	
・訪問介護 3事業所	・訪問看護 2事業所
・通所介護 6事業所	・通所リハビリテーション 1事業所
・短期入所生活介護 2事業所	・短期入所療養介護 2事業所
・特定施設入居者生活介護 2施設(30 床)	
・福祉用具貸与・販売 1事業所	・居宅介護支援 4事業所
② 地域密着型サービス	
・地域密着型通所介護 3事業所	・認知症対応型通所介護 1事業所
・小規模多機能型居宅介護 1事業所	
・認知症対応型共同生活介護 6事業所(10ユニット)	
③ 施設サービス	
・特別養護老人ホーム 2施設(80 床)	・介護老人保健施設 1施設(99 床)
④ 通いの場等	
・老人クラブ 14 箇所	
・憩の家 2箇所	
・認知症カフェ 1 箇所	
・ふれあいサロン 11 箇所	
・いきいきポイント指定施設 21 箇所	

真備の災害を教訓に、わが地域の防災活動を通じ、支え合いのまちづくりへ

わが町の一人一人の命を守る「天城小学校区防災マップ」づくり ～小地域ケア会議を通じた支え合いのまち・災害に強いまちづくり

平成30年7月豪雨では、倉敷川の両側に住宅が広がる天城小学校区でも浸水被害が発生しました。その時の教訓と、真備町への支援（災害ボランティア）を通じ、「同じことが天城で起きたらどうなるのか」、「地域で犠牲となる人を一人でも減らすためにはどうしたら良いのか」との声が上がり、地域の課題を話し合う小地域ケア会議において、「天城小学校区防災マップ」づくりに取り組むことになりました。

様々な意見が飛び交う中、小地域ケア会議のメンバーの思いとして共通していたことは、「災害時は、日頃からの人と人とのつながりが一番大切」ということでした。“完成したマップをつながりづくりの一助にしたい”そのような思いの中、マップづくりが始まりました。

玉島の黒崎本村、真備町の岡田地区の方々など、先駆的な取り組みをしている地域と情報交換を重ね、岡山県の事業である地区防災計画（避難支援個別計画）作成モデル事業を活用し、NPO法人まちづくり推進機構岡山の協力のもと、本格的なマップの作製をおこないました。



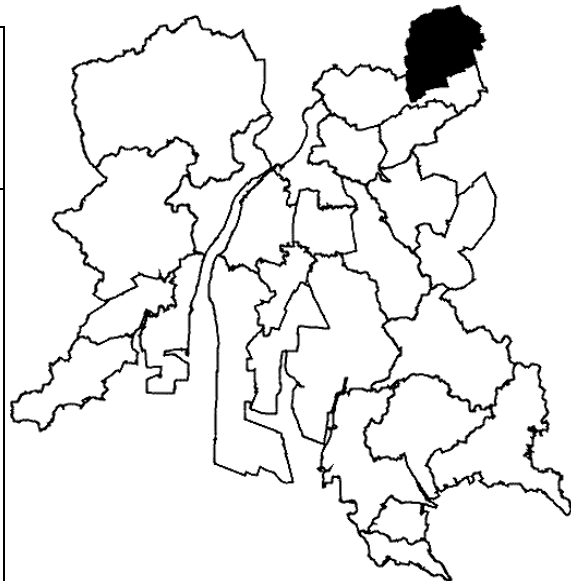
実際に災害時を想定しつつ「まち歩き」をして、地図に乗せる情報（消火栓の場所や災害時に使用できる道路や危険箇所など）を収集していきました。改めてわが町を歩いてみることで、災害時に必要な備えも見えてきました。

天城学区コミュニティ協議会や地区社会福祉協議会とも連携したことで、避難所へ提出する避難時提出カードや、避難所案内図も同時に作成し、天城学区全戸に配布することができました。配布時にはできるだけコミュニケーションをとることを大切に、人と人とがつながれるよう配慮し配布をおこないました。

この取り組みにより、地域の絆づくり、自治会組織の強化、自主防災組織の立ち上げなどにつながっています。

今後はマップを活用した、小学校や学区全体での合同避難訓練も計画されており、「つながり・支え合い」が益々の広がりを見せています。



倉 9	圏域名：庄北											
範 囲 庄小学校区の一部 （上東，二子，山地，西尾，日畑， 矢部，庄新町）												
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：11,390 人 ・高齢者人口：3,299 人 （内 75 歳以上 1,586 人） ・高齢化率：29.0% ・認定者数：627 人 ・認定率：18.6% ・認知症高齢者数：348 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市山地 1297												
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）												
① 居宅サービス <table><tr><td>・訪問介護</td><td>1 事業所</td><td>・通所介護</td><td>2 事業所</td></tr><tr><td>・短期入所生活介護</td><td>2 事業所</td><td>・居宅介護支援</td><td>1 事業所</td></tr></table>			・訪問介護	1 事業所	・通所介護	2 事業所	・短期入所生活介護	2 事業所	・居宅介護支援	1 事業所		
・訪問介護	1 事業所	・通所介護	2 事業所									
・短期入所生活介護	2 事業所	・居宅介護支援	1 事業所									
② 地域密着型サービス <table><tr><td>・小規模多機能型居宅介護</td><td>2 事業所</td></tr><tr><td>・認知症対応型共同生活介護</td><td>2 事業所(4 ユニット)</td></tr></table>			・小規模多機能型居宅介護	2 事業所	・認知症対応型共同生活介護	2 事業所(4 ユニット)						
・小規模多機能型居宅介護	2 事業所											
・認知症対応型共同生活介護	2 事業所(4 ユニット)											
③ 施設サービス <table><tr><td>・特別養護老人ホーム</td><td>2施設(110 床)</td></tr></table>			・特別養護老人ホーム	2施設(110 床)								
・特別養護老人ホーム	2施設(110 床)											
④ 通いの場等 <table><tr><td>・老人クラブ</td><td>16 か所</td></tr><tr><td>・憩の家</td><td>1 か所</td></tr><tr><td>・認知症カフェ</td><td>1 か所</td></tr><tr><td>・ふれあいサロン</td><td>5 か所</td></tr><tr><td>・いきいきポイント指定施設</td><td>9 か所</td></tr></table>			・老人クラブ	16 か所	・憩の家	1 か所	・認知症カフェ	1 か所	・ふれあいサロン	5 か所	・いきいきポイント指定施設	9 か所
・老人クラブ	16 か所											
・憩の家	1 か所											
・認知症カフェ	1 か所											
・ふれあいサロン	5 か所											
・いきいきポイント指定施設	9 か所											

小地域ケア会議からの防災意識の発信

庄地区小地域ケア会議 ー防災に対する取り組みー

平成30年7月、西日本豪雨災害で大きな被害のあった真備地区の状況を目の当たりにし、同じ倉敷市内の庄地区においても他人事ではないと感じ、庄地区小地域ケア会議でも平成30年度と令和元年度のテーマを「庄地区の防災を考えよう!」とし、防災に強い庄地区を目指した取り組みをすることにしました。

平成30年度は発災した年のため、例年のような小地域ケア会議の開催が難しいため、広報紙「庄地区小地域ケア会議だより 第7号」で非常時持ち出し物や避難場所といった防災に対する情報を掲載し、愛育委員による全戸回覧や庄支所や庄公民館の窓口に置かせてもらうことで庄地区の住民の皆さんにも情報発信しました。

令和元年度は防災講演会を開催しましたが、講演で災害について学び、グループワークで庄地区内の状況を確認し、どのような取り組みが必要なのか協議しました。

この小地域ケア会議での防災意識は地域にも広まりつつあり、上東の「トーヨドささえあいネットワーク会議」でも令和2年11月に予定されている防災訓練に向けて、協議が進められています。



令和元年度の防災講演会では、倉敷市社会福祉協議会 生活支援コーディネーターの松本氏から真備地区の報告と合わせて防災のお話を聞きました。



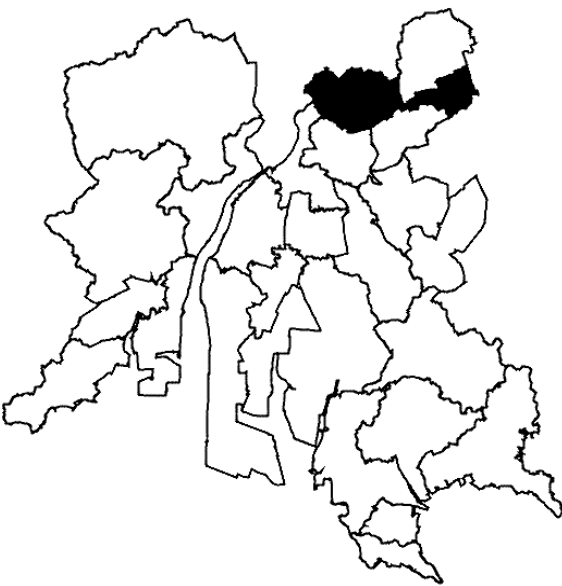
「庄地区小地域ケア会議だより」にて地域住民へも情報発信。



グループワークでは、庄地区でどんな取り組みができるか、活発に意見が交わされました。



上東のトーヨド団地での防災訓練の実施に向けて協議が進められています。

倉 10	圏域名：倉敷北																																																												
範 囲 庄小学校区の一部（下庄，松島，栗坂） 菅生小学校区の一部 （浅原，西坂，生坂，三田）																																																													
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：9,770 人 ・高齢者人口：2,961 人 （内 75 歳以上 1,419 人） ・高齢化率：30.3% ・認定者数：595 人 ・認定率：19.9% ・認知症高齢者数：322 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市下庄 700-1 ・高齢者支援サブセンターの所在地 ：倉敷市浅原 380-2																																																													
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス <table><tr><td>・訪問介護</td><td>2事業所</td><td>・訪問看護</td><td>3事業所</td></tr><tr><td>・通所介護</td><td>4事業所</td><td>・通所リハビリテーション</td><td>2事業所</td></tr><tr><td>・短期入所生活介護</td><td>2事業所</td><td>・短期入所療養介護</td><td>1事業所</td></tr><tr><td>・特定施設入居者生活介護</td><td>1施設(50床)</td><td>・居宅介護支援</td><td>4事業所</td></tr></table> ② 地域密着型サービス <table><tr><td>・地域密着型通所介護</td><td>3事業所</td><td>・認知症対応型通所介護</td><td>2事業所</td></tr><tr><td>・小規模多機能型居宅介護</td><td>1事業所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・認知症対応型共同生活介護</td><td>4事業所(7ユニット)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>1施設(29床)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・看護小規模多機能型居宅介護</td><td>1事業所</td><td></td><td></td></tr></table> ③ 施設サービス <table><tr><td>・特別養護老人ホーム</td><td>1施設(50床)</td><td>・介護老人保健施設</td><td>1施設(100床)</td></tr></table> ④ 通いの場等 <table><tr><td>・老人クラブ</td><td>13か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・憩の家</td><td>2か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・認知症カフェ</td><td>2か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ふれあいサロン</td><td>3か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・いきいきポイント指定施設</td><td>16か所</td><td></td><td></td></tr></table>			・訪問介護	2事業所	・訪問看護	3事業所	・通所介護	4事業所	・通所リハビリテーション	2事業所	・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所	・特定施設入居者生活介護	1施設(50床)	・居宅介護支援	4事業所	・地域密着型通所介護	3事業所	・認知症対応型通所介護	2事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所			・認知症対応型共同生活介護	4事業所(7ユニット)			・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)			・看護小規模多機能型居宅介護	1事業所			・特別養護老人ホーム	1施設(50床)	・介護老人保健施設	1施設(100床)	・老人クラブ	13か所			・憩の家	2か所			・認知症カフェ	2か所			・ふれあいサロン	3か所			・いきいきポイント指定施設	16か所	
・訪問介護	2事業所	・訪問看護	3事業所																																																										
・通所介護	4事業所	・通所リハビリテーション	2事業所																																																										
・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所																																																										
・特定施設入居者生活介護	1施設(50床)	・居宅介護支援	4事業所																																																										
・地域密着型通所介護	3事業所	・認知症対応型通所介護	2事業所																																																										
・小規模多機能型居宅介護	1事業所																																																												
・認知症対応型共同生活介護	4事業所(7ユニット)																																																												
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)																																																												
・看護小規模多機能型居宅介護	1事業所																																																												
・特別養護老人ホーム	1施設(50床)	・介護老人保健施設	1施設(100床)																																																										
・老人クラブ	13か所																																																												
・憩の家	2か所																																																												
・認知症カフェ	2か所																																																												
・ふれあいサロン	3か所																																																												
・いきいきポイント指定施設	16か所																																																												

新型コロナウイルスに負けない見守り活動

菅生地区社協の訪問活動

菅生地区社協は平成 23 年 5 月 21 日に設立し、菅生地区で活動される民生委員児童委員協議会や愛育委員会、町内会、老人会など、各種団体が加盟され、また、コミュニティ協議会と協働しながら地域活動を進めています。

主な事業としては、独居高齢者へのお弁当配布や食事会、三世代交流事業、福祉講演会、コミュニティ祭り等、様々な事業を実施していましたが、新型コロナウイルスの影響でその多くが中止や内容の変更を余儀なくされ、新しい地域活動の様式が求められてきました。

このままではそれまで培ってきた地域の繋がりや見守りの体制が希薄になりかねず、コロナ禍でも出来る活動を模索していました。

そこで、倉敷市社協の実施する地域とつながる『つながり・安心ノ増すマスクプロジェクト』のことを知り、参加することにしました。

百歳体操などが始まる前の時間などを活用したり、自宅で作ったマスクを持ち寄ったりして約 850 枚を作り、高齢者宅の訪問活動等でお届けしました。

マスクには菅生幼稚園・菅生小学校の子どもたちが書かれたメッセージカードも一緒に添えられ、受け取られた方にも大変喜ばれました。



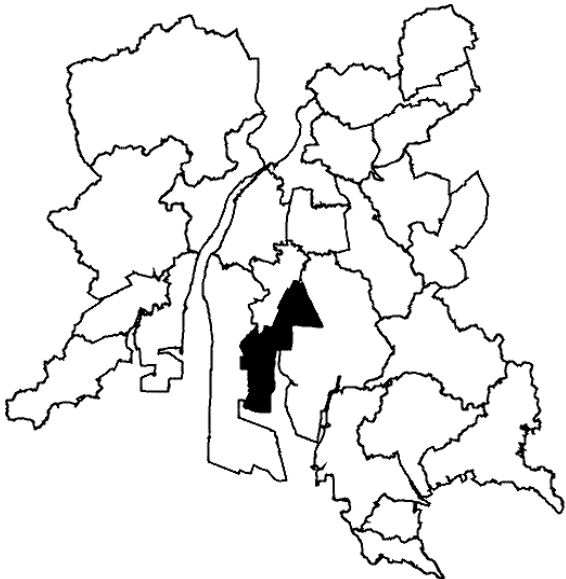
地区社協の役員によって配られていました。



大勢の方に支えられています。



一緒に配ったメッセージカードも喜ばれました。

水 1	圏域名：水島		
範 囲 第四福田，第五福田，水島各小学校区			
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：18,818 人 ・高齢者人口：5,719 人 （内 75 歳以上 2,943 人） ・高齢化率：30.4% ・認定者数：1,368 人 ・認定率：23.6% ・認知症高齢者数：826 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市水島南春日町 13-1			
			
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）			
① 居宅サービス			
・訪問介護	8事業所	・訪問看護	2事業所
・訪問リハビリテーション	1事業所	・通所介護	1事業所
・通所リハビリテーション	2事業所	・短期入所生活介護	1事業所
・短期入所療養介護	1事業所	・特定施設入居者生活介護	1施設(40床)
・福祉用具貸与・販売	1事業所	・居宅介護支援	3事業所
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	3事業所	・小規模多機能型居宅介護	2事業所
・認知症対応型共同生活介護	2事業所(4ユニット)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(20床)		
③ 施設サービス			
・介護老人保健施設	1施設(83床)		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	12か所		
・憩の家	1か所		
・認知症カフェ	2か所		
・ふれあいサロン	7か所		
・いきいきポイント指定施設	17か所		

日頃の「つながり」が、生活支援に広がる

「ちどり助け愛たい」 ―困りごと支援と高齢者の活躍推進―

水島地区にある千鳥町団地では、集会所を常時開放しており、誰もが気軽に集まれる居場所となっています。日頃から集会所の中で、自然にお互いの暮らしぶりを把握し、生活の困りごとを話し合い、その過程で誕生したのが、「ちどり助け愛たい」です。「ちょっとした困りごと」を住民同士で支え合うことをテーマにしており、支援者（ちょこっと隊）が依頼のあった住民（ありが隊）の自宅を訪問し、お互いに気兼ねなく頼める料金で買い物・掃除・荷物運び・電球交換などを行っています。

千鳥町団地には日頃の自然な「つながり」から育まれた、「助け上手」と「助けられ上手」がたくさんいます。



集会所の様子。人が集まると自然に困りごとを抱えた人の作戦会議が始まります。



「ちどり助け愛たい」の活動の様子。ちょこっと隊、ありが隊、どちらからも笑顔が溢れています。

近所の方が気軽に集まれる

「ほっこりカフェ」 ―地域交流―

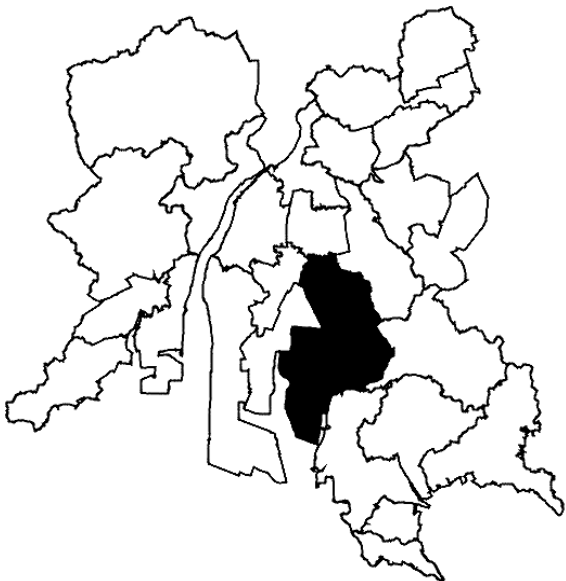
オレンジカフェに参加している方が「自分達の地域でも近所の方が集まっておしゃべりをしたりお茶を飲んだりできる場所を作りたい」との思いで始まったカフェ。令和元年10月から地元の集会所で毎月1回開催しています。コロナ禍により中止していた時期はありましたが、あっという間に1周年を迎えました。

ここでは、トースト、サラダ、ゆでたまご、コーヒーが100円で味わえます。季節によっては特別メニューもあり、次はこうしたいと相談しながら開催されています。主催者のみなさんが生き活きと活動されており、笑顔がとてもステキです。

食後は主催者のみなさんも一緒になって、おしゃべりを楽しんで情報交換をしています。いつも来る人が来ないと声かけに行くことも。地域の方が活躍できる場でもあり、気軽に集まれる交流の場になっています。



美味しい食事で会話が弾みます！

水 2	圏域名：福田		
範 囲 第一福田，第二福田，第三福田 各小学校区			
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：30,465 人 ・高齢者人口：7,601 人 （内 75 歳以上 3,588 人） ・高齢化率：24.9% ・認定者数：1,608 人 ・認定率：20.8% ・認知症高齢者数：1,001 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市東塚5-4-50 ・高齢者支援サブセンターの所在地 ：倉敷市福田町福田 234-1			
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）			
① 居宅サービス			
・訪問介護	3事業所	・訪問入浴介護	1事業所
・訪問看護	1事業所	・訪問リハビリテーション	1事業所
・通所介護	4事業所	・通所リハビリテーション	2事業所
・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所
・特定施設入居者生活介護	1施設(22床)		
・福祉用具貸与・販売	2事業所	・居宅介護支援	6事業所
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	2事業所	・認知症対応型通所介護	1事業所
・小規模多機能型居宅介護	1事業所		
・認知症対応型共同生活介護	5事業所(10ユニット)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	2施設(49床)		
③ 施設サービス			
・特別養護老人ホーム	1施設(50床)		
・介護老人保健施設	1施設(80床)		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	12か所		
・憩の家	3か所		
・認知症カフェ	1か所		
・ふれあいサロン	14か所		
・いきいきポイント指定施設	17か所		

皆で歩けば、ますます元気！

「福田 月曜 ウォーキング」 ―地域交流と健康増進―

代表者の「コロナ禍でも、声をかけあって皆で健康になろう。外なら気兼ねなく集まれる。」との思いからスタートし、水島緑地福田公園の中を毎週ウォーキングしています。口コミで人数が増え、40名を超える登録者となりました。

普段はおしゃべりを楽しみながらのウォーキング、そして筋力トレーニングやストレッチを行っています。季節に合わせてコースを変えたり、年に一度はタイムを計り効果を実感します。

また、他のサロンの代表者や関係者も多く参加しており、サロン同士の自然な情報交換や交流の場にもなっています。



ウォーキングの様子。この日も多くの人が参加しています。



ウォーキング後は、皆で仲良くストレッチ！
顔馴染みのメンバーなので、話が尽きません。

続く、広がる、「シューイチ百歳体操」 ～地域と専門職と共に～

福田圏域では「シューイチ 100 歳体操」を手段とした住民主体の通いの場が 22 箇所立ち上がっています（R2.10 現在）。

これは平成 28 年 6 月に厚生労働省の地域づくりによる介護予防推進支援事業広域アドバイザーの方からの住民向け、専門職向けに水島地区で講演をして頂いたことを出発点としています。講演会 6 か月前より住民主体を専門職で支えるために話し合いを重ね、立ち上げ後も高齢者支援センターが、測定や体操指導などを通して関わっています。

そして、3 年の区切りに圏域内で『三年大会』を開催しました。独自の取り組みや工夫が発表され、心と体の健康だけでなく、人とのつながりや活躍の場にもなっていることがわかりました。参加した専門職からも「地域のパワーに感動した。今後もできる協力をしていきたい。」との言葉をいただきました。これからもチーム福田で頑張ります。

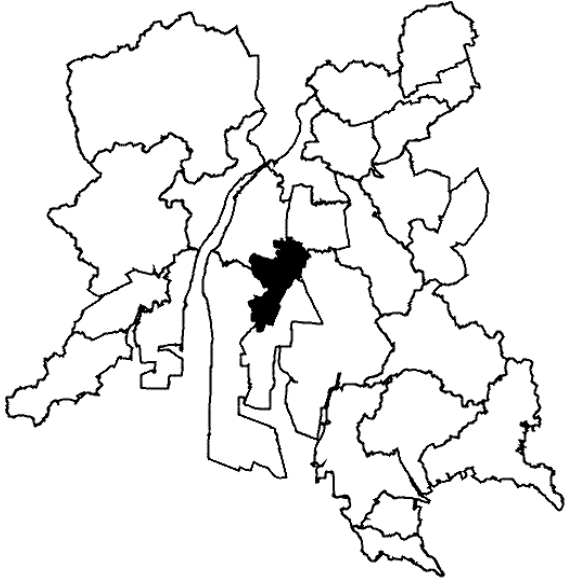
シューイチ百歳体操 3年大会in福田 R1.11.19(火)



20/22グループ 代表37名参加 福田高齢者支援センター5名
専門職6名（薬剤師、作業療法士2名、保健師、社会福祉協議会、
生活支援コーディネーター）



年に一度の高齢者支援センターによる
体力測定、薬剤師による骨チェックと
健康相談の様子。

水 3	圏域名：連島	
範 囲 連島東，旭丘，連島神亀各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：18,922 人 ・高齢者人口：4,929 人 （内 75 歳以上 2,376 人） ・高齢化率：26.0% ・認定者数：998 人 ・認定率：19.8% ・認知症高齢者数：618 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市神田 2-3-27		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス ・訪問介護 4 事業所 ・訪問看護 1 事業所 ・通所リハビリテーション 1 事業所 ・特定施設入居者生活介護 1 施設(50 床) ・福祉用具貸与・販売 1 事業所 ・訪問入浴介護 1 事業所 ・通所介護 6 事業所 ・短期入所生活介護 1 事業所 ・居宅介護支援 3 事業所		
② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 6 事業所 ・認知症対応型共同生活介護 2 事業所(4 エット) ・小規模多機能型居宅介護 1 事業所		
③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1 施設(130 床) ・介護医療院 1 施設(31 床)		
④ 通いの場等 ・老人クラブ 16 か所 ・憩の家 1 か所 ・ふれあいサロン 9 か所 ・いきいきポイント指定施設 10 か所		

サロン活動がつなぐ、地域支援！

「大江健康サロン」 ―地域交流―

町内の公民館に地域の仲間が毎月 1 回集まり、「大江に住んで本当に良かった」と思えるように、内容を工夫しながらサロン活動を行っています。初めて参加した人でも楽しめるように、身体を動かしたレクリエーションや専門職による健康教室や出前講座を活用し、体操や勉強会なども行っており、自分自身の健康に向き合う大切な機会にもなっています。

年に数回は近隣の保育園や子育て支援センターなどを訪問し、三世代交流を兼ねて童謡の踊りを披露しています。衣装や振り付けも全て手作りし、踊りを見た園児からもとても好評です！また、地域の歴史を学び、大切に守る為、ウォーキングを兼ねた史跡巡りを毎年行っています。学区の小学校との絆も強く、毎月 1 回は校庭の花壇の手入れをしており、いつも綺麗な花を咲かせています。

大江健康サロンでは、「健康づくり」や「仲間づくり」だけではなく、ちょっとした気配りの中で、無理をしない自然な「見守り活動」にもなっています。



史跡巡りの様子。サロン参加者が順番に、史跡の説明をしています。



踊りの練習中。和気あいあいとした雰囲気、会場に笑い声が響きます！

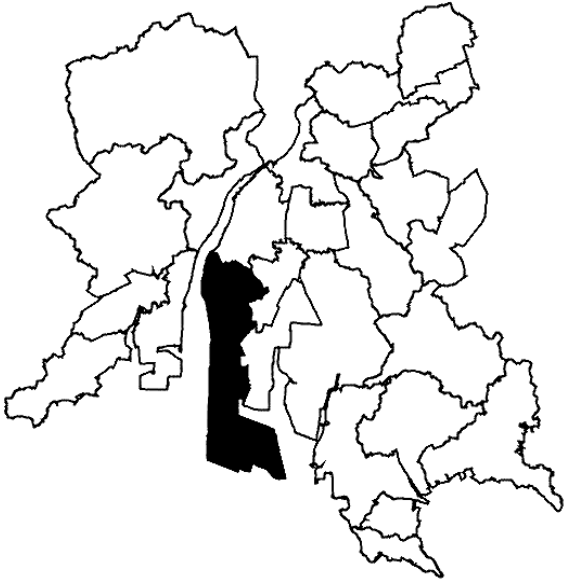
新型コロナウイルスの影響から、普段通りに集うことができなくなり、サロン活動の継続が難しくなりました。でも大江健康サロンはいつも前向きです！愛情たっぷりの手作りマスクを作り、地域の中でマスクが不足している高齢者や子ども、つながりのある高齢者施設や小学校、保育園などに配りました。「一つ」のマスクが「たくさん」の笑顔に変わります。



マスク作りの作戦会議。
素敵なマスクが完成しました！



保育園にマスクを贈呈。可愛いマスクを見て、園児も思わず笑顔に！

水 4	圏域名：連島南	
範 囲 連島西浦，連島南，霞丘各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：21,137 人 ・高齢者人口：5,335 人 （内 75 歳以上 2,486 人） ・高齢化率：25.2% ・認定者数：1,023 人 ・認定率：18.8% ・認知症高齢者数：633 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市神田2-3-27 ・高齢者支援サブセンターの所在地 ：倉敷市連島町鶴新田 1956-1		
		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス ・訪問介護 3事業所 ・通所リハビリテーション 1事業所 ・特定施設入居者生活介護 1施設(60床) ・福祉用具貸与・販売 1事業所 ・訪問看護 1事業所 ・短期入所生活介護 1事業所 ・居宅介護支援 1事業所		
② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 1事業所 ・認知症対応型共同生活介護 2事業所(4ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(29床) ・小規模多機能型居宅介護 2事業所		
③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1施設(50床)		
④ 通いの場等 ・老人クラブ 13か所 ・憩の家 1か所 ・認知症カフェ 1か所 ・ふれあいサロン 6か所 ・いきいきポイント指定施設 7か所		

地域の人々をつなぐ憩いの場

「西之浦ほっとオレンジカフェ」―地域交流―

高齢者支援センターとカフェの世話人達で年間計画を作成し、認知症予防と地域の活性化のため、季節に合わせたさまざまなイベントを開催しています。三世代交流でのおやつ作りや住民対抗での運動会、脳トレなど、毎回内容を変えることによって、参加者を飽きさせないよう工夫しています。



民謡の演奏会

地元で活躍している民謡の団体に演奏をお願いし、ゆったりした時間を過ごします。



運動会

チーム対抗戦です。勝負事になるとみんな白熱するため、とても盛り上がります。



おやつ作り

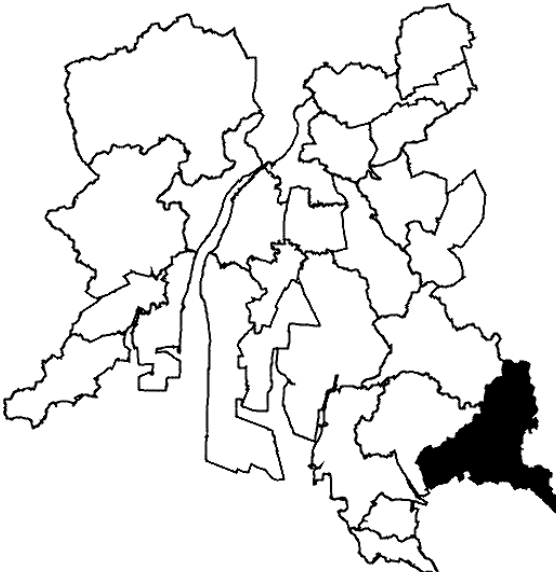
女性だけでなく、男性も積極的に参加しています。みんなで作って食べるのが楽しく、人気のイベントです。



しめなわ作り

時には、参加者が先生となることもあります。日本の古き良き伝統を次の世代へ伝えていきます。



児 1	圏域名：琴浦		
範 囲 琴浦東，琴浦北，琴浦南各小学校区 琴浦西小学校区の一部（児島上の町， 児島上の町1～4丁目を除く）			
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：16,729 人 ・高齢者人口：5,903 人 （内 75 歳以上 3,171 人） ・高齢化率：35.3% ・認定者数：1,413 人 ・認定率：23.7% ・認知症高齢者数：804 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市児島下の町 5-2-17			
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）			
① 居宅サービス			
・訪問介護	4事業所	・訪問看護	1事業所
・訪問リハビリテーション	1事業所	・通所介護	4事業所
・通所リハビリテーション	2事業所	・短期入所生活介護	4事業所
・特定施設入居者生活介護	4施設(252 床)	・居宅介護支援	4事業所
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	4事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所
・認知症対応型共同生活介護	3事業所(6ユニット)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29 床)		
③ 施設サービス			
・特別養護老人ホーム	2施設(80 床)		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	32 か所		
・憩の家	2か所		
・ふれあいサロン	16 か所		
・いきいきポイント指定施設	15 か所		

～自然に囲まれた地域でいつまでも～

「白尾サロン」－児島白尾地区ふれあいサロン－

地域の集会所にもなっている白尾山神社集会所で月 1 回金曜日に開催されている「白尾サロン」は、平成 22 年に地区老人会が解散後、「これからも地域の高齢者の集いの場は必要じゃあ」との思いから立ち上がりました。



山の香りを感じながら登って行きます。



白尾山神社集会所



サロン開催中は、参加者間で近況報告や体操、各自が持ち寄った山野草の天ぷらや、ピワ、冬はイノシシ鍋をして皆さんで楽しく会食しています。野菜もイノシシ肉もすべて地元産。まさに、山には山の良さがある。自然の恩恵を受ける地産地消のサロンです。

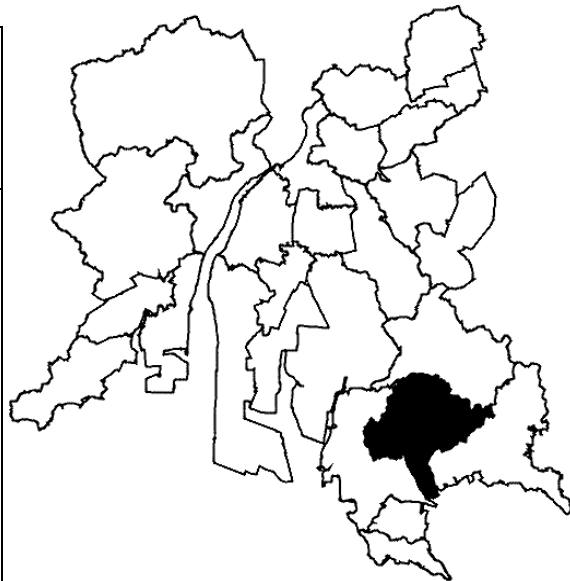
～地域共生社会を目指しての居場所作り～

「ななころびやおき」-障がいがあっても地域に貢献したい！

「ななころびやおき」は令和 2 年 4 月から、「後天性の障がいを負っても再び社会と繋がるチャンスを見つける居場所作り」を目的に開設されました。新型コロナウイルスの影響下では、マスクが手に入らない人達のために、一生懸命マスクを作ってくださいました。



メンバーは「障がいを負っても、高齢になっても、ミシン作業は身体が覚えているから大丈夫」と、笑顔でマスクを作ります。そしてそんなメンバーの周りには、その活動を支援する大勢の地域のボランティアの方々集まり、小物作りやその販売のお手伝いなど、自分たちの出来ることを率先して行っています。まさに地域ぐるみの介護予防です。

児 2	圏域名：児島中部																																							
範 囲 児島，緑丘各小学校区 琴浦西小学校区の一部（児島上の町， 児島上の町1～4丁目）																																								
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：21,198 人 ・高齢者人口：6,635 人 （内 75 歳以上 3,435 人） ・高齢化率：31.3% ・認定者数：1,457 人 ・認定率：21.6% ・認知症高齢者数：911 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市児島柳田町 355-1																																								
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス <table><tr><td>・訪問介護</td><td>5事業所</td><td>・居宅療養管理指導</td><td>1事業所</td></tr><tr><td>・通所介護</td><td>6事業所</td><td>・通所リハビリテーション</td><td>2事業所</td></tr><tr><td>・短期入所生活介護</td><td>2事業所</td><td>・短期入所療養介護</td><td>1事業所</td></tr><tr><td>・福祉用具貸与・販売</td><td>1事業所</td><td>・居宅介護支援</td><td>6事業所</td></tr></table> ② 地域密着型サービス <table><tr><td>・地域密着型通所介護</td><td>2事業所</td><td>・小規模多機能型居宅介護</td><td>1事業所</td></tr><tr><td colspan="4">・認知症対応型共同生活介護 3事業所(5ユニット)</td></tr></table> ③ 施設サービス <table><tr><td>・特別養護老人ホーム</td><td>1施設(100床)</td><td>・介護老人保健施設</td><td>3施設(99床)</td></tr></table> ④ 通いの場等 <table><tr><td>・老人クラブ</td><td>21か所</td></tr><tr><td>・憩の家</td><td>2か所</td></tr><tr><td>・認知症カフェ</td><td>1か所</td></tr><tr><td>・ふれあいサロン</td><td>18か所</td></tr><tr><td>・いきいきポイント指定施設</td><td>10か所</td></tr></table>			・訪問介護	5事業所	・居宅療養管理指導	1事業所	・通所介護	6事業所	・通所リハビリテーション	2事業所	・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所	・福祉用具貸与・販売	1事業所	・居宅介護支援	6事業所	・地域密着型通所介護	2事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所	・認知症対応型共同生活介護 3事業所(5ユニット)				・特別養護老人ホーム	1施設(100床)	・介護老人保健施設	3施設(99床)	・老人クラブ	21か所	・憩の家	2か所	・認知症カフェ	1か所	・ふれあいサロン	18か所	・いきいきポイント指定施設	10か所
・訪問介護	5事業所	・居宅療養管理指導	1事業所																																					
・通所介護	6事業所	・通所リハビリテーション	2事業所																																					
・短期入所生活介護	2事業所	・短期入所療養介護	1事業所																																					
・福祉用具貸与・販売	1事業所	・居宅介護支援	6事業所																																					
・地域密着型通所介護	2事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所																																					
・認知症対応型共同生活介護 3事業所(5ユニット)																																								
・特別養護老人ホーム	1施設(100床)	・介護老人保健施設	3施設(99床)																																					
・老人クラブ	21か所																																							
・憩の家	2か所																																							
・認知症カフェ	1か所																																							
・ふれあいサロン	18か所																																							
・いきいきポイント指定施設	10か所																																							

目標は100歳まで健康寿命を延ばす！

「久保ふれあいサロン」 ―地域交流―

「久保ふれあいサロン」は、東日本大震災等の災害を我が事として捉え、自助・互助・共助で安心・安全な地域を自分たちで作っていきたいとの思いから、平成27年7月に立ち上がりました。同じ地区に住んでいても、サロンで初めて知り合う方もおり、顔の見える関係づくりのための大きな一助となっています。

隔週土曜日に久保地区の高齢者が集まり、ロコモ体操を主とした様々な運動をおこないながら、2カ月に1回は、介護予防に必要な出前講座も開催しています。体操、講座の後には茶話会が開かれ、おしゃべりに華を咲かせています。

秋祭り際には、地域の子供たちと一緒に昔遊びをおこない、世代間交流も盛んです。町内会の一組織としても位置づけられており、町内会の総会では活動と実績を発表することで、地域住民の認知度と理解も深いものとなっています。

令和2年9月には、コロナ禍での防災にも取り組み、常に最新の情報を取り入れ暮らしの場に活気を与えています。



炊飯袋にてお米を炊きました。ふっくら美味しくできました。



段ボールベッドを実際に組み立て、強度や寝心地を確認しました。いざという時の備えに余念がありません。

目指せ！福祉の町づくり

―認知症サポーター養成講座―

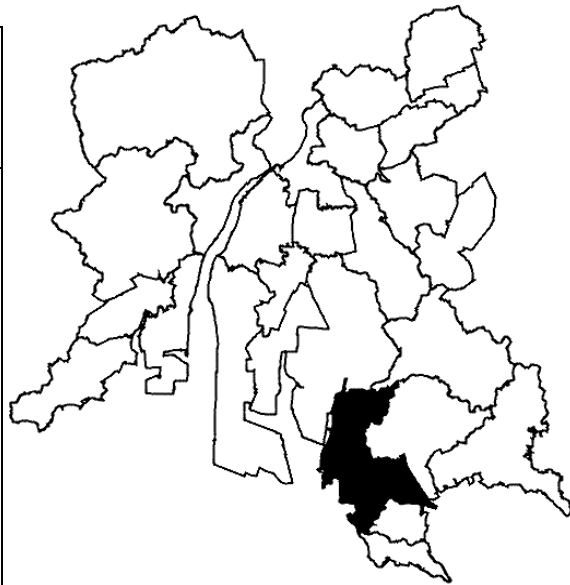
「いつまでも住み慣れた地域で過ごしたい」誰もが願うそんな想いを実現するため、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催しています。開催場所は地域の高校や町の電器屋さん等、幅広い年齢の方が受講できるようになっています。受講者からは、「親の介護で苦労したが、本人の気持ちが今、初めてわかった気がする」、「地域で認知症の方を見かけたら、勇気を出して声をかけてみようと思う」等、前向きな意見が多く、一歩ずつですが確実に地域での見守り体制は整いつつあります。



倉敷市立翔南高校では若い力を地域のエネルギーに！



すがの電器では店員さんとお客さんに講習。見守り体制はバッチリ。

児 3	圏域名：児島西	
範 囲 味野，本荘各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：8,503 人 ・高齢者人口：3,004 人 （内 75 歳以上 1,543 人） ・高齢化率：35.3% ・認定者数：728 人 ・認定率：23.8% ・認知症高齢者数：463 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市児島駅前 4-83-2		
サービス基盤の現状（第 7 期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	3 事業所	・訪問看護	1 事業所
・通所介護	2 事業所	・通所リハビリテーション	1 事業所
・短期入所生活介護	1 事業所	・福祉用具貸与・販売	1 事業所
・居宅介護支援	2 事業所		
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	1 事業所	・小規模多機能型居宅介護	1 事業所
・認知症対応型共同生活介護	2 事業所(4 エット)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	1 施設(29 床)		
・看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所		
③ 施設サービス			
④ 通いの場等			
・老人クラブ	17 か所		
・憩の家	1 か所		
・認知症カフェ	1 か所		
・ふれあいサロン	2 か所		
・いきいきポイント指定施設	9 か所		

三世代で地域の防災力を高める取り組み

「防災くるくる探検隊」—味野小学校区小地域ケア会議—

平成30年7月豪雨では、真備町において甚大な被害が発生しました。味野小学校区においては、直接的な被害はありませんでしたが、味野小学校区小地域ケア会議では、「災害はいつ発生するかわからない」「他人事ではない」との声が多数あがりました。

そして倉敷市立味野小学校においても、小学校として児童の安全を守るための防災力向上にむけた取り組みを検討されていたこともあり、地域と小学校が協同して三世代型で危険箇所を把握しながら街歩きをおこなう「防災くるくる探検隊」を開催することになりました。何度も企画を考える中で、PTAや学童保育、交通安全パトロール隊、岡山県立鷺羽高校の学生ボランティア等からも協力をいただき、防災を通じたつながりが益々増えていきました。



【味野学区小地域ケア会議—防災くるくる探検隊プロジェクトチーム—】

当日は、子供大人合わせて約100人が集まり、倉敷市防災危機管理室からの講話や、小学校の通学路を歩きながら危険箇所の把握を行いました。そして危険箇所の情報をマッピングし、グループごとに発表をおこなうことで、参加者全員で危険箇所の共有をおこなうことができました。

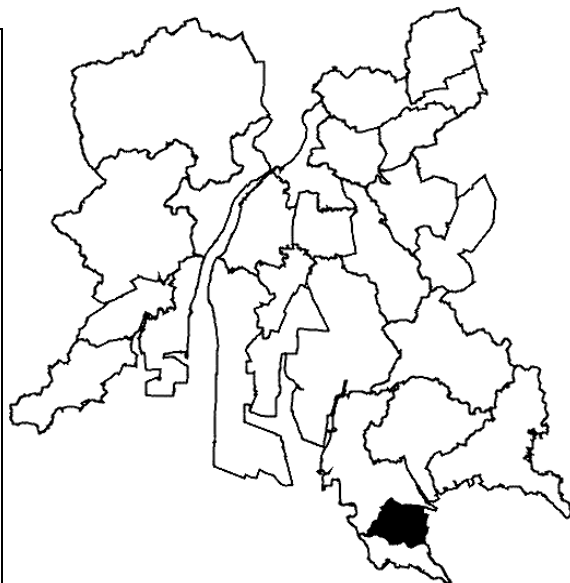


街歩きでは、子供の目線と大人の目線によって、危険箇所の認識が違ってくるわかりました。



終了後には、婦人会の皆さんによる手作りカレーが振舞われ、食を通じた三世代交流もおこなわれました。

地域の皆で協力し合って成功したこの取り組みは、今後の地域づくりにも活かされています。何があっても地域の皆で乗り越える。そんな地域を今後も目指していきます。

児 4	圏域名：赤崎	
範 囲 赤崎小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：7,700 人 ・高齢者人口：2,510 人 （内 75 歳以上 1,264 人） ・高齢化率：32.6% ・認定者数：599 人 ・認定率：23.5% ・認知症高齢者数：404 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市児島阿津 2-7-53		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	3事業所	・通所介護	1事業所
・通所リハビリテーション	1事業所	・短期入所生活介護	1事業所
・短期入所療養介護	1事業所	・居宅介護支援	4事業所
② 地域密着型サービス			
・認知症対応型通所介護	1事業所	・小規模多機能型居宅介護	1事業所
・認知症対応型共同生活介護	2事業所(4ユニット)		
③ 施設サービス			
・介護老人保健施設	1施設(100床)		
④ 通いの場等			
・老人クラブ	8か所		
・憩の家	1か所		
・ふれあいサロン	5か所		
・いきいきポイント指定施設	8か所		

地域課題の解決に向けて考える場所

「じいじとばあば&親子のサロン」 — 三世代交流の場 —

【赤崎小学校区小地域ケア会議】

赤崎竜王ふくし会では、赤崎地区社会福祉協議会で策定した赤崎地区小地域福祉活動計画を元に、地域の課題解決に向けた取り組みを重ねています。その取り組みの中で、平成30年から少子高齢化対策の一環として始まった「じいじとばあば&親子のサロン」では、既存の高齢者のサロンに、就学前のお子さんや、その親御さんにも参加していただき、ふれあいの機会を持つようにしています。

この取り組みは、子育てに関する悩みの発見や、高齢者の生きがいづくり、地域の専門職とつながるための機会の創出など、世代、分野を超えた地域のつながりづくりへの醸成になっています。

今後も、様々な地域課題に対し、皆で意見を交えながら、地域全体で取り組んでいけるような関係性を継続していきます。



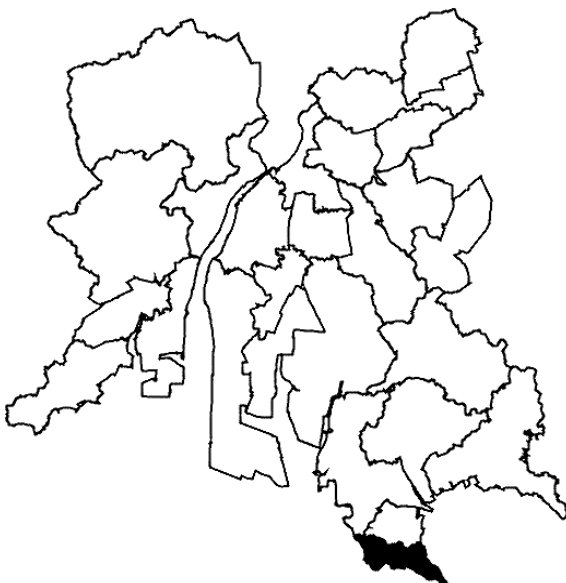
若い親御さんたちには、心配なくふれ合いのひと時が持ててとても楽しかったですとの感想を頂きました。



地域子育て支援センターのスタッフも参加し、子育てに関するアドバイスをいただいています。



高齢者の方々は、“小さな子供さんと接する機会が無くなったから、元気をもらった”や“若返った気がする”など、とても好評でした。

見 5	圏域名：下津井	
範 囲 下津井東，下津井西各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：4,467 人 ・高齢者人口：1,885 人 （内 75 歳以上 1,025 人） ・高齢化率：42.2% ・認定者数：472 人 ・認定率：24.9% ・認知症高齢者数：313 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市下津井吹上 2-6-4		
		
サービス基盤の現状（第 7 期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス ・訪問介護 2 事業所 ・通所リハビリテーション 1 事業所 ・特定施設入居者生活介護 1 施設(88 床) ・通所介護 3 事業所 ・短期入所生活介護 1 事業所 ・居宅介護支援 3 事業所 ② 地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護 1 事業所 ・認知症対応型共同生活介護 1 事業所 ③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1 施設(110 床) ④ 通いの場等 ・老人クラブ 10 か所 ・憩の家 1 か所 ・ふれあいサロン 6 か所 ・いきいきポイント指定施設 5 か所		

移動支援・避難所機能も取り入れた地域の通いの場

「吹上サロン」—いつまでも健康で安全な生活を継続するために—

下津井の吹上サロンは、地域のつながりによって「健康づくりの維持」、「見守り力の強化」、「防災力の向上」などを目的に、令和元年度に立ち上がりました。

山（城山）の上にある「デイサービスセンターしおかぜ城山」で開催されており、決して交通の便が良いわけではありませんが、月1回の開催日には30人以上の参加者で大変盛り上がっています。



高齢化が進む下津井の地域で、山の上のサロンに大勢の方が集まることができるのは、地域の送迎ボランティアとデイサービスセンターしおかぜ城山の協力が大きいです。サロン開催時には、デイサービスの送迎車を送迎ボランティアが活用し、会場まで歩いて来れない方の送迎を行っています。

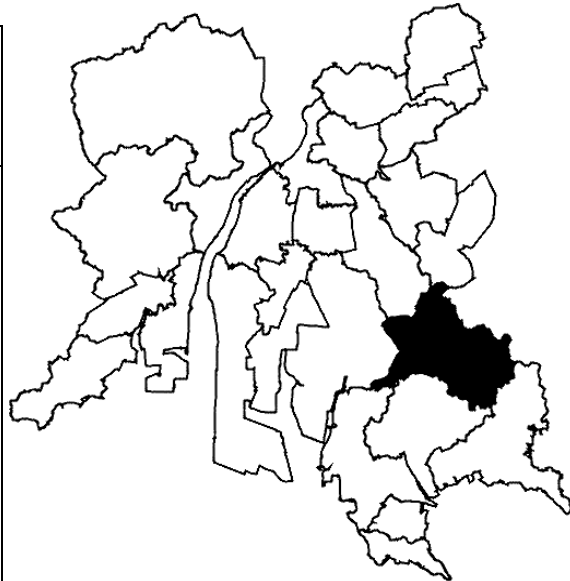


サロン開催時にサロン参加者が使用している送迎車



また、サロンの会場となっているデイサービスセンターしおかぜ城山は、地域の自主防災と連携し、届け出避難所として認可されており、災害時にも通い馴れた場所で過ごすことのできる仕組みをつくっています。

地域住民だけでなく、地域の専門機関など、多くのつながりが広がるサロンです。

児 6	圏域名：郷内	
範 囲 郷内，郷内尾原各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：8,877 人 ・高齢者人口：2,556 人 （内 75 歳以上 1,313 人） ・高齢化率：28.8% ・認定者数：589 人 ・認定率：22.6% ・認知症高齢者数：370 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市串田 660		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	1 事業所	・訪問看護	1 事業所
・通所介護	2 事業所	・通所リハビリテーション	2 事業所
・短期入所生活介護	1 事業所	・短期入所療養介護	1 事業所
・居宅介護支援	1 事業所		
② 地域密着型サービス			
・地域密着型通所介護	1 事業所	・小規模多機能型居宅介護	1 事業所
・認知症対応型共同生活介護	3 事業所(6 エット)		
③ 施設サービス			
・特別養護老人ホーム	1 施設(50 床)	・介護老人保健施設	1 施設(80 床)
④ 通いの場等			
・老人クラブ	6 か所		
・憩の家	1 か所		
・ふれあいサロン	2 か所		
・いきいきポイント指定施設	13 か所		

様々な困難を乗り越え立ち上がった地域の通いの場

「福江ふれあいサロン」—健康維持と地域交流—

福江ふれあいサロンは、地域住民の健康維持や住民同士の交流を活性化するため、令和2年度に立ち上がった新しいサロンです。

当初の予定では、令和2年4月からの開設予定でしたが、全国での新型コロナウイルス感染症の発生や、それに伴う緊急事態宣言を受けて開設を延期。しかし「こんなときだからこそ地域のつながりが大切なのではないか」、「自粛によって孤立してしまう人が心配だ」、「コロナに負けないやり方を考えよう」など、多くの地域住民の協力により、ついに令和2年6月に第1回目となる「福江ふれあいサロン」をおこないました。



屋外に手洗い場を設置し、参加者皆が主体となって感染症予防に取り組みました。



靴の履き間違い防止のため、靴にも番号札を付けました。

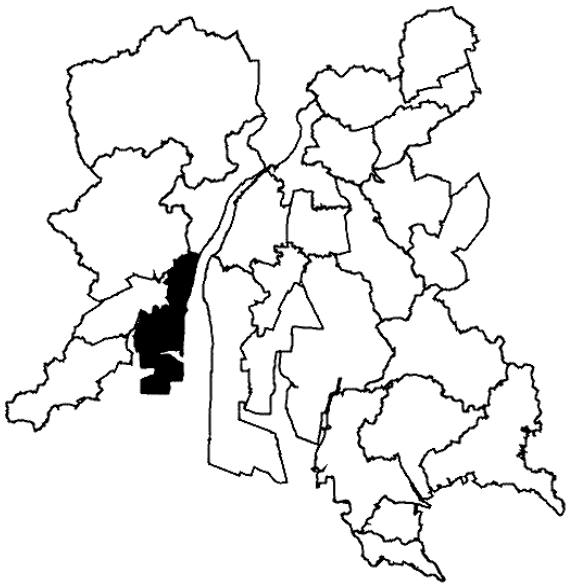
第1回目には、倉敷市地域包括ケア推進室、郷内高齢者支援センター、倉敷市社会福祉協議会など、福祉専門職も駆けつけ、住民同士のつながりの大切さや、健康維持の方法などを皆で共有しました。



健康も安全も、地域のつながりによって維持していこうと盛り上がる参加者。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、多くの活動が自粛を余儀なくされました。そのような中で、新しいサロンの立ち上げは容易なことではありません。しかし「福江ふれあいサロン」は、地域と共に様々な課題を乗り越え、今でも多くの方がサロンを訪れます。

これからも、このつながりを維持し、どんなに困難な問題が生じたとしても皆で乗り越えていきたい。そんな思いをたくさん感じる事ができる通いの場です。

玉 1	圏域名：玉島東	
範 囲 上成，乙島，乙島東各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：17,222 人 ・高齢者人口：4,883 人 （内 75 歳以上 2,586 人） ・高齢化率：28.4% ・認定者数：1,037 人 ・認定率：20.8% ・認知症高齢者数：702 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市玉島 750-1		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス ・訪問介護 6事業所 ・訪問リハビリテーション 1事業所 ・通所リハビリテーション 4事業所 ・短期入所療養介護 3事業所 ・福祉用具貸与・販売 2事業所 ・訪問看護 2事業所 ・通所介護 3事業所 ・短期入所生活介護 3事業所 ・特定施設入居者生活介護 2施設(104 床) ・居宅介護支援 10事業所		
② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 5事業所 ・認知症対応型共同生活介護 3事業所(7ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(22 床) ・小規模多機能型居宅介護 1事業所		
③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1施設(114 床) ・介護療養型医療施設 2施設(202 床) ・介護老人保健施設 1施設(150 床)		
④ 通いの場等 ・老人クラブ 20 か所 ・憩の家 1 か所 ・認知症カフェ 1 か所 ・ふれあいサロン 16 か所 ・いきいきポイント指定施設 8 か所		

みんなが安心して活用できるように、みんなで守る居場所～

玉島上成緑地の取組

高梁川の河川敷にある玉島の上成緑地では、週に3回グラウンドゴルフが行われています。地域の仲間づくりや健康づくりにつながっていますが、地元の人たちが楽しむだけでなく、平成30年7月豪雨の災害後には、真備の被災者の方々にも場所を提供するという、手招きの支援も行われました。ここでは定期的に草取りなどを行い、みんなが楽しむ場所をみんなで守っていく取組が続いています。

スポーツだけでなく、お月見会などの交流イベントも開催しており、会の当日は男性、女性それぞれが役割分担をして、準備が行われています。また、高齢になり移動が困難になった人には、送迎支援も行うことで、年を重ねても関係が続く支え合いがあります。



暑い日も寒い日も、グラウンドゴルフに参加することで仲間が広がり、健康づくりにつながっています。



女性は料理，男性はテーブル運びなど，準備を協力してお月見会を楽しんでいます。

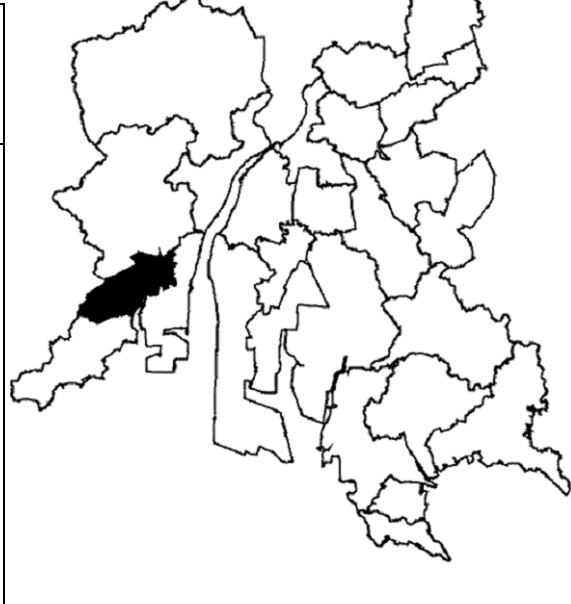


顔なじみだから送迎につながり、イベント時でもいつもの関係が続きます。



会議で話し合い、地域の声が届いて設置された、河川敷に降りる階段の手すり。

年間3,000人が利用している上成緑地では、以前は河川敷に降りる階段に手すりがなく、危ない状態でした。地域の課題を話し合う小地域ケア会議でこの問題を話し合い、国土交通省の高梁川河川事務所の方も加わってもらい協議を進め、安全に昇降できるように、階段に手すりを設置してもらうことができました。地域のみんなが安心して活用できるように、みんなでこの場所を守っています。

玉 2	圏域名：玉島中部	
範 囲 玉島，柏島各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：14,869 人 ・高齢者人口：4,878 人 （内 75 歳以上 2,835 人） ・高齢化率：32.8% ・認定者数：1,055 人 ・認定率：21.4% ・認知症高齢者数：711 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市玉島中央町 1-4-8		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス ・訪問介護 5事業所 ・通所介護 2事業所 ・短期入所生活介護 2事業所 ・特定施設入居者生活介護 1施設(80床) ・福祉用具貸与・販売 1事業所 ・訪問看護 1事業所 ・通所リハビリテーション 2事業所 ・短期入所療養介護 1事業所 ・居宅介護支援 8事業所 ② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 5事業所 ・小規模多機能型居宅介護 3事業所 ・認知症対応型共同生活介護 5事業所(9ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(29床) ・認知症対応型通所介護 1事業所 ③ 施設サービス ・介護老人保健施設 1施設(89床) ④ 通いの場等 ・老人クラブ 8か所 ・憩の家 3か所 ・認知症カフェ 2か所 ・ふれあいサロン 12か所 ・いきいきポイント指定施設 21か所		

地域に根差したサロンづくり～通いの場の立ち上げ～

【本所にここにこサロンの取組】



上手に支援の手を借りているから、
内容のバリエーションが豊富です。



近所だから集まりやすく、自然と話しも
弾みます。椅子も用意してもらったの
で、立ち上がりも楽ちんです。

サロン立ち上げのきっかけは、地域でおしゃべりをする機会が少なくなったという高齢者の方々からの声でした。最初は『おためしサロン』という形で始めてみると、色々な課題が見えてきました。そこで周辺の機関へ声をかけ、小学校から不要となった椅子等の寄附を受けたり、レク活動の支援を受けたりして、課題を解決していきました。名称を『本所にここにこサロン』とし、歌・運動・脳トレ・レク・茶話会等の開催を通じて、参加者からは地区内の離れた方とも久しぶりに会っておしゃべりができたと、大変喜ばれています。また、地域に根差したこの場が、高齢者の見守りの機会にもなり、住民同士の安心にも繋がっています。

コロナに負けないつながりのチカラ～通いの場の再開～

【日の出町介護予防教室の取組】



手作りのプレゼントが、より会話を膨ら
ましてくれます。

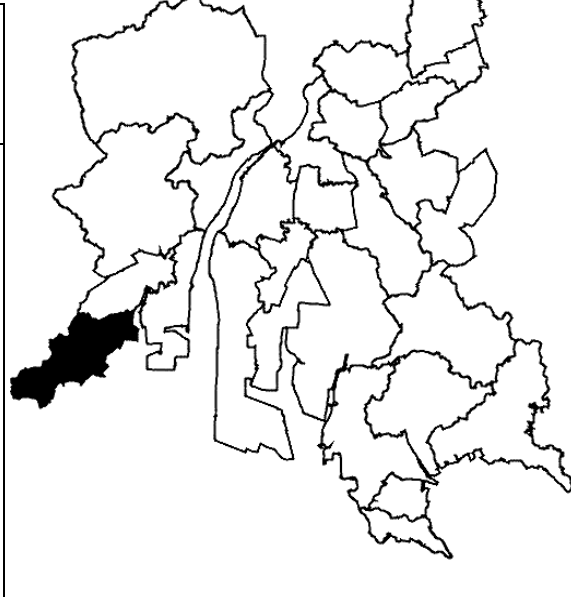


手作りのメッセ
ージカードと
アクリルたわし



久しぶりの再会でも、お互いに距離を
保ち、感染対策は忘れません。

体操やレク、勉強会などを行っていた『日の出町介護予防教室』も、令和2年3月からは新型コロナウイルスの影響で活動を休止しました。集えない期間も、近況や返事を書き入れる交換日記形式の回覧を活用し、気持ちのつながりを保っていました。そして6月に再開する時には、参加者は開催時間内で自由に来てもらい、短時間でお互いの暮らしを確認するという、密を避ける方法を考えました。当日は雨が降り出したため、急遽、会場内で換気をしながら休憩がてらおしゃべりタイムに。久しぶりの再会では自粛中の募る話に花が咲き、自然とこれからの予定も決まりました。前向きに集いが再開できたのも、これまでのつながりのチカラですね。

玉 3	圏域名：玉島南	
範 囲 玉島南，沙美，南浦各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：10,020 人 ・高齢者人口：3,721 人 （内 75 歳以上 2,178 人） ・高齢化率：37.1% ・認定者数：872 人 ・認定率：23.2% ・認知症高齢者数：543 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市玉島勇崎 1044-3		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		
① 居宅サービス ・通所介護 3事業所 ・短期入所生活介護 2事業所 ・居宅介護支援 2事業所 ・通所リハビリテーション 2事業所 ・特定施設入居者生活介護 1施設(48 床)		
② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 2事業所 ・認知症対応型共同生活介護 2事業所(4 エント) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(19 床) ・小規模多機能型居宅介護 2事業所		
③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1施設(110 床)		
④ 通いの場等 ・老人クラブ 11 か所 ・憩の家 2か所 ・ふれあいサロン 21 か所 ・いきいきポイント指定施設 13 か所		

みんなで支える、みんなが住みやすいまちづくり

～認知症の方を地域で支える取組～

玉島南地区、沙美地区、南浦地区の玉島南エリアでは、地域の幅広い世代に認知症について正しく理解してもらう取組を続けています。

沙美地区では、小学校や中学校でも認知症サポーター（キッズサポーター）の養成講座を開催しており、その中で認知症の方への望ましい対応例や誤った対応例を、地域の住民や学校の先生などが寸劇を交えて、わかりやすく伝える工夫を行っています。対応方法を学んだ後に行った、認知症の方を地域で見守り支えるための「認知 SOS 見守り発見訓練」では、認知症サポーターを受講した中学生が、認知症の方に扮した民生委員にやさしく声を掛ける場面もありました。このような活動が、地域の中で認知症を正しく理解する機会になり、他の地域にも認知症の方への支援の輪が広がるきっかけになっています。



玉島南地区の、中学校での認知症サポーター養成講座。



沙美地区での認知症 SOS 見守り発見訓練で、高齢者役の方に声を掛ける中学生。



南浦地区で、認知症の方への望ましい対応を学ぶ小学生。

ビーチクリーンアップ作戦 in 沙美

～地域の自慢の砂浜を、協力の輪で守る取組～

コロナウイルスが流行してから、密を避けるために沙美海岸を訪れる人が増え、海岸にゴミが増えているという課題が、小地域ケア会議にて見つかりました。海岸清掃の活動を具体的にするために、主要なメンバーで細かい内容を詰める作戦会議を行い、「ビーチクリーンアップ作戦 in 沙美」が計画されました。沙美小学校区小地域ケア会議（さみっと）が主催となり、地域の住民や学校、介護施設等にも声をかけることで、清掃の協力だけでなく道具の支援も受けることが出来ました。また、玉島地区では、ちょっとしたことでも「無理なく」「できる時に」「できる事を」協力していただける方を、「地域の戦力」として募集しており、活動の紹介を行っていました。登録されている方々にも作戦のお知らせを送ると、沙美以外の地区からも心強い戦力が駆けつけてくれました。これからも、大事な地域をみんなでよくする方法を考える「さみっと」は続いていきます。



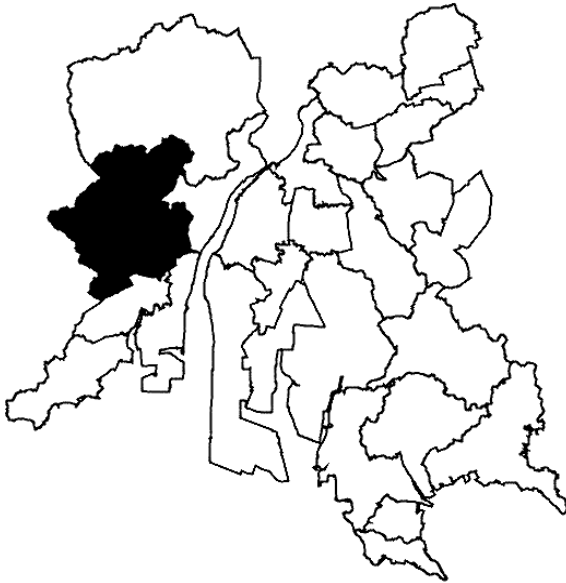
役割分担を行い、協力の輪を広げる話し合いを行いました。



活動を行うことで、普段自主的に清掃を行われている方々の事も、知ることが出来ました。



他地区から駆けつけた「戦力」も笑顔で力を発揮してくれました。

玉 4	圏域名：玉島北	
範 囲 長尾，富田，穂井田各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：21,373 人 ・高齢者人口：5,375 人 （内 75 歳以上 3,033 人） ・高齢化率：25.1% ・認定者数：1,270 人 ・認定率：23.7% ・認知症高齢者数：922 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市玉島陶 856-1		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス ・訪問介護 4事業所 ・居宅療養管理指導 1事業所 ・通所リハビリテーション 2事業所 ・特定施設入居者生活介護 4施設(253 床) ・居宅介護支援 5事業所 ・訪問看護 2事業所 ・通所介護 5事業所 ・短期入所生活介護 3事業所 ② 地域密着型サービス ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所 ・地域密着型通所介護 2事業所 ・認知症対応型通所介護 2事業所 ・小規模多機能型居宅介護 3事業所 ・認知症対応型共同生活介護 2事業所(5ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(29 床) ・看護小規模多機能型居宅介護 1事業所 ③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1施設(99 床) ④ 通いの場等 ・老人クラブ 14 か所 ・憩の家 2か所 ・ふれあいサロン 12 か所 ・いきいきポイント指定施設 18 か所		

高齢者が元気になれば、地域も元気になる！

富田地区の高齢者のつどい

富田地区では、高齢者の方々に落語や笑いヨガ、キッズチアリーディング、体操など、様々な演目を楽しんでもらいながら、健康や元気についての意識を深めてもらい、交流をしていただく「高齢者のつどい」を開催しています。富田愛育委員会と富田地区社会福祉協議会が実施しているこのつどいでは、お昼には昼食やデザートが用意され、休憩の時間には健康チェックなどもあり、内容は盛りだくさんです。

専門職も参加しているので、高齢者支援センターが相談に応じたり、市の保健師の健康相談や福祉用具の業者による福祉機器の展示があったりと、高齢者の生活に役立つ内容も考えられています。



盛り上げ上手な愛育委員さんが、最初に会場を温めてくれます。



見るだけでなく、参加型のイベントなのが、盛り上がる秘訣ですね。

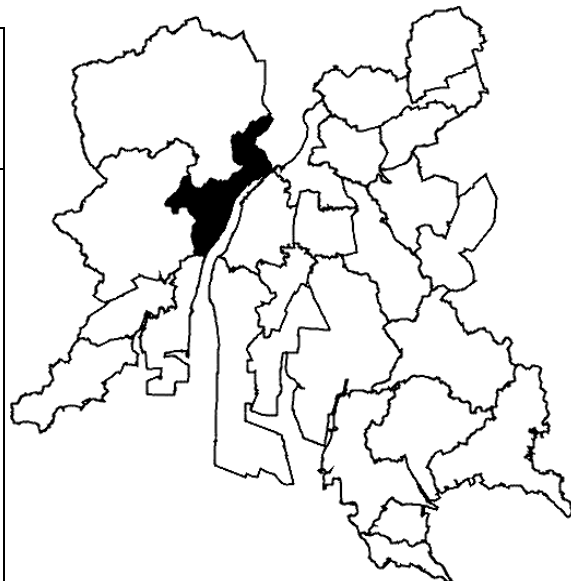
平成30年7月豪雨の災害後には、真備の被災者の方々に声をかけ、一緒に楽しめるように招待も行いました。傷ついた気持ちを少しでも癒し、楽しいひと時を過ごして欲しいという思いから、この呼びかけは生まれました。被災者同士の交流や、元気をもらえる場にもなっていて、参加者からは「とてもありがたい」と喜びの声があり、たくさんの「元気」が集っています。



愛情がこもった昼食。みんなで食べるから会話も弾みます。



笑いヨガでは会場が一つになって盛り上がりました。

玉 5	圏域名：船穂	
範 囲 船穂，柳井原各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：7,878 人 ・高齢者人口：2,341 人 （内 75 歳以上 1,247 人） ・高齢化率：29.7% ・認定者数：571 人 ・認定率：24.2% ・認知症高齢者数：357 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市船穂町船穂 1861-1		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。）		

① 居宅サービス			
・訪問介護	3事業所	・訪問看護	1事業所
・通所介護	2事業所	・短期入所生活介護	1事業所
・居宅介護支援	4事業所		
② 地域密着型サービス			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所		
・地域密着型通所介護	2事業所		
・小規模多機能型居宅介護	3事業所		
・認知症対応型共同生活介護	4事業所(6ユニット)		
・地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設(29床)		
・地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)		
③ 施設サービス			
④ 通いの場等			
・老人クラブ	6か所		
・憩の家	1か所		
・認知症カフェ	2か所		
・ふれあいサロン	8か所		
・老人福祉センター	1か所		
・いきいきポイント指定施設	10か所		

～そこに行けば誰かいる。自然と仲間が集う。
好きだから続けられる。情報と気持ちが通う場。～

★和合会（北谷グラウンドゴルフ）

ぶどうの農繁期と雨天以外は毎日午後1時頃からグラウンドゴルフを行っています。「気が向いたら覗くんよ。そしたら、誰かしらそこにいるからね～」

「行っても行かなくても良いのだけれど
家においてゴロゴロするよりは運動になる
しね。」



「元気だから出てこれると思うじゃろ。
でも出てくるから元気になれるんで。」

★船穂町グラウンドゴルフの会

高梁川の河川敷でも、毎日午後1時～長いときは午後5時頃まで男女10名ほどが集っています。「みんなでワイワイ言えるじゃろ。近所の人のことから国際政治まで、新聞読むより詳しいうなるで(笑)」「しかも適度な運動で毎日食事が美味しいで。よう寝られるわ。」
どちらの通いの場も皆の大切な居場所だから、手入れも自分たちで行い『基地』も手作りしています。居心地のいい場所で、仲間とワイワイ言いながら好きなことをする。これが元気の秘訣です。

～ みんなとの大切な笑時間 -ショウタイム- ～

毎日（金曜日以外）、中原さん宅には午前・午後の1時間程近所の人が集まっています。これは、何年も続いている日々の光景です。
コーヒーを飲み、お菓子を食べ、みんなで話をしています。
男性・女性に分かれて話をするともあれば、一緒に話をすることもあります。

昨日は家族とここへ
行ってきた。

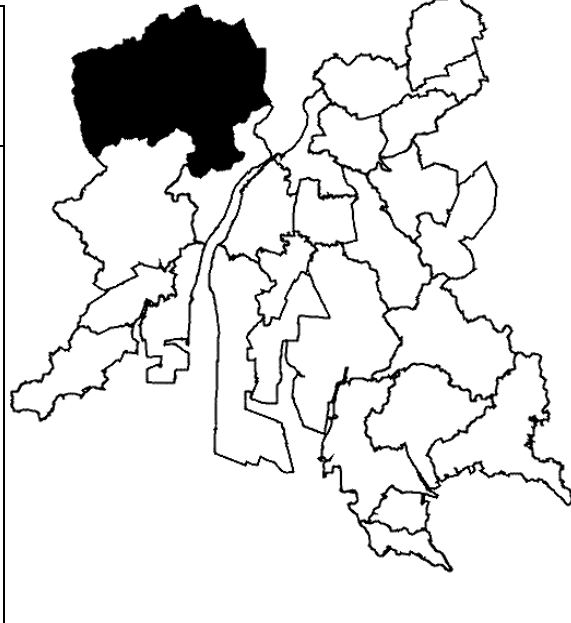
こうやって話をするの
が大切じゃな。



病院でこう言われて
ね。

学校が始まったみた
いじゃな。

中原さん宅での時間は生活の一部となっています。話をすることで、認知症予防・自分の身体の調子を知る・地域のことを知り伝える・ストレス発散などなど。
長年続いているこの光景はこれからもずっと・・・。

玉 6	圏域名：真備	
範 囲 川辺，岡田，園，二万，箭田，呉妹 各小学校区		
圏域の概況（令和2(2020)年9月末現在） ・総人口：20,630 人 ・高齢者人口：7,234 人 （内 75 歳以上 3,571 人） ・高齢化率：35.1% ・認定者数：1,364 人 ・認定率：18.7% ・認知症高齢者数：845 人 ・高齢者支援センターの所在地 ：倉敷市真備町箭田 2159		
サービス基盤の現状（第7期計画による施設整備中の開設予定分を含む。） ① 居宅サービス ・訪問介護 2事業所 ・通所介護 7事業所 ・居宅介護支援 5事業所 ・訪問看護 2事業所 ・短期入所生活介護 3事業所 ② 地域密着型サービス ・地域密着型通所介護 1事業所 ・小規模多機能型居宅介護 1事業所 ・認知症対応型共同生活介護 3事業所(6ユニット) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1施設(29床) ・認知症対応型通所介護 1事業所 ③ 施設サービス ・特別養護老人ホーム 1施設(80床) ④ 通いの場等 ・老人クラブ 31か所 ・認知症カフェ 1か所 ・ふれあいサロン 22か所 ・老人福祉センター 1か所 ・いきいきポイント指定施設 20か所		

施設×企業のコラボレーション 外出支援&集いの場&買い物支援 集いの場「フレまび」(真備地区全域)

倉敷市真備町のスーパーでは毎週金曜日に「フレまび」という集いの場が開催されています。

令和元年11月より始まった「フレまび」は町内にある老人ホーム「シルバーセンター後楽」が地元のスーパーであるハピーズ真備店に協力をお願いすることで実現しました。



「フレまび」の内容としては参加者がハピーズに集合した後、まずはみんなで健康体操を行います。その後は各自お弁当を購入し昼食をとり、みんなでおしゃべりをしながら楽しいひと時を過ごします。

送迎対応も行っており、みんなでお昼を食べた後には買い物をして帰ることもでき、集いの場であるとともに、買い物支援にもなっています。

滞在時間は3時間程度となっていますが、施設とスーパーの協力によって「集いの場&介護予防&買い物支援」を受けられる内容となっています。



今、この真備だからこそ。

～防災・減災を語り合う集いの場「防災ばぁ」～

発災後、真備町内では被災の有無にかかわらず、大小様々な形の防災・減災を語り合い、これからについて考える場ができました。

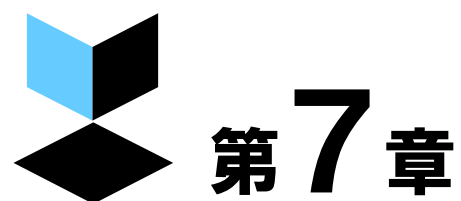
最初から防災・減災を考えることを目的に始まった集いもあれば、日々の想いを吐き出し、振り返り、語り合う中で「今必要なことは何だろう?」「あの時どうしたらよかったのだろう?」「一人も逃げ遅れないようにするにはどうしたらいいのだろう?」を語り合う場へと発展していった集いもあります。



その中の一つに呉妹地区の「防災ばぁ」があります。毎月1回第2または第3の金曜日。(前回の集いで決まります。)18時から始まります。

そこにいけば、語り合う仲間がいて、我が事としてはもちろん、地域の推進に大に関係する、やりがいや役割も。

楽しく自由な雰囲気の中、集まる仲間が増え、仲間がさらに仲間を呼び防災・減災への取り組みの輪が小学校区へ広がっています。



介護サービス等の量や 介護人材の見込みと介護保険料

1 介護保険事業量の算定

人口、認定者、サービス利用者等必要な推計を行った上で、介護サービスの事業量の見込みについて推計しました。

(1) 人口推計

総人口は将来的には減少すると見込まれますが、相対的に高齢者人口（65 歳以上人口）は増加すると推計されます。また、高齢者人口は引き続き伸びるため、高齢化率は、令和 2(2020)年度の 27.4%から令和 7(2025)年度には 29.7%まで上昇すると予測されます。

また、75 歳以上の後期高齢者数は令和 2(2020)年度の 68,373 人から令和 7(2025)年度には 85,820 人へ、同じく 85 歳以上の高齢者数は 21,248 人から 26,740 人へと増加することが見込まれます。

これに伴い介護保険の被保険者数は、第 1 号被保険者が 6.4%増加し、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の総数は 2.5%増加すると推計されます。

なお、今回の推計に際しては、厚生労働省が活用を推奨している、平成 27(2015)年国勢調査のデータを活用しています。

① 年齢階層別人口（各年度9月末）

（単位:人）

区 分	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
総人口	483,780	481,646	475,302	474,357	473,412	471,519	443,733
0-14 歳	69,715	65,890	62,717	62,074	61,433	60,148	53,729
15-64 歳	290,040	283,809	274,464	273,647	272,826	271,185	238,852
65-74 歳	67,254	63,574	63,661	61,338	59,017	54,366	66,122
75-84 歳	40,108	47,125	50,946	52,978	55,010	59,080	44,827
85 歳以上	16,663	21,248	23,514	24,320	25,126	26,740	40,203
再掲)75 歳以上	56,771	68,373	74,460	77,298	80,136	85,820	85,030
高齢化率	25.6	27.4	29.1	29.2	29.4	29.7	34.1

※平成 27(2015)年度・令和 2(2020)年度は実績、令和 3(2021)年度以降は平成 27(2015)年国勢調査から国による将来推計人口

② 被保険者数（各年度9月末）

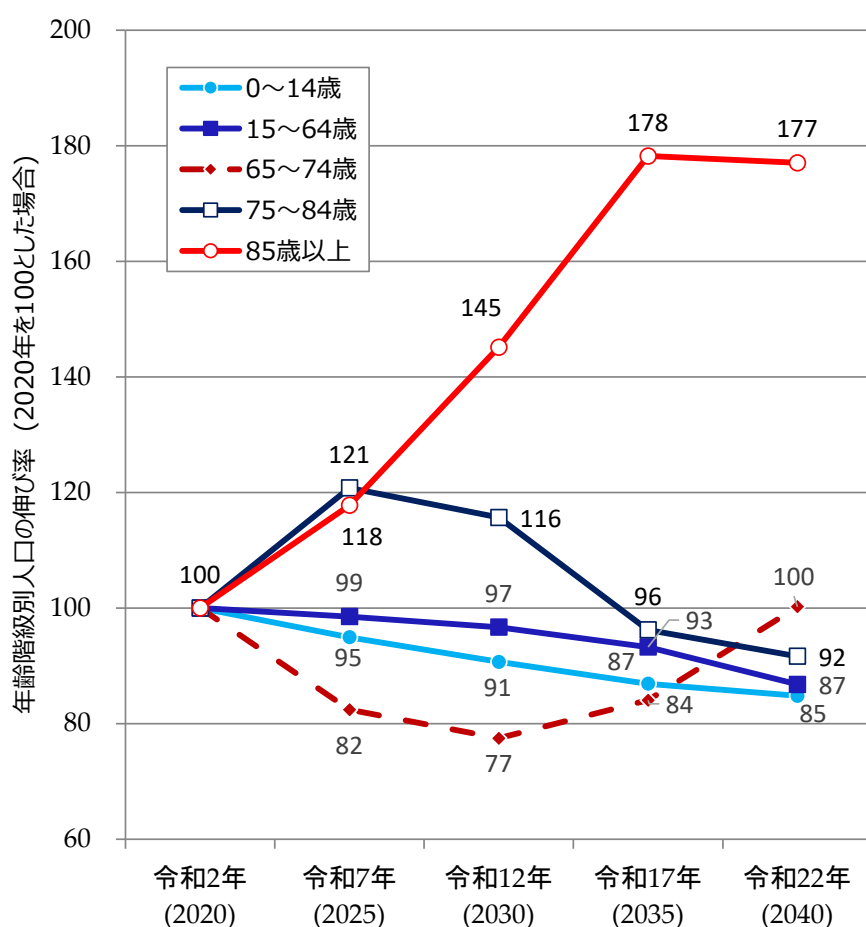
（単位:人）

区 分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
総数	285,802	290,162	290,843	291,527	292,894	283,292
第 1 号被保険者	131,772	138,121	138,636	139,153	140,186	151,152
第 2 号被保険者	154,030	152,041	152,207	152,374	152,708	132,140

※令和 2(2020)年度は実績

令和 2(2020)年の人口を 100 として、年齢階層別に人口の伸び率をみると、令和 2(2020)年から 22(2040)年までの 20 年間で、85 歳以上は約 1.8 倍に増加する一方、0～14 歳は 15%，15～64 歳は 13%減少すると推計されます（図 1 参照）。

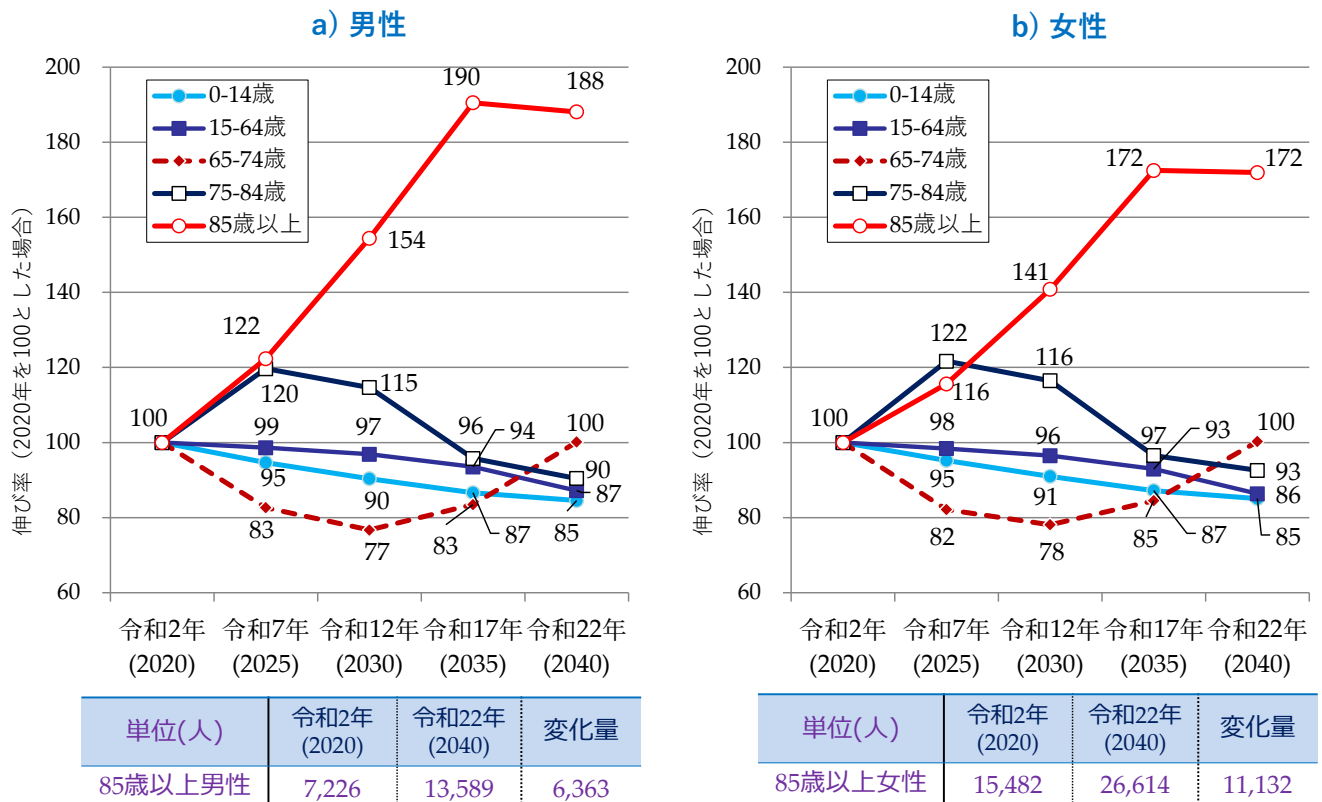
図1 年齢階層別人口の伸び率の推移(令和 2(2020)年を 100 とした場合)



資料: 国立社会保障・人口問題研究所: 日本の地域別将来推計人口(平成 30 年 3 月推計)より作成

85 歳以上人口の伸びを男女別にみると、男性では 7,226 人から 13,589 人（1.9 倍）に、女性では 15,482 人から 26,614 人（1.7 倍）（図 2 参照）となっています。

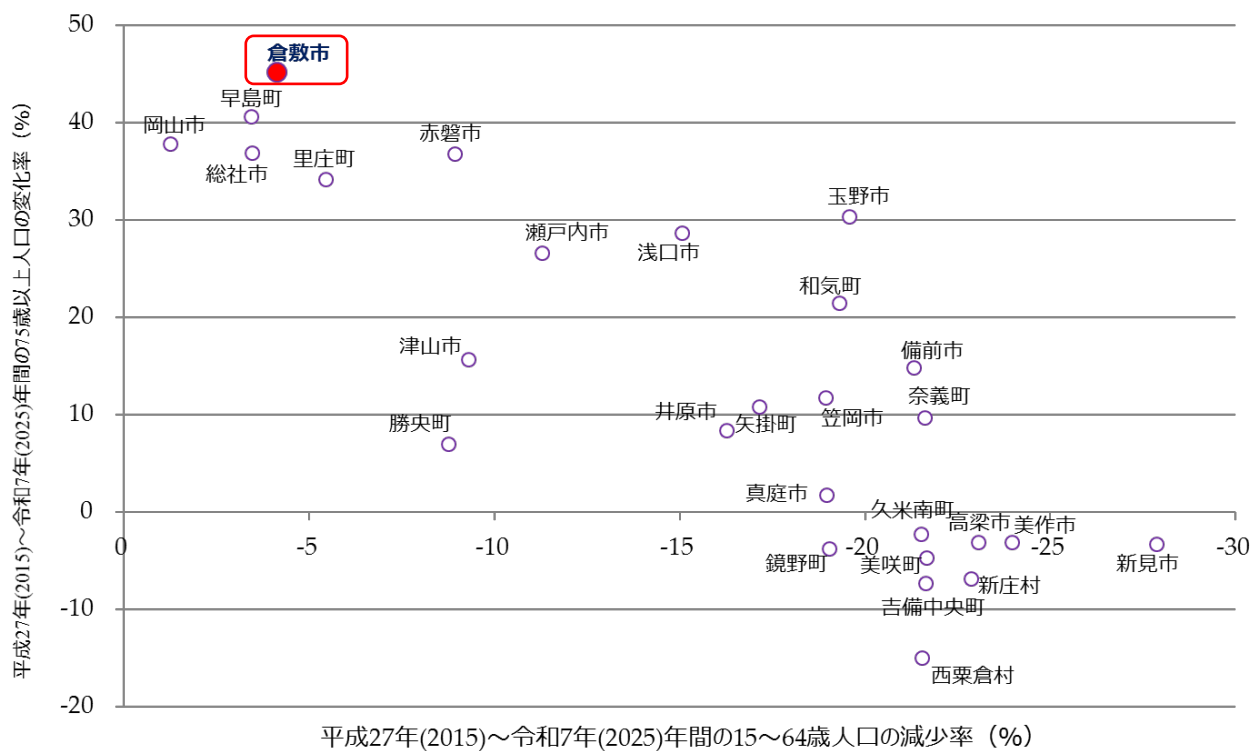
図 2 男女別年齢階層別人口の伸び率の推移（令和2(2020)年を 100 とした場合）



資料：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）より作成

倉敷市の人口構造の変化を県内市町村と比較すると、75 歳以上人口の伸び率が高い一方で、介護の主な担い手となる生産年齢人口（15-64 歳）の減少率は低くなっています（図3 参照）。

図3 平成27(2015)～令和7(2025)年間生産年齢／後期高齢者人口の変化の市町村間比較



資料：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）より作成

コラム〔令和 7(2025)年度・令和 22(2040)年度における日常生活圏域別の 65 歳以上推計人口〕

令和 7(2025)年度・令和 22(2040)年度の推計人口について、令和 2(2020)年 9 月末実績値から日常生活圏域ごとに推計すると次のとおりです。

圏域	令和7(2025)年度			令和22(2040)年度		
	人口	高齢者人口	高齢化率	人口	高齢者人口	高齢化率
倉敷中部	36,403	10,220	28.1%	34,258	10,985	32.1%
倉敷南	13,230	3,940	29.8%	12,450	4,237	34.0%
老松・中洲	30,632	8,179	26.7%	28,827	8,769	30.4%
大高	34,221	6,899	20.2%	32,204	7,488	23.3%
倉敷西	34,500	8,435	24.4%	32,467	9,137	28.1%
帯江・豊洲	16,129	4,938	30.6%	15,178	5,291	34.9%
中庄	17,092	5,200	30.4%	16,085	5,609	34.9%
天城・茶屋町	25,021	6,663	26.6%	23,546	7,162	30.4%
庄北	11,151	3,456	31.0%	10,493	3,754	35.8%
倉敷北	9,565	3,100	32.4%	9,001	3,369	37.4%
水島	18,422	6,068	32.9%	17,337	6,547	37.8%
福田	29,825	7,936	26.6%	28,067	8,636	30.8%
連島	28,901	7,823	27.1%	27,198	8,483	31.2%
連島南	10,316	2,899	28.1%	9,708	3,182	32.8%
琴浦	16,467	6,355	38.6%	15,497	6,827	44.1%
児島中部	20,662	7,009	33.9%	19,445	7,557	38.9%
児島西	8,324	3,186	38.3%	7,834	3,439	43.9%
赤崎	7,538	2,653	35.2%	7,094	2,868	40.4%
下津井	4,373	2,022	46.2%	4,115	2,169	52.7%
郷内	8,690	2,711	31.2%	8,178	2,926	35.8%
玉島東	16,860	5,210	30.9%	15,866	5,605	35.3%
玉島中部	14,556	5,305	36.4%	13,699	5,651	41.3%
玉島南	9,809	4,054	41.3%	9,231	4,313	46.7%
玉島北	20,924	5,810	27.8%	19,691	6,208	31.5%
船穂	7,712	2,501	32.4%	7,258	2,689	37.0%
真備	20,196	7,614	37.7%	19,006	8,251	43.4%
全域	471,519	140,186	29.7%	443,733	151,152	34.1%

※令和 7(2025)年度・令和 22(2040)年度は平成 27(2015)年国勢調査から国による将来推計人口を令和 2(2020)年 9 月末実績値から圏域ごとに前期・後期高齢者数ごとに按分し推計。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計（2号被保険者含）

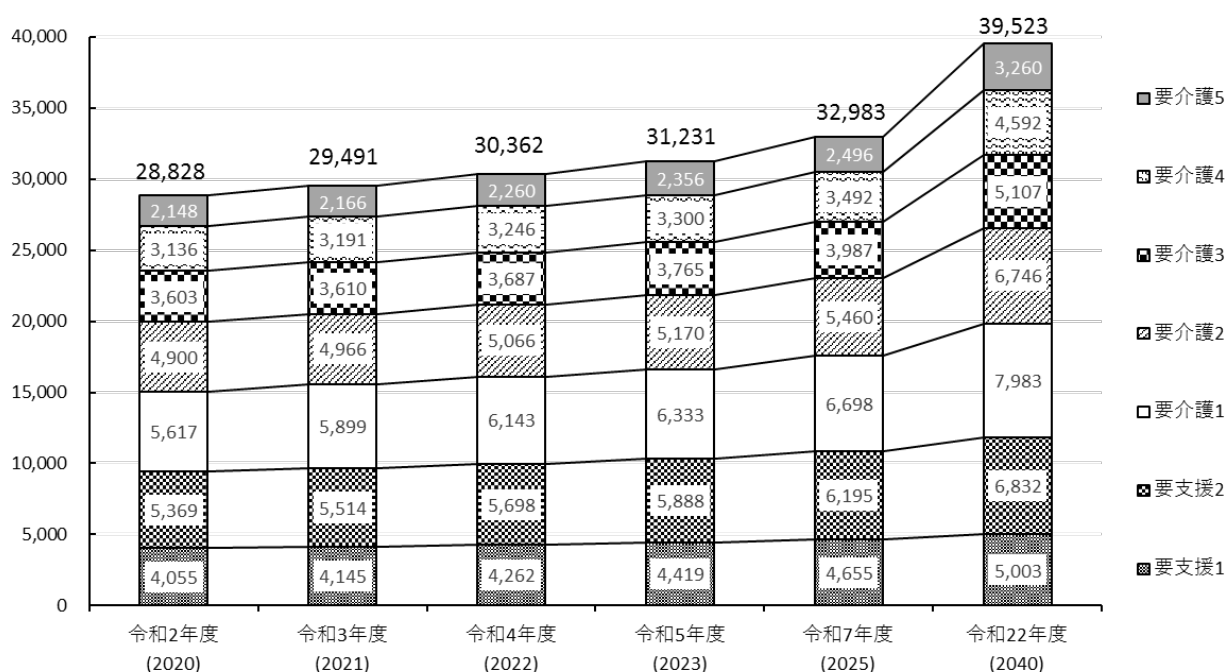
平成30(2018)年から令和2(2020)年の9月時点の要介護認定者数の実績（要介護度別の出現率）を基に、各計画年度における要支援・要介護度別の認定者数を推計しました。

総数は、令和2(2020)年度の28,828人から令和5(2023)年度には31,231人へ、8.3%増加すると予測されます。また、要介護4及び5の重度者は、5,284人から5,656人へ、7.0%増加すると推計されます。

(単位:人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
総数	28,828	29,491	30,362	31,231	32,983	39,523
要支援1	4,055	4,145	4,262	4,419	4,655	5,003
要支援2	5,369	5,514	5,698	5,888	6,195	6,832
要介護1	5,617	5,899	6,143	6,333	6,698	7,983
要介護2	4,900	4,966	5,066	5,170	5,460	6,746
要介護3	3,603	3,610	3,687	3,765	3,987	5,107
要介護4	3,136	3,191	3,246	3,300	3,492	4,592
要介護5	2,148	2,166	2,260	2,356	2,496	3,260

図4 要支援・要介護認定者数の推計



※令和2(2020)年度は9月末実績，令和3(2021)年度以降は推計

(3) サービス利用者の見込み

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの実績(要介護度別の利用率)を基に、各計画年度における要支援・要介護度別の利用者数を推計しました。

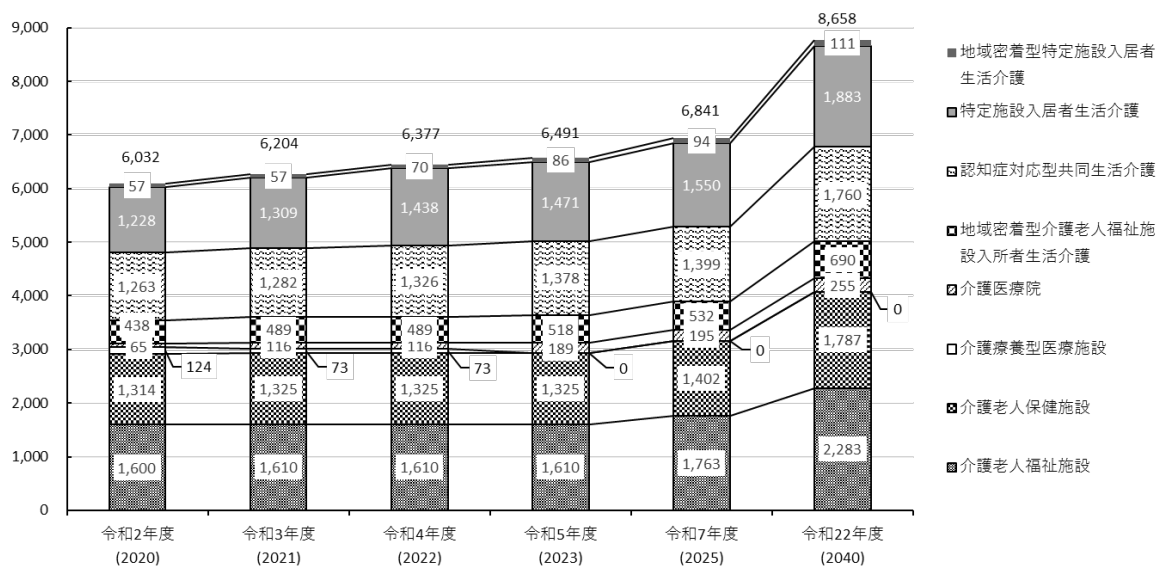
① 施設・居住系サービスの利用者見込み

施設・居住系サービスの利用者数は、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)」の入所者をはじめ、第7期整備に伴い令和3年度から、増加する見込みです。なお、介護療養型医療施設は、令和5年度末まで転換期限が延長されています。

ア 施設・居住系サービス利用者数(次ページの転換分を含む。)

(単位:人/月)

区 分	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
介護老人福祉施設	1,600	1,610	1,610	1,610	1,763	2,283
介護老人保健施設	1,314	1,325	1,325	1,325	1,402	1,787
介護療養型医療施設	124	73	73	0	—	—
介護医療院	65	116	116	189	195	255
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	438	489	489	518	532	690
認知症対応型共同生活介護	1,263	1,282	1,326	1,378	1,399	1,760
特定施設入居者生活介護	1,228	1,309	1,438	1,471	1,550	1,883
地域密着型特定施設入居者生活介護	57	57	70	86	94	111



※令和2(2020)年度は9月末実績、令和3(2021)年度以降は推計

(参考) 養護老人ホーム等の施設数等

(単位:か所, 人, 人/月)

区 分		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
養護老人ホーム	施設数	2	2	2	2
	定員	180	180	180	180
	利用者数	180	180	180	180
軽費老人ホーム	施設数	11	11	11	11
	定員	521	521	521	521
	利用者数	514	514	514	514

(参考) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの)等の施設数等(令和2年10月現在)

(単位:か所, ()内は定員:人)

有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅を含まない)	28(844)
サービス付き高齢者向け住宅	24(714)

イ 介護療養病床からの転換分(再掲)

(単位:人/月)

区 分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設 (介護療養型老健)	0	0	0	0	0	0
介護医療院	59	102	102	175	180	236
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (混合型)	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0

ウ 医療療養病床からの転換分(再掲)

(単位:人/月)

区 分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介護保険適用施設への移行 者数	6	14	14	14	15	19

(4) 介護サービス給付費及び事業量の見込み

P242の要介護者(要介護1～5)が利用する各介護サービスごとの給付費の見込額と利用見込回数等を推計しました。

① 居宅サービス

(単位:千円, 回, 人/年)

区 分			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	給付費	1,646,133	1,605,102	1,634,141	1,670,845	1,758,178	2,221,852
		回数	639,672	619,531	629,742	643,470	677,659	855,889
	訪問入浴 介護	給付費	112,280	118,205	129,142	137,397	139,955	182,011
		回数	9,372	9,804	10,703	11,384	11,600	15,086
	訪問看護	給付費	902,300	942,779	982,755	1,019,834	1,072,797	1,349,234
		回数	217,181	225,506	234,738	243,476	256,520	322,175
	訪問リハビ リテーショ ン	給付費	158,696	180,301	188,450	193,116	203,863	256,166
		回数	56,440	63,817	66,712	68,384	72,125	90,666
	居宅療養 管理指導	給付費	333,471	347,131	362,262	375,856	395,867	499,654
		人数	30,612	31,716	33,072	34,296	36,156	45,576
	通所介護	給付費	4,652,859	4,936,473	5,259,391	5,522,305	5,856,719	7,306,879
		回数	618,614	653,222	694,396	728,838	773,154	959,177
	通所リハビ リテーショ ン	給付費	1,995,135	2,023,981	2,094,482	2,159,491	2,288,235	2,856,922
		回数	253,187	257,075	265,854	274,391	290,954	361,117
	短期入所 生活介護	給付費	1,961,821	1,955,890	2,001,684	2,075,503	2,209,636	2,825,983
		日数	230,576	229,309	234,725	243,533	259,483	331,128
	短期入所 療養介護	給付費	83,483	82,623	90,538	99,042	102,702	133,359
		日数	6,980	6,819	7,446	8,139	8,460	10,971
	特定施設 入居者生 活介護	給付費	2,409,897	2,572,156	2,834,674	2,898,521	3,054,987	3,789,040
		人数	12,780	13,608	15,024	15,372	16,200	20,004
	福祉用具 貸与	給付費	1,151,097	1,179,395	1,231,517	1,284,555	1,358,221	1,715,045
		人数	83,592	86,304	90,216	94,224	99,888	124,848
	特定福祉 用具販売	給付費	50,284	48,355	47,843	48,103	51,076	64,217
		人数	1,452	1,404	1,380	1,392	1,476	1,848
居宅サービス給付費計			15,457,457	15,992,391	16,856,879	17,484,568	18,492,236	23,200,362

(令和2(2020)年度は見込み)

② 地域密着型サービス等

(単位:千円, 回, 人/年)

区 分			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	地域密着型通所 介護	給付費	1,155,067	1,186,895	1,193,076	1,223,973	1,292,708	1,615,237
		回数	154,097	157,235	157,843	161,660	171,046	212,276
	認知症対応型通 所介護	給付費	249,030	265,904	283,145	294,397	310,561	392,616
		回数	23,708	25,271	26,771	27,824	29,368	36,936
	小規模多機能型 居宅介護	給付費	1,763,915	1,967,865	2,021,563	2,067,449	2,195,930	2,760,939
		人数	8,832	9,708	9,924	10,116	10,740	13,380
	認知症対応型共 同生活介護	給付費	3,821,792	3,898,394	4,026,499	4,184,778	4,251,784	5,358,175
		人数	15,120	15,348	15,852	16,476	16,740	21,072
	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	給付費	135,673	136,949	169,377	208,712	227,705	269,758
		人数	684	684	840	1,032	1,128	1,332
	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	給付費	1,505,785	1,692,265	1,693,204	1,793,595	1,850,105	2,402,480
		人数	5,256	5,868	5,868	6,216	6,384	8,280
	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	給付費	68,045	94,060	122,222	122,222	125,717	147,515
		人数	432	552	708	708	732	852
	夜間対応型訪問 介護	給付費	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
	看護小規模多機 能型居宅介護	給付費	365,903	548,968	770,760	792,246	872,174	1,003,273
		人数	1,248	1,848	2,580	2,652	2,916	3,348
住宅改修		給付費	109,815	102,658	104,739	108,880	115,043	143,975
		人数	1,284	1,200	1,224	1,272	1,344	1,680
居宅介護支援		給付費	1,729,299	1,767,868	1,812,939	1,861,935	1,973,894	2,453,593
		人数	121,380	123,564	126,660	130,068	137,880	170,808
地域密着型サービス給付費計			9,065,210	9,791,300	10,279,846	10,687,372	11,126,684	13,949,993
地域密着型サービス等給付費計			10,904,324	11,661,826	12,197,524	12,658,187	13,215,621	16,547,561

(令和 2(2020)年度は見込み)

③ 施設サービス

(単位:千円, 人/年)

区 分			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
施設サービス	介護老人福祉施設	給付費	5,085,119	5,148,573	5,151,430	5,151,430	5,670,432	7,353,887
		人数	19,200	19,320	19,320	19,320	21,156	27,396
	介護老人保健施設	給付費	4,552,503	4,618,925	4,621,488	4,621,488	4,871,767	6,225,459
		人数	15,768	15,900	15,900	15,900	16,824	21,444
	介護療養型医療施設	給付費	542,880	321,054	321,232	0	-	-
		人数	1,488	876	876	0	0	0
	介護医療院	給付費	244,539	529,498	529,792	860,150	887,393	1,160,285
		人数	780	1,392	1,392	2,268	2,340	3,060
	施設サービス給付費計		10,425,041	10,618,050	10,623,942	10,633,068	11,429,592	14,739,631

(令和 2(2020)年度は見込み)

④ 介護サービス給付費の計

(単位:千円)

区 分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介護サービス給付費計	36,786,822	38,272,267	39,678,345	40,775,823	43,137,449	54,487,554

(令和 2(2020)年度は見込み)

(5) 介護予防サービス給付費及び事業量の見込み

P242の要支援者（要支援1・2）から介護予防の効果が進んだ場合の要支援者が利用する各介護予防サービスごとの給付費の見込額と利用見込回数等を推計しました。

① 介護予防サービス

(単位:千円, 回, 人/年)

区 分			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問 入浴介護	給付費	0	0	0	0	0	0
		回数	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問 看護	給付費	157,201	167,516	173,982	176,886	186,020	204,468
		回数	44,455	47,148	48,978	49,789	52,362	57,563
	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	給付費	28,334	28,395	29,602	30,264	31,968	35,083
		回数	9,835	9,794	10,205	10,432	11,020	12,092
	介護予防居宅 療養管理指導	給付費	20,550	21,884	23,201	24,040	25,356	27,617
		人数	2,076	2,196	2,328	2,412	2,544	2,772
	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	給付費	452,795	471,520	478,188	483,288	508,786	557,214
		人数	13,608	14,292	14,520	14,748	15,528	16,944
	介護予防短期 入所生活介護	給付費	11,789	9,018	9,447	9,447	10,261	11,214
		日数	1,807	1,373	1,433	1,433	1,565	1,704
	介護予防短期 入所療養介護	給付費	0	0	0	0	0	0
		日数	0	0	0	0	0	0
	介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費	154,566	164,940	175,444	178,728	188,001	203,686
		人数	1,956	2,100	2,232	2,280	2,400	2,592
	介護予防福祉 用具貸与	給付費	286,618	313,080	333,163	344,699	362,749	397,538
		人数	38,652	42,228	44,904	46,464	48,900	53,532
	特定介護予防 福祉用具販売	給付費	18,296	15,923	16,522	16,810	17,985	19,759
		人数	744	648	672	684	732	804
介護予防サービス計			1,130,149	1,192,276	1,239,549	1,264,162	1,331,126	1,456,579

(令和2(2020)年度は見込み)

② 地域密着型介護予防サービス等

(単位:千円, 回, 人/年)

区 分			令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	1,114	1,657	1,658	1,658	2,073	2,073
		回数	166	245	245	245	306	306
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	94,086	103,103	106,169	110,349	114,947	126,735
		人数	1,308	1,404	1,440	1,500	1,560	1,716
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	8,503	8,556	14,267	14,267	14,267	14,267
		人数	36	36	60	60	60	60
住宅改修		給付費	77,777	72,075	74,853	77,630	81,310	88,668
		人数	1,008	936	972	1,008	1,056	1,152
介護予防支援		給付費	217,158	234,387	249,350	262,632	276,452	302,380
		人数	49,164	52,740	56,076	59,064	62,172	68,004
地域密着型介護予防サービス計			103,703	113,316	122,094	126,274	131,287	143,075
地域密着型介護予防等計			398,638	419,778	446,297	466,536	489,049	534,123

(令和 2(2020)年度は見込み)

③ 介護予防サービス給付費の計

(単位:千円)

区 分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介護予防サービス給付費計	1,528,787	1,612,054	1,685,846	1,730,698	1,820,175	1,990,702

(令和 2(2020)年度は見込み)

(参考) 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス量の見込み

各サービスの受給率により按分して見込んでいます。なお、圏域別の見込み量を推計するのが困難な場合は、市内全域等で見込んでいます。

(単位：回、人／年)

圏域	地域密着型 通所介護			認知症対応型 通所介護			介護予防認知症対 応型通所介護			小規模多機能型 居宅介護			介護予防 小規模多機能型 居宅介護		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
倉敷中部	18,710	18,782	19,236	2,414	2,558	2,658	0	0	0	427	436	445	66	68	71
倉敷南	2,850	2,861	2,930	161	171	177	0	0	0	200	204	208	13	14	14
老松・中洲	8,178	8,209	8,408	966	1,023	1,063	0	0	0	613	627	639	53	54	57
大高	6,691	6,717	6,879	966	1,023	1,063	0	0	0	200	204	208	13	14	14
倉敷西	8,178	8,209	8,408	483	512	532	0	0	0	693	709	723	79	82	85
帯江・豊洲	2,974	2,985	3,057	2,575	2,728	2,836	0	0	0	280	286	292	66	68	71
中庄	5,700	5,722	5,860	644	682	709	0	0	0	600	613	625	26	27	28
天城・茶屋町	6,939	6,965	7,134	1,771	1,876	1,949	0	0	0	253	259	264	13	14	14
庄北	1,611	1,617	1,656	1,127	1,194	1,241	0	0	0	453	463	472	93	95	99
倉敷北	2,106	2,114	2,166	322	341	354	245	245	245	147	150	153	66	68	71
水島	9,665	9,702	9,937	1,610	1,705	1,772	0	0	0	373	382	389	40	41	42
福田	11,399	11,443	11,720	644	682	709	0	0	0	213	218	222	26	27	28
連島	4,832	4,851	4,968	966	1,023	1,063	0	0	0	427	436	445	66	68	71
連島南	4,832	4,851	4,968	1,288	1,364	1,418	0	0	0	347	354	361	79	82	85
琴浦	7,186	7,214	7,389	0	0	0	0	0	0	307	314	320	13	14	14
児島中部	6,319	6,344	6,497	0	0	0	0	0	0	293	300	306	40	41	42
児島西	2,230	2,239	2,293	161	171	177	0	0	0	187	191	195	26	27	28
赤崎	1,115	1,119	1,146	0	0	0	0	0	0	133	136	139	40	41	42
下津井	496	498	510	0	0	0	0	0	0	80	82	83	0	0	0
郷内	1,363	1,368	1,401	0	0	0	0	0	0	107	109	111	40	41	42
玉島東	12,143	12,190	12,484	1,449	1,535	1,595	0	0	0	773	791	806	106	109	113
玉島中部	10,656	10,697	10,956	3,058	3,240	3,367	0	0	0	547	559	570	119	122	127
玉島南	5,328	5,349	5,478	644	682	709	0	0	0	680	695	709	185	190	198
玉島北	8,673	8,707	8,917	3,058	3,240	3,367	0	0	0	733	750	764	93	95	99
船穂	3,469	3,483	3,567	161	171	177	0	0	0	173	177	181	0	0	0
真備	3,593	3,607	3,694	805	853	886	0	0	0	467	477	486	40	41	42
市内全域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	157,235	157,843	161,660	25,271	26,771	27,824	245	245	245	9,708	9,924	10,116	1,404	1,440	1,500

(参考) 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス量の見込み(続き)

(単位: 人/年)

圏域	認知症対応型 共同生活介護			介護予防 認知症対応型 共同生活介護			地域密着型 特定施設入居者 生活介護			地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護			定期巡回 ・随時対応型 訪問介護看護			看護小規模多機能型 居宅介護		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
倉敷中部	1,181	1,219	1,267	0	0	0	35	35	35	475	475	503	0	0	0	58	81	83
倉敷南	349	361	375	0	0	0	24	24	24	56	56	59	0	0	0	19	27	28
老松 ・中洲	904	933	970	0	0	0	71	71	71	307	307	326	0	0	0	58	81	83
大高	735	759	789	0	0	0	12	12	12	335	335	355	0	0	0	38	54	55
倉敷西	711	734	763	0	0	0	118	118	118	307	307	326	17	17	17	58	81	83
帯江 ・豊洲	638	659	685	0	0	0	0	0	0	98	98	104	0	0	0	0	0	0
中庄	663	684	711	0	0	0	0	0	0	42	42	44	0	0	0	58	81	83
天城・ 茶屋町	1,048	1,083	1,125	0	0	0	0	0	0	98	98	104	0	0	0	19	27	28
庄北	446	460	478	0	0	0	0	0	0	84	84	89	0	0	0	38	54	55
倉敷北	277	286	297	0	0	0	0	0	0	70	70	74	0	0	0	173	242	249
水島	687	709	737	0	0	12	35	35	35	307	307	326	0	0	0	19	27	28
福田	964	995	1,035	0	0		12	12	12	601	601	636	0	0	0	19	27	28
連島	434	448	466	0	0		0	0	0	126	126	133	0	0	0	58	81	83
連島南	542	560	582	0	0		12	12	12	210	210	222	0	0	0	38	54	55
琴浦	687	709	737	0	0	0	12	12	12	321	321	340	0	0	0	19	27	28
児島中部	590	610	634	0	0	0	12	12	12	84	84	89	0	0	0	154	215	221
児島西	410	423	440	0	0	0	0	0	0	196	196	207	0	0	0	193	269	276
赤崎	313	324	336	0	0	0	0	0	0	70	70	74	0	0	0	58	81	83
下津井	108	112	116	0	0	0	0	0	0	84	84	89	0	0	0	19	27	28
郷内	446	460	478	0	0	0	0	0	0	42	42	44	0	0	0	19	27	28
玉島東	410	423	440	24	24	24	0	0	0	279	279	296	138	138	138	173	242	249
玉島中部	771	796	828	0	0	0	35	35	35	293	293	311	104	104	104	135	188	193
玉島南	446	460	478	0	0	0	0	0	0	210	210	222	17	17	17	77	108	111
玉島北	554	572	595	0	0	0	35	35	35	419	419	444	207	207	207	308	430	442
船穂	398	411	427	12	12	12	153	153	153	251	251	266	52	52	52	19	27	28
真備	638	659	685	0	0	0	118	118	118	503	503	533	17	17	17	19	27	28
市内 全域	-	-	-	-	24	12	-	156	348	-	-	-	-	156	156	-	-	-
合計	15,348	15,852	16,476	36	60	60	684	840	1,032	5,868	5,868	6,216	552	708	708	1,848	2,580	2,652

※夜間対応型訪問介護は実績を見込んでいないため記載していません。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業の支給費及び事業量の見込み

P242の要支援者（要支援1・2）から介護予防の効果が進んだ場合の要支援者が利用する各総合事業サービスごとの支給費の見込額と利用見込回数等を推計しました。

（単位：千円，回，人／年）

区 分		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
訪問型サービス (総合事業訪問 介護)	支給費	280,187	287,642	295,099	302,556	317,489	367,599
	人数	15,228	15,648	16,056	16,476	17,304	19,776
通所型サービス (総合事業通所 介護)	支給費	920,990	950,233	979,480	1,008,724	1,067,295	1,191,257
	人数	32,292	33,324	34,332	35,388	37,440	41,760
通所型短期集中 予防サービス	支給費	1,504	1,564	1,624	1,683	1,802	1,786
	回数	600	624	648	671	719	712
介護予防ケアマ ネジメント	支給費	101,200	105,210	109,220	113,230	121,261	120,145
	人数	22,970	23,880	24,790	25,701	27,523	27,270

（令和2(2020)年度は見込み）

※訪問型サービス（総合事業訪問介護）、通所型サービス（総合事業通所介護）及び介護予防ケアマネジメントのサービス価格については、令和3年度から「価格の上限の弾力化」（国が定める額を勘案して、市町村が上限を超える設定を行えるもの）が可能となりましたが、倉敷市では、これまで、国が定める額と同額の価格設定を行っており、令和3年度以降についても、同額の価格設定として推計。

(7) 介護人材の見込み（倉敷市の介護人材の需要推計）

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するには、介護職員が9千人以上必要（令和2(2020)年に比べて約千人の増が必要）と推計し、さらに令和22(2040)年には、介護職員が1.1万人以上必要（令和2(2020)年に比べて約3千人の増が必要）と推計しています。これに対して、今後の離職者や入職者等の推移を踏まえれば、介護職員の不足感は増していきます。このため、外国人を含む介護人材の確保等を進めるとともに、介護予防の強化を通じて健康寿命の延伸を図りつつ、地域で活躍する人材を増やすことや介護事業所で介護ロボット・ICTの活用等を積極的に進めることが必要です。（具体的な取組については第4章P94、P128⑤、第5章P174を参照。）

厚生労働省から配布された「(市区町村用)介護人材需要推計ワークシート」による推計結果は以下のとおりです。

(単位:人)

区 分	サービス受給者数	介護職員数
令和2(2020)年	21,548	8,219
令和7(2025)年	24,780	9,452
令和12(2030)年	28,045	10,697
令和17(2035)年	30,035	11,456
令和22(2040)年	29,662	11,314

資料:厚生労働省「(市区町村用)介護人材需要推計ワークシート」による推計

※介護職員は、訪問サービス・通所サービス等の在宅サービスや介護老人福祉施設等の施設サービスにおいて、直接介護に従事する職員です。

※平成27(2015)年国勢調査の性・年齢階級別人口をもとに、国において推計された推計人口からサービス受給者数を推計し、平成29(2017)年の全国のサービス受給者100人あたりの介護職員配置率(介護保険のサービス受給者が100人いる場合に、何人の介護職員等が勤務しているかを示す値)を乗じて介護職員数を推計。

コラム「移住者を対象とした就職支援金制度について」

所定の資格を持たれた方で、Uターン、Iターン等、県外から転入して市内の介護保険事業所で就職された方へ就職支援金を交付します。

＜対象者＞

- 採用決定日以前に、「くらしき移住就労サポートデスク」に事前登録した方。
 - 「介護支援専門員(ケアマネジャー)」、「介護福祉士」、「保育士」、「幼稚園教諭」の資格を有されている方、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する「実務者研修」、または「介護職員初任者研修課程」を修了した方。(3ヶ月以上の継続した就労が条件。)
 - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更だけでなく、新規の雇用で就職した方。
 - 県外から転入して3ヶ月以内に市内の介護保険事業所で就労を開始した方、または、三大都市圏※から転入して3ヶ月以内に市内の私立の保育園・幼稚園・認定こども園で就労を開始した方。
- ※ここでは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、愛知県、岐阜県、三重県からの転入。
- 週20時間以上の無期雇用契約で就労されている方

Uターン・Iターン対象 移住者を対象とした
**介護保険事業所及び保育園等への
就職支援金制度について**

所定の資格を持たれた方で、Uターン、Iターン等、
県外から転入して市内の介護保険事業所で
就職された方、または 三大都市圏※から
転入して私立の保育園等へ就職された方
へ就職支援金を交付します。
(※就業開始日より、転入して3ヶ月以内が対象です)

交付金額
1人につき **10万円**
(1回限り)
予算がなくなり次第
交付を終了

交付対象者

- 採用決定日より前に、「くらしき移住就労サポートデスク」に事前登録した方。
- 「介護支援専門員(ケアマネジャー)」、「介護福祉士」、「保育士」、「幼稚園教諭」の資格を有されている方、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する「実務者研修」、または「介護職員初任者研修課程」を修了した方。(3ヶ月以上の継続した就労が条件。)
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更だけでなく、新規の雇用で就職した方。
- 県外から転入して3ヶ月以内に市内の介護保険事業所で就労を開始した方、または、三大都市圏※から転入して3ヶ月以内に市内の私立の保育園・幼稚園・認定こども園で就労を開始した方。
- 週20時間以上の無期雇用契約で就労されている方。

申請手続き

- 就業開始日より3ヶ月以内(市役所・市立施設等)で就業を開始した方、または、就業開始日より3ヶ月以内に市内の私立の保育園・幼稚園・認定こども園で就業を開始した方。
- 就業開始日より3ヶ月以内に市内の私立の保育園・幼稚園・認定こども園で就業を開始した方。
- 就業開始日より3ヶ月以内に市内の私立の保育園・幼稚園・認定こども園で就業を開始した方。

事前登録窓口

※詳しくは、Uターン・Iターンサポートデスク「くらしき移住就労サポートデスク」へお問い合わせください。
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)
受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く)
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)

※詳しくは、Uターン・Iターンサポートデスク「くらしき移住就労サポートデスク」へお問い合わせください。
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)
お問い合わせ先: 0120-109-649 (東京・大阪・名古屋)

2 介護保険事業費の算定

(1) 標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

各サービスの給付費を基に、令和3(2021)年度から5(2023)年度までの標準給付費、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）の見込み及び保険料収納必要額を算定しました。

①標準給付費

(単位:円)

区 分	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	合 計	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
総給付費※(A)	39,884,321,000	41,364,191,000	42,506,521,000	123,755,033,000	44,957,624,000	56,478,256,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (B=C-D)	954,847,826	866,161,380	890,955,105	2,711,964,311	940,934,673	1,127,504,829
特定入所者介護サービス費等給付額(C)	1,181,907,871	1,216,814,851	1,251,641,679	3,650,364,401	1,321,856,408	1,583,959,339
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(D)	227,060,045	350,653,471	360,686,574	938,400,090	380,921,735	456,454,510
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (E=F-G)	877,038,208	891,942,111	917,470,658	2,686,450,977	968,939,025	1,161,064,099
高額介護サービス費等給付額(F)	898,405,000	924,938,884	951,411,841	2,774,755,725	1,004,784,245	1,204,016,851
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(G)	21,366,792	32,996,773	33,941,183	88,304,748	35,845,220	42,952,752
高額医療合算介護サービス費等給付額(H)	159,326,000	164,003,371	168,746,388	492,075,759	178,330,895	212,658,964
算定対象審査支払手数料(I)	37,804,200	38,914,050	40,039,440	116,757,690	42,313,600	50,458,870
標準給付費見込額 (J=A+B+E+H+I)	41,913,337,234	43,325,211,912	44,523,732,591	129,762,281,737	47,088,142,193	59,029,942,762

※総給付費…1の(4)で算定した介護サービス給付費と1の(5)で算定した介護予防サービス給付費の合計額(端数処理のため、数値の合計は一致しない場合がある。)

②地域支援事業費

地域支援事業費の算定については、各事業の実績から推計し、事業費を積み上げました。

(単位:円)

区 分	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	合 計	令和 7 (2025) 年度	令和 22 (2040) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,564,147,143	1,616,626,531	1,669,615,223	4,850,388,897	1,758,369,126	1,929,002,068
包括的支援事業費	510,364,000	532,188,650	536,798,650	1,579,351,300	551,573,650	566,033,650
任意事業費	240,847,286	253,807,366	267,522,527	762,177,179	286,497,744	283,860,443
合計	2,315,358,429	2,402,622,547	2,473,936,400	7,191,917,376	2,596,440,520	2,778,896,161

(参考) 地域包括支援センターの運営

区 分		令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
高齢者支援センター	設置数	25	25	25	25
	配置人員	87	88	88	89
高齢者支援サブセンター	設置数	3	3	3	3
	配置人員	3	3	3	3

③第1号被保険者保険料の算定

(単位:円)

区 分	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	合 計	令和7 (2025) 年度	令和22 (2040) 年度
標準給付費見込額(A)	41,913,337,234	43,325,211,912	44,523,732,591	129,762,281,737	47,088,142,193	59,029,942,762
地域支援事業費(B)	2,315,358,429	2,402,622,547	2,473,936,400	7,191,917,376	2,596,440,520	2,778,896,161
内、介護予防・日常生活支援総合事業費(B')	1,564,147,143	1,616,626,531	1,669,615,223	4,850,388,897	1,758,369,126	1,929,002,068
第1号被保険者負担分相当額 (C=(A+B)×23%)	10,172,600,002	10,517,401,926	10,809,463,868	31,499,465,796	11,626,192,355	16,564,768,831
調整交付金相当額 (D=(A+B')×5%)	2,173,874,219	2,247,091,922	2,309,667,391	6,730,633,532	2,442,325,566	3,047,947,242
調整交付金見込額 (E=(A+B')×調整交付金見込交付割合)	2,243,438,000	2,332,481,000	2,415,912,000	6,991,831,000	2,642,596,000	3,834,318,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(F)				400,000,000	0	0
財政安定化基金拠出金見込額						
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0	0
財政安定化基金交付金(G)				0	0	0
準備基金取崩額(H)				500,000,000	0	0
保険料収納必要額 (I=C+D-E-F-G-H)				30,338,268,328	11,425,921,921	15,778,398,073
保険料収納率(J)	98.6%				98.6%	
保険料基準額 (K=I÷J÷3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数=410,254人)				74,999	83,802	107,329

3 介護保険料と保険料段階

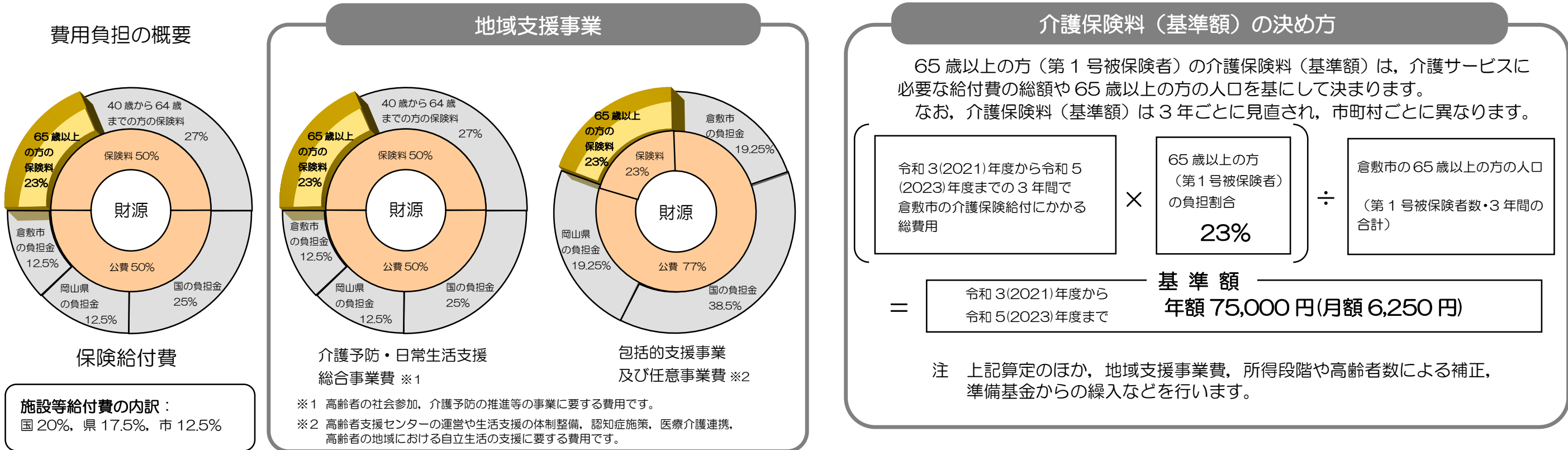
段階別の保険料額

第8期(R3(2021)～5(2023)年度)					第7期 (R2(2020)年度)		増減	
段階	対 象 者	国の 標準	乗率	年額(円)	乗率	年額(円)	年額 (円)	率
1	老齢福祉年金受給者で 世帯全員が市町村民税非課税	0.50 ↓ 軽減強化	0.50 ↓ 軽減強化	37,500 ↓ 軽減強化	0.50 ↓ 軽減強化	36,300 ↓ 軽減強化	720	3.3%
	生活保護の受給者			22,500		21,780		
	本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が 80万円以下	0.30	0.30		0.30			
2	本人及び 世帯全員が 市町村民税 非課税	0.75 ↓ 軽減強化	0.65 ↓ 軽減強化	48,750 ↓ 軽減強化	0.65 ↓ 軽減強化	47,190 ↓ 軽減強化	960	3.3%
		0.50	0.40	30,000	0.40	29,040		
3		0.75 ↓ 軽減強化	0.70 ↓ 軽減強化	52,500 ↓ 軽減強化	0.70 ↓ 軽減強化	50,820 ↓ 軽減強化	1,560	3.3%
		0.70	0.65	48,750	0.65	47,190		
4	本人が 市町村民税 非課税で 世帯の誰かが 課税	0.90	0.85	63,750	0.85	61,710	2,040	3.3%
⑤	本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計額が 80万円超過	1.00	1.00	基準額 75,000 (月額6,250円)	1.00	基準額 72,600 (月額6,050円)	2,400	3.3%
6	本人が 市町村民税 課税	1.20	1.20	90,000	1.20	87,120	2,880	3.3%
7		1.30	1.30	97,500 (第7期では120万円以上200万円未満)	1.30	94,380	3,120	3.3%
8		1.50	1.50	112,500 (第7期では200万円以上300万円未満)	1.50	108,900	3,600	3.3%
9		1.70	1.70	127,500 (第7期では300万円以上400万円未満)	1.70	123,420	4,080	3.3%
10			1.85	138,750	1.85	134,310	4,440	3.3%
11			2.00	150,000	2.00	145,200	4,800	3.3%

※低所得者保険料軽減のために第1段階から第3段階に公費が投入されています。

※推計では令和7(2025)年度の保険料基準額は月額6,984円、令和22(2040)年度の保険料額は月額8,944円となると見込まれます。

介護保険料段階と保険料額



介護保険料（基準額）の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（基準額）は、介護サービスに必要な給付費の総額や65歳以上の方の人口を基に決まります。

なお、介護保険料（基準額）は3年ごとに見直され、市町村ごとに異なります。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で倉敷市の介護保険給付にかかる総費用

×

65歳以上の方（第1号被保険者）の負担割合
23%

÷

倉敷市の65歳以上の方の人口
（第1号被保険者数・3年間の合計）

=

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで
**基準額
年額 75,000 円(月額 6,250 円)**

注 上記算定のほか、地域支援事業費、所得段階や高齢者数による補正、準備基金からの繰入などを行います。

第7期介護保険料額（令和2(2020)年度）		
段階	対象者	年間保険料額(月額)
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者	21,780円(1,815円) (基準額×0.30)
	・生活保護受給者	
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	29,040円(2,420円) (基準額×0.40)
	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	47,190円(3,933円) (基準額×0.65)
第4段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	61,710円(5,143円) (基準額×0.85)
第5段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	72,600円(6,050円) (基準額)
第6段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	87,120円(7,260円) (基準額×1.20)
第7段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	94,380円(7,865円) (基準額×1.30)
第8段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	108,900円(9,075円) (基準額×1.50)
第9段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	123,420円(10,285円) (基準額×1.70)
第10段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	134,310円(11,193円) (基準額×1.85)
第11段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上の方	145,200円(12,100円) (基準額×2.00)

※低所得者保険料軽減のために第1段階から第3段階に公費が投入されています。

第8期介護保険料額			
段階	対象者	年間保険料額(月額)	第7期との比較(月額)
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者	22,500円(1,875円) (基準額×0.30)	+60円
	・生活保護受給者		
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	30,000円(2,500円) (基準額×0.40)	+80円
	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方		
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	48,750円(4,063円) (基準額×0.65)	+130円
第4段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	63,750円(5,313円) (基準額×0.85)	+170円
第5段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	75,000円(6,250円) (基準額)	+200円
第6段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	90,000円(7,500円) (基準額×1.20)	+240円
第7段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	97,500円(8,125円) (基準額×1.30)	+260円
第8段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	112,500円(9,375円) (基準額×1.50)	+300円
第9段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	127,500円(10,625円) (基準額×1.70)	+340円
第10段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	138,750円(11,563円) (基準額×1.85)	+370円
第11段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上の方	150,000円(12,500円) (基準額×2.00)	+400円

※低所得者保険料軽減のために第1段階から第3段階に公費が投入されています。



資料編

1 用語の説明

介護給付	要介護の認定を受けた人が受けることができる給付のことです。
予防給付	要支援の認定を受けた人が受けることができる給付のことです。
居宅サービス	在宅で受けられる介護サービスのことです。
地域密着型サービス	要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活ができるように創設されたサービスのことで、施設所在地の市町村に居住する人が受けられるサービスのことです。
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院で受けられるサービスのことです。 ※介護療養型医療施設は令和5年度末に廃止予定。
訪問介護	訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復等を旨とするものです。
訪問リハビリテーション	病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスと言われるものです。 できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
認知症対応型通所介護	デイサービスと言われるものです。 認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
通所リハビリテーション	デイケアと言われるものです。 できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。
短期入所生活介護 短期入所療養介護	ショートステイと言われるものです。 要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持又は療養生活の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

福祉用具貸与	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与（レンタル）することにより、利用者の生活機能の維持改善を図るものです。
住宅改修	心身の機能が低下した高齢者の住まいを安全で使い易くするため、また、介護者の負担を軽減するため、手すりの取付等といった小規模な住宅改修のことをいいます。 介護保険では、住宅改修を行う時に、要介護状態区分等にかかわらず、住民票の住所地につき 20 万円を上限に、利用者の負担割合に応じて住宅改修費を支給します。
特定福祉用具販売	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、貸与（レンタル）になじまない福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持改善を図るものです。 介護保険では、福祉用具を購入する時に、要介護状態区分等にかかわらず、年間（4月～3月）で 10 万円を上限に、利用者の負担割合に応じて福祉用具購入費を支給します。
認知症対応型共同生活介護	グループホームと言われるものです。 認知症の高齢者に対して、共同生活起居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。
小規模多機能型居宅介護	居宅や通所や短期宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたものです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 時間安心して在宅生活が送れるように、日中・夜間を通じて、必要な介護・看護を 1 日複数回の定期訪問や随時訪問により行うものです。
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホームやケアハウスに入居している方に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするものです。
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームと言われるものです。 入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。要介護 3～5の方が利用できますが、要介護 1・2の方でも、特例入所の要件を満たす方は利用できます。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。要介護 1～5の方が利用できます。
介護療養型医療施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。要介護 1～5の方が利用できます。 ※介護療養型医療施設は令和 5 年度末に廃止予定。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行い、施設で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。要介護 1～5の方が利用できます。

2 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過

年月日	会議などの開催状況
令和元年	
11月～令和2年2月	在宅介護実態調査
12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和2年	
4月 24日	社会福祉審議会開催
5月 18日	策定専門分科会委員の指名
6月 23日	市議会保健福祉委員会へ報告
7月 17日	策定幹事会
7月 30日	策定専門分科会
	市長から諮問
8月 20日	策定幹事会
8月 27日	策定専門分科会
10月 8日	ワーキング部会
10月 15日	策定幹事会
10月 22日	策定専門分科会
11月 11日	策定幹事会
11月 19日	策定専門分科会
11月 30日	市議会保健福祉委員へ素案を報告
12月 1日	} パブリックコメント
5	
12月 28日	
令和3年	
1月 21日	策定幹事会
1月 28日	策定専門分科会
2月 5日	市議会保健福祉委員会へ報告
2月 15日	市長への答申

3 倉敷市社会福祉審議会条例（抄）

平成 13 年 12 月 27 日

条例第 50 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日条例第 7 号

平成 25 年 9 月 30 日条例第 42 号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第5条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 審議会及び専門分科会の会議（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会の会議を除く。）は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

4 倉敷市社会福祉審議会運営要綱（抄）

平成14年3月13日

告示第101号

改正 平成16年3月31日告示第180号

平成20年3月7日告示第108号

平成22年1月6日告示第3号

平成24年2月22日告示第94号

平成24年3月31日告示第178号

平成24年10月30日告示第658号

平成25年3月27日告示第179号

平成26年1月15日告示第20号

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び倉敷市社会福祉審議会条例（平成13年倉敷市条例第50号。以下「条例」という。）に基づき設置された倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第2条 審議会に、条例第3条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長1人を置き、委員長が指名するものとする。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- （1） 民生委員審査専門分科会
- （2） 身体障がい者福祉専門分科会
- （3） 介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会
- （4） 民生委員適正配置検討専門分科会
- （5） 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会
- （6） 障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会
- （7） 地域福祉計画策定専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議をする事項は、別表第1のとおりとする。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

（副専門分科会長）

第4条 各専門分科会に、条例第5条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

（専門分科会の会議の特例）

第5条 専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門分科会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第6条 審議会は、専門事項に関し諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第7条 身体障がい者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。

- 2 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 審査部会に審査部会長1人を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 審査部会は、審査部会長が招集し、会議の議長となり、審査部会の事務を総理する。
- 5 審査部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。
- 6 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(副審査部会長)

第8条 審査部会長に事故があるときは、あらかじめ審査部会長が指名した副審査部会長がその職務を代理する。

(審査部会の会議の特例)

第9条 審査部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第10条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

(議事録)

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

(守秘義務)

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉推進課において総括する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課が処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

分科会名	審議事項
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の推薦者に対する意見（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項） (2) 推薦会の推薦者が適当でないとする意見（民生委員法第7条第1項） (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め、推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） (4) 民生委員解嘱を大臣具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） (5) 民生委員解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） (6) 前号の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） (7) 前各号に掲げるもののほか、民生委員の適否の審査に関する事項

身体障がい者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
介護保険地域密着型サービス等運営専門分科会	(1) 本市における地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定める場合の意見（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項及び第54条の2第5項） (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合の意見（介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項） (3) 特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者を指定する場合の意見 (4) 本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める場合の意見（介護保険法第78条の4第6項及び第115条の14第6項） (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するために必要な事項
民生委員適正配置検討専門分科会	(1) 民生委員の適正配置に関する事項 (2) 民生委員の定数に関する事項
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等に関する事項
障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会	障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定等に関する事項
地域福祉計画策定専門分科会	地域福祉計画策定等に関する事項

別表第2（第7条関係）

身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審議事項

区分	審議事項
身体障害者の障害の程度に関する事項	(1) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表（以下「法別表」という。）に掲げるものに該当しないと市長が認めるための、審議会諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項） (2) 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定めるいずれの級に該当するか不明なとき、審議会諮問に対する答申
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	(1) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第15条第2項） (2) 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を市長が取り消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）

5 倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定専門分科会委員名簿

◎は会長 ○は副会長

団体名・役職	氏名
倉敷市社会福祉協議会 事務局次長（兼）地域福祉課長	秋田 展生
岡山県老人保健施設協会・会長	秋山 正史
倉敷市高齢者支援センター職員連絡会・会長	朝原 義之
岡山県薬剤師会倉敷支部・理事	石元 秀和
倉敷ねたきり・認知症家族の会・会長	岩崎 菊江
倉敷市民生委員児童委員協議会・副会長	○ 内田 浩二
倉敷市老人クラブ連合会・理事	大橋 嘉嗣
岡山県老人福祉施設協議会理事（デイサービスセンター部会）	亀浦 基範
川崎医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉学科・学科長	◎ 熊谷 忠和
倉敷市栄養改善協議会・会長	兒山 和子
倉敷市総合福祉事業団 在宅福祉課長	清水 和喜
倉敷医師会・理事	高尾 聡一郎
倉敷市内歯科医師会協議会・副会長	寺地 恭一
市民公募者	寺中 雅智
倉敷市特養連絡協議会・会長	中塚 裕之
市民公募者	中西 宣佳
市民公募者	中村 玉子
倉敷市議会保健福祉委員会・委員長	難波 朋裕
岡山県老人福祉施設協議会監事（軽費・ケアハウス部会）	西岡 安彦
倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課主幹（兼）生活支援コーディネーター	松岡 武司
倉敷市介護保険事業者等連絡協議会・会長	矢野 宏行
倉敷市愛育委員会連合会・副会長	山坂 敏美

(50音順 敬称略)

6 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会 及びワーキング部会設置要領（抄）

（目的及び設置）

第1条 老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画並びに介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を策定するために、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及びワーキング部会を設置する。

（幹事会）

第2条 幹事会に幹事を置き、幹事は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

2 幹事会は保健福祉局長が招集し、幹事会は保健福祉局長が議長となる。

3 議長に事故があるときは、議長が指名した者がその職務を代理する。

4 議長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を幹事として加えることができる。

5 議長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事の職務）

第3条 幹事は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する事務事業の企画立案及び連絡調整に關すること。

(2) 前号の事務事業に関し、必要な実施状況の報告に關すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

（ワーキング部会）

第4条 ワーキング部会に部会員を置き、部会員は別表第2に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

2 ワーキング部会は、健康福祉部参事（兼健康長寿課長）が招集し、会長は健康福祉部参事（兼健康長寿課長）を充てる。

3 会長に事故があるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める者を部会員として加えることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会員の職務）

第5条 部会員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成

(2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（庶務）

第6条 幹事会及びワーキング部会の庶務は、保健福祉局健康福祉部健康長寿課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会及びワーキング部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

別表第1（第2条関係）

保健福祉局長，企画財政局企画財政部長，建設局建築部長，社会福祉部長，健康福祉部長，保健所参事（事務系），保健福祉局副参事（兼保健福祉推進課長），保健福祉局副参事（兼指導監査課長）

別表第2（第4条関係）

保健福祉推進課，指導監査課，福祉援護課，障がい福祉課，健康長寿課，国民健康保険課，介護保険課，医療給付課，保健課，健康づくり課，住宅課

7 倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対するパブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）

No	意見の該当箇所	ご意見の要旨	倉敷市の考え方
1	第2章 高齢者や介護保険制度の現状等	5「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等からみる高齢者の意識や実態」について、ここまでの詳細な資料が必要でしょうか？	この項目では、計画策定の基礎資料とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の集計や分析を掲載しています。倉敷市の現状等をお示しするために掲載しているところです。
2	第4章 温もりのある健康長寿のまち倉敷実現に向けて	細かく記載していますが市民から見るとわかりにくい。現状とこれからの計画を簡素明瞭に記載するだけでよいのではないのでしょうか？	計画冊子とは別に、計画の体系や重点目標、重点的取組などを簡素にまとめた概要版を作成し、市のホームページでも公表いたします。
3	第6章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性	日常生活圏域ごとの施設整備計画が計算しないとわからない。わかりやすくしてほしい。	日常生活圏域ごとの年度毎の施設整備計画については、182ページの上側の表にお示ししています。
4	第6章 日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性	第6章の地域の取組は必要なのか（4章で記載した上で更に6章で掲載する必要があるのか）。 事業を新たに考えている事業者にとって水を差すようなページになっていないか。	本市では「支え合いの場づくり・人づくりの推進」を重点目標に掲げ、これまでの経験や知識等を生かしつつ、人と人がつながり、支え合って暮らしていける地域となるよう取組を進めているところです。 第6章では圏域ごとの課題に沿った活動や、住民主体の活動の好事例を紹介することにより、支え合いの機運を高めてまいりたいと考えています。

8 各担当課等問い合わせ先一覧

市外局番（０８６）

担 当 課 名 等	連絡先電話番号
市民活動推進課	４２６－３１０７
防災推進課	４２６－３１３１
生活安全課	４２６－３２７５
消費生活センター	４２６－３９２２ (消費相談専用 ４２６－３１１５)
保健福祉推進課	４２６－３３０３
指導監査課	４２６－３２９７
福祉援護課	４２６－３３２１
障がい福祉課	４２６－３３０５
健康長寿課	４２６－３３１５
介護保険課	４２６－３３４３
国民健康保険課	４２６－３２８１
医療給付課	４２６－３３９５
保健課	４３４－９８００
健康づくり課	４３４－９８２０
スポーツ振興課	４２６－３８５５
交通政策課	４２６－３５４５
住宅課	４２６－３５３１
消防局 予防課	４２６－１１９４
市民学習センター	４５４－００１１
倉敷市社会福祉協議会	４３４－３３０１

倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画

令和3年3月

発 行 岡山県倉敷市

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

事務局：

保健福祉局健康福祉部健康長寿課

TEL 086-426-3315

FAX 086-422-2016

E-mail wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp

介護保険課

TEL 086-426-3343

FAX 086-421-4417

E-mail kaigo@city.kurashiki.okayama.jp
